

専門社会福祉士認定システム 構築にむけた基礎研究事業 報告書



2010年3月

社団法人 日本社会福祉士会
専門社会福祉士研究委員会

はじめに

社会福祉士の資格制度化 20 年目の 2007（平成 19）年に「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正における国会の附帯決議において国家資格有資格者にさらに高い専門性を認証する仕組みの構築を図ることが決議されました。

この決議を受け、2008（平成 20）年度から社団法人日本社会福祉士会は、独立行政法人福祉医療機構（WAM）の助成を受け本研究事業に取り組み、2009（平成 21）年 3 月に中間報告「専門社会福祉士認定システム構築にむけた基礎研究事業中間報告書」を提出しました。中間報告では、社会福祉士の専門性の整理と専門社会福祉士のイメージの検討、また他専門職の先行制度の調査、外国の制度の文献調査について報告をいたしました。

研究 2 年目となる本年度の報告は、中間報告で課題とした次の事項を中心に検討結果をまとめ、専門社会福祉士認定制度について提案するものです。

- ①ジェネラリストとしての社会福祉士専門性について
- ②ジェネリックとスペシフィックの関係整理
- ③専門社会福祉士の認定要件
- ④認定システム（制度設計）
- ⑤専門社会福祉士資格を取得するための研修のあり方

専門社会福祉士認定制度について提案の全体像は、「専門社会福祉士認定制度の提案」として最初にまとめています。

社団法人日本社会福祉士会は、提案の制度化に向けて 2010（平成 22）年度も引き続き検討を行い、2012（平成 24）年度には制度運用を開始する予定です。今後の制度の創設、運用開始に向けて引き続き厚生労働省、職能団体、事業者、教育機関等関係機関・団体等の全面的なご協力をいただきたくよろしくお願いをいたします。

なお、本研究事業は、2008（平成 20）年度から 2009（平成 21）年度までの 2 か年にわたって独立行政法人福祉医療機構の助成を受け実施したものです。

2010 年 3 月
専門社会福祉士研究委員会
委員長 橋本 正明

目 次

はじめに	1
目 次	3
専門社会福祉士認定制度の提案	5
専門社会福祉士認定制度の検討	16
1. 検討の前提（社会的要請）	16
2. 専門社会福祉士認定制度	21
(1) 段階の設定について	
(2) 名称について	
(3) 定義・役割について	
(4) 養成の目標数について	
3. 専門性の構成要素と役割、キャリア形成過程	25
(1) 共通する専門性と分野における専門性について	
(2) 求められる役割と必要な力量	
(3) 必要な力量の獲得方法について	
4. 認 定	31
(1) 認定要件	
(2) 認定の更新	
5. 認定に必要な研修について	36
(1) 研修内容	
(2) 研修時間と単位の考え方	
(3) 研修の手法等	
(4) 研修の分類	
6. 認定システム設計	41
(1) 認定（個人の認定）(Certification)	
(2) 認定の手続き	
(3) 認定登録と登録表示について	
(4) 研修の認証 (Accreditation)	
(5) 運営体制	
7. 認定制度運用のスケジュール	44
(1) 制度の開始	
(2) 経過措置	
8. 専門社会福祉士認定システムの構築に向けての今後の検討課題	44
(1) 活動領域（職域）の拡大	
(2) 常勤での雇用	
(3) 任用条件としての認定専門社会福祉士等	
(4) 加算条件としての認定専門社会福祉士等	

(5) 福祉職の待遇改善	
9. アンケート調査、フォーカスグループインタビュー	47
(1) アンケート調査	
(2) フォーカスグループインタビュー	
(3) 専門社会福祉士制度設計への示唆	
10. 他団体ヒアリング	104
(1) ヒアリング調査の概要	
(2) 7団体のヒアリング調査結果のまとめ	
(3) 7団体のヒアリング考察	
(4) 専門社会福祉士制度設計への示唆	
資料	
1. アンケート結果	
(1) アンケート集計	123
(2) アンケート調査票	178
2. ヒアリング結果	
(1) 社会福祉法人全国社会福祉協議会	189
(2) 社団法人日本医療社会事業協会	200
(3) 社団法人日本精神保健福祉士協会	205
(4) 財団法人日本臨床心理士資格認定協会	214
2009年度専門社会福祉士研究委員会委員名簿	219

【注】

報告書の本文中、制度名称については「専門社会福祉士認定制度」とした。認定資格の名称については研究委員会で検討した「認定社会福祉士」「認定専門社会福祉士」を使用した。

専門社会福祉士認定制度の提案

2008（平成 20）年度事業として専門社会福祉士研究委員会において、2009（平成 21）年 3 月に中間報告書をまとめたところであるが、より具体的な専門社会福祉士認定制度のあり方について以下のように提案する。

1. 検討の前提（社会的要請）

近年の社会構造や社会環境の変化に伴い、社会的援助のニーズが増大し、その問題解決は複雑化している。その課題への対応や支援には、専門的かつ分野横断的な知識・技術や、関係機関等との連携、社会資源開発等地域への働きかけも必要となる。また、措置から契約へという福祉サービス利用の仕組みの変化など、契約や市場原理の中で生じる問題への対応も必要になっている。このような中で社会福祉士の活躍への期待が高まっている。社会保障審議会福祉部会の意見（2006（平成 18）年 12 月 12 日）では、社会福祉士には次のような役割を果たすことが求められているとされている。

- ①福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割
- ②利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割
- ③地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割

そして、「より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて早急に検討を行う」必要があることが、社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の成立時に附帯決議されている。

このような実践力を有する社会福祉士の養成は、元来、養成課程における教育だけでは限界があり、資格取得後の継続教育等による能力開発が必要である。これまでも職場における OJT（On the Job Training）による教育指導、職能団体における生涯研修制度等による研修等が行われてきた。しかし少人数職場や単独配置職種では教育・指導体制が持ちにくいことや、研修実施団体はそれぞれ独自に研修を開催しているがその関係調整がなされておらず、どのような研鑽をしているのか相互の位置づけがわかりにくい状況にある。また、生涯研修制度等は研修の努力は評価できるが、実践力についての評価となりにくいことから、社会福祉士有資格者の力量が十分に担保され、それを社会に明示してきたとは言い難い。それは実践力のある社会福祉士の任用や活用が進まない要因にもなっている。

したがって、養成教育後の研修体系の整備や経験目標の設定など実践力の担保の仕組みを整備するとともに、実践力・専門性を認定する「専門社会福祉士認定制度」が必要である。

2. 専門社会福祉士認定制度

(1) 段階設定について

- ・ 社会福祉士の成長過程は大きく分けて「①教わりながらできる」、「②自分の職場においてひとりできる」、「③自分の職場でリーダーになれる、スーパービジョンができる」、「④地域で中核になれる、管理的機能が担える」というような段階を経ている。
- ・ 専門社会福祉士認定制度の検討の中では、認定専門社会福祉士は「組織を含む地域の中で中核になる者」を想定した。しかし、実際にその段階まで至るにはある程度長期の実践経験と研鑽が必要であり、福祉現場においては、まずは自職場においての役割を適切に果たせる段階が求められる。そのため、専門社会福祉士認定制度では、「③自分の職場でリーダーになれる、スーパービジョンができる」段階と、「④地域で中核になれる、管理的機能が担える」段階との2段階に分けて認定を行うこととした。

(2) 名称、定義及び役割

- ・ 名称は、前者について「認定社会福祉士」、後者について「認定専門社会福祉士」とする。
- ・ それぞれについての定義、具体的な役割は【表1】のとおりである。

(3) 養成の目標数

- ・ 認定社会福祉士については、その具体的な役割も含めて実務に携わるすべての社会福祉士が取得をしていくことを想定している。
- ・ 認定専門社会福祉士は地域で中核になる者（地域におけるスーパーバイザー、リーダーになる者）なので、仮に人口3万人～5万人に1人の割合で配置すると、2,400人～4,000人が必要になる。

3. 専門性の構成要素と役割、キャリア形成課程

(1) 必要な力量の獲得方法について

社会福祉士として必要な実践力は、現場実践における経験による技術習得と研修等による知識習得及び実践の振り返り等の循環により獲得・維持・向上されていく。

OJT (On the Job Training) など実務経験を通して学ぶことは実践的であり効果的であるが、一方で「実務上経験できることに偏る」「業務の中では振り返りの時間が取りにくい」「少人数の職場ではスーパービジョンが受けにくい」などの課題も指摘されている。そのため、職能団体の研修などの Off-JT (Off- the Job Training) や SDS (Self Development System) による継続研修・継続教育によって研鑽をすることを組み合わせることが効果的である。したがって、継続研修・継続教育における学校教育・職能団体・職域等の研修実施の役割分担と協働が必要である。

また、力量の獲得には、実践経験と研修とが適切に結びつく経験目標を設定した研修の実施がより効果を上げていくことになる。さらに、単独配置の職場については、職能団体の研修や職能団体が行う地域での活動において経験を積んだ者がスーパービジョ

ンすることも有効である。

現場実践と研修が有機的に結びつくためには、社会福祉士養成教育修了・社会福祉士資格取得後の実務経験段階に応じた研修・教育体系の構築がなされ、社会福祉士自身が自身の状況を客観的に把握し、キャリアパスが描けることが必要である。

以上のことから、社会福祉士資格取得後の認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士の養成の体系とキャリア形成について【図1】のように整理を行った。

(2) 共通する専門性と分野における専門性について

社会福祉士に必要なとされる力量には、働く分野に関わりなく共通に必要な専門性（共通専門）と、分野に固有な専門性（分野専門）がある。社会福祉士は、両者をバランスよく修得していくことが求められている。

専門性はそれを高めるほどに、それを支える基盤の裾野を広げていくことで安定して実力を発揮することができる。したがって、共通に必要な事項はもちろんのこと、働く分野に固有な専門性についてもその分野に働く者のみが学ぶというものではない。特に家族支援、地域における支援という中では、専門性を高める中で、複数の分野についての専門的な知識・技術を獲得していくことが必要になってくる。

(3) 求められる役割と必要な力量

認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士の役割は定義と共に整理した。現場では、職種として果たすべき役割とともに組織人等として果たすべき役割も求められる。

これに対応するためには、専門職としての専門性とともに経験等に応じた役割遂行のために、経験段階に応じた研修・教育体系の構築が必要である。そのため、これについて後述の「研修内容等について」のように整理を行った。

4. 認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士の認定

社会福祉士として必要な能力は、実践における経験と研修等による研鑽の循環により獲得・維持・向上していく。多くの社会福祉士は所属する職能団体等の生涯研修制度等で研鑽を積んできているが、それだけでは認定社会福祉士又は認定専門社会福祉士として認めるには十分ではない。

なぜなら、専門社会福祉士認定制度は、分野をこえて「社会福祉士」としての質・力量について認定するものだからである。職能団体等で行う生涯研修制度等は、研鑽の努力をしている社会福祉士であることを示すことはできるが、研修の受講のみでは必要な力量が担保されているとは一概には判断できない。したがって、研修等の受講とともに質が担保されているかどうかについての確認が必要となる。

そのため専門社会福祉士認定制度では、質の担保の確認のため認定審査を行う。認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士の認定のための審査要件は下記のとおりとした。

なお、認定の有効期間は5年間とし、更新制を導入する。

(1) 「認定社会福祉士」の認定要件

- ①社会福祉士及び介護福祉士法に定める社会福祉士資格を有すること
- ②認められた職能団体の正会員であること
- ③相談援助実務経験が5年以上あること

- ④認められた機関での研修を受講していること
- ⑤定められた実績があること
- ⑥試験に合格すること

(2) 「認定専門社会福祉士」の認定要件

- ①社会福祉士及び介護福祉士法に定める社会福祉士資格を有すること
- ②認められた職能団体の正会員であること
- ③相談援助実務経験が「認定社会福祉士」の認定後5年以上あること
- ④「認定社会福祉士」の認定をされていること
- ⑤認められた機関での研修を受講していること
- ⑥定められた実績があること
- ⑦試験に合格すること
- ⑧基準を満たした論文発表または認められた学会における学会発表

5. 認定システムの運用設計

専門社会福祉士認定制度における認定に関するシステム設計を次のとおり検討した。

(1) 認定（個人の認定）(Certification)

- ・ 認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士の認定機関として、職能団体、教育機関等から独立した第三者機関を設ける。
- ・ 認定機関に運営委員会及び認定審査委員会を置く。(委員の要件・構成は要検討。公立・中正が保てるような要件・構成とする。)
- ・ 認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士の認定については、認定審査委員会で行う。
- ・ 認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士の認定を受けようとする者は、認定機関に必要な申請書類の提出及び認定審査料の納入を行う。

(2) 認定登録と表示について

- ・ 認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士の認定登録は職能団体（社団法人日本社会福祉士会）が行う。
- ・ 認定登録は、登録申請と登録料の納入をもって行う。
- ・ 登録者には、登録証を発行する。
- ・ 登録者はホームページ等により公表する。(手続は個人情報保護に従う。)

(3) 研修の認証 (Accreditation)

- ・ 専門社会福祉士認定制度に関する研修の認証機関として、職能団体、教育機関等から独立した第三者機関を設ける。なお、第三者機関としては、前述の認定機関と同一機関（法人）という在り方が考えられる。
- ・ 研修の認証機関に研修認証委員会を置く。
- ・ 研修認証委員会は、認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士の認定要件たる研修の実施団体及び研修の認証を行う。
- ・ 研修は、大学等の教育機関、職能団体、自治体など、研修機関としての要件を満たす団体が実施できる。

- ・ 研修認証委員会は、認証した研修について、認証後も質の担保が図られていることの確認（評価）を行う。
- ・ 研修実施団体は、研修認証委員会に実施機関としての認証を求め、実施機関として認証された場合は、実施する研修の認証を受ける。（研修認証の費用については、現時点では未定である。今後検討を行う。）

（４） 認定システム運用

- ・ 運営体制（認定審査委員会等の機関の設置、役員構成）、事務所、事務処理人員、財政（原則として認定申請料を原資とする。）については 2010（平成 22）年度に検討を行う。

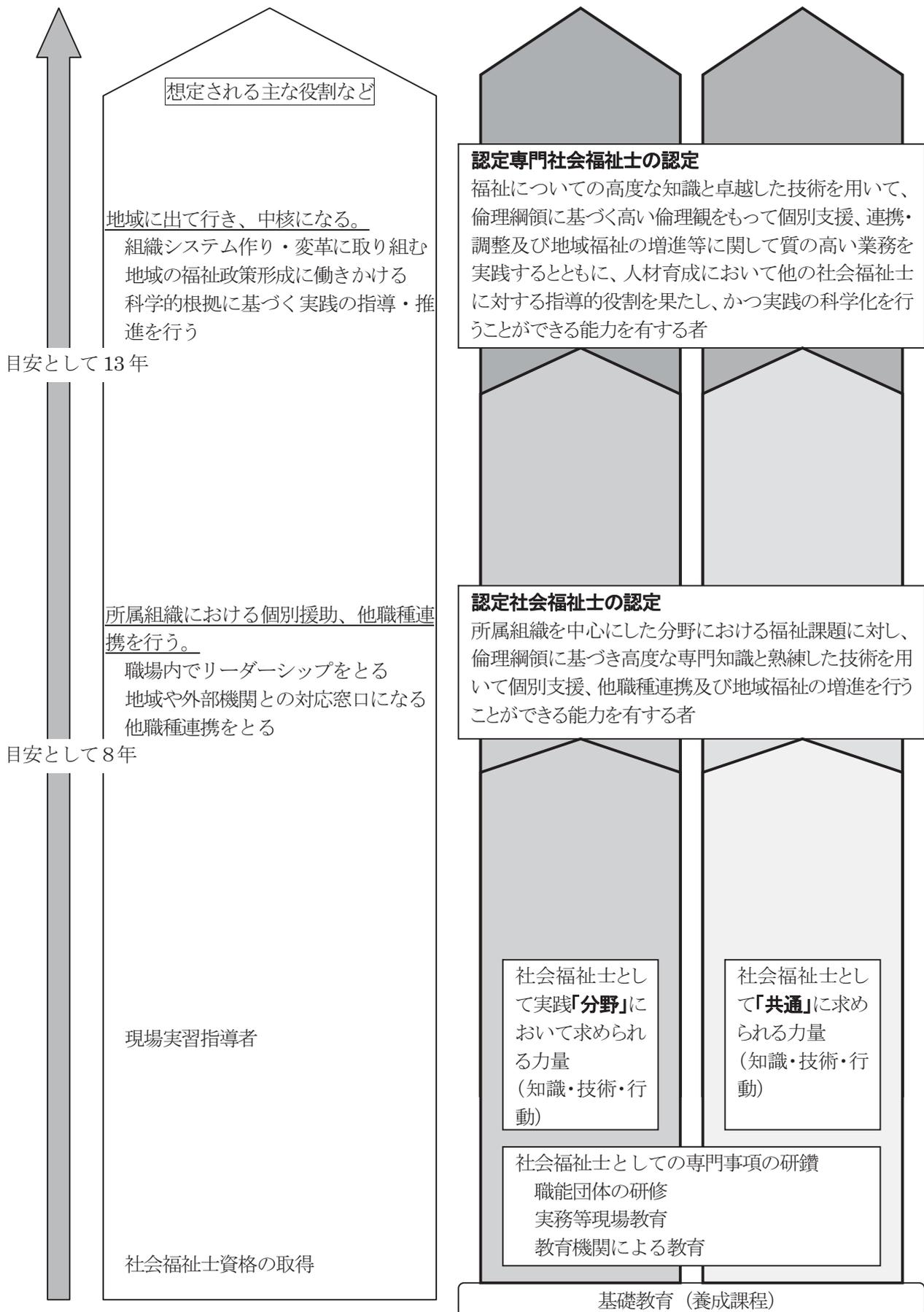
（５） 制度施行

- ・ 制度の開始は、2012（平成 24）年度からとし、経過措置者からの認定を行う。経過措置は制度開始から 5 年間に限って行う。経過措置における認定要件は 2010（平成 22）年度に検討を行う。

【表1】定義及び役割

認定社会福祉士の定義／役割
<p>定義</p> <p>認定社会福祉士とは、 社会福祉士及び介護福祉士法の定義に定める相談援助を行う者であって、所属組織を中心にした分野における福祉課題に対し、倫理綱領に基づき高度な専門知識と熟練した技術を用いて個別支援、他職種連携及び地域福祉の増進を行うことができる能力を有することを認められた者をいう。</p> <p>認定社会福祉士の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 分野をまたがり複数の課題のあるケースの対応を担当する。 2. 職場内でリーダーシップをとる。実習指導など人材育成において指導的役割を担う。 3. 地域や外部機関との対応窓口となる(窓口として緊急対応、苦情対応などに関わる。) 4. 関連分野の知識をもって、他職種と連携する。職場内でのコーディネートを行う。組織外に対して自分の立場から発言ができる。
認定専門社会福祉士の定義／役割
<p>定義</p> <p>認定専門社会福祉士とは、 社会福祉士及び介護福祉士法の定義に定める相談援助を行う者であって、福祉についての高度な知識と卓越した技術を用いて、倫理綱領に基づく高い倫理観をもって個別支援、連携・調整及び地域福祉の増進等に関して質の高い業務を実践するとともに、人材育成において他の社会福祉士に対する指導的役割を果たし、かつ実践の科学化を行うことができる能力を有することを認められた者をいう。</p> <p>認定専門社会福祉士の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 分野をまたがり複数の課題のあるケースについての指導・スーパービジョンを行う。 2. 財務管理、人事管理、苦情・リスクマネジメントなどの組織管理を理解し、組織のシステムづくり、変革に取り組む。 3. 地域の関連機関の中核となり、連携のシステム作り、地域の福祉政策形成に働きかける。 4. 科学的根拠に基づく実践の指導・推進を行う。

【図1】 認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士へ養成の体系とキャリア形成



研修内容等について

認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士に求められる具体的な役割から認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士に必要な力量を獲得するための必要な研修の枠組を検討した。

(1) 研修内容

研修内容は大きく分けて、①働く分野に関係なく社会福祉士に共通に必要な事項、②職場等実践分野に関する事項の二つに分けられる。①については全ての社会福祉士が研鑽することであり、②については、実践分野を中心に研鑽することである。

①については、認定社会福祉士になるまでの課程は「権利擁護系科目」「実習・人材育成系科目」「運営管理系科目」「地域系科目」「実践研究の基礎科目」の5科目からなる。認定専門社会福祉士になるまでの課程は「人材育成系科目」「運営管理系科目」「福祉政策系科目」「研究系科目」の4科目からなる。

②については、「高齢分野」「障害分野」「児童分野」「医療分野」「地域社会・多文化分野」の5分野からなる。

各科目の内容は【表2】のように検討中である。

(2) 研修時間と単位の考え方

研修についての量的な側面は、多様な研修実施団体の研修を活用できるように「単位制」を導入する。単位制を導入した場合は、例えば、次のような考え方もできる。今後引き続き検討を行う予定である。

【例】

1時間×15回＝1単位

ただし、事前学習・事後学習を行うことを前提に90分×15回＝2単位とする。

①認定社会福祉士認定申請に必要な単位数

30単位以上

共通専門：18単位（90分×135コマ）以上

分野専門：12単位（90分×90コマ）以上

②認定専門社会福祉士認定申請に必要な単位数

30単位以上

共通専門：18単位（90分×135コマ）以上

分野専門：12単位（90分×90コマ）以上

(3) 研修の手法等

①研修は、事前課題、事後課題を設ける。事後課題は研修の内容・位置付けに応じて、課題レポートの他、試験等を含むものとする。

②研修は、演習、グループワークなど、実践力を養える研修方法を導入する。

③認定社会福祉士となる前の段階で受ける研修設定においては、次のことに留意する。

- ・スーパービジョン体制を整える。
- ・現場の課題の中から学びに戻るという循環になるものであること。

④認定専門社会福祉士となる前の段階で受ける研修設定においては、他分野・他職種との連携を通じた事例検討などを行い特定の分野だけに偏らないこと。

⑤研修の受講には、研修の内容、位置付けに応じて受講要件を設定する。

(4) 研修の分類

共通専門及び分野専門の中に次の3分類を設ける。

①指定研修

認定申請時に取得しておくことが必要な研修

②資格取得研修

社会福祉士実習指導者講習会などの研修

③選択研修

科目の中で各自が自由に選択して受講する研修

【表2】研修の整理案

※各科目の中の内容は例示

研修	認定社会福祉士までに必要とする研修
共通専門 (18 単位 以上)	①権利擁護系科目 権利擁護 虐待対応、成年後見 相談援助事例検討（複数の分野にまたがり複数の課題のあるケース、多文化、倫理的実践） ケアマネジメント研修 ②実習・人材育成系科目 スーパービジョンⅠ 実習指導者養成 ③運営管理系科目 運営管理Ⅰ リーダーシップ ケースカンファレンスコーディネート ボランティアマネジメント ④地域系科目 コミュニティワークⅠ 社会資源の活用・改善 地域コーディネート ネットワーク実践力養成研修 地域プログラム開発研修（低所得、就労支援、ホームレス支援、自殺対応、など） ⑤実践研究の基礎科目 実践研究Ⅰ（基礎） 実践研究ワークショップ：研究発表 実践研究
分野専門 (職域・ 実践の中 心) (12 単位 以上)	高齢分野 虐待対応専門研修（在宅・施設・対応・予防について、高齢について） 介護支援専門員実務研修等 成年後見人養成研修 障害分野 虐待対応専門研修（在宅・施設・対応・予防について、障害について） 障害者の地域生活の支援研修 相談支援専門員研修、サービス管理責任者研修 成年後見人養成研修 児童分野 虐待対応専門研修（在宅・施設・対応・予防について、児童について） ファミリーソーシャルワーク スクールソーシャルワーク 医療分野 保健医療分野におけるソーシャルワーク専門研修 地域社会・多文化分野 滞日外国人ソーシャルワーク リーガルソーシャルワーク 地域問題研修（低所得、就労支援、ホームレス支援、自殺対応、など） コミュニティワーク 多文化共生
備 考	相談援助技術の基礎的な部分は、各科目の演習（事例検討等）なかにも含まれるものとする。

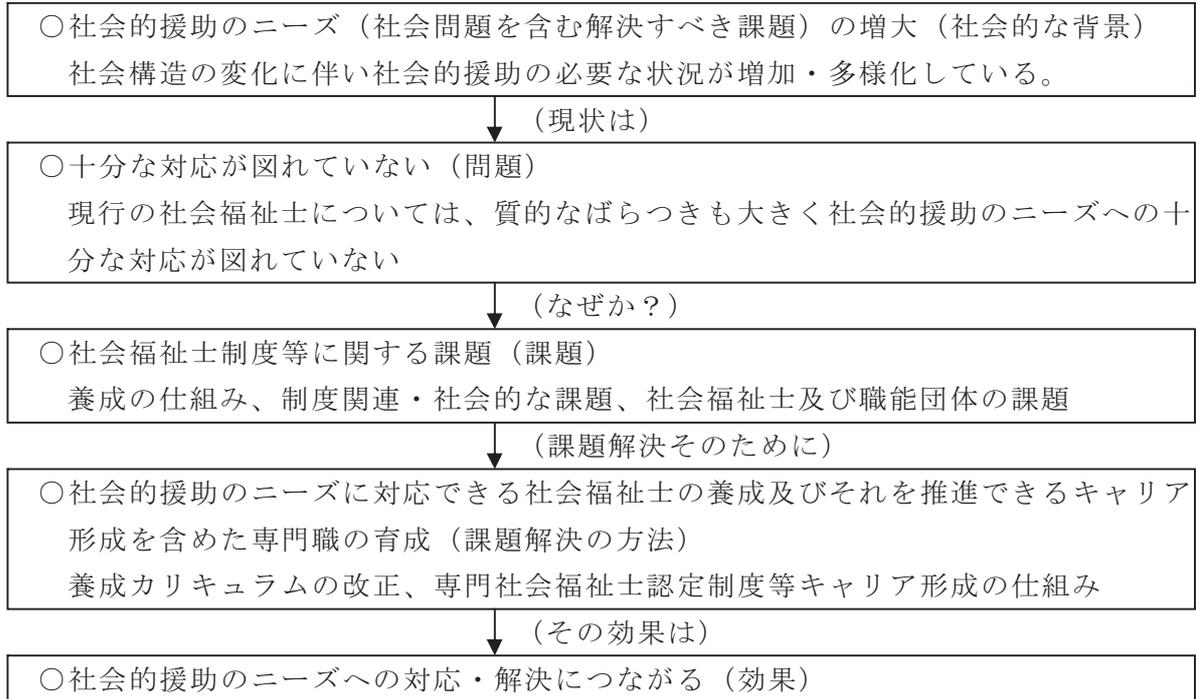
※各科目の中の内容は例示

研修	認定専門社会福祉士までに必要とする研修
共通専門 (18 単位 以上)	①人材育成系科目 スーパービジョンⅡ 相談援助事例検討 (ケーススタディ) ②運営管理系科目 運営管理Ⅱ 財務管理 人事管理 (研修プログラミング) 組織管理 サービスマネジメント リスクマネジメント サービス評価 苦情対応 ③福祉政策系科目 コミュニティワークⅡ 社会資源開発 社会調査 (ケーススタディ) 地域ケアシステム (協議会等会議運営) 地域政策 (地域開発・地域福祉計画、福祉行財政) ④研究系科目 実践研究Ⅱ (応用) 実践研究ワークショップ：論文執筆 研究法、E B P、事例検証、プログラム評価
分野専門 (職域・ 実践の中 心) (12 単位 以上)	高齢分野 虐待対応専門研修 (アドバイザーコース) 主任介護支援専門員研修 成年後見スーパーバイザー研修 ※各種フォローアップ研修 障害分野 虐待対応専門研修 (アドバイザーコース) 成年後見スーパーバイザー研修 ※各種フォローアップ研修 児童分野 虐待対応専門研修 (アドバイザーコース) ※各種フォローアップ研修 医療分野 ※各種フォローアップ研修 地域社会・多文化分野 独立型社会福祉士研修 ※各種フォローアップ研修
備 考	

専門社会福祉士認定制度の検討

1. 検討の前提（社会的要請）

専門社会福祉士認定制度が求められるのは、次のような背景がある。



①社会的援助のニーズの増大と質の変化

近年の社会構造や社会環境の変化に伴い社会的援助のニーズが増加・多様化し、その問題解決については複雑・困難化してきている。

例えば、超高齢社会に伴う独居高齢者の生活支援における課題や重度な認知症高齢者の増加に対する支援、少子化や核家族化に伴う子育ての問題、障害者の地域生活支援、高齢者、障害者及び児童に見られる虐待対応や防止の問題、判断能力が不十分な者への成年後見等の活用など援助ニーズが増加・多様化してきている。さらには、アルコールやドラッグ問題、毎年3万人を超える自殺者や孤独死の問題、ひきこもりやうつ病の問題、不景気にもからむ生活困窮や若年失業者、ニートなどの就労問題、刑務所出所者の地域生活定着への支援なども大きく取り上げられている状況がある。

こうしたニーズや課題への対応・支援は、その課題が相互に絡み合っている場合も多い。そのため、専門的かつ分野横断的な技術・知識あるいは視点とともに、地域において各種機関とのネットワークを構築したり、インフォーマルな資源も含めた社会資源の開発・サービスの創造を行ったりという働きが必要となってくる。

または、介護保険制度や障害者自立支援法等、措置から契約へという自己責任を基盤とした福祉サービス利用の仕組みへの変化、地域生活支援、自立支援プログラムの仕組

みなど、新たな制度や仕組みの導入に伴う制度への対応が求められている。このような変化の中で、契約制度、市場原理の名のもとに、悪質な事業所の登場や弱者に対する搾取などの犯罪も散見される。社会的援助、支援と同時に監視体制や被害者救済制度の整備、これらに携わる者たちの高度な倫理的価値観の確立が重要となっている。

②社会福祉士への期待の高まり

社会的援助のニーズの増加・多様化に伴い、社会福祉士に求められる役割や活躍が期待される分野について広がりを見せてきている。このような状況の中で、社会福祉士には次に掲げるような役割が求められており（2006（平成18）年12月12日社会保障審議会福祉部会「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」以下「福祉部会意見」という。）、この考え方に基づいて社会福祉士及び介護福祉士法の改正が行われたところである。

[社会福祉士の役割]

- 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割
- 利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割
- 地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割

また、福祉部会意見では、職能団体の役割として「より専門的な知識及び技術を有する社会福祉士を専門社会福祉士（仮称）として認定する仕組みの検討」が求められた。このような経過を踏まえ、社会福祉士及び介護福祉士法改正時に国会の付帯決議において、専門社会福祉士の仕組みの検討が求められた。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

（参議院）

七 社会的援助のニーズが増大していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。（後略）

（衆議院）

八 社会的援助を必要とする者が増加していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。（後略）

③社会福祉士の課題と専門社会福祉士認定制度の必要性

このように、社会的援助に対する社会福祉士の活躍への期待の高まりがある一方で、社会福祉士については、社会的認知・任用、養成、資格取得後の現任訓練など、さまざまな課題がある。

【社会的認知・任用の課題】

福祉部会意見では、社会的認知・任用の課題について、次のように指摘されている。

○社会福祉士に求められる役割について関係者の合意形成がなされておらず、その結果として、社会福祉士制度が、これを取り巻く状況の変化の中で整備されてきた様々な仕組みの受け皿としての機能を十分に果たせていない。

○国民にとって社会福祉士の活動がみえにくく、社会的認知度が低くなっている。

○福祉事務所や社会福祉施設等において相談援助の業務に従事している者の中には、行政機関である福祉事務所の任用資格である社会福祉主事として任用資格を有している者も多いが、社会福祉士の役割との関係整理も必要ではないか。

福祉部会意見においては、社会福祉施設等や福祉事務所における社会福祉士の任用・活用の状況について具体的に「介護保険事業の生活相談員等のうち社会福祉士の資格を有している者の比率は施設サービスで約28%、在宅サービスでは約15%となっており、また、これ以外の社会福祉施設等では約6%と概して低くなっている」「福祉事務所の職員のうち社会福祉士資格を有している者の比率は、査察指導員や生活保護担当現業員で約3%となっているなど、極めて低くなっている」と指摘している。

また、上記の福祉部会意見のほか、制度政策等社会的な背景を含む課題としては、例えば社会的援助のニーズの増大に対する司法分野や教育分野での新たな対応では、非常勤雇用の場合が多く、職業、生業として成り立たないため、就労を継続しにくいというようなことも考えられる。

【養成課程における実践力養成の限界】

福祉部会意見では、「社会福祉士養成の中で、必ずしも社会福祉士として求められる高い実践力を有する社会福祉士が養成されていない」と指摘されている。この意見をうけ、法改正とともに養成課程のカリキュラムが見直しがなれた。

養成課程の新しいカリキュラムは、社会福祉の相談援助に共通する知識・技術及びさまざまな分野の制度を中心とした基礎的知識を中心に据えた内容となっている。社会福祉士の職域は多分野に及んでいるが、養成課程における教育だけで、各分野で他職種等と連携するうえで必要な幅広い関連知識や、社会福祉士に期待される3つの役割を果たすための知識・技術・実践力を習得することは元来困難であり、資格取得後の継続教育や実務での指導を通じて習得すべきである。

【職場における現任教育の課題】

福祉部会意見では、「社会福祉士には、生涯にわたって自己研鑽し、専門的な能力の向上に努めることが求められているが、資格取得後のOJTの仕組みのほか、能力開発やキャリアアップを支援するための研修体系等の整備が進んでいない」と指摘されている。

養成教育後の実践力の向上のためには、まず職場における OJT による教育・指導体制が考えられる。しかし、福祉職場の多くは小規模職場であるとともに、相談援助職はさらに少人数配置の職種であるため、OJT による教育・指導体制を持ちにくい。また、社会福祉士が必ずしも相談援助職についているとは限らず、社会福祉士資格を持ちながら福祉現場以外で働いている社会福祉士や、福祉現場にいても相談援助以外の職種、例えば介護職や事務職などについている者も少なくない。そのため、相談支援を中心とした実務を通しての実践力や専門性の向上を図りにくい現状がある。さらに、相談援助職についていた場合も、各職場における相談援助業務のとらえ方にばらつきがあって、仕事を通じた知識・技術習得等にばらつきが生じがちである。

このような状況から、最も効果的に技術等の習得ができるはずの職場においてもソーシャルワーカーとしての役割・機能を果たすための技能水準の向上が図りにくくなっている。

【職能団体による生涯研修システムの課題】

福祉部会意見では「能力開発やキャリアアップを支援するための研修体系等の整備が進んでいない」と指摘されているが、社会福祉士に関する職能団体は、それぞれ生涯研修制度等により、社会福祉士の質の向上を図ってきた。

職能団体の生涯研修制度等はそれぞれに特色がある。例えば、日本社会福祉士会の場合は、会員の実践分野が多岐にわたることから、分野を軸にしてのステップアップのモデルを示しにくいという状況がある。そのため、日本社会福祉士会の生涯研修制度では、会員が自らめざす社会福祉士像を描き、それを目標に研修計画を立案し、各自の計画に従って研鑽を積むというシステムを採用している。また、会員の実践分野が多岐にわたることや会員数から、会の本部及び支部の主催する研修だけではなく他の団体や教育機関の研修についても生涯研修制度における取得単位として認めている。

日本社会福祉士会では、一定の単位数を取得し研修課程修了申請した者に対して修了証又は認定証を発行している。しかし、研修計画を個人に委ねているなど社会福祉士の質の担保のシステムとして必ずしも有効に機能しているとはいえない。

なお、生涯研修制度がシステムとして十分機能していないということは、必ずしも個々の社会福祉士が研修を受ける等の研鑽をしていないということではない。研鑽をしていても研鑽の状況についての可視化がなされず、研鑽していることが社会的な評価につながっていかないということである。

また、研修の修了認定による研鑽状況の可視化は、研鑽をしていることの努力証明はできるが、実践力が担保できているかどうかはそれだけで測ることはできないという側面も持つ。

さらに、各団体の行う研修の多くは、研修の受講そのものは団体の会員（組織構成員）以外にも機会を提供しているが、生涯研修制度等における課程修了の認定については会員に限っているため、現在の各団体の組織率では、有資格者全体から見た場合、一部の者を対象にした制度となっている。

以上のような状況から、単に社会福祉士資格の保有者であることや、職能団体等の研修を受講していることが、必ずしも十分な相談援助実践力があることの指標として機能

していない。このことが、社会福祉士の任用・活用が進まない大きな一因となっている。

したがって、体系的な研修、経験目標の設定、スーパービジョン体制、実践力の担保を認定するシステムなどにより、社会福祉士の実践力・専門性を認定し、社会的に力量を保証する仕組みとしての「専門社会福祉士認定制度」が必要である。

④専門社会福祉士認定制度ができることによる効果

簡潔に言えば、組織・職域でリーダーとなる実践者と地域で中核的となる実践者の育成、スキルアップやキャリア形成を明確にすることにより、より質の高い社会福祉専門職を育成し、増大する社会的援助のニーズに対応し解決を図ることができる。加えて、これからの社会福祉実践の牽引者として地域の福祉力の向上を推し進めていくことができる。具体的には下記のアからキまでのような効果が期待できる。

ア．増大する社会的援助のニーズへの対応

増大する社会的援助のニーズを受け止め適切に対応し、社会的援助のニーズをもつ者のニーズの充足と安心して豊かな生活がおくれるよう支援することができる。すなわち、現状において増大し続ける社会的援助のニーズに対応する効果がある。

イ．社会福祉士の技能・実践力の標準化・共通基盤の形成

認定専門社会福祉士が地域で継続的なスーパービジョンの機会を提供することによって、各職場における不十分なOJTを補完し、実践力の高い社会福祉士の育成を促進する。また、これと体系的な研修プログラムが相まって、養成課程の新カリキュラムがめざす社会福祉士の共通の役割を担うための知識・技術及び各分野において他の専門職と連携・協働しうるための知識・技術についての標準・共通基盤の形成に資することができる。

ウ．社会福祉士の実践力の保証と社会的認知の向上（利用者・事業者・他の専門職から）

専門社会福祉士認定制度により、利用者及び事業者は、継続的な研鑽、実務経験等によって確かな実践力をもつ社会福祉士を識別できる。（福祉サービス利用者等が、事前に質の高い援助が受けられることが判断できる。事業者は高い実践力をもつ者を雇用できる。）また、分野における実践力を担保することにより、各分野における関係専門職からの認知・信頼の向上に資する。

エ．社会福祉士のキャリアの形成

専門社会福祉士認定制度により、段階的にステップアップすることが研鑽の目標となる。また、認定により組織や地域における役割遂行の能力を有していることが認められ、活用されることによって、キャリアの形成へとつなげることができる。

オ．専門職等ネットワークの強化

ネットワークの形成手法等の研修等を受けた認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士は、専門職間のネットワークの強化を図ることができ、それにより組織の枠組を超えた対応ができる。また、福祉サービスに関連する分野の職員・専門職等からの信頼を得やすくなり、適切な役割分担によって各自が本来の役割・機能を果たせる。

カ．養成課程、実習教育等への波及効果

専門社会福祉士認定制度によって現任者に対する研修技法が蓄積され、また、その

指導者の厚みが増すことで、社会福祉士養成課程や、その実習教育等に対して良質なフィードバックが行われることが期待される。

キ．組織や地域リーダーの育成

幅広い視野と実践力をもち、高度な倫理観を持った地域・組織のリーダーとして、また施設長・事業の責任者等として管理運営に携わり、高度な施設事業の実践を基盤として、地域におけるソーシャルワークを進められ、地域の福祉力向上が図ることができる。

これらにより、

ク．福祉サービスの質の向上により、国民の生活の安定、福祉政策の効率的運用が図られる。

ケ．高度な社会福祉実践によって社会の評価を受けることにより社会福祉士の雇用・待遇の改善が図られ、職場定着率の向上、人材の安定的確保につなげることができる。

という、社会福祉士制度の成立時に期待されていた効果も得ることができる。

2. 専門社会福祉士認定制度

(1) 段階の設定について

どのような専門職においても学校を卒業してすぐに一人前として専門性を発揮できるわけではなく、それぞれにその成長過程がある。社会福祉士においてもその成長過程については基本的には、①「教わりながらできる」、②「自らの職場においてひとりのできる」、③「自らの職場でリーダーとなりスーパービジョンができる」、④「地域で中核になれる、管理的機能が担える」というような段階を経ている。

この段階に照らし、最終的なゴールである認定専門社会福祉士は、④の段階に相当し、所属する組織だけでなく地域実践の現場において役割が果たせ、地域の中で中核的な存在であり、地域で認められ、地域リーダー的である者とした。これは、改正法及び養成課程新カリキュラムがめざす社会福祉士の役割が、その分野的区分を超えて地域実践ができるとしたことにも対応している。

また、その段階に至る中間段階として、自らの職場・分野において十分な実践力を有するとともに、自分の職場でリーダーになれる、職場内においてスーパービジョンができる（③の段階）者を、認定社会福祉士として認定することとした。これは、社会福祉士の養成課程カリキュラムの改正において、養成課程は社会福祉士としてのジェネリックな力量の獲得を目指すためのものとなり、就職をした後にその職域・職場に必要な分野的な知識・技術などを獲得していく方向になっていることにも対応している。

以上の考え方から自らの職場・職域における役割を適切に果たせるという段階、地域で助言者などとして中核になり、組織の管理的機能が担える段階の認定との2段階に分けて認定を行うこととした。

認定を2段階とし目標をステップ化することで成長を促すとともに、自身の成長段階としてキャリアプランを考える際にも役立つと考えられる。

また、このことをジェネリックな専門性とスペシフィックな専門性という観点から言い換えると次のようになる。

まず、自己が働く職場において組織役割を果たすことが求められる。そして社会福祉士としての専門性を発揮するためには、ソーシャルワーカーとしての共通する力量を高めつつ、職場の分野的区分を軸にしたスペシフィックな専門性も磨いていく。それを経たのちに、ライフサイクルや家族支援や地域支援という形で、その実践を分野的区分を超えたものへと拡大するという形でさらに専門性を高めていくこととなる。したがって、分野を横断する知識・技術と軸となる分野の専門性と、両方を獲得することとなっている。それらは相互に関連し合っていくものであり、より質の高い実践をするためにはどちらか片方の向上だけでよいということではない。

したがって、認定のスキームや育成のカリキュラムの基本となる考え方として、まずは基本的な倫理・価値・権利擁護等を十分に押さえていきながら、分野としての専門知識・技術等（分野専門）及び幅広い分野において学ばなければならない分野をこえて共通する専門知識・技術（共通専門）の両方について研鑽を積み重ねることとなる。

（2）名称について

先の議論を踏まえ、専門社会福祉士認定制度では2段階の認定とそれに対応する名称の検討がなされた。社会福祉士有資格者が、自分の職場でリーダーになれる、職場内においてスーパービジョンができる段階を「認定社会福祉士」とし、地域で助言者などとして中核になれる、組織の管理的機能が担えるより高度な段階を「認定専門社会福祉士」とした。

議論の過程では、「中級」と「専門社会福祉士」、「専門社会福祉士」と「上級専門社会福祉士」という名称案もあった。

「中級」と「専門社会福祉士」という組み合わせは、そもそも専門社会福祉士へ向かう前の踊り場としての中級の設定ということから出ているが、中級という名称では目標としたいものにはなりにくいという意見があった。

「専門社会福祉士」と「上級専門社会福祉士」については、ステップになっていることはわかりやすいが、中級の段階を専門社会福祉士とするのが妥当なのか、専門社会福祉士というには他職種に対する対応も十分できる実践力が必要なのではないかとの意見が出された。一方で、附帯決議で求められている専門社会福祉士はどのレベルなのか、高度ではあるがごく少数の者のみが目指すものであるのか、多くの者が目標とできるある一定の実践力のレベルなのかという点も議論の焦点となった。附帯決議で求められているのはまず初めの段階の質の担保であろうと考えられるが、「専門」の語の持つ高度

さのイメージから2段階目に専門を使用することが適当とされた。

「認定社会福祉士」と「専門社会福祉士」という組み合わせはいくつかの専門職で採用している名称であるが、必ずしも認定から専門へとステップとしての段階設定としていない制度もあり、いずれの認定が上位なのか一般的にわかりにくいという意見があった。

最終的には、国家資格である社会福祉士に対して、職能団体や教育機関等が協働して実践力のある社会福祉士を認定するということから、はじめに認定段階を「認定社会福祉士」、次の段階はさらにそれより専門性が高いと認められる者について認定することで「認定専門社会福祉士」という名称となった。

なお、認定社会福祉士については、所属組織等に軸足をおいての実践であり、分野の表記がなされていた方が何を中心に据えているのかわかりやすいため括弧書きで分野を表記し、何を中心に学んできたのかがわかるようにした方がよいという意見があった。一方で、高齢、障害、児童など複数の分野をフィールドとして異動することもあり分野表記は望ましくないという意見もあった。このため、分野の表記については固定するのではなく、入れることが可能とした。なお、入れる場合の分野名については、勝手な自称になってしまわないためには、入れられる分野名を定める必要があるとの意見があり、この点については今後検討が必要である。現時点では、研修の検討と合わせるかたちで「高齢分野」「障害分野」「児童分野」「医療分野」「地域社会・多文化分野」の5分野としている。

(3) 定義・役割について

それぞれの認定段階の定義及び役割については次の通りである。〈表1再掲〉

認定社会福祉士の定義／役割
<p>定義</p> <p>認定社会福祉士とは、</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法の定義に定める相談援助を行う者であって、所属組織を中心とした分野における福祉課題に対し、倫理綱領に基づき高度な専門知識と熟練した技術を用いて個別支援、他職種連携及び地域福祉の増進を行うことができる能力を有することを認められた者をいう。</p> <p>認定社会福祉士の役割</p> <ol style="list-style-type: none">1. 分野をまたがり複数の課題のあるケースの対応を担当する。2. 職場内でリーダーシップをとる。実習指導など人材育成において指導的役割を担う。3. 地域や外部機関との対応窓口となる（窓口として緊急対応、苦情対応などに関わる。）4. 関連分野の知識をもって、他職種と連携する。職場内でのコーディネートを行う。組織外に対して自分の立場から発言ができる。
認定専門社会福祉士の定義／役割
<p>定義</p> <p>認定専門社会福祉士とは、</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法の定義に定める相談援助を行う者であって、福祉についての高度な知識と卓越した技術を用いて、倫理綱領に基づく高い倫理観をもって個別支援、連携・調整及び地域福祉の増進等に関して質の高い業務を実践するとともに、人材育成において他の社会福祉士に対する指導的役割を果たし、かつ実践の科学化を行うことができる能力を有することを認められた者をいう。</p> <p>認定専門社会福祉士の役割</p> <ol style="list-style-type: none">1. 分野をまたがり複数の課題のあるケースについての指導・スーパービジョンを行う。2. 財務管理、人事管理、苦情・リスクマネジメントなどの組織管理を理解し、組織のシステムづくり、変革に取り組む。3. 地域の関連機関の中核となり、連携のシステム作り、地域の福祉政策形成に働きかける。4. 科学的根拠に基づく実践の指導・推進を行う。

定義の検討においては、抽象的な表現になりやすい定義を補完するために、高い実践力を支える専門性の構成要素として実践における中核となる機能として、「実践力」「倫理」「運営管理・人材育成」「実践の科学化」の4項目を抽出した。

これについては、実践力を獲得する過程とその方法の検討を進める中で、経験目標並びに達成目標の検討及び研修内容の検討に伴い、定義の補完としては認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士に求められる具体的な役割の方が理解しやすいということになり、定義と具体的な役割をもってイメージの共有を図った。

(4) 養成の目標数について

専門社会福祉士認定制度の認定が開始された場合にどのくらいの人数が認定されるのかという問題は、研究委員会の検討の当初から出されていた。認定される者が少人数であれば、制度への活用や社会的認知というところには結びつきにくい。しかし、簡単に認定されるとなると本当に質の担保ができているのかという、そもそもこの制度を作る発端となった社会的な要請に対応できているのかということが問題になる。

研究委員会では、認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士が果たすべき役割から見た場合の実践力のレベルと、果たすべき役割からどのくらいの人数が必要なのかという2つの側面から、認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士の認定者数について次のように試算した。

①認定社会福祉士の認定者数

- ・ 認定社会福祉士については、その具体的な役割も含めて実務に携わるすべての社会福祉士が取得をしていくことを想定している。
- ・ 現在、日本社会福祉士会の会員で社会福祉士資格取得後8年以上の者が約15,000人、そのうち福祉分野での就労者が約12,000人。これは有資格者の約1割に相当する。
- ・ この数は中学校区に2～3人の認定社会福祉士認定者がいることになる。

②認定専門社会福祉士の認定者数

- ・ 認定専門社会福祉士は地域で中核になる者（地域におけるスーパーバイザー、リーダーになる者）なので、仮に人口3万人～5万人に1人の割合で配置すると、2,400人～4,000人が必要になる。（全国で市町村数は約1,800だが、人口30,000人以下の市町村が55%である。）
- ・ 現在、日本社会福祉士会の会員で社会福祉士資格取得後13年以上の者は5,500人。
- ・ そのうち福祉分野での就労者が約4,000人。これは有資格者の3%に相当する。

3. 専門性の構成要素と役割、キャリア形成過程

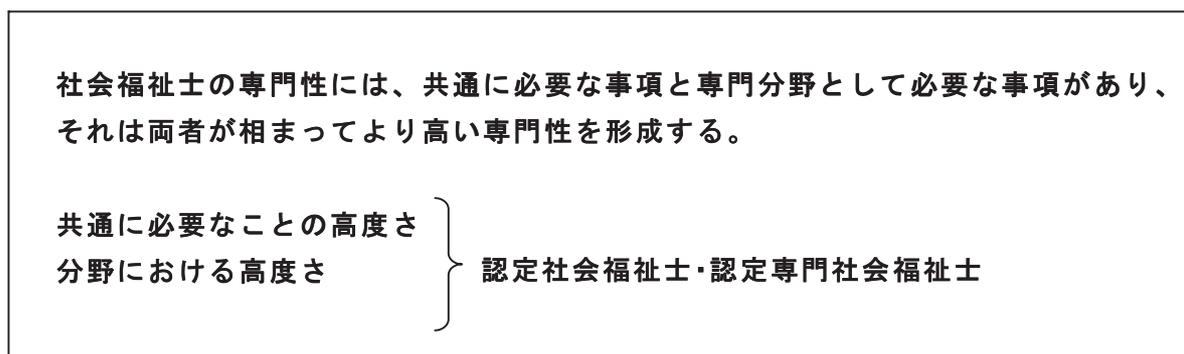
(1) 共通する専門性と分野における専門性について

法改正に伴い見直された養成課程のカリキュラムにおいては、制度・政策割りが見直され、社会福祉士に必要な分野横断的な知識・技術に力点が置かれている。また、カリキュラム見直し時に大きな焦点となった実習であるが、現場で独り立ちするには現場実践を通して力量を付けていくことが必要となっている。さらに現場で実践を進めていくと、複数の分野にまたがる対応が必要な場面が増え、分野を超えたジェネラルな力量の

向上が必要になってくる。一旦は自職場の分類により分割された分野の力量獲得への対応を進めるが、それが再統合されることになる。

すなわち、社会福祉士として共通する専門性の高度さと分野に特化する専門性の高度さ是对立する概念ではなく、専門性を分析する際に分野に特化する要素を便宜的に一旦分けたとしても、それを再統合することが必要である。

検討の結果、専門社会福祉士には、共通に必要な専門性の高度さと、分野における専門性の高度さとの両方が必要とされた。その成長過程のイメージ図が【図1】「認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士へ養成の体系とキャリア形成」である。



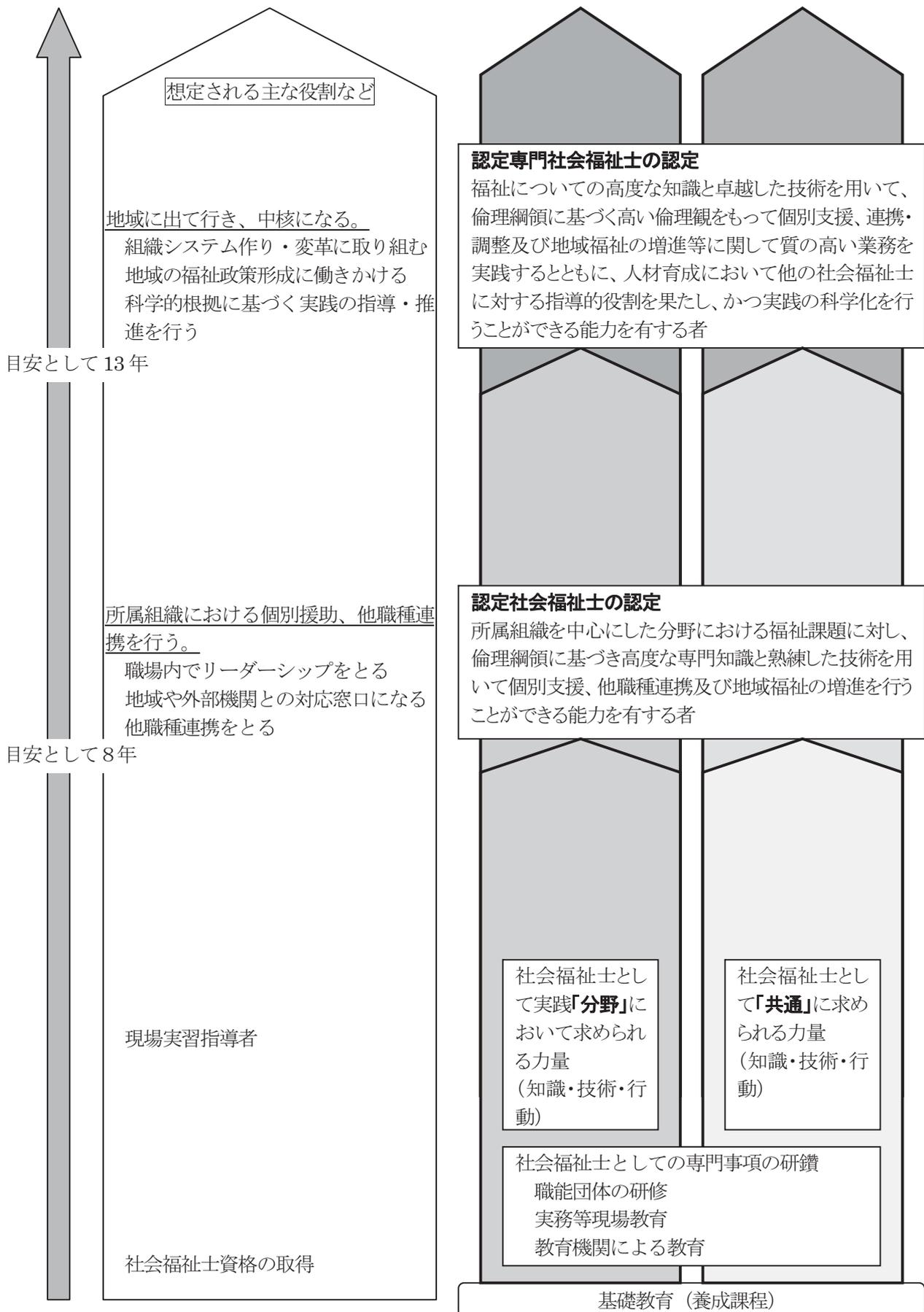
なお、ジェネラリストとして共通とする専門性と分野の専門性の関係は、上記のように整理されたが、検討過程では様々な意見があった。参考までにその主なものを記載しておく。

- 【参考：途中経過での種々の意見】**
- ・ 社会福祉士としての実践は、特定の職場領域で行っている。その分野における専門性についての評価も必要であり、分野の専門性においてもレベルがあるので両方が必要ではないか。
 - ・ 「専門」という用語は、専門分野という形で分野イメージと結びつきやすいので分野が優先されるのではないか。
 - ・ 分野の専門性とはそれだけが切り離されて存在するものではなく、社会福祉士として分野を問わず必要な専門性とともにある。また、対象者の年齢などで区切られた分野別の援助は硬直しやすく、また、分野は細分化されやすく、家庭、地域という視点からの援助とは相反することになるのではないか。
 - ・ 社会福祉士は、特定の専門分野の高い専門性を備えているとともに、他の専門領域も含めて幅広い基礎的素養を身につけていることを前提としている。それゆえ、それぞれの専門分野は個別に独立した形で存在するのではなく、関係領域という形でお互いに重なりあう関係にある。したがって、分野はその者が実践を行う場としている職場の分野を中心としているが、厳密に独立した分野というものはないのではないか。
 - ・ ここで分野というのは、援助対象者で区分するのではなく、実践者自身が置く軸足

となる分野を「分野」として考える。これは、実践者自身がまず足場を固めるところという意味であり、その範囲は実践を重ねるにしたがって広がりを持って行くものとする。

- 実践者の足場という考え方を前提にして、分野の区分については施設等が法定区分されていることも踏まえ、「高齢分野」「障害分野」「児童分野」「医療分野」「地域社会・多文化分野（低所得者、成年後見、虐待対応、就労支援、孤独死・自殺対応、コミュニティワーク、司法、滞日外国人支援など）」の5区分程度ではないか。
- 実践者の足場ということであると、レジデンシャルとフィールドという分け方もできる。レジデンシャルかフィールドかという考え方は「共通する専門性」に含まれるものではないか。したがって、共通専門の研修においては両方について学ぶことができるようにする必要がある。
- 社会福祉の分野は、援助の根拠法に基づく分野で考えられることが多かったが、福祉ニーズの多様化、家族・地域という援助のあり方から、分野に分かれて働いている社会福祉士であっても実際の援助においては法律の枠組を超えて活動している。分野を強調しすぎるとそれしかできないと誤解を受けないか。
- 福祉の援助を必要としている者は分野分けで存在しているわけではなく、課題は複数の領域にまたがっていることが少なくない。それぞれの所属機関の種別や援助の得意分野ということはあるだろうが、一方で分野に分かれて区分されやすい社会福祉士をいかに統合していくかということと連続した課題であるともいえる。

【図1】認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士へ養成の体系とキャリア形成<再掲>



(2) 求められる役割と必要な力量

認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士の役割と研修等で担保されるべき具体的な能力の内容との関係を整理すると次のようになる。

具体的な役割	研修等で担保されるべき能力の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・分野をまたがり複数の課題のあるケースの対応を担当する。 ・地域や外部機関との対応窓口となる(窓口として緊急対応、苦情対応などに関わる。) ・関連分野の知識をもって、他職種と連携する。 ・職場内でのコーディネートを行う。 ・組織外に対して自分の立場から発言ができる。 ・地域の関連機関の中核となり、連携のシステム作り、地域の福祉政策形成に働きかける。 	<p><実践力> (倫理の実践能力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本社会福祉士会の倫理綱領に代表される社会福祉士としての倫理を守りながら実践できる能力 (分野横断的・共通的な知識・技術) ・個別援助から地域支援や政策提言等までの領域での活動、ネットワーキング、権利擁護、アセスメント、利用者の地域における生活全体を支える視点から各種専門職の連携・協働を促進する能力 ・社会福祉・社会保障制度に関する最新の知識 (分野専門の知識・技術) ・各々が働く分野において、業務を遂行していくために必要な、専門的な知識や技術 ・分野(心理、医学・医療技術、介護の知識・技術、教育など)についての幅広い知識の広がり、分野固有の専門的な技術の獲得がなされている。
<ul style="list-style-type: none"> ・実習指導など人材育成において指導的役割を担う。 ・職場内においてリーダーシップをとる。 ・分野をまたがり複数の課題のあるケースについての指導・スーパービジョンを行う。 ・科学的根拠に基づく実践の指導・推進を行う。 	<p><指導力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパーバイザーとしての能力 ・リーダーとしての役割遂行能力
<ul style="list-style-type: none"> ・財務管理、人事管理、苦情・リスクマネジメントなどの組織管理を理解し、組織のシステムづくり変革に取り組む。 	<p><運営管理能力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営管理の視点と組織・財務・人事マネジメント ・福祉経営
<ul style="list-style-type: none"> ・自らの実践を言語化し、エビデンスを導き出す。 	<p><科学化力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らの実践や事例を振り返り整理し、根拠づけや理論付けをしながら言語化あるいは説明できる能力。実践研究等。

(3) 必要な力量の獲得方法について

専門社会福祉士認定制度の検討の前提として、社会福祉士には高い実践力を持つことが求められている。では、どのようにその力量をつけていけばよいのか。

さまざまな職業においてキャリアを高める方法が策定されているが、いずれも実践からの習得、職場研修及び職場外研修との組み合わせである。社会福祉士として必要な能力も、実践における経験と様々な研修等による研鑽の循環により獲得・維持・向上していく。

すなわち実践における経験とは、単に長く職に就いているということではなく、必要な体験や経験をしているということ、その体験や経験について根拠に基づく実践となっていることやスーパービジョンが受けられているなど、体験や経験についての質的要件も重要である。

一方、研修についても単に研修を受けるだけでなく、実践に結びつけていくことが必要である。知識として知っているだけではなく、援助できることへと結びつけていかなければならない。

実践と結びついているという意味では、研修効果としてはOJTが最も効果的である。しかし、本研究事業で日本社会福祉士会会員に行ったアンケート調査の結果を見ると、会員が受講した研修の実施主体としての職場研修は51.1%と約半数にとどまっている。また、スーパービジョンを受けたことがある者は38.1%にとどまる。そのため、それぞれの職場の研修だけに頼るのではなく、職能団体や教育機関が行う研修を適切に受けられることが必要である。アンケートの研修を受ける動機についての回答では、知識、技術を得たいとするものが92.1%、実践についてのアドバイスを得たいが52.4%であった。職場を離れての研修にあっても、経験と研修とを結びつけていくものとなるような工夫が求められる。

研修においては、実践現場でどのような事項をどの程度の経験しているのかで、研修内容の理解・修得といった研修効果にも差が出てくる。したがって、必要な研修の受講にあたっては、研修がより効果的に行われるための前提としての体験や経験の有無が問われてくる。したがって、一般に現任者の研修とされるものの中には、受講要件に現場での経験の有無について設けていくことが必要である。それにより、経験と研修が有機的に結びつき、研修効果が向上する。また、自身の実践と結びつけるためには、研修の前後に課題の設定をするなども効果的である。

このようなことから、効果的な研修の実施のために次の事項が整備されることが望まれる。

- ①実践経験と研修とが適切に結びつく、経験目標を設定した研修の実施。
- ②研修や職能団体の地域での活動において経験を積んだ者がスーパービジョンするシステムをつくる。

次で述べる認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士の認定にあたっては、「できているかどうか」の能力を判断することになる。ただし、能力があっても認定を受けようとする社会福祉士の所属する職場や職務によっては「実際にできている」ことの判断をすることが難しい場合がある。したがって、実際にはその役割を果たすことができる力量が

「できるという推定」も含めて認定の際に可否が判断されることになると考えられる。

この「できるという推定」にあたっては、「必要な時期に必要な経験を積んでいる（経験目標）」「知識や技術の習得に努めている（研修を受講している）」などの項目により、関連する事項の可能性の判断ができると考えられる。その意味で、研修の内容・手法、研修の受講要件、研修の修了要件などは、力量の獲得とともに認定の際の重要な要素となる。そのため研修の内容、手法、受講要件など整備は重要である。

とくに、OJT の機能の在り方が問われていることからすると、認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士の養成における研修制度においてはスーパービジョンのシステムを組み込んでいくことが必要である。その実施方法の1つとして、職能団体の地域での活動において経験を積んだ者がスーパービジョンするということがある。このようなスーパービジョンのシステム整備にあたっては、将来、スーパーバイザーとして認定専門社会福祉士を活用することも考えられる。

4. 認 定

社会福祉士として必要な能力は、実践における経験と研修等による研鑽の循環により獲得・維持・向上していく。社会福祉士は所属する職能団体等の研修制度で研鑽を積み、研修制度における修了認定を受けている場合もあるが、それだけでは認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士として認めるにおいて十分ではない。なぜなら、専門社会福祉士認定制度は、社会福祉士としての質について認定するものだからである。

職能団体等で行う生涯研修制度は、研鑽の努力をしている社会福祉士であることを示すことはできるが、研修のみでは必ずしも実際の援助においての力量を担保しているとはいえない。したがって、研修等の受講とともに質が担保されているかどうかについての確認が必要となる。質の担保の確認のために認定審査を行う。その認定のための審査要件の案は下記のとおりである。

（1）認定要件

○「認定社会福祉士」の認定要件は、次のとおり。

- ①社会福祉士及び介護福祉士法に定める社会福祉士資格を有すること
- ②認められた職能団体の正会員であること
- ③相談援助実務経験が5年以上あること
- ④認められた機関での研修を受講していること
- ⑤定められた実績があること
- ⑥試験に合格すること

○「認定専門社会福祉士」の認定要件は、次のとおり。

- ①社会福祉士及び介護福祉士法に定める社会福祉士資格を有すること
- ②認められた職能団体の正会員であること
- ③相談援助実務経験が認定社会福祉士の認定後5年以上あること
- ④認定社会福祉士の認定をされていること

- ⑤認められた機関での研修を受講していること
- ⑥定められた実績があること
- ⑦試験に合格すること
- ⑧基準を満たした論文発表または認められた学会における学会発表

認定の要件案として上記のものを必要とした理由及び取り扱いの詳細はそれぞれ次のとおりである。なお、項目及び取り扱いの詳細については今後もさらに検討が必要な事項を含んでいる。

「①社会福祉士及び介護福祉士法に定める社会福祉士資格を有すること」

- ・ 「社会福祉士」の名称は、有資格者以外は使用することができない。したがって、認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士は、社会福祉士有資格者に限られるものである。

「②認められた職能団体」とは、次に掲げる団体とする。

- ・ 日本社会福祉士会
- ・ 日本医療社会事業協会
- ・ 日本精神保健福祉士協会

- ・ 職能団体に加入していることを認定要件に含める理由の1つは、職能団体の生涯研修制度をもって会員（組織構成員）の質的な担保が図られていることがあげられる。
- ・ もう一つは倫理的な担保が図られることである。倫理については、被雇用者の場合は所属機関の服務規程などから規定・規制されることもある。しかし、近年の独立型社会福祉士の増加、成年後見受任のような雇用された職場の業務とは直接関係のない活動も増えてきており、雇用施設・機関における規制だけに倫理的な担保を頼ることは十分とはいえない。したがって、苦情対応システムと懲戒規則を持つということを団体を認める際の判断基準の1つとする。
- ・ なお、当該団体に何年加入していたかは問わないが、上記の理由から認定を受ける際には団体加入が必要であり、団体加入を止めた場合（退会した場合）は認定を取り消すものとする。

「③相談援助実務経験」の相談援助の範囲は、原則として社会福祉士制度における指定施設及び職種に準ずるものとする。なお、具体的な取扱いは次のとおりとする。

- ・ 実務経験の証明については、所属機関における上長が行う。
- ・ 実務経験年数内の職務内容は、申請者が記載する。
- ・ 独立型社会福祉士のように雇用関係がなく、所属機関における上長の証明を得ることができない者及び自身が実務経験証明をする立場にある者については、実績証明にて、実務経験証明に代えることができる。
- ・ 実績証明については、認められた職能団体の長（都道府県支部の長を含む。）、認定専門社会福祉士のうち複数の者の証明を必要とする。

- ・ 実務経験に代えることのできる実績とは、認められた職能団体（都道府県支部を含む。）での活動実績（スーパーバイザーなど）及び地域支援活動等を想定している。
- ・ 認定社会福祉士の認定を受ける場合には、日々のケア計画等を作成する、その結果を評価するなどを行っており勤務先からの実績証明を得られる場合は、実務経験5年のうち、3年までは介護職についても実務経験年数に含めることができる。（5年すべて介護職では認めない。また、認定専門社会福祉士の認定においては介護職の経験は含めることができない。）
- ・ 認定専門社会福祉士の認定を受ける場合には、管理職となった者について管理職としての期間について次のとおり取り扱うものとする。

ア：管理職にありながら同時に相談援助を行っている、または相談援助職に対する指導等を行っている場合には、相談援助実務経験に含めることができるものとする。

イ：管理職は、認定専門社会福祉士の具体的な役割である「財務管理、人事管理、苦情・リスクマネジメントなどの組織管理を理解し、組織のシステムづくり変革に取り組む」ということを行っている場合には、実務経験に含めることができるものとする。

※外国では、実務経験（フルタイムであること）（スーパーバイザーのもとでの実務であること）についての年数（実日数）の証明の他、資格のあるスーパーバイザー等の推薦書、同僚の推薦書という第三者による評価を採用している。日本病院薬剤師協会では、勤務証明の他に、実際に役割遂行をしていることの評価・確認のため病院長または施設長の推薦書を必要としており、推薦書は定型フォーマットがある。（「中間報告書」参照。）

※社会福祉士資格をもって社会福祉施設に採用された場合でも、法人の方針として必ず介護職を経験させるというところがあること、介護職であっても生活場面面接的関わりや家族の相談に対することがあること、高齢者施設の場合は相談員と介護職の業務区分が明らかであるが、障害者施設の場合は生活指導員や生活支援員等の業務は相談・指導のほか実際の介助なども含まれており、職種名だけでは業務内容は判断しきれない部分を含んでいる。したがって、原則は通知に定める業務範囲とするが、一定程度は介護職の経験も含めてよいと考える。

※通知に定める範囲は、職種だけではなく指定施設を定めているが、この点も一定程度の条件緩和が必要と考える。

※管理職の定義にもよるが、サービス管理責任者などの管理職は、その職に就きながら相談を担当していることが多いことから、相談援助経験年数に含めてよいと考える。

※管理職になるまでの年限は、法人の規模によって異なるといわれており、大規模法人においては人事管理がシステム化しているが、小規模法人ではポストの有無によって管理職になるまでの年数に差があるといわれており、早い時期に管理職になる者がいる。そのため実際の役割としては高度なものを求められながら10年の相談援助実務経験を積めない社会福祉士が出てくることが想定される。そのため、一定程度の条件緩和が必要と考える。

「④認められた機関での研修」とは、研修の認証機関によって認められた研修実施機関及びその実施機関の行う研修をいう。

- ・ これは、社会福祉士の受講する研修の質を担保するとともに、さまざまな機関が行う研修を認めることで、社会福祉士に研鑽の機会の保障をするための仕組みである。
- ・ 認証の仕組みについては、後述の「認定システム設計」の項で説明する。
- ・ 認定に際して履修が必要な研修の考え方については後述の「認定に必要な研修について」の項で説明する。

「⑤定められた実績」とは、次に掲げる実績をいう。

- ・ 実績については、研修の受講要件としての設定である「経験目標」のほか、実務経験で掲げた事項についての実績評価の2点がある。
- ・ 研修受講における定められた実績（経験目標）は、各科目の定めによる。
- ・ 実務経験における定められた実績は、認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士それぞれの役割に合致する内容とする。例えば、援助のチームリーダーとしての役割を担ったり、職能団体の活動において援助のスーパービジョンをしたりということが実績として想定される。

「⑥試験」は、申請書類の審査を除く、次に掲げる事項とする。なお、書類審査によって、認定社会福祉士又は認定専門社会福祉士の認定申請資格及び実績を審査し、認定社会福祉士又は認定専門社会福祉士として必要な認定申請資格と実績を有しているかどうかを総合的に判断することが考えられる。

<認定社会福祉士>

- ・ 研修修了時の試験
- ・ 認定社会福祉士の研修修了時の試験については、科目によって科目修了要件が異なるため、別途設定する。
- ・ 科目の修了要件は、試験の他に、レポート等の事後課題などが想定される。

<認定専門社会福祉士>

- ・ 筆記試験（知識）では、「認定専門社会福祉士としての知識」について評価することが考えられる。
- ・ 口頭試問では、「認定専門社会福祉士としての知識・技術・判断力等の能力を総合的に評価」「認定専門社会福祉士としてふさわしい人物であるか」を確認することが考えられる。

「⑧基準を満たした論文発表または認められた学会における学会発表」とは、次の要件を満たすものとする。

<基準を満たした論文発表>

- ・ 論文は、自らの実践をベースにしたものとする。
- ・ 論文は、認められた団体の募集する研究誌論文（事例研究等を含む。）の他、別に定める投稿先とする。
- ・ 査読があること。

<認められた学会における学会発表>

- ・ 学会発表は、自らの実践をベースにしたものとする。
- ・ 学会発表は、認められた団体の実施する学会の他、別に定める社会福祉関連学会におけるものとする。

※ 論文と学会発表は、どちらかを満たしていればよい。

※ この認定要件は、実践の科学化、言語化、エビデンスを作るということから入れた。したがって「研究のための研究ではなく、実践からの研究」という点を重視したいと考えている。

※ 論文は書けばよいということではなく、一定水準を満たすという意味で査読という要件を入れている。ただし、一定水準に達しなければ採用・掲載されないという意味では、査読ではなく投稿先を限るということでもよい場合もあると思われる。今後検討を要する。

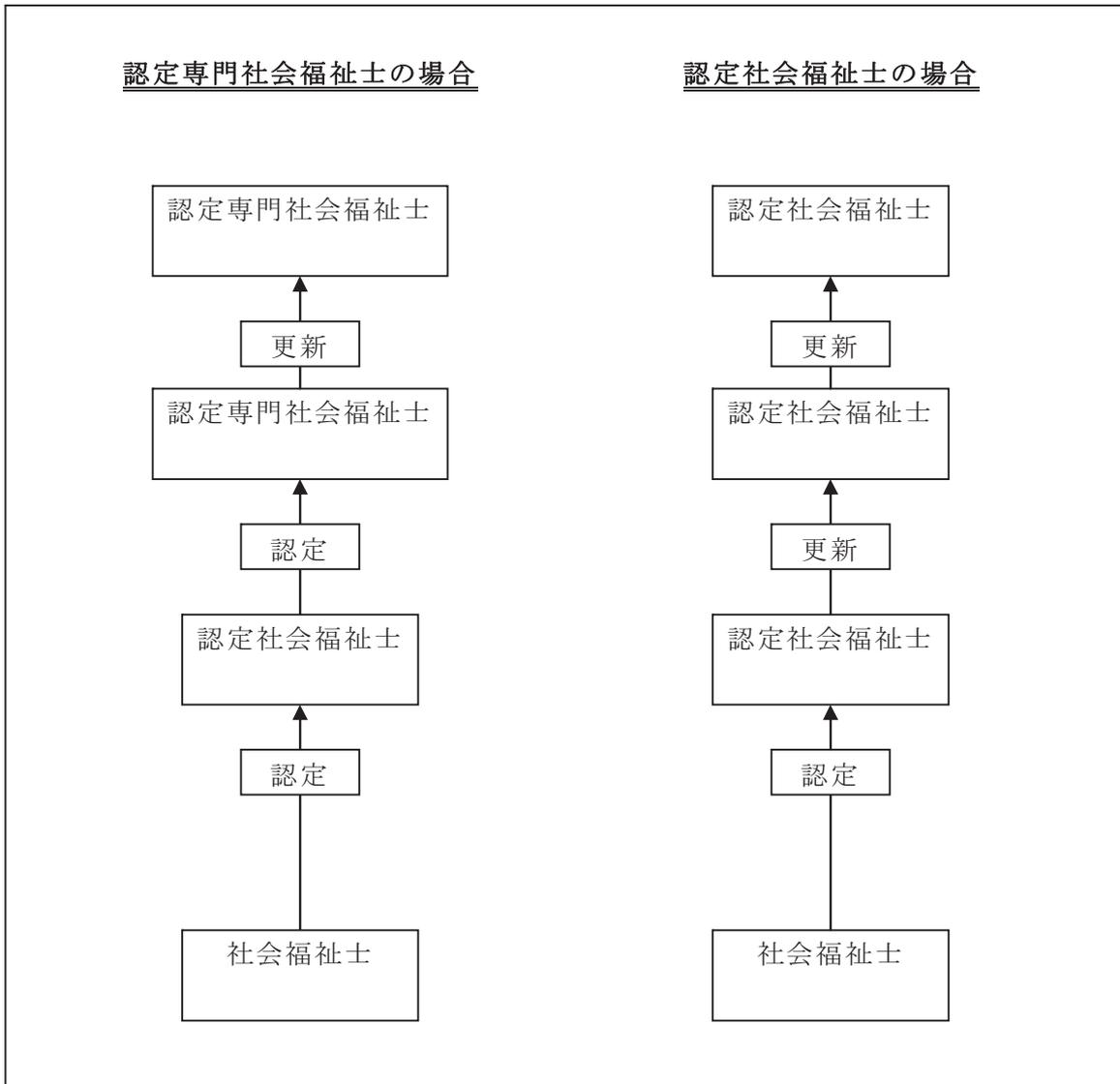
※ 学会発表についても、発表希望を出せば原則として全て発表できる学会から、事前審査があり一定水準に達していないと発表のできないところまで様々である。この点も検討を要する。

※ 論文及び学会発表先は今後検討を要するが、現時点では、実践からの研究という側面から、認められた職能団体の研究誌及び学会発表がより望ましいと考える。

(2) 認定の更新

- ・ 継続的な研鑽を行い必要な知識・技術を維持・向上させているという質の担保のために認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士は更新制度を設ける。
 - ・ 認定の期間は5年間とする。
 - ・ 認定を継続する場合には、更新申請をし、審査を受けなければならない。
 - ・ 更新申請にあたっての更新要件は別途検討する。
 - ・ 5年の更新時期に更新できない場合は、認定資格を喪う。ただし、特に考慮の必要な理由がある場合は、更新時期の延長を認める。(延長された期間については、認定社会福祉士、認定専門社会福祉士の名称を名乗ることはできない。)
- ※ 更新については、必ずしも全ての認定社会福祉士が認定専門社会福祉士の認定を受けるとは限らないので、それぞれについて更新制を設けた。なお、認定専門社会福祉士の認定を受けた場合は、認定社会福祉士ではなくなる。(認定社会福祉士と認定専門社会福祉士とを両方の資格を同時にもつことはない。)

【図2】認定及び更新のイメージ図



5. 認定に必要な研修について

必要な力量の獲得についての検討を踏まえ、認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士に求められる具体的な役割から認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士に必要な力量を獲得するための必要な研修の枠組を次のとおり検討した。

(1) 研修内容

研修内容は大きく分けて、①働く分野に関係なく社会福祉士に共通に必要な事項、②職場等実践分野に関する事項の二つに分けられる。①については全ての社会福祉士が研鑽することであり、②については、実践分野を中心に研鑽することである。

①については、認定社会福祉士になるまでの課程は「権利擁護系科目」「実習・人材育成系科目」「運営管理系科目」「地域系科目」「実践研究の基礎科目」の5科目からなる。認定専門社会福祉士になるまでの課程は「人材育成系科目」「運営管理系科目」「福祉政策系科目」「研究系科目」の4科目からなる。

これらの科目は、認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士の担うべき役割から、その役割が果たせるための力量を修得するためのものとして設定している。

②については、「高齢分野」「障害分野」「児童分野」「医療分野」「地域社会・多文化分野」の5分野からなる。

これらの分野は、実践の軸となる分野として設定している。

なお、各科目の内容は【表2】のように検討中である。

(2) 研修時間と単位の考え方

必要な研修の量については、次のとおり整理を行った。

研修について多様な実施団体の研修・教育を活用していくことを考慮して、研修の時間数については、「単位」の考え方を導入する。

単位の換算方法や具体的な単位数については今後検討を行う予定であるが、例えば下記のようなことが想定できる。

[例]

15時間を1単位とする。

ただし、事前学習・事後学習を行うことを前提に90分×15回＝2単位とする。

これは事前学習・事後学習をすることを前提に、90分を2時間と読み替えるものであり、大学の単位換算で採用されている考え方である。

研修の量は、認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士の力量を担保する量として、例えば次のような考え方もできる。

①認定社会福祉士認定申請に必要な単位数

30単位以上

共通専門：18単位（90分×135コマ）以上

分野専門：12単位（90分×90コマ）以上

②認定専門社会福祉士認定申請に必要な単位数

30単位以上

共通専門：18単位（90分×135コマ）以上

分野専門：12単位（90分×90コマ）以上

ただし、現場で働く社会福祉士にこの量の研修が受講可能なのか、それだけの研修機会が安定的に提供されるのか等について今後検討が必要である。また、あわせて下記についても検討が必要である。

- ・ 職場を休職するなどして短期間に単位取得をすることも想定される。実践における経験と研修による振り返り・言語化などを通して実践力を高めていくことが必要であり、成長には一定の時間がかかるものと考えられる。修得力には個人差はあるものの1年で30単位を修得するというような単位履修の扱いについては検討が必要である。
- ・ 共通研修・専門研修の科目に関して、認定専門社会福祉士の研修は、同一科目名に

関しては原則として認定社会福祉士の積み上げとなるが、必ずしも積み上げとはいえないものもある。これについては、各研修の受講要件で定める。

- ・ 分野については、1つの分野で単位数を満たしてもよいが、複数の分野の合計で単位数を満たしてもよい。ただし、認定社会福祉士は分野表記等の関係から、認定時には、軸となる分野については最低単位数を設ける。

(3) 研修の手法等

認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士に必要な力量を修得するために、研修効果のある研修の手法を取り入れるように一定の枠組みを設ける。

- ①研修は、事前課題、事後課題を設ける。事後課題は、研修の内容・位置付けに応じて課題レポートの他、試験等も含むものとする。
- ②研修は、演習・グループワークなど、実践力を養うために研修効果のある研修方法を取り入れるように一定の枠組みを設ける。
- ③認定社会福祉士となる前の段階で受ける研修設定においては次のことに留意する。
 - ・ スーパービジョン体制を整える（認定社会福祉士を講師や演習チューターとして研修運営の一環のなかに入れ込んでいく）。
 - ・ 現場の課題の中から学びに戻るという循環になるものであること。
- ④認定専門社会福祉士となる前の段階で受ける研修設定においては、他分野・他職種との連携を通じた事例検討などを行い特定の分野だけに偏らないこと。
- ⑤研修の受講には、研修の内容、位置付けに応じて受講要件を設定する。

(4) 研修の分類

共通専門及び分野専門の中に次の3分類を設ける。

①指定研修（必修研修）

認定申請時に取得しておくことが必要な研修

②資格取得研修

社会福祉士実習指導者講習会、介護支援専門員実務研修、相談支援専門員研修、サービス管理責任者研修などの研修

③選択研修

科目の中で各自が自由に選択して受講する研修

【表2】研修の整理案<再掲>

※各科目の中の内容は例示

研修	認定社会福祉士までに必要とする研修
共通専門 (18 単位以上)	①権利擁護系科目 権利擁護 虐待対応、成年後見 相談援助事例検討（複数の分野にまたがり複数の課題のあるケース、多文化、倫理実践） ケアマネジメント研修 ②実習・人材育成系科目 スーパービジョンⅠ 実習指導者養成 ③運営管理系科目 運営管理Ⅰ リーダーシップ ケースカンファレンスコーディネート ボランティアマネジメント ④地域系科目 コミュニティワークⅠ 社会資源の活用・改善 地域コーディネート ネットワーク実践力養成研修 地域プログラム開発研修（低所得、就労支援、ホームレス支援、自殺対応、など） ⑤実践研究の基礎科目 実践研究Ⅰ（基礎） 実践研究ワークショップ：研究発表 実践研究
分野専門 (職域・実践の中心) (12 単位以上)	高齢分野 虐待対応専門研修（在宅・施設・対応・予防について、高齢について） 介護支援専門員実務研修等 成年後見人養成研修 障害分野 虐待対応専門研修（在宅・施設・対応・予防について、障害について） 障害者の地域生活の支援研修 相談支援専門員研修、サービス管理責任者研修 成年後見人養成研修 児童分野 虐待対応専門研修（在宅・施設・対応・予防について、児童について） ファミリーソーシャルワーク スクールソーシャルワーク 医療分野 保健医療分野におけるソーシャルワーク専門研修 地域社会・多文化分野 滞日外国人ソーシャルワーク リーガルソーシャルワーク 地域問題研修（低所得、就労支援、ホームレス支援、自殺対応、など） コミュニティワーク 多文化共生
備 考	相談援助技術の基礎的な部分は、各科目の演習（事例検討等）なかにも含まれるものとする。

※各科目の中の内容は例示

研修	認定専門社会福祉士までに必要とする研修
共通専門 (18 単位 以上)	①人材育成系科目 スーパービジョンⅡ 相談援助事例検討 (ケーススタディ) ②運営管理系科目 運営管理Ⅱ 財務管理 人事管理 (研修プログラミング) 組織管理 サービスマネジメント リスクマネジメント サービス評価 苦情対応 ③福祉政策系科目 コミュニティワークⅡ 社会資源開発 社会調査 (ケーススタディ) 地域ケアシステム (協議会等会議運営) 地域政策 (地域開発・地域福祉計画、福祉行財政) ④研究系科目 実践研究Ⅱ (応用) 実践研究ワークショップ：論文執筆 研究法、E B P、事例検証、プログラム評価
分野専門 (職域・ 実践の中 心) (12 単位 以上)	高齢分野 虐待対応専門研修 (アドバイザーコース) 主任介護支援専門員研修 成年後見スーパーバイザー研修 ※各種フォローアップ研修 障害分野 虐待対応専門研修 (アドバイザーコース) 成年後見スーパーバイザー研修 ※各種フォローアップ研修 児童分野 虐待対応専門研修 (アドバイザーコース) ※各種フォローアップ研修 医療分野 ※各種フォローアップ研修 地域社会・多文化分野 独立型社会福祉士論 ※各種フォローアップ研修
備 考	

6. 認定システム設計

専門社会福祉士認定制度における認定に関するシステム設計を次のとおり検討した。

(1) 認定（個人の認定）(Certification)

- ・ 認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士の認定の機関として、職能団体、教育機関等とは独立した第三者機関として認定機関を設ける。
- ・ 認定機関に運営委員会及び認定審査委員会を置く。(委員の要件・構成は要検討。公立・中正が保てるような要件・構成とする。)
- ・ 認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士の認定については、認定審査委員会で行う。

(2) 認定の手続き

- ・ 認定社会福祉士又は認定専門社会福祉士の認定を受けようとする者は、認定機関に必要な申請書類の提出及び認定審査料の納入を行う。

※認定審査料については現時点では未定である。

(3) 認定登録と登録表示について

- ・ 認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士の認定登録は職能団体（社団法人日本社会福祉士会）が行う。
- ・ 認定登録は、登録申請と登録料の納入をもって行う。
- ・ 登録者には、登録証を発行する。
- ・ 登録者はホームページ等により公表する。(手続は個人情報保護に従う。)

※登録料については現時点では未定である。

(4) 研修の認証 (Accreditation)

社会福祉士の働く現場が多岐にわたっているように、社会福祉士が必要とする研修を実施している機関も多岐にわたる。また、社会福祉士が加入している職能団体は1つではない。その各団体が研修を実施し、また研修制度を持っている。しかし、現在それらの間に相互に関係性はない。そのため、個々の社会福祉士が所属団体の研修制度に則り研鑽を重ねても、どのような状況にあるのかがわかりにくい。また、団体の行う研修の中には、その会員（組織構成員）に対してのみ受講を認めているものもあり、受けたい研修を受けるためには複数の団体に加入しなければならないという状況も生じている。

研修の質を担保するという観点、同じ内容と認めることができる研修について単位の互換性を持たせ社会福祉士への研修機会の保障をするという観点から、研修の認証機関を設置し、専門社会福祉士認定制度における研修について研修内容に応じた位置づけを行っていくことが必要である。

具体的には、①職能団体における研修体系及び個別研修の互換性、②大学院の教育内容と研修との互換性、③自治体や全国社会福祉協議会等が行う研修の認証ということが想定できる。

本研究事業で日本社会福祉士会会員に行ったアンケート調査中、研修の受講のしやすさについて「受けやすい環境にあると思う」と回答した者が56.4%であり、回答は二分している。ただし、年齢別でみると年齢が上がるにしたがって受けやすい環境にあると回答する者が増加し、若年層の方が「受けやすい環境にあると思わない」とする者が多い。資格取得後の早い時期における研修の機会保障のためにも、様々な研修を活用するために、専門社会福祉士認定制度では、研修の基準や単位の互換性を図るための仕組みが必要である。

例えば、薬剤師では、一般社団法人薬剤師認定制度認証機構を設置し、①薬剤師に対する各種認定制度の評価基準等の作成、普及、②薬剤師に対する各種認定制度の調整、評価及び認証、③薬剤師の参加する各種認定事業と実施母体の育成、支援、④薬剤師の生涯研修認定、専門薬剤師認定等に関する調査研究及び国際協力、⑤薬剤師に対する各種認定に関する団体及び関係官庁との連絡調整を行っている。

また、質の担保という点で、専門医では、厚生労働省が9項目のいわゆる外形基準に基づいて広告を認可した専門資格は、必ずしもその専門医の質を保証したものではないとして、社団法人日本専門医制評価・認定機構を立ち上げ、各学会が定めている専門医制度を審査・評価し、専門医に質の維持・向上を図るとしている。

専門社会福祉士認定制度においても、このようなプラットフォームが必要である。

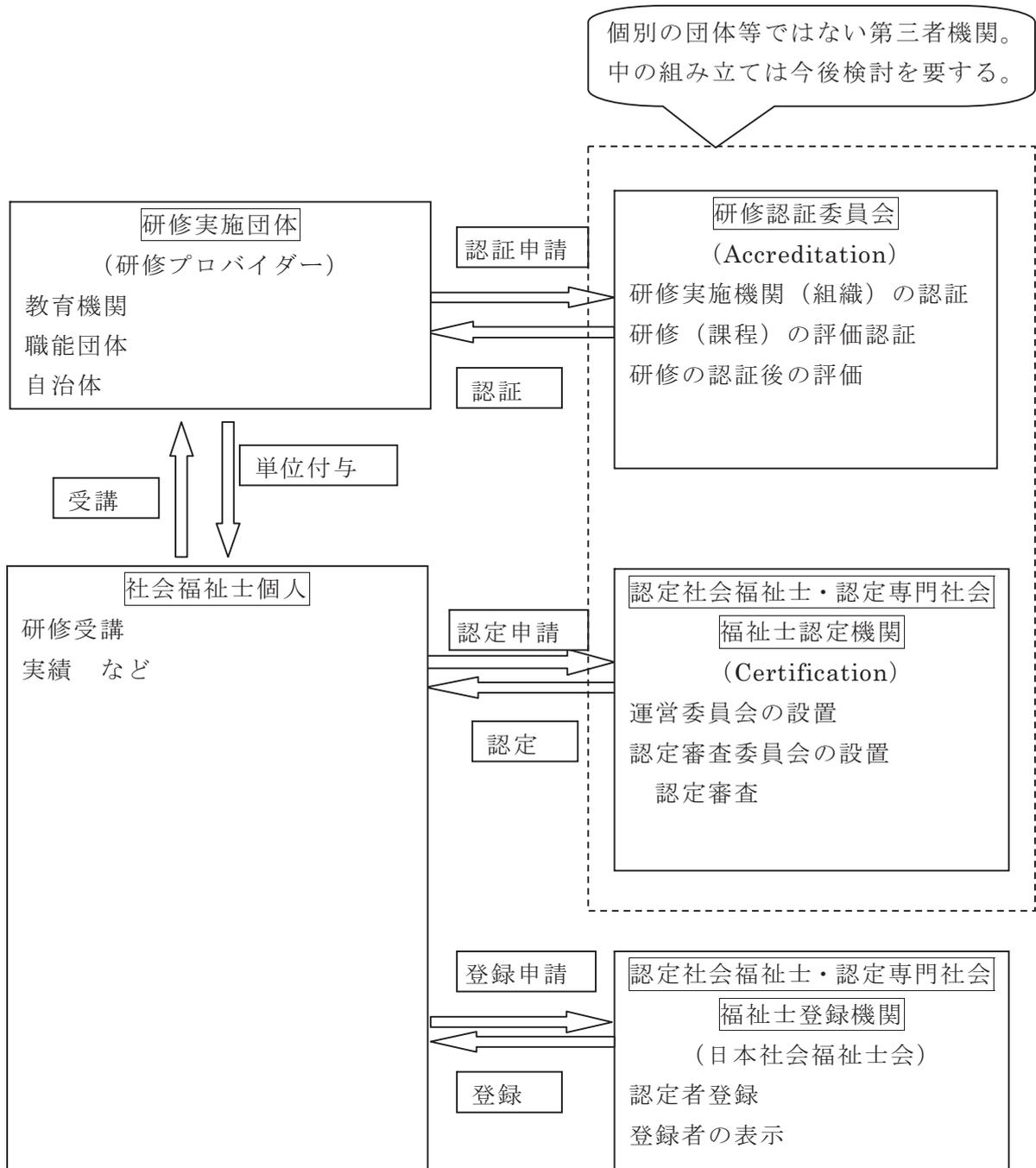
- ・ 専門社会福祉士認定制度に関する研修の認証機関として、職能団体、教育機関等とは独立した第三者機関を設ける。なお、第三者機関としては、前述の認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士の認定機関と同一機関（法人）という在り方が考えられる。
- ・ 研修の認証機関に研修認証委員会を置く。
- ・ 認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士の認定要件たる研修の実施団体及び研修の認証は、研修認証委員会が行う。
- ・ 研修は、大学等の教育機関、職能団体、自治体など、研修機関としての要件を満たす団体が実施できる。
- ・ 研修認証委員会は、認証した研修について、その後も質の担保が図られていることの確認（評価）を行う。
- ・ 研修実施団体は、研修認証委員会に実施機関としての認証をもとめ、実施機関として認証された場合は、実施する研修の認証を受ける。
- ・ 研修認証の費用については、現時点では未定である。今後検討を行う。

（5）運営体制

各機関における、次の事項は、今後検討を行う。

- ・ 各機関の役員構成
- ・ 認定審査委員会等の委員会の設置
- ・ 事務所の設置及び事務処理人員体制
- ・ 財政について。財源としては、原則として認定審査料・登録料等を原資とする。

【図3】認定についてのプラットフォームのイメージ図



7. 認定制度運用のスケジュール

(1) 制度の開始

○2012（平成24）年度の制度試行は、経過措置者からの認定となる。

○規程の整備のための検討の開始（規程の制定は2010（平成22）年度の予定）

- ・ 制度の位置づけ
- ・ 専門社会福祉士認定制度の目的
- ・ 定義
- ・ 認定の機関
- ・ 認定
- ・ 資格の更新
- ・ 資格の喪失及び取消
- ・ 資格の再認定
- ・ 研修の認証
- ・ 施行期日

○認定、認証に関する機関の設置・指定等

- ・ 各種委員会の設置
- ・ 研修の認証等
- ・ 関係団体・機関との協定や契約の締結

(2) 経過措置

- ・ 経過措置は、制度開始に際し既に社会福祉士資格を取得して実践をしている者に対して行う。
- ・ 社会福祉士資格を持つ者で制度開始前において認められた団体に加入し研修制度においての研鑽をしている者は、経過措置として研修に関して特別の措置を講じる。
- ・ 経過措置については、制度運営開始後5年間に限って実施する。
- ・ 経過措置における認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士の認定要件は、別途検討する。

8. 専門社会福祉士認定システムの構築に向けての今後の課題

専門社会福祉士認定システムの検討にあたって、認定された認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士の社会的評価・活用方法がどのようになるのかについては、研究委員会でも当初より多くの意見があった。また、本研究事業で行った日本社会福祉士会会員へのアンケート調査においても制度活用への意見や要望が多かった。

しかし、この度の研究事業では、いかにして社会的な要請に応えられる社会福祉士を養成し認定していくのかという事項に議論の焦点化を図った。そのため、まず認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士がエビデンスを出し社会に認められる制度となることが重要と

して、育成から認定までのシステムを検討の中心に据え、認定後の制度・政策と連動した活用への働きかけについては、研究委員会の検討事項からはずしている。

具体的に述べると、今回の検討では、①教育・研修など「キャリア形成」、②人事評価など「人事制度」、③キャリア管理と連動した給与「給与体系」、④制度・政策における任用・活用のうち、キャリア形成の部分について検討がなされた。

社会的評価の向上と待遇改善については、専門社会福祉士認定制度の創設検討のきっかけとなった社会的要請に応え、社会福祉士の援助は役に立つというエビデンスを示すことによって社会的な評価を得ていくことが求められる。すなわち、専門社会福祉士認定制度を創設しても認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士が実践力あることを示さなければ社会的な評価は上がらない。評価を求めるのであれば、まず自らが実践力を示すことが求められる。

したがって、この専門社会福祉士認定制度が確立し、運用開始後、社会福祉士は認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士が社会から評価されるための活動（例えば任用要件とすることを求めるなど）を職能団体等が行うのを待つのではなく、まず自らが研鑽し高度な実践を踏まえキャリアを形成し、認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士資格を取得し、その実践力を示すことが必要である。すなわち、専門職としての社会的認知を図るには、職能団体の生涯研修制度や専門社会福祉士認定制度の趣旨をよく理解し、一人一人の社会福祉士がきちんと制度活用することが必要である。

このことを前提とした上で、今後は、具体的な運用システムの検討と平行して認定社会福祉士及び認定専門社会福祉士をいかに社会で活用していくか、下記のような事項とともに検討が必要である。この検討には、職能団体だけではなく、社会福祉士を雇用している自治体や施設・機関の経営者、施設基準や任用規定の決定に権限をもつ厚生労働省、社会福祉士のもつ機能の活用に期待を寄せている文部科学省や法務省などの協力も必要である。

（１）活動領域（職域）の拡大

介護保険や学校・教育分野におけるスクールソーシャルワーカー、司法分野における矯正施設、更生保護施設や地域生活定着支援センターなど、社会の全般でソーシャルワーク機能の活用が求められ、社会福祉士の活動領域は年々拡大している。これまでの福祉分野での就労と異なり、福祉職の雇用人数が少ないこともありより高い専門性を安定的に発揮できる人材が求められている。

社会情勢と相まって、住居不安定就労者、低所得者、失業者、孤独死、自殺といったことに対する対応が求められている。このような場においての実践は、関係する様々な専門職や事業者等との連携を図りながら総合的かつ包括的に援助していく力量や、地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど地域福祉の増進に働きかける力量が必要である。このようなメゾ、マクロにも対応できる力量をもつ社会福祉人材が求められている。これらに対して、社会福祉士のさらなる活用を求める。

（２）常勤での雇用

様々な場でソーシャルワークの機能が求められ、社会福祉士の活動領域が拡大して行

く一方で、雇用形態は非常勤雇用も少なくなく、十分に専門性を発揮できているとは言いがたい。特に新規事業のモデル事業でこのようなことが多く見られる。より高い専門性を十分に発揮するためには常勤雇用を定着させることが必要である。

(3) 任用条件としての認定専門社会福祉士等

様々な業界で即戦力が求められている。しかし、いずれの業界でも学校を卒業してすぐに一人前に働けるということはない。相談員は単独配置の職場も多く、即戦力が求められやすい職種であるが、これまでは実践力を測る目安がなく、社会福祉士又は社会福祉主事任用資格を持っていることや、実務経験があることが採用の目安になってきた。

専門社会福祉士認定制度の運用が開始されると、実務経験があり、実践力について担保された社会福祉士の存在が可視化されるので任用条件の目安になる。

(4) 加算条件としての認定専門社会福祉士等

任用などの規定が定められると専門職採用として一定の待遇が得られることが期待される。しかし、現実としては限られた予算の中での人員配置ということで人件費が増加しないように給与を抑えることができる若年有資格者を採用し、その結果として実務対応に困難を来たし辞めていく例も見られる。安定的な専門職採用を可能にするためには、質の担保された専門職雇用に対して加算がなされる仕組みの導入が必要である。また、そのためには財源の裏付けも必要である。

(5) 福祉職の待遇改善

雇用においては、適切な給与体系、人事制度が導入できるように、雇用環境の整備が求められる。このことは、上記の事項とともに整備されることが必要である。

9. アンケート調査、フォーカスグループインタビュー

(1) アンケート調査

①調査の目的

社団法人日本社会福祉士会では、昨年度より独立行政法人福祉医療機構から助成を受けて「専門社会福祉士認定システム構築にむけた基礎研究事業」を行ってきたわけであるが、2009（平成 21）年度は、専門社会福祉士認定システムの構築に向け、会員からの基礎的データを得ることを目的として、調査を実施した。

②調査方法及び分析方法

日本社会福祉士会会員のうち 2,000 名を対象として、郵送法による自計式の質問紙調査を行った。なお、サンプリングの方法は、日本社会福祉士会会員を社会福祉士登録番号順に並べ、14 間隔で対象者の抽出を行った。調査期間は、2009（平成 21）年 9 月 1 日～28 日であり、685 名から調査票が回収された（回収率 34.2%）。

分析に当たっては、質問項目ごとに単純集計を行い、度数（回答者数（n）や該当者数（n））や比率（%）、平均等の統計量の算出を行った。さらに、認定要件を検討する作業として、「年代」「社会福祉士資格登録年」「相談援助職（社会福祉士資格取得前含む）としての経験年数」を基本軸として、他の変数との関連性をクロス表に基づいて分析を行った。また、自由記述の質問項目に関しては、質問項目ごとに、それぞれのケースにおいて記述されている内容の意味を検討し、共通した意味ごとで分類していく作業を行い、質的に分析した。

③調査結果

i. 回答者の基本的属性

問 1 性別

性別については、図 4 に示すとおり、「男性」が 38.0%（260 人）、「女性」61.8%（423 人）であり、女性の回答者が多かった。なお、母集団である日本社会福祉士会の会員の性別を見ると、男性 41.2%（13,102 人）、女性 58.8%（18,716 人）となっている。

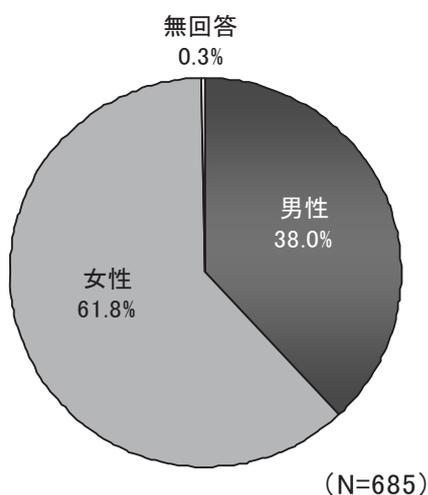


図 4 性別

問2 年齢

年齢について、図5に示すとおり、平均は42.8歳（SD±11.3）であり、「30代」が32.1%（220人）と最も多く、次いで「40代」（25.3%、173人）、「50代」（20.9%、143人）となった。なお、先と同様に日本社会福祉士会の会員の年代を確認すると、20代（16.9%）、30代（35.4%）、40代（22.9%）、50代（18.8%）、60代（5.5%）、70代以上（0.5%）となっている。

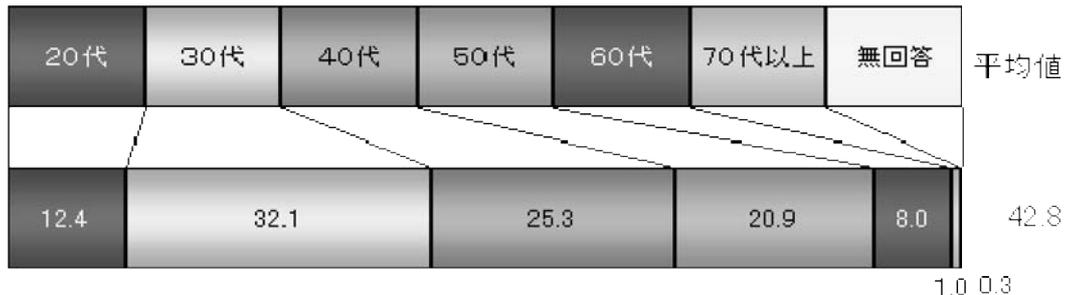


図5 年齢 (N=685)

問3 社会福祉士資格の登録年

社会福祉士資格の登録年は、「平成16年～21年」が42.5%（291人）と最も多く、次いで「平成16年～21年」が31.1%となり、回答者の約7割が登録して10年未満であった。

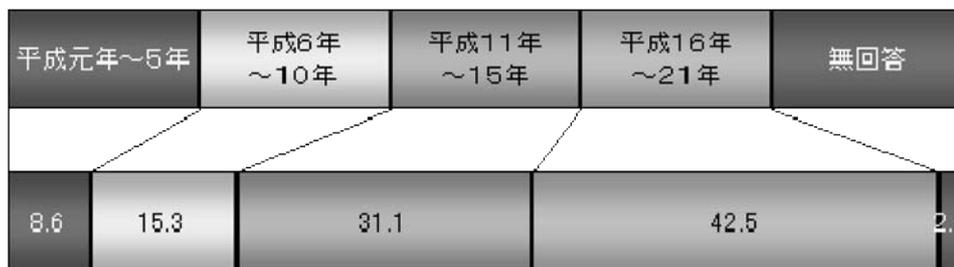


図6 社会福祉士資格の登録年 (N=685)

問4 最終学歴

最終学歴については、図7に示すとおり、「福祉系大学（旧制大学を含む）」が52.0%（356人）となっており、約5割の最終学歴が福祉系大学となった。また、「福祉系大学院」は、6.3%（43人）であり、1割を下回る結果となった。

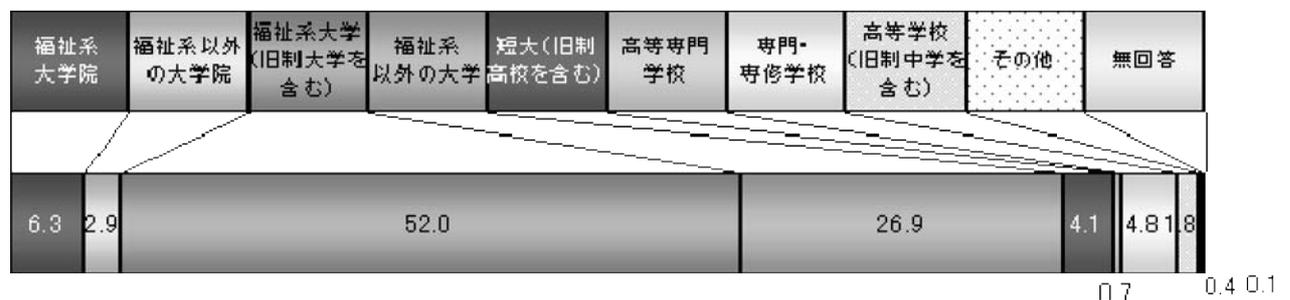


図7 最終学歴 (N=685)

問5 相談援助職（社会福祉士資格取得前含む）の経験年数

相談援助職（社会福祉士資格取得前含む）の経験年数について、平均は106.3ヶ月（SD±95.4）であり、平均年数は約9年程度であった。

図8に示すとおり、経験年数で最も多かったのが「10年以上15年未満」（16.6%、114人）、次いで「5年以上8年未満」（16.2%、111名）となった。従事したことがないと回答した者も14.0%（96人）と一定数存在した。また、社会福祉士の資格が1989年に施行された時点より以前から相談援助職を経験した人も、全体の約1割程度存在している。

なお、認定要件として検討している「8年以上」の経験群は全体の44.9%、「10年以上」の経験群は、全体の37.3%であった。

また、相談援助経験が10年以上群は37.4%、15年以上群は20.8%、20年以上群は、11.5%であった。

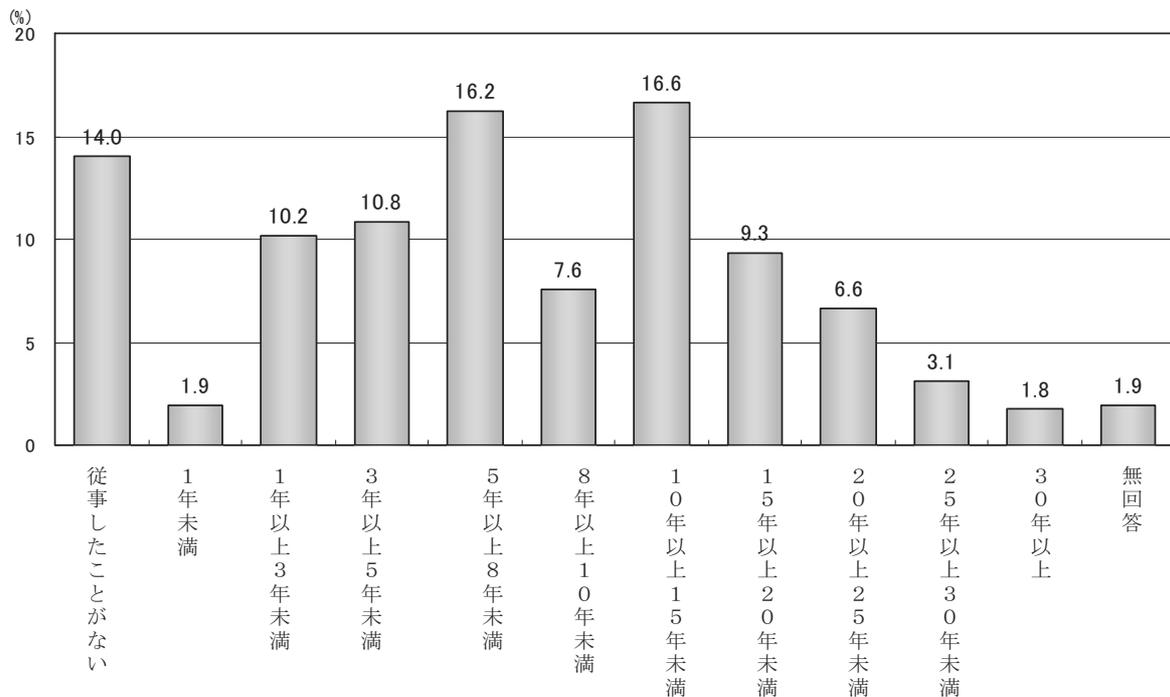


図8 相談援助職（社会福祉士資格取得前含む）の経験年数（N=685）

問6 社会福祉士資格取得後の相談援助職としての経験年数

社会福祉士資格取得後の相談援助職としての経験年数については、平均 59.2 ヶ月 (SD ±54.2) であり、平均年数は約 5 年となり、資格取得前と資格取得後の経験年数を比較してみると、約 4 年の開きがあった。

図 9 に示すとおり、年数で多かったのが「5 年以上 8 年未満」(19.7%、135 人)、次いで「1 年以上 3 年未満」(18.5%、127 人) となった。また「従事したことがない」と回答した人も、17.4% (119 人) と一定数存在している。なお、8 年以上の経験群は 23.6%、10 年以上の経験群は 15.0% となった。ただし、制度成立後の経験年数ということであり、理論上 25 年以上は存在しない。また、相談援助経験が 10 年以上の群は 15.0%、15 年以上群は 3.6%、20 年以上群は、0.1% であった。

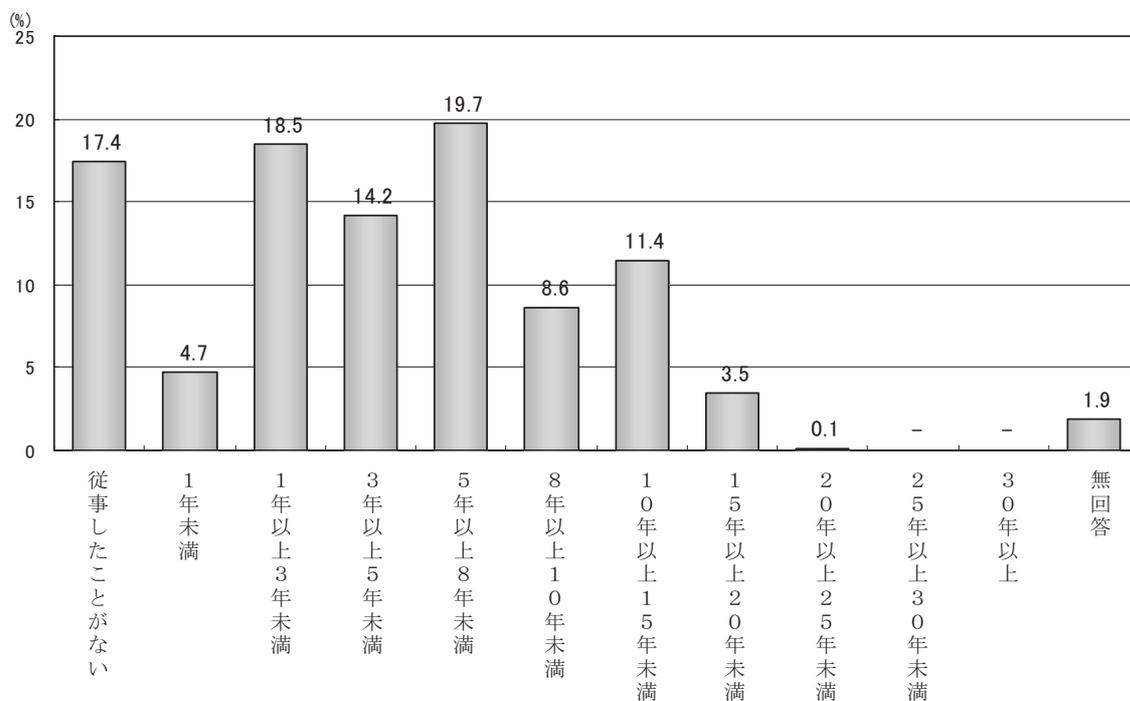


図 9 社会福祉士資格取得後の相談援助職としての経験年数 (N=685)

ここで、先に確認した社会福祉士取得前の相談援助職の経験年数と、資格取得後の相談援助職の経験年数との関連性を検討しておきたい。表3に示すとおり、資格取得前から10年以上相談援助職を経験している群を見ると、全員が社会福祉士資格後10年以上の相談援助経験を有していることがわかる。

表3 社会福祉士取得前の相談援助職の経験年数と、資格取得後の相談援助職の経験年数との関連性について

資格取得前を含む 相談援助職の 経験年数 資格取得 後の相談援助 職の経験年数	従事した ことがな い	～5年未満	～10年未満	～15年未満	～20年未満	20年以上
全 体	96 100.0	157 100.0	163 100.0	114 100.0	64 100.0	78 100.0
従事したことがない	96 100.0					
1年未満		13 8.3				
1年以上3年未満		70 44.6				
3年以上5年未満		74 47.1				
5年以上8年未満			111 68.1			
8年以上10年未満			52 31.9			
10年以上15年未満				114 100.0		
15年以上20年未満					64 100.0	
20年以上25年未満						45 57.7
25年以上30年未満						21 26.9
30年以上						12 15.4

問7 社会福祉士以外の資格・免許

社会福祉士以外の資格・免許の取得状況については、表4に示すとおりであり、他の資格を持っていない人は15.3%（105人）であり、8割以上の人が他の資格を取得している状況であった。

最も多かった資格は「介護支援専門員」（52.8%、362人）であり、次いで「介護福祉士」（23.4%、160人）、「精神保健福祉士」（17.2%、118人）、「保育士」（10.5%、72人）であった。

表4 社会福祉士以外の資格・免許（N=685）

資格	度数（%）
弁護士	1（0.1）
司法書士	1（0.1）
行政書士	7（1.0）
社会保険労務士	3（0.4）
医師・歯科医師	0
看護師・助産師、保健師	32（4.7）
薬剤師	0
理学療法士	0
作業療法士	3（0.4）
言語聴覚士	0
臨床心理士	1（0.1）
精神保健福祉士	118（17.2）
介護福祉士	160（23.4）
介護支援専門員	362（52.8）
障害者相談支援専門員	33（4.8）
児童自立支援専門員	4（0.6）
教科「福祉」の教員免許状	21（3.1）
管理栄養士・栄養士	2（0.3）
保育士	72（10.5）
手話通訳士	1（0.1）
持っていない	105（15.3）
その他	165（24.1）
無回答	10（1.5）

問8 全国組織の専門職団体への所属（日本社会福祉士会以外）

日本社会福祉士会以外の全国組織の専門職団体への所属状況については、「所属をしていない」と回答した人が60.0%（411人）おり、6割の人が社会福祉士会以外には所属していないものの、他の団体に所属している人が、約4割いることが示された。所属している団体で多かったのは、「日本介護支援専門員協会」（10.9%、75人）、「日本医療社会事業協会」（5.3%、36人）「日本精神保健福祉士協会」（4.8%、33人）であった。

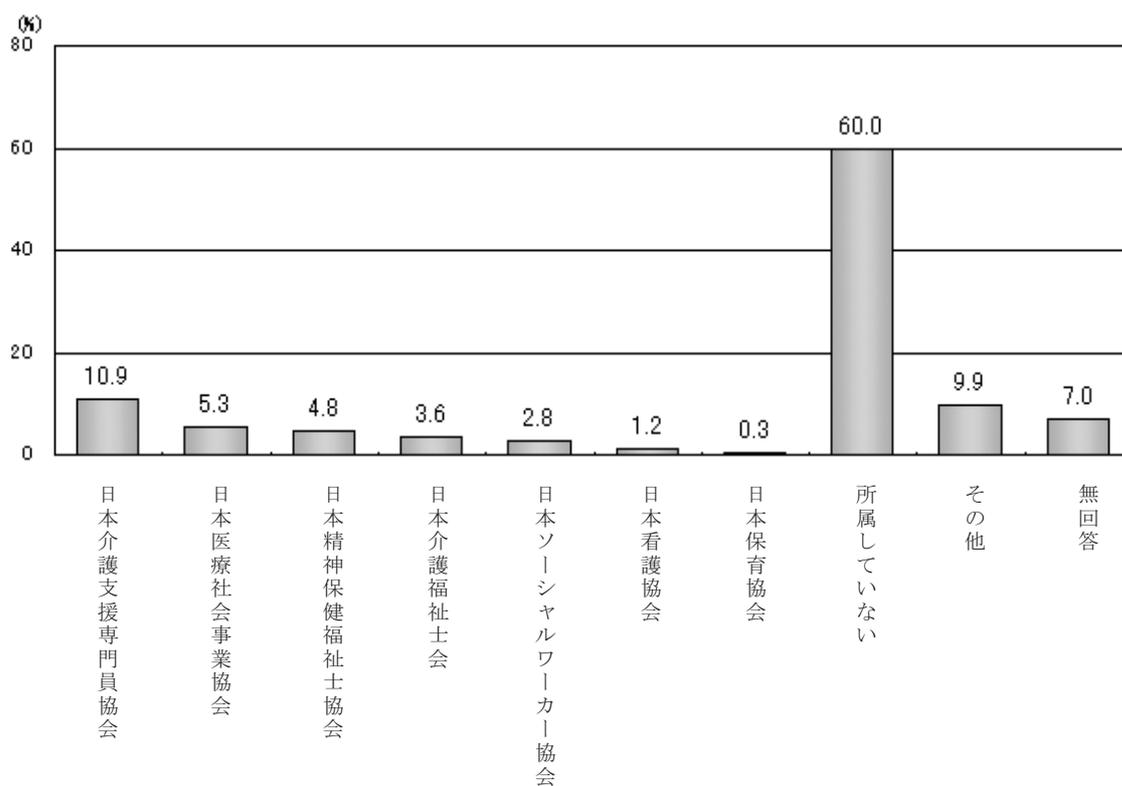


図10 全国組織の専門職団体への所属（日本社会福祉士会以外）（N=685）

問9 現在働いているか（非常勤・パート・アルバイト含む）

現在働いているか尋ねたところ、図11に示すとおり、約9割の人が働いている状況であった。

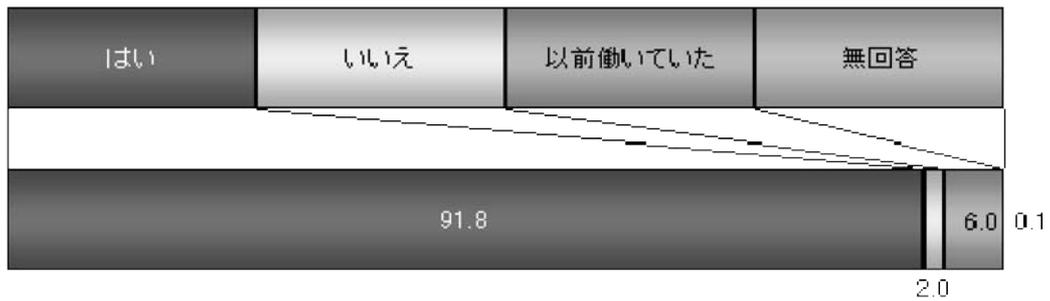


図11 現在働いているか（非常勤・パート・アルバイト含む）（N=685）

問10 現在の就業先の主な分野

次に、「働いている」と回答した人（629人）を対象に、現在の就業先について尋ねたところ、最も多かった分野は「高齢者福祉分野」で42.6%（268人）であり、次いで「障害児・者福祉分野」（17.5%、110人）、「保健医療分野」（10.5%、66人）であった。

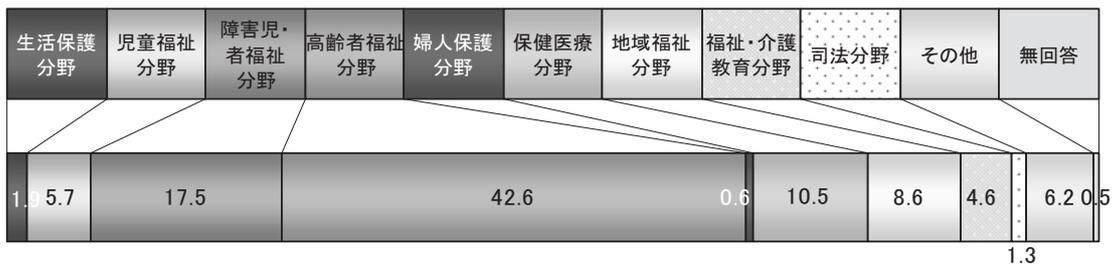


図12 現在の就業先の主な分野（N=629）

問 11 現在従事している主な職種・役職

さらに「働いている」と回答した人（629 人）を対象に、現在従事している主な職種・役職について尋ねたところ、表 5 に示すとおり、「相談員」が最も多く、25.4%（160 人）であり、回答者の約 4 分の 1 が当該職種であった。次いで多かったのが「介護支援専門員」（21.5%，135 人）であった。また「施設長・管理者」も約 1 割程度存在していた。

表 5 現在従事している主な職種・役職（N=629）

職種・役職	度数（%）
相談員	160（25.4）
判定員	0
現業員	5（0.8）
指導員・生活指導員	58（9.2）
査察指導員	4（0.6）
児童福祉司	5（0.8）
身体障害者福祉司	0
知的障害者福祉司	0
老人福祉指導主事	1（0.2）
MSW	46（7.3）
PSW	7（1.1）
コミュニティ・ワーカー（社会福祉協議会等）	33（5.2）
介護支援専門員	135（21.5）
障害者相談支援専門員	26（4.1）
児童自立支援専門員	0
教職・研究職	34（5.4）
介護職	40（6.4）
事務職	61（9.7）
経営者	21（3.3）
施設長・管理者	84（13.4）
サービス管理責任者	26（4.1）
看護職	10（1.6）
リハビリ職	3（0.5）
その他	66（10.5）
無回答	4（0.6）

問 12 以前の就業先の主な分野

以前働いていたと回答した人（41 人）を対象に、以前の就業先の主な分野をたずねたところ、先と同様、高齢者福祉分野、障害児・者福祉分野が多かった。

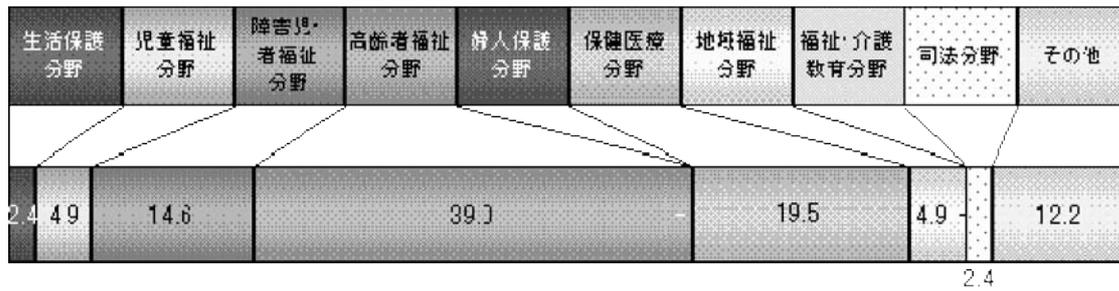


図 13 以前の就業先の主な分野 (N=41)

問 13 以前従事していた主な職種・役職

さらに、以前従事していた主な職種・役職についてたずねたところ、先と同様に相談員が多く、指導員・生活相談員、介護支援専門員が続いた。

表 6 以前従事していた主な職種・役職 (N=41)

職種・役職	度数 (%)
相談員	10 (24.4)
判定員	2 (4.9)
現業員	2 (4.9)
指導員・生活指導員	9 (22.0)
査察指導員	2 (4.9)
児童福祉司	0
身体障害者福祉司	1 (2.4)
知的障害者福祉司	1 (2.4)
老人福祉指導主事	2 (4.9)
MSW	6 (14.6)
PSW	1 (2.4)
コミュニティ・ワーカー (社会福祉協議会等)	2 (4.9)
介護支援専門員	9 (22.0)
障害者相談支援専門員	0
児童自立支援専門員	0
教職・研究職	4 (9.8)
介護職	7 (17.1)
事務職	4 (9.8)
経営者	1 (2.4)
施設長・管理者	3 (7.3)
サービス管理責任者	0
看護職	2 (4.9)
リハビリ職	1 (2.4)
その他	3 (7.3)
無回答	0

ii. 専門性の要素

問 14 自身の「実践力」レベル

自分自身の「実践力（個別支援、連絡調整、地域福祉の推進）」について、「基本的な実践について、指導を受けながら行うことができる。」「基本的な実践について、指示がなくても一人で行うことができる。」「自身の実践を振り返り改善ができる。」「自身の実践分野のエキスパートとして、後輩に対してのモデルとなることができる。」「複雑で解決困難な福祉課題に対し、多様で高度な知識と卓越した技術を用いて個別支援、連携・調整及び地域福祉の増進の実践及び指導をすべて行うことができる。」「いずれのレベルに達していない。」の6件法で回答を求めた。その結果、図 14 に示すとおり、「エキスパートとしてモデルとなれる」と回答した人は 16.1%（110 人）、さらに上のレベルである「福祉課題の実践・指導をすべて行える」と回答した人は 5.3%（36 人）存在した。

なお、これらを合計すると、全体の約 2 割となる。

指導を受けながら行うことができる *1	指示がなくても一人で行える *2	自身の実践を振り返り改善ができる	エキスパートとしてモデルとなれる *3	福祉課題の実践・指導をすべて行える *4	上記1~5のレベルに達していない	無回答
22.6	21.0	25.1	16.1	5.3	9.6	0.3

図 14 自身の「実践力」レベル（N=685）

問 15 専門社会福祉士に求められる「実践力（個別支援、連絡調整、地域福祉の増進）」に対するイメージ

専門社会福祉士に求められる「実践力（個別支援、連絡調整、地域福祉の増進）」に対するイメージについて、自由回答法によって尋ねたところ、実践力（個別支援、連絡調整、地域福祉の増進）のイメージは様々に捉えられているようである。前提的な力量としてのコミュニケーション力を挙げる者からスーパービジョン能力や管理能力を挙げる者まで幅広い。実践力の定義が多様に捉えられていることがわかる。また、専門社会福祉士の意義や意味・仕組みがよくわからないという意見や否定的な意見も少数であるが見られた。以下、表7に示すとおり、分類ごとで整理した（重複あり）。

表7 「実践力（個別支援、連絡調整、地域福祉の増進）」に対するイメージ

分類（カッコ内該当ケース数）
コミュニケーション能力が必要（10）
地域や諸機関・インフォーマル資源との連携能力、ネットワーク力がある人（74）
困難ケースに対応できる力（20）
資源開発・活用力がある人（38）
経験豊富あるいは人柄・人間性の優れている人（32）
管理能力、リーダー性のある人（17）
スーパーバイザー能力、後進育成力のある人（17）
「よくわからない」あるいは否定的な意見（9）

問 16 自身の「運営管理」レベル

自分自身の「運営管理」レベルについて、「チームの中で与えられた役割について指導を受けて行動することができる。」「チームの中で自分の役割を見だし、行動することができる。」「チームリーダーとして行動することができる。」「業務の全体像を把握し、チーム活動を通じて業務を運営できる。」「施設・事業所等の運営・経営環境を理解し、社会福祉士の視点を持って運営管理に参画しサービスの質の向上に関する助言及び指導のすべてを行うことができる。」「いずれのレベルに達していない」の6件法で回答を求めた。その結果、図15に示すとおり、「業務の全体像を把握し、チーム活動を通じて業務を運営できる」レベルであると回答した人は19.6%（134人）、「施設・事業所等の運営・経営環境を理解し、社会福祉士の視点を持って運営管理に参画しサービスの質の向上に関する助言及び指導のすべてを行うことができる」レベルと回答した人が10.9%（75人）であり、これらを合計すると約3割となる。

与えられた役割は指導の上行動できる *1	自分の役割を見だし行動できる *2	チームリーダーとして行動できる	チーム活動を通じて業務を運営できる *3	助言・指導をすべて行える *4	上記1～5のレベルに達していない	無回答
14.7	33.6	10.8	19.6	10.9	9.9	0.4

図 15 自身の「運営管理」レベル (N=685)

問 17 専門社会福祉士に求められる「運営管理」のイメージ

次に、専門社会福祉士に求められる「運営管理」のイメージについて、自由回答法によってたずねたところ、「運営管理」のとらえ方は多様であった。経営者としての能力をイメージする者、組織リーダーとしての能力をイメージする者、利用者権利擁護の視点を運営に反映させる能力をイメージする者などが代表的なものである。表8に分類した結果をまとめた。

表 8 専門社会福祉士に求められる「運営管理」のイメージ

分類（カッコ内該当ケース数）
経営感覚・センスがあり、お金を持って安定経営ができる人（66）
発言力・影響力・統率力・リーダーシップがある（23）
価値・倫理を優先し経営運営の中で利用者利益を擁護・代弁できないしは両立できる（24）
俯瞰視点・総合視点・業務全体が見渡せる人（30）
展望を持ち目標を立て計画を作れる人（12）

問 18 自身の「人材育成」レベル

自分自身の「人材育成」レベルについて、「後進育成の意義を理解できる。」「新任職員に対して、助言・指導ができる。」「中堅職員に対し助言・指導を行うことができる。」「指導者として実習指導、研修企画・実施・評価することができる。」「職能団体等における人材育成において指導的役割を果たすとともに、質の高い相談援助を実践するための環境づくりを行うことができる。」「いずれのレベルに達していない」の6件法で回答を求めた。

その結果、図 16 に示すとおり、「指導者として実習指導、研修企画・実施・評価することができる」レベルであると回答した人は、17.5%（120 人）、「職能団体等における人材育成において指導的役割を果たすとともに、質の高い相談援助を実践するための環境づくりを行うことができる」レベルと回答した人は、5.4%（37 人）となり、合計すると約 2 割を超える結果となった。



図 16 自身の「人材育成」レベル (N=685)

問 19 専門社会福祉士に求められる「人材育成（指導力）」に対するイメージ

専門社会福祉士に求められる「人材育成（指導力）」に対するイメージについて、自由回答法によって尋ねたところ、「人材育成（指導力）」のイメージとしては「後進・後輩を育成しようとする視点で、人材育成計画を持ち、ないしは研修を企画したり実施したりできる人」というイメージが最も強く、次いで「スーパービジョンやコーチングができる人」というイメージが多い。表 9 に分類した結果をまとめた。（重複あり）

表 9 専門社会福祉士に求められる「人材育成（指導力）」に対するイメージ

分類（カッコ内該当ケース数）
スーパービジョンやコーチングができる人（42）
職員へのエンパワメントができ、モチベーションを引き出せる人（9）
後進・後輩育成視点を持ち、人材育成計画を持ち、ないしは研修を企画実施できる人（48）
人柄、人望、人格、コミュニケーション能力、受容能力などを備えた人（7）

問 20 自身の「実践の科学化（研究力）」レベル

自分自身の「実践の科学化（研究力）」のレベルについて、「自身の実践について指導を受けながら、課題を明確化することができる。」「自身の実践について自身で課題を明確化できる。」「自身の課題解決に取り組むことができる。」「自身の実践の科学化を図り、研究活動・学会発表などに取り組むことができる。」「専門知識及び技術の向上並びに開発を行い実践の科学化を図るとともに、科学化に関しての助言・指導を行うことができる。」「いずれのレベルに達していない」の6件法で回答を求めた。

その結果、図 17 に示すとおり、「自身の実践の科学化を図り、研究活動・学会発表などに取り組むことができる」レベルであると回答した人が 10.8% (74 人)、「専門知識及び技術の向上並びに開発を行い実践の科学化を図るとともに、科学化に関しての助言・指導を行うことができる」レベルであると回答した人が 2.3% (16 人) であり、これらを合計すると回答者全体の約 1 割を超える結果となった。

指導を受けながら課題を明確化できる	自身で課題を明確化できる	課題解決に取り組むことができる	研究活動等に取り組むことができる	科学化に関しての助言・指導ができる	上記1～5のレベルに達していない	無回答
*1	*2	*3	*4	*5		
18.0	19.4	31.8	10.8	2.3	14.6	3.1

図 17 自身の「実践の科学化（研究力）」レベル (N=685)

問 21 専門社会福祉士に求められる「実践の科学化（研究力）」に対するイメージ

次に、専門社会福祉士に求められる「実践の科学化（研究力）」に対するイメージについて、自由回答法によってたずねたところ、実践の科学化のイメージとしては、「学会等において発表したり論文にまとめたりする能力のある人」や「大学院卒業レベル」「実践のエビデンスをもって言語化できる」などが多い。「研究できない」「余裕が無くて学習さえできない」という意見、「実践に反映されない研究のための研究は・・・」「研究だけが全てではない」などの否定的意見もあった（表 10 を参照）。

表 10 専門社会福祉士に求められる「実践の科学化（研究力）」に対するイメージ

分類（カッコ内該当ケース数）
学会等で論文を発表できる人（55）
大学院修了者（8）
実践から汎用化できる理論を導きだし理論を実践に応用できる人、ないしは学問と実践を行き来できる人（10）
実践をエビデンスをもって言語化できる人（12）

問 18～問 21 までの回答者全体の状況

「実践力（個別支援、連絡調整、地域福祉の増進）」「運営管理」「人材育成（指導力）」「実践の科学化（研究力）」の4次元すべてにおいて、最も高いレベル（例えば「実践力」で言えば「複雑で解決困難な福祉課題に対し、多様で高度な知識と卓越した技術を用いて個別支援、連携・調整及び地域福祉の増進の実践及び指導をすべて行うことができる。」レベルのことを指す）であると回答した人は9人（1.3%）、3つの次元は2人（0.3%）、2つの次元では24人（3.5%）、1つの次元のみは55人（8.0%）となった。

さらに、上から2番目までのレベルまでを含む（例えば「実践力」で言えば「自らの実践分野のエキスパートとして、後輩に対してのモデルとなることができる。」と「複雑で解決困難な福祉課題に対し、多様で高度な知識と卓越した技術を用いて個別支援、連携・調整及び地域福祉の増進の実践及び指導をすべて行うことができる。」のことを指す）とすれば、4次元ともに該当するレベルと回答した人は52人（7.6%）、3次元の該当者は59人（8.6%）、2つの次元では66人（9.6%）、1つの次元のみ該当する人は85人（12.4%）となった。

さらに、「年代」「社会福祉士資格登録年」「相談援助職（社会福祉士資格取得前含む）としての経験年数」を基本軸として、「実践力（個別支援、連絡調整、地域福祉の増進）」「運営管理」「人材育成（指導力）」「実践の科学化（研究力）」との関連性をクロス表に基づいて分析を行った。その結果、表 11 に示すとおり、強い相関があるとは言いがたい部分はあるにしても、年代や相談経験年数が高くなるほど、実践のレベルはより高くなる傾向があることがわかる。

表 11 「年代」「社会福祉士資格登録年」「相談援助職（社会福祉士資格取得前含む）としての経験年数」との関連性について

「実践力（個別支援、連絡調整、地域福祉の増進）」		全体	指導を受けながら行うことができる	指示がなくても一人で行える	自身の実践を振り返り改善ができる	エキスパートとしてモデルとされる	福祉課題の実践・指導をすべて行える	上記1～5のレベルに達していない	無回答
全 体		685 100.0	155 22.6	144 21.0	172 25.1	110 16.1	36 5.3	66 9.6	2 0.3
年 代	20代	85 100.0	39 45.9	18 21.2	11 12.9	1 1.2	1 1.2	15 17.6	- -
	30代	220 100.0	55 25.0	53 24.1	58 26.4	23 10.5	5 2.3	26 11.8	- -
	40代	173 100.0	34 19.7	31 17.9	47 27.2	44 25.4	11 6.4	5 2.9	1 0.6
	50代	143 100.0	15 10.5	30 21.0	40 28.0	31 21.7	13 9.1	14 9.8	- -
	60代	55 100.0	11 20.0	11 20.0	12 21.8	10 18.2	5 9.1	5 9.1	1 1.8
	70代以上	7 100.0	1 14.3	1 14.3	2 28.6	1 14.3	1 14.3	1 14.3	- -
社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	6 10.2	14 23.7	17 28.8	16 27.1	5 8.5	1 1.7	- -
	平成6年～10年	105 100.0	13 12.4	19 18.1	23 21.9	34 32.4	9 8.6	7 6.7	- -
	平成11年～15年	213 100.0	33 15.5	52 24.4	60 28.2	38 17.8	15 7.0	14 6.6	1 0.5
	平成16年～21年	291 100.0	96 33.0	57 19.6	67 23.0	20 6.9	7 2.4	43 14.8	1 0.3
相 談 援 助 職 経 験 含 資 格 無	従事したことがない	96 100.0	39 40.6	7 7.3	11 11.5	- -	3 3.1	36 37.5	- -
	～5年未満	157 100.0	63 40.1	39 24.8	27 17.2	7 4.5	2 1.3	18 11.5	1 0.6
	～10年未満	163 100.0	29 17.8	49 30.1	57 35.0	17 10.4	5 3.1	6 3.7	- -
	～15年未満	114 100.0	9 7.9	24 21.1	43 37.7	24 21.1	10 8.8	4 3.5	- -
	～20年未満	64 100.0	6 9.4	13 20.3	16 25.0	26 40.6	2 3.1	1 1.6	- -
	20年以上	78 100.0	4 5.1	10 12.8	16 20.5	32 41.0	14 17.9	1 1.3	1 1.3

「運営管理」		全体	与えられた役割は指導の上行動できる	自分の役割を見だし行動できる	チームリーダーとして行動できる	チーム活動を通じて業務を運営できる	助言・指導をすべて行える	上記1～5のレベルに達していない	無回答
全 体		685 100.0	101 14.7	230 33.6	74 10.8	134 19.6	75 10.9	68 9.9	3 0.4
年代	20代	85 100.0	34 40.0	30 35.3	4 4.7	1 1.2	- -	15 17.6	1 1.2
	30代	220 100.0	39 17.7	93 42.3	27 12.3	30 13.6	8 3.6	23 10.5	- -
	40代	173 100.0	17 9.8	54 31.2	17 9.8	44 25.4	32 18.5	8 4.6	1 0.6
	50代	143 100.0	8 5.6	37 25.9	19 13.3	42 29.4	26 18.2	11 7.7	- -
	60代	55 100.0	3 5.5	15 27.3	7 12.7	14 25.5	7 12.7	8 14.5	1 1.8
	70代以上	7 100.0	- -	1 14.3	- -	2 28.6	2 28.6	2 28.6	- -
社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～ 5年	59 100.0	2 3.4	17 28.8	2 3.4	23 39.0	13 22.0	2 3.4	- -
	平成6年～ 10年	105 100.0	8 7.6	30 28.6	9 8.6	28 26.7	21 20.0	9 8.6	- -
	平成11年 ～15年	213 100.0	18 8.5	82 38.5	27 12.7	47 22.1	24 11.3	14 6.6	1 0.5
	平成16年 ～21年	291 100.0	66 22.7	95 32.6	35 12.0	34 11.7	17 5.8	42 14.4	2 0.7
相 談 援 助 職 経 験 含 資 格 無	従事したこ とがない	96 100.0	24 25.0	21 21.9	5 5.2	7 7.3	5 5.2	34 35.4	- -
	～5年未満	157 100.0	45 28.7	64 40.8	13 8.3	11 7.0	4 2.5	18 11.5	2 1.3
	～10年未満	163 100.0	19 11.7	83 50.9	23 14.1	24 14.7	8 4.9	6 3.7	- -
	～15年未満	114 100.0	2 1.8	35 30.7	19 16.7	35 30.7	18 15.8	5 4.4	- -
	～20年未満	64 100.0	4 6.3	15 23.4	5 7.8	24 37.5	13 20.3	3 4.7	- -
	20年以上	78 100.0	2 2.6	9 11.5	9 11.5	30 38.5	26 33.3	1 1.3	1 1.3

「人材育成(指導力)」		全体	後進育成の意義を理解できる	新任職員に対して助言・指導ができる	中堅職員に対し助言・指導をできる	指導者として実習指導などができる	相談援助実践の環境づくりができる	上記1～5のレベルに達していない	無回答
全 体		685 100.0	108 15.8	185 27.0	139 20.3	120 17.5	37 5.4	86 12.6	10 1.5
年代	20代	85 100.0	23 27.1	31 36.5	2 2.4	1 1.2	1 1.2	26 30.6	1 1.2
	30代	220 100.0	38 17.3	85 38.6	42 19.1	21 9.5	3 1.4	29 13.2	2 0.9
	40代	173 100.0	24 13.9	35 20.2	43 24.9	43 24.9	15 8.7	9 5.2	4 2.3
	50代	143 100.0	14 9.8	22 15.4	39 27.3	38 26.6	14 9.8	14 9.8	2 1.4
	60代	55 100.0	7 12.7	10 18.2	11 20.0	15 27.3	4 7.3	7 12.7	1 1.8
	70代以上	7 100.0	2 28.6	1 14.3	1 14.3	2 28.6	- -	1 14.3	- -
社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～ 5年	59 100.0	2 3.4	15 25.4	10 16.9	22 37.3	7 11.9	3 5.1	- -
	平成6年～ 10年	105 100.0	10 9.5	22 21.0	28 26.7	28 26.7	11 10.5	6 5.7	- -
	平成11年 ～15年	213 100.0	28 13.1	66 31.0	45 21.1	45 21.1	10 4.7	15 7.0	4 1.9
	平成16年 ～21年	291 100.0	65 22.3	75 25.8	54 18.6	24 8.2	9 3.1	59 20.3	5 1.7
相 談 援 助 職 経 験 含 資 格 無	従事したこ とがない	96 100.0	25 26.0	18 18.8	11 11.5	3 3.1	2 2.1	34 35.4	3 3.1
	～5年未満	157 100.0	46 29.3	42 26.8	20 12.7	10 6.4	- -	35 22.3	4 2.5
	～10年未満	163 100.0	24 14.7	79 48.5	27 16.6	19 11.7	3 1.8	8 4.9	3 1.8
	～15年未満	114 100.0	5 4.4	27 23.7	42 36.8	22 19.3	12 10.5	6 5.3	- -
	～20年未満	64 100.0	4 6.3	9 14.1	22 34.4	22 34.4	5 7.8	2 3.1	- -
	20年以上	78 100.0	1 1.3	7 9.0	14 17.9	42 53.8	14 17.9	- -	- -

「実践の科学化 (研究力)」		全体	指導を 受けな がら課 題を明 確化で きる	自身で 課題を 明確化 できる	課題解 決に取 り組む ことが できる	研究活 動等に 取り組 むこと ができる	科学化 に関し ての助 言・指導 ができ る	上記1 ～5の レベル に達し ていな い	無回答
全 体		685 100.0	123 18.0	133 19.4	218 31.8	74 10.8	16 2.3	100 14.6	21 3.1
年代	20代	85 100.0	30 35.3	17 20.0	9 10.6	4 4.7	- -	24 28.2	1 1.2
	30代	220 100.0	46 20.9	50 22.7	62 28.2	18 8.2	2 0.9	37 16.8	5 2.3
	40代	173 100.0	25 14.5	29 16.8	67 38.7	23 13.3	6 3.5	15 8.7	8 4.6
	50代	143 100.0	14 9.8	26 18.2	57 39.9	22 15.4	3 2.1	17 11.9	4 2.8
	60代	55 100.0	8 14.5	8 14.5	19 34.5	7 12.7	5 9.1	6 10.9	2 3.6
	70代以上	7 100.0	- -	3 42.9	2 28.6	- -	- -	1 14.3	1 14.3
社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～ 5年	59 100.0	10 16.9	7 11.9	25 42.4	11 18.6	3 5.1	3 5.1	- -
	平成6年～ 10年	105 100.0	11 10.5	22 21.0	40 38.1	18 17.1	4 3.8	8 7.6	2 1.9
	平成11年 ～15年	213 100.0	31 14.6	46 21.6	73 34.3	28 13.1	3 1.4	24 11.3	8 3.8
	平成16年 ～21年	291 100.0	67 23.0	56 19.2	77 26.5	15 5.2	6 2.1	60 20.6	10 3.4
相 談 援 助 職 経 験 含 資 格 無	従事したこ とがない	96 100.0	25 26.0	5 5.2	14 14.6	5 5.2	3 3.1	36 37.5	8 8.3
	～5年未満	157 100.0	41 26.1	34 21.7	30 19.1	8 5.1	1 0.6	38 24.2	5 3.2
	～10年未満	163 100.0	32 19.6	50 30.7	53 32.5	12 7.4	1 0.6	11 6.7	4 2.5
	～15年未満	114 100.0	15 13.2	23 20.2	47 41.2	16 14.0	3 2.6	7 6.1	3 2.6
	～20年未満	64 100.0	4 6.3	10 15.6	31 48.4	12 18.8	2 3.1	5 7.8	- -
	20年以上	78 100.0	4 5.1	8 10.3	38 48.7	20 25.6	6 7.7	1 1.3	1 1.3

問 22 専門社会福祉士に必要な専門性の要素に対する意見

専門社会福祉士に必要な専門性の要素（「実践力（個別支援、連絡調整、地域福祉の増進）」「運営管理」「人材育成（指導力）」「実践の科学化（研究力）」）について、たずねたところ、妥当であるといった意見は意外と少ない。「全てが必要か」「認定基準は？」といった意見も多い。また、「まず人間性」という意見や「判断できない」「専門社会福祉士など不要」などといった意見も確認された。

iii. 研修環境、研修受講の状況、実践研究の状況

問 23 現在、研修しやすい環境にあると思うか

現在、研修しやすい環境にあると思うかたずねたところ、図 18 に示すとおり、「非常にそう思う」「ある程度そう思う」を「そう思う群」とみなした場合、56.4%が該当し、研修しやすい環境か否かはほぼ二分する結果となった。

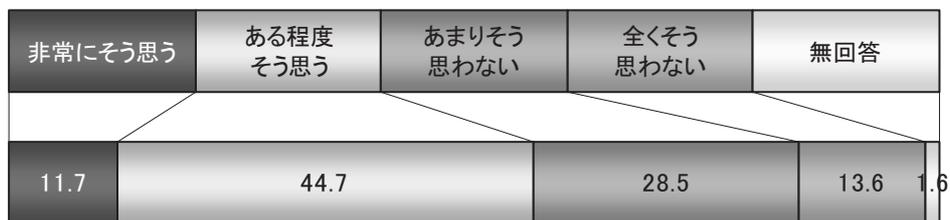
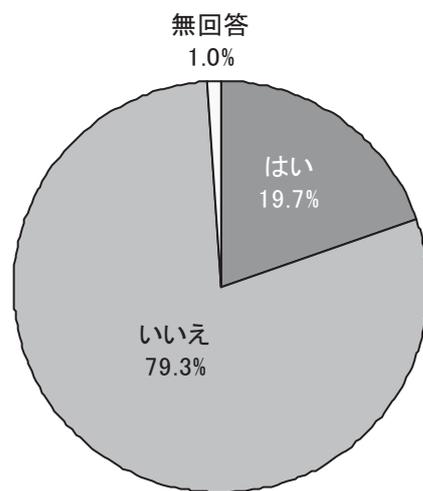


図 18 現在、研修しやすい環境にあるか (N=685)

問 24 日本社会福祉士会の生涯研修制度共通研修課程の修了申請の有無

日本社会福祉士会が行う生涯研修制度共通研修課程の修了申請の有無についてたずねたところ、修了申請を行ったと回答した人は 19.7%（135 人）であった。



(N=685)

図 19 生涯研修制度共通研修課程の修了申請の有無

一方、申請していない人（543 人）に対し、さらに修了申請していない理由を自由回答法によって求めたところ、表 12 に示すとおりのおりが得られた。最も多い理由は「時間がない、忙しい」であり、「日程・場所などにより研修に参加しにくい」と回答した人を合わせると、2割を超える結果となった。

表 12 修了申請していない理由（N=543）

理由	度数（％）
時間がない、忙しい	90（16.6）
研修に参加しにくい（日程・場所等）	43（7.9）
意義・必要性を感じられない	42（7.7）
点数・単位が足りない	37（6.8）
研修未受講・未修了	35（6.4）
制度をよく知らない	32（5.9）
入会・資格取得したばかり	27（5.0）
申請方法などが分からない	24（4.4）
費用がかかる	18（3.3）
面倒	15（2.8）
きっかけ、タイミングが合わない	15（2.8）
仕事との関連が薄い	14（2.6）
研修内容に不満	12（2.2）
休職中／仕事をしていない	5（0.9）
申請準備中	4（0.7）
その他	28（5.2）
無回答	155（28.5）

問 25 日本社会福祉士会の専門分野別研修の受講の有無について

日本社会福祉士会が行っている「専門分野別研修」の受講、認定申請の有無についてたずねたところ、受講修了者が最も多かったものは「成年後見人養成研修」(24.4%, 167人)であり、回答者の約4分の1人が受講修了者であった。

表 13 専門分野別研修の受講の有無 (N=685) 度数 (%)

研修名	受講修了	内 認 定 申 請	受 講 して い ない	無回答
a. 成年後見人養成研修	167(24.4)	35 (5.1)	465 (67.9)	53 (7.7)
b. 障害者の地域生活支援研修	7 (1.0)	2 (0.3)	552 (80.6)	126(18.4)
c. 保健医療分野におけるソーシャルワーク専門研修	10 (1.5)	4 (0.6)	550 (80.3)	125(18.2)
d. 独立型社会福祉士養成研修	14 (2.0)	2 (0.3)	550 (80.3)	121(17.7)
e. 虐待対応専門研修	20 (2.9)	6 (0.9)	544 (79.4)	121(17.7)
f. 自立に向けての就労支援研修	3 (0.4)	1 (0.1)	552 (80.6)	130(19.0)
g. 現場実習指導者養成研修 (通信)	32 (4.7)	7 (1.0)	529 (77.2)	124(18.1)

問 26 これまでに受けた研修分野

これまでに受けた研修について、尋ねたところ、表 14 に示すとおり、8割以上が何らかの研修を受けた経験を有している結果となった。また、これまでに受けた研修分野で最も多かったものは、「高齢者福祉関係」(52.1%, 357人)「介護保険関係」(48.0%, 329人)であり、回答者の半数がこれらの研修を受講していた。

表 14 これまでに受けた研修分野 (N=685)

研修分野	度数 (%)
生活保護関係	112 (16.4)
児童福祉関係	118 (17.2)
身体障害者福祉関係	123 (18.0)
知的障害者福祉関係	169 (24.7)
精神障害者福祉関係	169 (24.7)
高齢者福祉関係	357 (52.1)
介護保険関係	329 (48.0)
婦人保護関係	30 (4.4)
保健医療関係	144 (21.0)
地域福祉関係	176 (25.7)
司法関係	78 (11.4)
学校関係	60 (8.8)
その他	56 (8.2)
研修は受けていない	129 (18.8)
無回答	35 (5.1)

問 27 受けた経験のある研修実施主体

次に、「いずれかの研修を受けたことがある」と回答した人（521人）を対象に、研修の実施主体をたずねたところ、図20に示すとおり、多い順に「所属の施設・機関（勤務先が直接行うもの）」（51.1%、266人）、「都道府県社会福祉士会」（49.9%、266人）、「日本社会福祉士会」（49.3%、257人）であった。

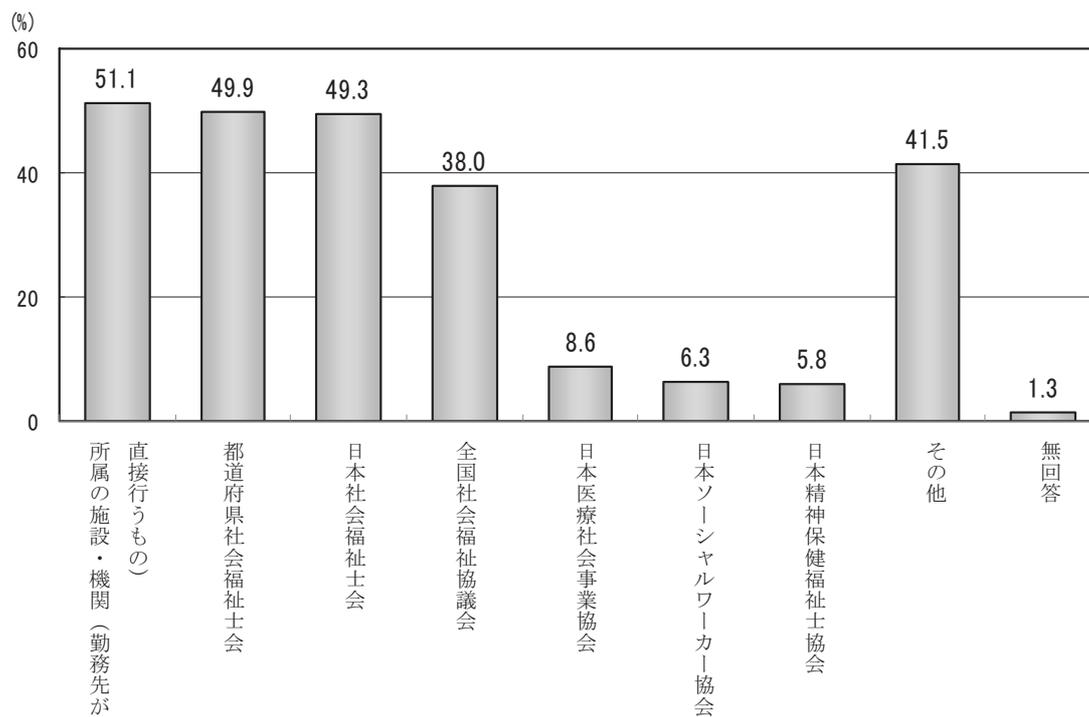


図 20 受けた経験のある研修実施主体 (N=521)

問 28 研修を受ける動機

さらに、「いずれかの研修を受けたことがある」と回答した人（521人）を対象として、研修を受ける動機について、たずねたところ、図 21 に示すとおり、指摘率が5割を超えたものは、「知識、技術を得たい」（92.1%、480人）、「実践についてのアドバイスを得たい」（52.4%、273人）であった。

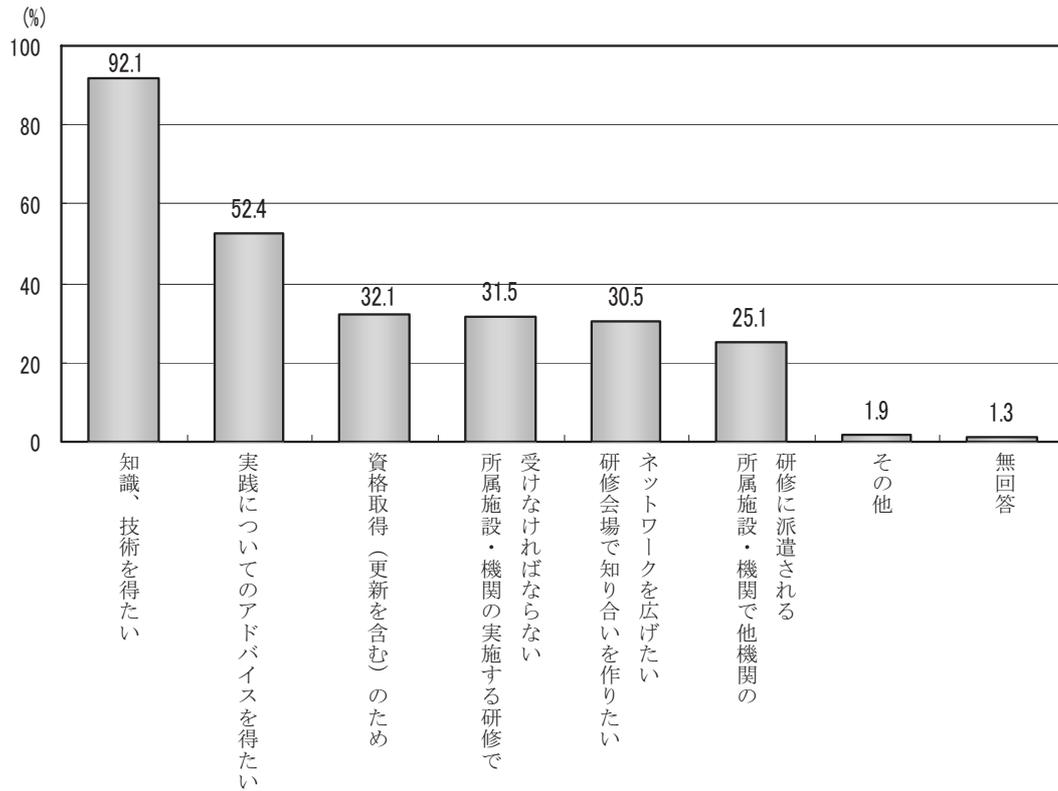


図 21 研修を受ける動機 (N=521)

問 29 スーパービジョンを受けた経験の有無

スーパービジョンを受けた経験の有無については、「ある」と回答した人が 38.1% (261 人) であり、約 6 割の人が「受けたことがない」と回答した。ただし、本調査においては、スーパービジョンについての定義や内容を示す指標などを一切示していないことから、回答者個々人がスーパービジョンをどのように捉え理解しているかということに回答が左右されていることを予めお断りしておきたい (問 30～問 32 まで同様である)。

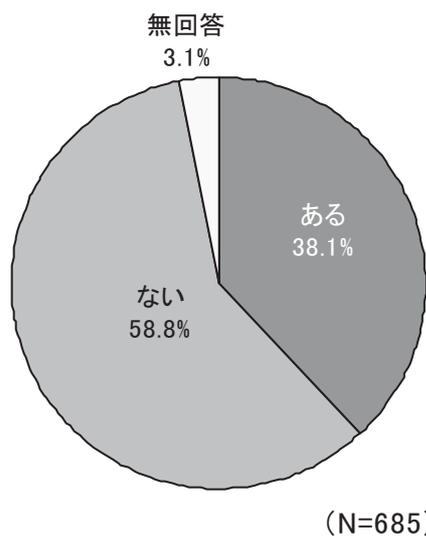


図 22 スーパービジョンを受けた経験の有無

問 30 スーパービジョンは誰から受けたか

次に、スーパービジョンを受けたと回答した人 (261 人) を対象に、誰から受けたかたずねたところ、表 15 に示すとおり、最も多かったのが「職場の上司、同僚」(48.7%, 127 人) であった。

表 15 スーパービジョンは誰から受けたか (N=261)

誰から受けたか	度数 (%)
職場の上司、同僚	127 (48.7)
大学等の教員、研究者	61 (23.4)
実習先の指導者	5 (1.9)
社会福祉士会以外の所属団体	7 (2.7)
社会福祉士会会員 (先輩など)	9 (3.4)
社会福祉士会の研修	6 (2.3)
その他の研修	23 (8.8)
他機関の職員、同業者	17 (6.5)
その他	44 (16.9)
無回答	10 (3.8)

問 31 スーパービジョンの実施経験の有無

次に、回答者全員に対して、スーパービジョンの実施経験の有無についてたずねたところ、図 23 に示すとおり、「ある」と回答した人が 26.3%であり、経験したことのある人は約 4 分の 1 程度であった。ただし、ここでも先と同様に、スーパービジョンを回答者がどのように捉えたかによって、回答結果に大きく影響を及ぼした。

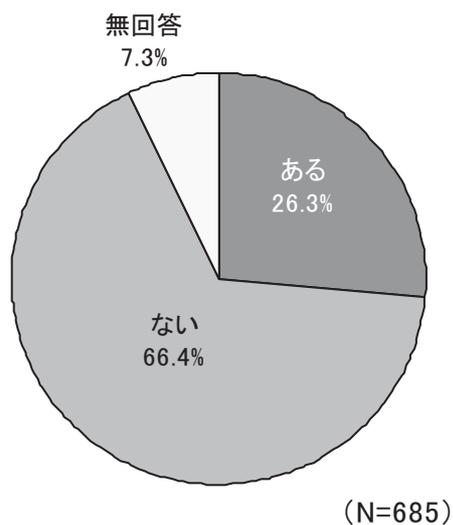


図 23 スーパービジョンの実施経験の有無

問 32 スーパービジョンは誰に対して行ったか

次に、スーパービジョンの実施経験があると回答した人（180 人）に対して、スーパービジョンは誰に対して行ったか尋ねたところ、表 16 に示すとおり、「職場の部下、同僚」（58.3%，105 人）が最も多い結果となった。

表 16 スーパービジョンは誰に対して行ったか (N=180)

誰に行ったか	度数 (%)
職場の部下、同僚	105 (58.3)
実習生、学生	26 (14.4)
社会福祉士会会員（後輩など）	1 (0.6)
研修の講師として	6 (3.3)
他機関の職員、同業者	26 (14.4)
その他	34 (18.9)
無回答	14 (7.8)

さらに、「年代」「社会福祉士資格登録年」「相談援助職（社会福祉士資格取得前含む）としての経験年数」と、スーパービジョンの実施経験との関連性を検討する。

クロス表を基に、関連性を見ていくと、スーパービジョンの実施の有無は、実践経験の有無と関連しており、実践経験が長いほど、スーパービジョンを行った経験が高い傾向が確認できる。

表 17 「年代」「社会福祉士資格登録年」「相談援助職（社会福祉士資格取得前含む）としての経験年数」とスーパービジョンの実施経験との関連性について

		全体	ある	ない	無回答
全 体		685 100.0	180 26.3	455 66.4	50 7.3
年 代	20代	85 100.0	6 7.1	74 87.1	5 5.9
	30代	220 100.0	44 20.0	164 74.5	12 5.5
	40代	173 100.0	74 42.8	89 51.4	10 5.8
	50代	143 100.0	41 28.7	86 60.1	16 11.2
	60代	55 100.0	13 23.6	36 65.5	6 10.9
	70代以上	7 100.0	2 28.6	4 57.1	1 14.3
社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	27 45.8	25 42.4	7 11.9
	平成6年～10年	105 100.0	41 39.0	52 49.5	12 11.4
	平成11年～15年	213 100.0	57 26.8	149 70.0	7 3.3
	平成16年～21年	291 100.0	53 18.2	220 75.6	18 6.2
相 談 援 助 職 経 験 含 資 格 無	従事したことが ない	96 100.0	7 7.3	78 81.3	11 11.5
	～5年未満	157 100.0	17 10.8	130 82.8	10 6.4
	～10年未満	163 100.0	40 24.5	116 71.2	7 4.3
	～15年未満	114 100.0	41 36.0	65 57.0	8 7.0
	～20年未満	64 100.0	27 42.2	33 51.6	4 6.3
	20年以上	78 100.0	43 55.1	28 35.9	7 9.0

問 33・34 社会福祉士取得後の実践や研究に関する自身の文章による発表

社会福祉士取得後、実践や研究に関する発表（文章による発表）を、これまでに何本行ったかたずねたところ、平均値は 1.3 本となったものの、発表経験がない者が約半数存在していた。

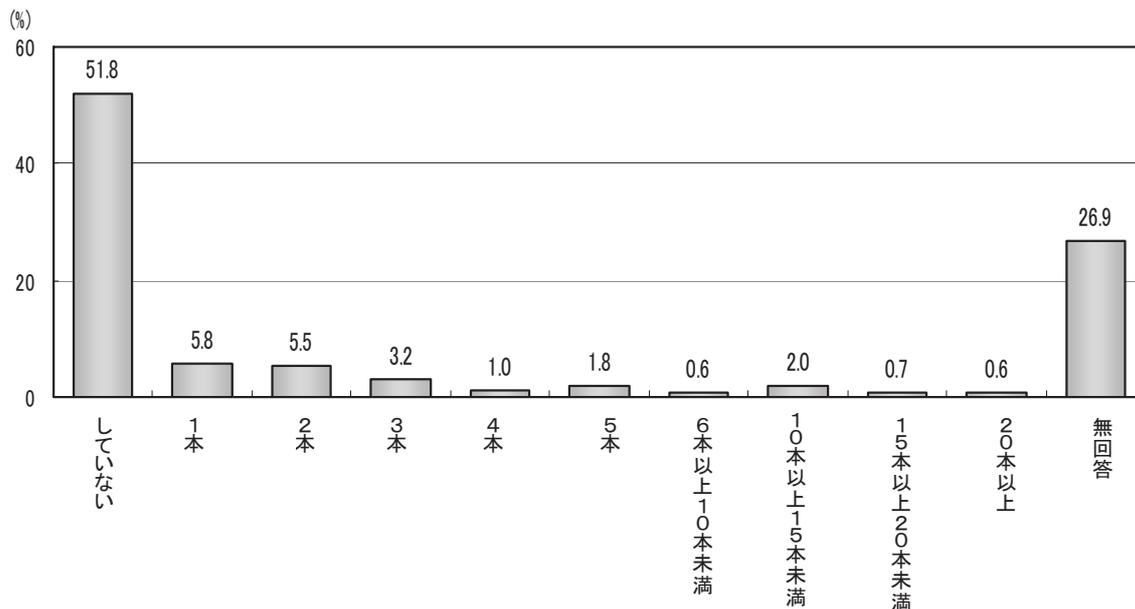


図 24 自身の文章による発表 (N=685)

問 35・36 社会福祉士取得後の実践や研究の口頭による発表

次に、社会福祉士取得後、実践や研究の口頭による発表についてたずねたところ、平均値は 2.9 本であり、文章の発表よりも多い結果となったが、先と同様、図 25 に示すとおり、発表経験がない者が 45.5% 存在する結果となった。

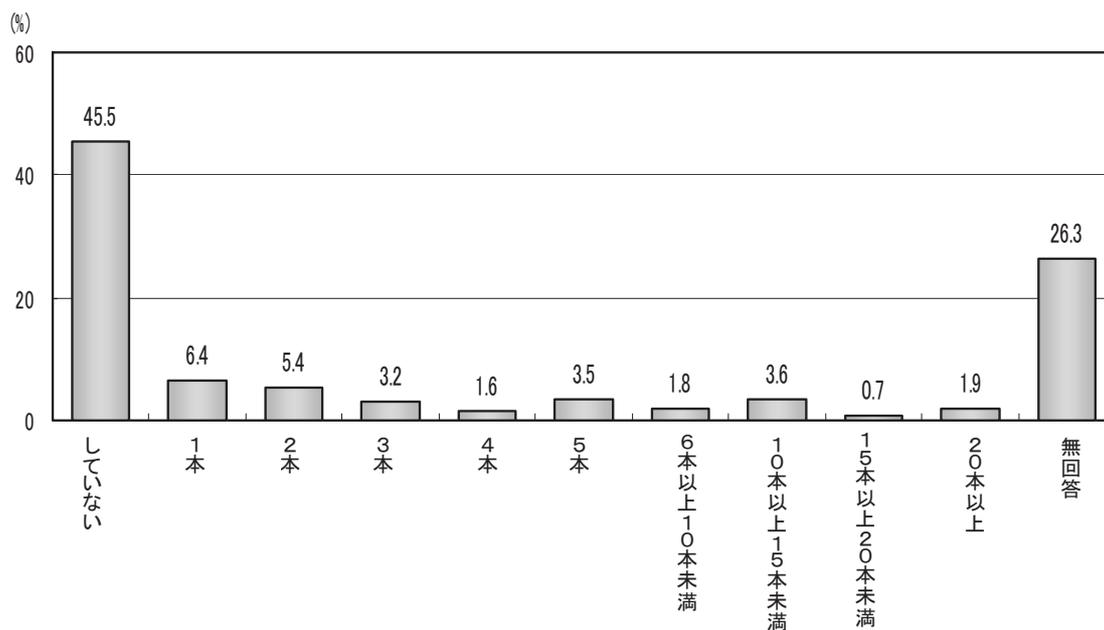


図 25 自身の口頭による発表 (N=685)

iv. 専門社会福祉士に対する意見・要望など

問 37 「専門社会福祉士」のイメージ・あるべき姿

「専門社会福祉士」のイメージやあるべき姿について、自由回答法によって尋ねたところ、表 18 に示すとおり、「総合的な実践力をもつ」「分野の専門性をもつ」「高度な実践力をもつ」「高度な実践力をもつ」「指導的役割をはたす」「権利擁護に優れる」「豊富な実務経験をもつ」といった要素に加えて、「社会的認知・評価を獲得する」「職域を確立する」「社会福祉士以上の“専門”性がある」といった社会的認知や職域拡大を果たす役割をイメージする意見が出された。また、「人格倫理」を求める意見も確認された。

一方、「わからない」といった意見や、「現行資格問題の解決が先である」「専門職に専門資格を重ねる矛盾がある」「専門社会福祉士は必要ない」といった否定的意見も確認された。

表 18 「専門社会福祉士」のイメージ・あるべき姿 (N=307)

分類 (カッコ内は該当数)	代表的意見の例
総合的な実践力をもつ (56)	社会福祉をまんなかにして、様々な分野（医療、保健ほか）に精通して円滑に連携し、問題解決へととりくむ。必要とあれば、法を変える（福祉分野）なり、解釈を拓げるなど、マルチなもの。
分野の専門性をもつ (55)	スペシャリストというイメージだがどういう事ができるのか、組織の中でどう位置づけられればベストなのか、しぼりこみが必要。例えば認定看護師のように（内科 or 周産期 or 訪問看護）、明確な分野があった方がよいと思う。いくら専門社会福祉士といっても（すべての分野）何でもできるわけではないと思うから
高度な実践力をもつ (46)	社会福祉士としての知識を、しっかりと活かして、他の資格にはできない、仕事を専門的にこなせる。
指導的役割をはたす (56)	社会福祉士としての経験に裏打ちされた技術をもち、指導的な役割を担える人材。人間的にも認められる。
人格倫理・権利擁護に優れる (31)	人間に対する尊厳や平等の精神、そうした内なる確信が、言葉と表情に現われている人。安心を与え、エンパワメントにつながる指導力の持ち主。
社会福祉士のモデルとなる (16)	高度な専門性を持ったまさに専門職。他の社会福祉士の理想とされる人。
社会的認知・評価を獲得する (16)	医療分野における専門〇〇〇は、職場内における発言や、地位が保障されている。専門性が職場内の組織体制や、給与体系に位置づけられなければ名ばかりの専門社会福祉士となってしまう。
豊富な実務経験をもつ (15)	学歴、社会福祉士以外の資格取得、年令、実務経験を十分かねそなえていることが条件というイメージ
職域を確立する (9)	「専門」職であれば、その資格により生計が可能となる。士業が可能とならねば、社会的に認知されにくい。社会福祉士として、事務所経営が成り立ち、市民が気軽に相談できる窓口として開業したい。箱モノの中に勤務しているのと、開業しているのでは立場や視点も違うだろう。フロンティア精神が社会改革の推進力になる。
社会福祉士以上の“専門”性がある (7)	一般社会福祉士とは、ワンランク上のエキスパート。
地域での実践力がある (10)	地域を活動の中心としながらクライアントと双方の顔の見える、「地域の専門家」としての姿をイメージします。

チームワーク・ネットワーク力がある (14)	保健、医療、労働、教育、司法などの専門職と協働できる力を有する者
適切な認証基準が必要 (3)	社会福祉士の中でも、「専門社会福祉士」を設けるならば、統一された厳しい条件をクリアできる人材を選出すべき。特選された社会福祉士として恥ずることのない資質と実践のあるものになるべきだと思う
自己研鑽を促進 (4)	現状に満足せず、常に自己の能力向上の意識を持って業務・研修に励む人材であるべきである。
わからない (30)	何を具体的に専門とするのか、イメージが浮かばないです。現在の社会福祉士は専門的な士ではないのかと感じる。
現行資格問題の解決が先である (6)	「専門社会福祉士」が、あまり必要ないと感じています。わざわざ「専門」と格付けするより、現在の社会福祉士の研修を充実させて、広く水準を高めるべきだと考えます。
専門職に専門資格を重ねる矛盾がある (5)	「専門社会福祉士」「社会福祉士」等と区別すること事態が不可思議である。本来の観点から考えると、「社会福祉士」という立場の方が、それらの専門知識を持っていてしかるべきではないでしょうか。
専門社会福祉士は必要ない (4)	必要ない
専門職が分化することが問題 (2)	正直いってイメージできていません。「専門社会福祉士」ができるなら、「社会福祉士」は専門ではないのかと思ってしまいます。福祉分野は多岐にわたるとはいえ、福祉職の職種がどんどん細分化されていくのは望ましいのか疑問に思います。一般の方にはますますわかりづらいものになってしまう。

問 38 「専門社会福祉士」の水準に対するイメージ・あるべき姿

次に、「専門社会福祉士」の水準に対するイメージ・あるべき姿について、自由回答法によって尋ねたところ、表 19 に示すとおり、「専門性構成 4 要素」として検討している「実践力（個別支援、連絡調整、地域福祉の増進）－高度な実践力」「運営管理能力－運営管理」「指導力・育成力－人材育成（指導力）」「実践の科学化（研究力）」に対する意見のほか、「相当の学歴」「社会的認知が得られるレベル」「相当の実務経験」「優れた人格・品格をもつ」「他業務独占資格と同等なレベル」「利用者主体、価値・倫理を体現」「幅広い分野の知見と実践力」「特定分野のエキスパート」「自己研鑽・向上心」「認定の仕組みへの提言」を求める意見が出された。

表 19 「専門社会福祉士」の水準に対するイメージ・あるべき姿 (N=288)

大項目	小項目（カッコ内該当数）	代表的意見の例示
専門性 構成 4 要素	実践力（個別支援、連絡調整、地域福祉の増進）－高度な実践力（100）	専門分野に関しては、問 14、16、18 における「4」以上のレベルで、それ以外の分野については、概ね「3」程度のレベルを有する社会福祉士
	運営管理能力－運営管理（6）	事業所で代表的役割を担っていること→サービス管理責任者級以上。 なおかつ、地域の中心的リーダーとして機能しうる知識、経験、人脈、人格を有していること。
	指導力・育成力－人材育成（指導力）（23）	社会福祉士を指導できる立場の人、リーダー的存在、まとめ役。
	実践の科学化（研究力）（14）	知識は大学院で研究課題を発表できる。技術は最先端の技術が修得できる。心的レベルは穏やかな雰囲気や常に持つが自らの福祉観がぶれないこと。
その他	相当の学歴（19）	実務経験年数や単発の研修の積み重ねではなく修士クラスのまとまった教育や司法書士程度の難易度の試験でしか取得できないようにすべきである。そうでなければ現行の社会福祉士がそうであるように資格取得者の水準に大きな開きができてしまうことになる。
	社会的認知が得られるレベル（16）	他の専門職と対等に渡り合える能力。また社会福祉の専門家として世間一般に認知されること。
	相当の実務経験（38）	専門性を考えると、研修を受けるのも必要だが、実務経験〇年というのも必要かもしれない。ただ、若い人には、〇年というのは大きく、福祉業界から離れてしまったり、モチベーションの維持や後進の育成が難しい。業務独占にするくらいの水準がほしい。
	優れた人格・品格をもつ（11）	専門的な知識や技術をより多く身につけている人。なおかつ、実践的な経験がある。人間的に成長している人。重度の認知症や障害者に対して温かく尊厳をもった個人として接することができる人。

他業務独占資格と同等なレベル (11)	司法書士、税理士、社会保険労務士、行政書士、弁護士、医師、看護師、PT、OT、ST、臨床心理士、管理栄養士等と対等にしかも社会福祉士としての視点（ソーシャルワーク）から提案等ができる。
利用者主体、価値・倫理を体現 (15)	基本的ソーシャルワークの姿勢の備わった人。価値と倫理が根底にあり、何はしなくとも（技術的解決に凝らなくとも）、要相談者に、安心と希望（たしかな光）を、共にみいだせる位置。
幅広い分野の知見と実践力 (38)	基本に幅広いものを考える力、教養がないと福祉の専門知識のみあっても、役に立たない。「考える力」を養うことが、大学の使命。その上に専門性があり、「水準」というのは、専門知識をはかるものではないと考える。
特定分野のエキスパート (21)	成年後見制度において：申立ての支援が正確にできる。後見人等を受任している。 高齢者虐待において：数多くの困難事例を解決してきた。法律の専門知識があるなど解決方法を理解している。
自己研鑽・向上心 (4)	相手の立場にたって話ができる。人格的にすぐれ、良心をもって、対応できる。自分で専門性を高めるための勉強を続け、知識の積みかさねや自分の知識や技術を深めていくことが行われている。自分の癒しを積極的に行い、自分の心身状態、一定以上に保つよう努力している。
認定の仕組みへの提言 (14)	学歴、社会福祉士以外の資格取得、年令、実務経験を十分かねそなえていることが条件というイメージ
わからない (19)	社会福祉士＝ソーシャルワーカー（日本版）でいいのでしょうか。基本的には、社会福祉対象者の生活が、よりよいものになればいいのですが、社会福祉士自身の職域や社会的な存在価値も、未だ暗中模索というイメージですよね。そこでより高い「専門性」を有する、「専門社会福祉士」とはどのようなものを指向するのか、全くわかりません。
その他 (14)	所属や業務内容が多岐にわたっているため、一定の水準を作るのは正直難しいと思う。

問 39 「専門社会福祉士」へ期待すること

さらに、「専門社会福祉士」へ期待することについて、自由回答法によって尋ねたところ、表 20 に示すとおり、「社会的認知と地位確立」「専門性（分野）確立」「指導者」「適切な認証制度」「高い実践力」「資質向上」といった意見が出され、高い実践力・指導力を期待する意見や、社会的な地位の確立を期待する意見が確認された。一方、「イメージがわからない」といった意見や、「現行制度の問題解決」「資格細分化の矛盾」「期待しない・必要性感じない」といった否定的意見も確認された。

表 20 「専門社会福祉士」へ期待すること (N=296)

分類	代表的意見の例示
社会的認知と地位確立 (132)	社会福祉士はしっかり制度の中で位置づけられているとは思えません。地域包括支援センターに必置にはなりましたが、このように各領域にも専門社会福祉士が必置になるよう取りくみをお願いしたい。制度に位置づけるために専門社会福祉士システムがあるべきです。
専門性（分野）確立 (27)	「単なる社会福祉士の有資格者」と「社会福祉士としてソーシャルワークや自身の知識向上のため研修に積極的に取り組んでいる者」との差をつけてほしい。ケアマネのように研修制度を設けるか、社会福祉士の中でも違いを出すことで資格取得者の資格に対する意識は変わってくると思います。
指導者 (13)	経験の少ない社会福祉士がその所属施設・機関にかかわらずスーパービジョンを受けられるようなシステムをつくって欲しい。
適切な認定制度 (40)	単なるライセンスではなく、社会福祉士の人格を伸ばし、育む制度になってほしい。 お金で買えたり、通信販売で手に入れるような資格なら、ないほうが良い。スキルだけでなく、その人の人間性をも担保するような制度であってほしい。 “乱造”すると社会福祉士全体への評価が低下しますから、大切に育てるべきである。
高い実践力 (16)	社会福祉士が増えている中で、試験に受かっただけのペーパードライバー的な社会福祉士が増えている気がする。社会福祉士のモデルとなるような存在が必要と思う。
業務独占 (24)	「専門社会福祉士」という名称を用いて業務に従事することによって、何らかの必置要件（業務独占）を設けて欲しい。その担保が無ければ、単なる自己満足だけであり、意味は無いと思う。
資質向上 (40)	能力があり、努力をつみ重ねている方々の、立場を向上するために良いことだと思います。資格のランクアップがあれば、有資格者の向上心にもつながると思うし、質の向上につながる。社会福祉士の資格の専門性も上がる。
イメージがわからない (9)	わからない。導入する前に徹底議論して欲しい。そして理論的基礎を明確にして欲しい。
現行制度の問題解決 (7)	専門社会福祉士に期待させる前に社会福祉士になるメリットを増やすべき。
資格細分化の矛盾 (4)	専門社会福祉士には反対。栄養士、管理栄養士のような状況や、看護師、准看護師のような状況を産むと思うため、やめてほしい。
期待しない・必要性感じない (13)	期待していません。そもそも専門社会福祉士は何をする人ですか？

問 40 その他「専門社会福祉士」への意見・要望

最後に、その他「専門社会福祉士」への意見・要望について、自由回答法によって尋ねたところ、表 21 に示すとおり、「資質や実践力の向上を」「社会的認知の獲得と資格の普及、配置の促進を」「業務独占・独立開業への途を」「会の組織率向上」「社会福祉士制度の問題解決を優先すべき」といった意見が出され、先の内容とほぼ同様な意見が出された。また、先と同様、「イメージがわからない」といった意見や、「専門社会福祉士の必要性に疑問」「専門性を重ねる資格に矛盾」といった否定的意見も確認された。

表 21 その他「専門社会福祉士」への意見・要望 (N=199)

分類 (カッコ内該当数)	代表的意見の例示
資質や実践力の向上を (25)	学習と実践の場が関連していることこそ大切。単に机上の勉強に終わっては何にもならない。社会福祉の実力を発揮できるような現場が広く求められていると思う。是非、専門性を持った人が活躍できるような場を広めてほしい。そしてまた、年齢にも限定のないことを期待する。意欲を持った人が活躍できる場こそ大切であると思う。
社会的認知の獲得と資格の普及、配置の促進を (57)	専門社会福祉士を確立させながら社会福祉士の処遇改善に取り組んでいただきたい。社会福祉士の資格がないと従事できないようにしていただけないと専門性が発揮しにくい。
業務独占・独立開業への途を (12)	社会福祉士は、大半が組織に属しており、その組織の意向に左右されている。また、独立できる力も少ないので、専門職として未熟なままであることが一番の課題である。そこを克服できる資格に育って欲しい。
会の組織率向上 (5)	入会率をあげていかないと、小さいパイの中での箔付けに陥るのではないか。
養成と認定方法を適切に (26)	年数で申請資格を決めるのではなく、実技重視の制度として欲しい。もし試験もうけるなら、実技試験もつけるべき。
社会福祉士制度の問題解決を優先すべき (39)	社会福祉士の資格では不十分なため、専門社会福祉士を作るのでしょうか。資格取得のための費用集めでしょうか。社会福祉士がもっと世間の認知を受けるように活動するのが先ではないでしょうか。
イメージがわからない (15)	まだ専門社会福祉士というイメージが、わからない。自分の担当分野での専門性が評価されることを期待しています。
専門社会福祉士の必要性に疑問 (22)	社会福祉士としても、どう認知されているのか、特別な待遇があるわけでもなく、研修すら満足に受けていない現実の中で、今「専門社会福祉士」というものを作り、何をしようとしているのか 社会福祉士自体資格として認められているとはいいいがたいうえに、更に専門社会福祉士をつくる必要なし。
専門性を重ねる資格に矛盾 (15)	専門と名をつけ、専門分野を細分化する必要性を感じない。 社会福祉士はスペシャリストというより社会福祉分野のゼネラリストであるべきと考える。

④まとめ

今回、専門社会福祉士認定システムの構築にむけ、会員からの基礎的データを得ることを目的として、調査を実施したわけであるが、今回は「専門社会福祉士」に関する（操作的）定義を示さずに調査を実施した。また、「専門社会福祉士」の専門性を構成する要素として設定している、「実践力」「運営管理」「人材育成」「実践の科学化」について、回答者自身のレベルについてそれぞれ尋ねたわけであるが、選択肢が抽象的な表現にとどまっており、客観的かつ具体的な基準など示していない。また、研究発表の内容も、具体的例示を示していないため、回答者が「研究」の発表をどのようにイメージしたかによって回答が大きく左右された。

このように、「専門社会福祉士」の捉え方、「専門社会福祉士」の専門性のレベルの捉え方などについて、回答者の主観性が大きく影響しており、調査方法論上限界があったといわざるを得ず、本調査内容をすべて一般化することが難しいことを予め断っておく。しかし、このような専門社会福祉士の認定要件としての具体的基準の設定こそが、専門社会福祉士の認定システムの構築にむけた今後の大きな課題である。

さて、今回の調査には、以上のような限界があったものの、専門社会福祉士の認定要件を検討するにあたって、いくつかの示唆を得ることができた。今後の検討課題を含めて、ここで一旦整理しておきたい。

○相談経験年数

社会福祉士資格取得前を含めた相談援助経験年数を見ると、10年以上群は37.4%、15年以上群は20.8%、20年以上群は11.5%であった。一方、社会福祉士資格取得後の相談援助経験年数は、10年以上群は15.0%、15年以上群は3.6%、20年以上群は0.1%であった。また、社会福祉士資格取得前の相談援助職の経験年数と、資格取得後の相談援助職の経験年数との関連性については、資格取得前から10年以上相談援助職を経験している群については、全員が社会福祉士資格取得後10年以上の相談援助経験を有していた。

以上のことから、経験年数を認定要件として設定するのであれば、資格取得前の相談援助経験年数まで網羅できる「資格取得後の相談援助経験を持つ10年以上」（15%）が、ひとまずは対象となり、そこからさらに別の要件で絞り込んでいくことが望ましいのではないかと思われる。ただし、「相談援助」を具体的にどこまでの範囲を認めるのか、相談援助経験の証明をどのように行うかといった検討が今後は必要となろう。

○他の専門職団体への所属について

会員の状況を見ると、約4割が日本社会福祉士会以外の他の専門職団体に所属している状況にある。他の専門職団体で多かったのは「日本介護支援専門協会」「日本医療社会事業協会」「日本精神保健福祉士協会」「日本介護福祉士会」「日本ソーシャルワーカー協会」「日本看護協会」「日本保育協会」であったわけだが、他の専門職団体が行っている認証制度や研修制度との相互の関係性をどのように保っていくか、今後十分検討すべき課題であろう。

○研修について

日本社会福祉士会が行う生涯研修制度共通研修課程の修了申請を行っている人は全体の約2割であり、「専門分野研修」については、受講修了で多かったもので、成年後見人養成研修が全体の

約4分の1であった。この数字を多いと見るか、少ないと見るかは議論が分かれるであろうが、認定の要件として、日本社会福祉士会の生涯研修センターで行っているこれらの研修の整理が必要である。

検討すべき課題は、他の研修を認定の要件として入れるべきか否かということになるかと思われる。回答者の受けた経験のある研修の実施主体を確認すると、多い順に「所属の施設・機関（勤務先が直接行うもの）」「都道府県社会福祉士会」「日本社会福祉士会」「全国社会福祉協議会」「日本医療社会事業協会」「日本ソーシャルワーカー協会」「日本精神保健福祉士協会」などであった。日本社会福祉士会以外の行う研修をどのように認めるか、都道府県社会福祉士会との関係も含めて検討する必要がある。

○専門社会福祉士に求められるレベルについて

専門社会福祉士に求められる要素について、自身の実践に照らして、それぞれのレベルをたずねたところ「実践力（個別支援、連絡調整、地域福祉の増進）」「運営管理」「人材育成（指導力）」「実践の科学化（研究力）」の4要素すべてにおいて、最も高いレベルを備えていると回答した人は9人となる（表22に示すマトリックスを参照のこと）。

これら4要素すべて該当した人を専門社会福祉士とみなすのであれば、全体の約1%程度ということになる。なお、このレベルは、実践経験年数とほぼ比例しているわけであるが、専門社会福祉士を高度な専門性を有している者として設定するのであれば、社会福祉士全体の1%程度を専門社会福祉士として設定することが、1つの目安となる。

表22 中核的機能の回答状況（高度レベル）

要素 レベル	「実践力（個別支援、連絡調整、地域福祉の増進）」「運営管理」「人材育成（指導力）」「実践の科学化（研究力）」			
1 初級	↓			
2				
3				
4				
5 上級(最も高度のレベル)	1要素のみ該当 55人(8.0%)	2要素に該当 24人(3.5%)	3要素に該当 2人(0.3%)	4要素すべてに 該当9人(1.3%)

○研究発表について

研究発表については、文章による発表経験のある者は約2割、口頭での発表経験のある者は約3割であった。仮に2本以上を要件とすると、文章による発表経験者は15.4%、口頭での発表経験者は21.7%となり、3本以上となると、文章での発表経験者9.9%、口頭での発表経験者は16.3%となる。ただし、先に述べたとおり、発表の場については、具体的に設定していないため、今回の結果は回答者の主観によるものが大きく、一般化することは難しい。認定要件として、発表本数をどのようにするかだけでなく、発表の場の要件をどのように基準化するか、今後検討していく必要がある。

○スーパービジョンについて

スーパービジョンについては、スーパービジョンの実施経験があるのは、全体の約2割強(26.3%)であり、実施経験者の約6割は、「職場の部下、同僚」であった。一方、実施経験者のうち、3.3%(6名)と非常に少ない数字であるが「研修の講師」としての経験を有している人も存在する。専門社会福祉士が指導的役割を果たすものとして規定するのであれば、認定要件として、スーパービジョンの実施経験を含めるかどうかの検討が必要であるが、認定要件に含めるのであれば「職場の部下、同僚」に対する経験のレベルを要件として設定するか、あるいは「研修講師」レベルを要件とするか、内容の検討も同時に必要となろう。

○意見・要望について

本調査では、制度設計を行うにあたり、回答者からの意見や要望をできるだけ反映させることを目的として、「専門社会福祉士」のイメージ・あるべき姿、「専門社会福祉士」の水準に対するイメージ・あるべき姿、「専門社会福祉士」へ期待することなどについての意見を求めたわけであるが、非常に参考になる意見があった。

回答者の意見として、設定要件の参考になるものをここでひとつ確認するとすれば、「専門的な知識や技術をより多く身につけている。なおかつ実践的な経験がある。人間的に成長している人。重度の認知症や障害者に対して温かく尊厳をもった個人として接することができる人」といった「優れた人格・品格をもつ」ことを「専門社会福祉士」のあるべき姿として認識した意見がだされていた点である。このような意見をもとに、認定要件を設定するのであれば、実践能力のみでなく、人物を評価していくようなシステム(例えば面接試験など)を検討する必要があるだろう。

また、専門社会福祉士に対する肯定的意見が多く確認される一方で、「イメージがわからない」といった意見や、「現行制度の問題解決」「資格細分化の矛盾」「期待しない・必要性を感じない」「専門社会福祉士の必要性に疑問」「専門性を重ねる資格に矛盾」などといった否定的な意見が確認された。制度設計を行うためには、これらの意見も踏まえ、検討を行う必要があり、専門社会福祉士の必要性などについても、社会福祉士に対し、説明することが求められる。

以上が、本調査結果の概要と今後の課題の整理である。

本節の最後となりますが、本調査を実施するにあたって、お忙しい中、ご協力いただいた会員の方・関係者の皆様に対して、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

(2) フォーカスグループインタビュー

①調査の目的

「専門社会福祉士」に求められる「専門性」を明らかにし、「専門社会福祉士」認定制度に対する意見の整理を行うため、量的調査を補完し、データ収集と分析の信頼性を高めることを目的としてフォーカスグループインタビューを実施した。

②調査方法

i. 本調査における調査対象とデータ収集法

本調査における調査対象者は、調査意図を理解し、社会福祉士の実践の内容、力量形成等について豊かな情報を提供し、「専門社会福祉士」の制度設計に意見表明ができる者を基準にし、有意に選定した。選定に際しては、専門社会福祉士研究委員会企画委員会（以下「企画委員会」という）、専門社会福祉士研究委員会作業委員会（以下「作業委員会」という）から推薦を受け、調査日に参加可能と回答した4名を対象者とした。4名の基本属性は、性別は男性が4名、年齢層は50歳代が3名、40歳代が1名、実務経験30年以上が2人、25年以上30年未満が1名、15年以上20年未満が1名であった。

次に、本調査でのデータ収集方法は、作業委員会からフォーカスグループインタビューの担当委員4名を選定し、そのうちの1名が司会を担当し、それ以外は補佐をした。インタビューガイドは作業委員会でドラフトを策定し、司会担当委員が詳細なガイドラインを作成した。調査の実施日と実施場所は、2009（平成21）年11月7日（土）の13時から16時であり、日本社会福祉士会事務局会議室で実施した。記録は、インタビュー参加者から了承を得たうえでICレコーダーから起こした逐語録と、インタビューを補佐した委員会メンバーが分析にとって重要と思われる発言や観察を書きとめたメモ記録を作成した。

ii. データ分析方法

本調査で得たインタビューデータの分析方法は、まず、フォーカスグループインタビューの担当委員4名のうち、2名の委員がそれぞれ単独で第一段階の分析を行い、録音から作成された逐語録の欄外に会場で作成したメモ記録を追加し、逐語録を読み返し、参加者の意見をコンテキストの中で解釈し、調査対象者の発言語句やその意味の類似と相違の程度を把握し、カテゴリー化の参考になる一次的な分析メモを作成した。

第二段階の分析では、一次分析メモを作業委員会で報告し、委員9名で第一段階の分析内容を確認し、見逃している意見や情報がないか丁寧に見直し、分析する意味があると判断したポイントの議論を行い、一次分析メモに記録を追加した。

第三段階は、第二段階までで把握した情報をカテゴリーにまとめ、分析結果をまとめる報告書作成作業であり、執筆者（2名）がフォーカスグループインタビューの分析結果で明らかになったことを執筆する過程でより洗練した内容と表現にして最終的な報告とした。

iii. データ収集と分析の限界

インタビューのグループ数（インタビュー回数）は異なる性質をもつ参加者による数組のグループに対して実施するのが一般的であるとされているが、本調査のインタビューは1回のみであった。そのため本調査対象者と異なる背景をもつグループとの比較ができず、本調査の分析結果には限界がある。

iv. インタビュー結果報告方法について

フォーカスグループインタビュー結果の報告は、インタビューの言葉や表現をそのまま用いて記述する「記述分析方法」とインタビューの発言や表現の意味を解釈して記述する「内容分析方法」を組み合わせで記述した。なお、分析担当委員1名が分析過程で作成したインタビュー内容の概要図も参照資料として添付した。

③調査結果の概要

i. 「これまでの実践経験等について」

これまでの実践経験等については、①異なる職場、領域で様々な『体験』と『経験』を積み重ね、16年から32年の豊富な実践期間をもち、社会福祉士取得後の実務経験も8年から16年の実践期間がある、②実践領域の変化、所属組織における役職・職名の変化を『経験』し、鍛えられる『体験』を通して役割を意識し、自己覚知しながら成長し、自己実現を図っている、③実践のベースは人権感覚と権利擁護、④自主的に研修受講や資格取得、大学院進学を行い、実践発表・研究にも取り組んでいる、インタビュー像が浮かび上がった。

A氏は4つの異なる法人に所属し、精神科領域と高齢者領域半々で合計31年の経験年数、B氏は2つ目の法人組織で1年～3年単位の異動を繰り返し32年の経験年数、C氏は7つの異なる組織で29年の経験年数、D氏は3つの組織で16年の経験年数がある。4名の共通点は、経験を積み重ねる間に数ヶ所の異なる組織、職場に所属をしていることである。

社会福祉士取得後の経験年数はA氏が14年、B氏が8年、C氏が12年、D氏が16年、社会福祉士取得前の経験年数はA氏17年、B氏24年、C氏16年であり、4名中3名は社会福祉士取得前に15年以上の経験年数がある。D氏の経験年数16年は資格取得後のものである点で他の3名とは異なる背景をもつ。

現在の役職は4名中3名が管理職、うち1名は独立型社会福祉士の事務所を営んでいる。4名とも新人時代の「指導員」「ワーカー」から「副施設長」「施設長」「センター長」「代表」への役職変化を経験した。また精神科あるいは知的障害から高齢者分野への実践領域の変化と、施設や病院から地域への実践の場の変化を経験した。その間の体験を「総合的な組織作り」「組織の建て直し」「立ち上げ屋」「職場づくり、職員づくり」「オーガナイザー」「障害当事者の方、利用者を通して自分を見ていた」「利用者中心」「組織に対して提言」「地域づくり」の語句で表現し、役割意識をもち、体験の意味づけをしている。

また高齢者虐待問題に取り組むことや、「職員優位であるとか、利用者を人間とし

て扱っていないという感覚」「人権を守るということでやってきた」の語句で表現するように、インタビューーは福祉サービス利用者への権利侵害に敏感であり、権利擁護が実践の基盤にある。

そして、社会福祉士以外の精神保健福祉士や介護支援専門員の認定資格をもち、社会福祉士会の養成研修講師や専門学校講師を務め、職能団体や学会で実践報告や発表、修士論文、分担執筆の実績がある。

ii. 「専門性が身についたと感じる年数について」

専門性が身についたと感じる年数については、社会福祉士取得前に経験年数があるA、B、C氏の3名は経験20年から30年たった頃と述べ、経験年数が資格取得以降であるD氏は経験6、7年たった頃と述べた。これは社会福祉士養成課程や社会福祉法の改正等の時代背景が影響を与えていると思われる。「専門性が身についたと感じる年数」は、インタビューーそれぞれの体験を振り返り、意味付けをした体験がいつ頃どのように「専門性」として意識されているかを述べた。また「専門性」の構成要素ごとに年数は異なるという意見も述べられた。

「実践、運営管理、人材育成、実践の科学化、……この4つについてそれぞれ違ってくるのかな」「種をまく、種を植えられる時間が結構長いと思う。資格取得の時期に入り口に立ったかな。そこにたどり着くまで20年近くかかった」「人材の育成とか運営管理とかについての高度な専門性というあたりはまだ未開拓の分野かなという気がしています」

「高度な専門性がついたからこの商売で飯が食えると思ったのではない」「障害をおもちの方がいて……その人を通して私自身の人生や社会を見ているのだということに感覚として気づいた」「この人たちと一緒にいるのがすきなんだ」「おれはこの商売で飯をくうんだ」「法人からどのような扱いを受けようが、仲間からどのようなそしりを受けようが、自分は毅然としていられる、というような感覚をきちんと自分の中で自覚したのが45歳くらい、たまたま社会福祉士を取得したあたりの時期……20年かかってしまった」

「成年後見制度がスタートして……その研修をうけたということで、……弁護士・司法書士など法曹界の人たちとのネットワークなどが確実にできてきた」「地域包括支援センターに社会福祉士が配置ということで……そういう研修を企画したり知識を持ったりする中で、実際に実践していく中で多少は専門性が身についただろうなという自覚はある」「成年後見制度の養成研修が終わったときに随分専門的なことがみっちりだとおもったのですが、今考えるとひとつのアイテムにしか過ぎない……ジェネリックな視点でいろいろな知識を吸収していくことによって、トータルでこんな支援を必要としている人の支援ができる、それを専門性というのであれば専門性なのだろう」「資格取得から考えると10年、11年、最初から考えると30年近くということになる」

「この仕事は自分と仕事がリンクしていくような仕事」「やめたとき。どうあってもこういうふうにくくと。6年、7年ですかね」「1つのかかわる中でいろいろな技

術がミックスされて、こんなふうに消化されていくんだな、とか、なんとなくその中で整理がついたということ」

iii. 「認定要件に必要な実務経験年数について」

インタビューからは、「入れ替えのない施設で20年、30年やってもケアワーカーに埋没している社会福祉士もいるので年数で規定するのは難しい」「年数という量的な要素が質に影響を与える面もあるが、質的な要件が必要」という意見と、「4つの構成要素すべてに実務経験年数の要件を課すことは困難だが、構成要素ごとで一定の年限が必要である」「対象者理解には年齢的な要素は必ず出てくる。違う価値観を背負った人たちについて洞察できる力を持つにはある程度の期間はかかる」「スーパービジョンをする場合、一線の人たちがぶつかっている課題について自分の足跡を見てわかる」という意見が表明され、年数という量的な要件と、経験・体験内容の質的な要件の必要性が述べられた。これは前述したことと同様に社会福祉士養成課程や社会福祉法の改正等の時代背景が影響を与えていると思われる。

「実際の要件で縛るときに1つの部分だけで専門性を主張するのはなかなか難しく、4つ全部というのは難しいと思いますけど、それぞれの分野で重点的な実践というか、やってきた期間が最低それぞれ何年くらいずつあるか、複数はあるのかなど」「個別支援なり、そういう部分で一定の年限」「部下を一定に鍛え上げるという年数もあるでしょうし、もう少し広く運営管理という点での経験、運営管理の中でも、部下が自分の部下を上手に育てられる条件づくりという点、少なくともそれぞれ一定の経験があるのかなど。最低2つはいるかと」「最低2つの領域で一定の年数があるのではないかなど。それを3つにするか4つにするかは別にしても。4つはまず無理だろうと」「一仕事5年じゃないでしょうか。3つの領域だったら15年になるし、2つだったら10年になる」

「ある程度違う価値、違う世代の価値観、違う地域、違う状態像を背負った人たちについてイマジネーションを膨らませることができる、あるいは洞察できる力を持つというのは、ある程度の期間はかかる」「社会福祉士を取ってからという前提では、就職しても5年くらいは新人さんだと思うんですね。その中でもまれながら、自分自身の声を聞いていくというようなことで葛藤を繰り返す、仲間ともいろいろな議論をする、というようなことを経ていけば、やはり5年から10年はかかるのではないかという気がしています」「早いからだめだという意味ではなくて、自分が支援する対象者について理解ができるという意味で言えば年齢的な要素というのは必ず出てくる気がするんですね」

「社会福祉士の制度自体が無かったから……今の学生さんは卒業と同時に資格を取得してくる」「1つの職場で3つのことを経験するというのは、日本の制度上なかなか難しい」「知的障害の施設の中で異動がないところだと20年いても30年いてもずっと現場畑の人がいて、その中でも社会福祉士を途中で取っている人もいますのですけれども、社会福祉士としての専門性よりも職場のケアワーカーだけで埋没してしまう」「個別支援といっても、入所施設のワーカーで、『個別支援のしようがない

し』というような話になる。だから、なかなか規定するのが難しい」

「年数というか量。専門はやはり質なので、量が質に与える影響というのはかなりある」「1人の人が資格を取得して育つまでに、『あ、この人に任せて大丈夫だな』『本質をとらえるようになったな』というのはやはり5年くらいかかる」「要件というか、年数があれば専門性が高まる、イコールではない」「かなり質的な、情報とか量とかではなくて質的なものだと思う」

iv. 「専門社会福祉士に求められるスキル」

インタビューからは、「倫理綱領に沿った人材育成、組織作りはミニマム」「援助技術のベースは権利擁護」と実践のベースが語られた上で、「理屈ではなく、ちゃんとできるか、人間性が問われる」「地域社会を変えていく思いを共有し、実証していく」「組織を変える、社会を変える」力を持っていること、「座学から実際に技術の習得と実践ができているかどうか」「困ったときに相談に行って、解決してくれるか」「スキルを分解すると、対峙するやり方や相談技術、コミュニティソーシャルワーク、プレゼン能力であったり、そういったものが一定レベル身につけていること」が語られ、『実践力』が強調された。また、「専門的な指導を受けることが専門性を高めていくことの条件になる」「自分の価値観、ものの見方以外に別の角度の見方があることに気づくこと」というスーパービジョンの体験の必要性やスーパービジョンができる能力を考慮していくことの必要性が述べられた。

「倫理綱領に基づいて仕事をするというのを専門の要件にするというのは、ラインとしては違うのだなと。(ミニマムなもの)」「倫理綱領に沿って人材育成ができる、もしくはそれに基づいた組織づくりができるというあたりのラインは最低でも求められる」「運営管理の専門性をひとまずどの辺の段階に位置づけるのかというのは、この4つの領域の中で一番難しい部分」

『『本当に言ったことはやる連中だ(有言実行の実際にしてみせるという実践力)』というふうに思っただけのようなつながり方をしていくことが大事』「社会福祉士とか何かではなくて、本当にその人の人間性みたいなところを問われる」「事業をやる人たちが『僕らはこの地域社会を変えていくのだ』というふうな思いをどこまで共有できているかということがとても大事』「社会福祉士としてのアイデンティティというか志」「地域で生きていく人たちの目線をきちんとつながっていく……そこら辺の感覚をもてるかどうか」「親しい同僚が言ってくださるか、スーパービジョンで信頼できる方が教えてくれるかというところで、自分の価値観、ものの見方以外に別の角度の見方があるのだということに気づいていくということがないと、ワーカーとしては絶対にだめ」

「座学から、実際に技術の取得と実践ができているかどうか」「全部できる人がいたらスーパー社会福祉士になってしまうので、ある水準ができていれば認定するのかなということになってくるので、やはりソーシャルワークの個別技術をきちんと取得していて、なおかつ実践できているというあたりが重要な要素になるのではないか」「対峙するやり方とか、住民とプレゼン、意見交換とか、ツールであるところ

の細かい法律の理解とか、相談技術とか、ソーシャルワーク技法とか、そういったものが一定レベル身につけているというのが専門社会福祉士になってくるのだろうな」「社会福祉士は、資格マニア、研修マニアが多くて、全部受けたりしている人もいて、だから専門社会福祉士を認定するときに『これとこの研修を受けた人は』というのだけはやめてほしい」

「人権とか権利ということが出てきていますけれども、それはかなり深い話ですよ。だから、援助技術のベースにあるのが権利擁護だと思います。位置づけとしては何をするにも権利擁護がベース」「1つの要素は、ソーシャルワークというのは何なのかということを体系的に理解できていること、そして自分自身が今どんな状態にあるかということがわかっていること、そのギャップと向き合いながら実践できていること。それを協力者、スーパーバイザーとのやりとりの中で常に点検をしている過程にあるというのですかね。だからその過程を、例えば5年なら5年かければ専門になってもいいのかなというようなイメージ」「自分から外に向けて発信すると、組織を変えないといけない、社会を変えないといけないということになってくる」

v. 「専門社会福祉士が持つ専門性について」「専門社会福祉士に対する全体的な意見」

作業委員会で検討した「専門社会福祉士」に求められる「専門性」の構成要素（4つ）そのものについて否定的な意見は表明されなかったが、個々の構成要素ごとに意見が述べられ「実践能力の中をもうちょっと細分化していった」「社会福祉士が運営管理にかかわっていることの意味あい」「自立成長していける環境を整えるワーカーみたいな、スーパーバイザー」「強度なストレスの状態にあっても健康を保ちつづけることができる工夫」の必要性を述べられた。さらに細分化した実践能力を「トータルとしてもっている」ことの必要性が述べられた。「専門社会福祉士」に対する全体的な意見としては、認定制度は「一定の筋をつくらざるを得ない宿命」「想定されていた」ととらえており、「専門職はなにができるのか」「優秀な社会福祉士が一体何をしてくれるのか」について明確にする必要性が述べられた。インタビューアの「専門社会福祉士」を取得するか質問には、「おこがましくて」という感想が述べたインタビューアがいたが、具体的なイメージがつかないのか取得についての明確な意見表明はなかった。

「理念がきちんと共有されていることと、それから現場のスタッフの専門性が高いこと、レベルアップをしている。そして現場のスタッフが、自分の組織の中での立ち位置、自分が何をすべきか判断する力を養成しておく、かなり息の長い取り組みになるのですけれども、そういうことをしないでバックアップ組織に権限委譲するとバラバラになる」「社会福祉士がこれだけ増えていて、社会福祉士が運営管理にかかわるときに、少なくとも社会福祉士が運営管理にかかわっているときはこういう組織を目指すべきであろうとか、もしくはそのためのプロセスはこういう点が考えられるのではないとか、……やはり世の中の方から見て社会福祉士が管理者であることの意味合いが明確に感じ取れないのではないかという気はしています。

「『社会福祉士が管理している組織というのはこれだけ違うんだね』ということが共通理解できるような状況というのが、全国の専門社会福祉士の中に取り込んで欲しい。」「平たく言えば『優秀な社会福祉士が一体何をしてくれるのかもっとはっきりしてくれ』というのがこの話」

「少なくとも一定程度の頭数が出て、なおかつ産業界として増大していくとするならば、さらに一定の筋をつくらざるを得ない宿命にあるのだと思いますけれども、制度とか資格というのはそういうものです」「そのために専門職は何ができるのかというところを方法論として押えなければいけない。そういうときに、好き嫌いは別にして、専門という言葉がいいかどうかは別にして、それが出てくるというのは必然だろうと。私は基本的に嫌いですが、社会福祉士、法制度をつくったときからもうわかっていたことなのだろうというふうに思います。それが時代に一番沿ったやり方で社会的な認知を受けて、なおかついい支援ができるような体制とはいかなるものであるべきか、というふうなことを恐らく皆さんが検討されておられるのだと思います」「社会福祉士会としてやれるところはどこまで、ここから先はできないとすれば、他人のふんどしを借りるために『他の団体とのこういう関係をつくろう』とかいうことも並行的に考えていかなければいけない。その考え方の一つの論点整理をして、そして提示をしていく役割を社会福祉士会が担っているのだろうというふうに思いますので、そういう観点でお作りいただければありがたい」

「やはりこの『実践能力』の中をもうちょっと細分化して行って、先ほどおっしゃった経営能力なども含めてきちんと押さえる必要があるのかなという気はしています」「5年とか10年という要件ラインもあってよいかもしれない」

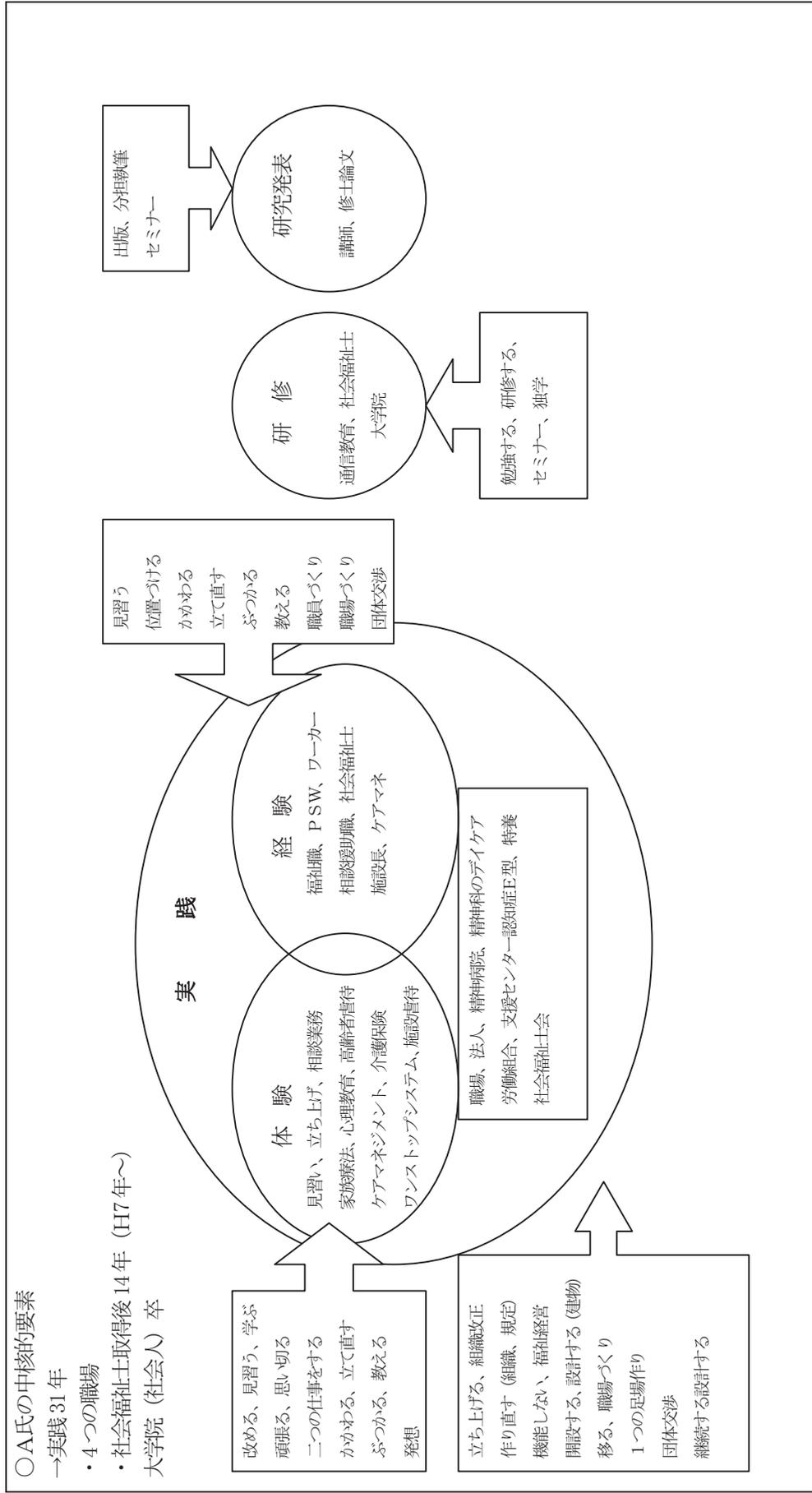
「実際に力のあるワーカーさんは、揺れながら、強度なストレスの状態にあっても健康を保ち続けることができる工夫をしたり、ネットワークがあったりということがあるので、その辺はやはり本当に大事なのではないかという気もするんですけどね。専門だから技量を専門的に、ということだけで進んでしまうとまた遠ざかってしまう」「『専門』とつくからには、日本社会福祉士会とリンクするところもあると思うのですが、リンクというのは生涯研修も含めてですけれども、やはり社会福祉士というのは現場の資格ですから、資格を取った後に知識をリニューアルしていくのは個人の使命なのでしょうけれども、現場の職員が生き生きと、自立成長支援をしているわけで、自分自身が自立成長していける支援や環境を整える役割を職能団体には期待したい」

<参考文献>

安梅勅江 (2001) 『ヒューマン・サービスにおけるグループインタビュー法—科学体根拠に基づく質的研究法の展開』医歯薬出版。

○各人のソーシャルワーク実践における中核的な要素

～ライフインタビューから～ (経験、実践、研修、研究発表)



○B氏の中核的要素

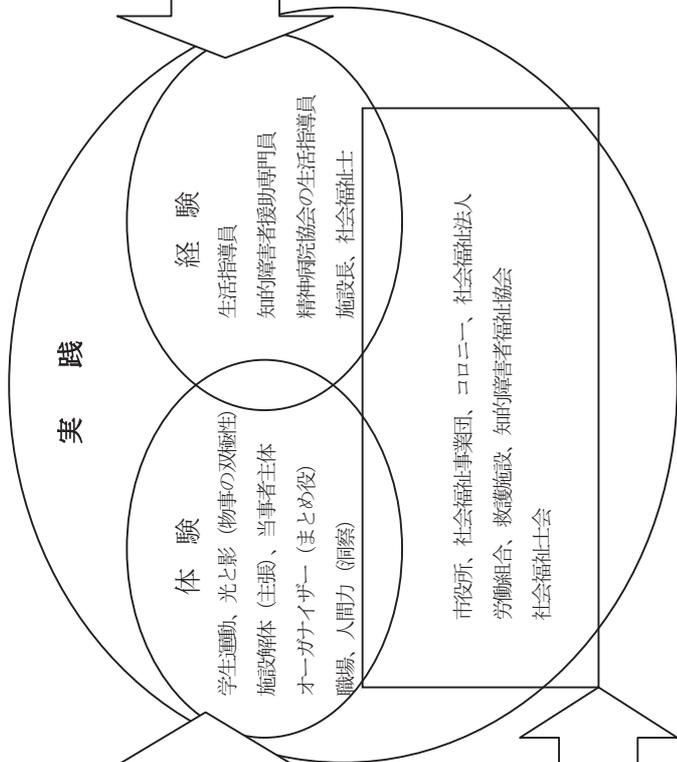
→実践32年

- 2つの事業所
(法人内異動多い)

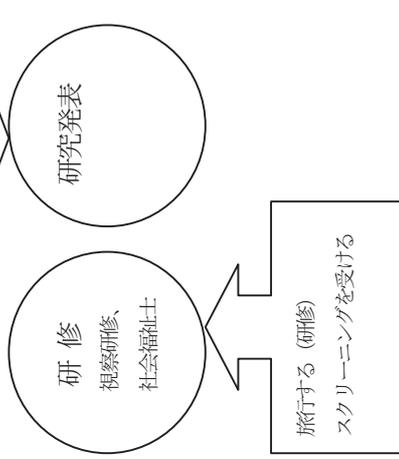
- 社会福祉士取得後8年 (H13年～)
大卒

交流 (学生運動)
わがまま (よいこだわり)
自信、確言、立ち向かう
思いの実現、仲間づくり
出会い、総すかん、頭でっかち
見方 (物事の洞察=現実を見抜く力)
矛盾、貫く、前に
社会動静の把握
体を壊す、負けない
立ち位置の確認

仲間づくり
出会い
結びつける (人)
生業にする



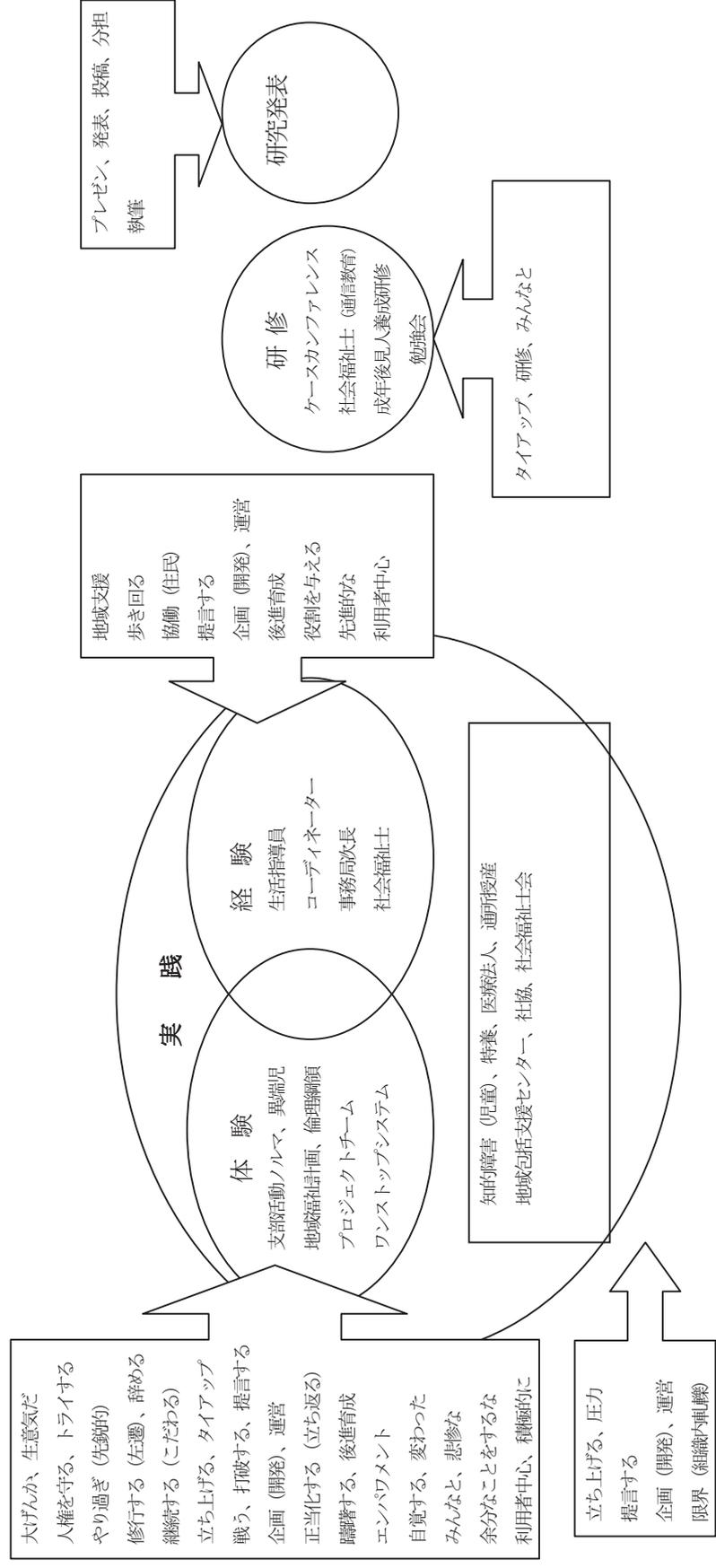
つくり変えていく
検証する
衝突 (辞職)
結びつける (組織)
大規模



○C氏の中核的要素

→実践29年

- ・7つの事業所
- ・社会福祉士取得後12年（H19年～）
大卒



○D氏の中核的要素

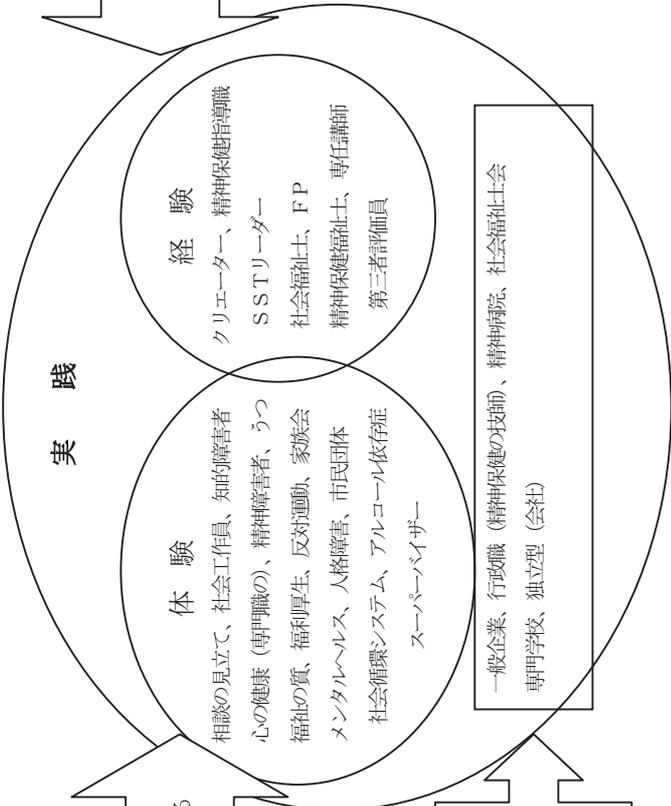
→実践16年

• 3つの事業所

(一般企業、異動経験あり)
大学院卒

グループづくり、即戦力
察知する、ネゴシエーション
いじめられる、疲弊する
こてんぱんにやられる
取り込む(上司等)、挑戦する
退路を断つ、振り返る、立ち止まる
継続する、関係づくり
自分が外に出る
人間関係(疲れる)
おもしろい、もったいない
一緒に、伝えられない

病棟会議
病棟運営
地域づくり
ロビー活動
協働(他職種)
規定の整備
タイアップ
政治的な
意図的に



運営(作業所)
本部委員会活動
調査
一般企業体験が
プラス

読み込み、調べる(学習する)
研修の企画
自分に足りない資質を身につける

研修
勉強会、家族教室
異業種交流会、大学院、
精神保健福祉士
社会福祉士

学会発表
研究発表
異業種交流会
勉強会

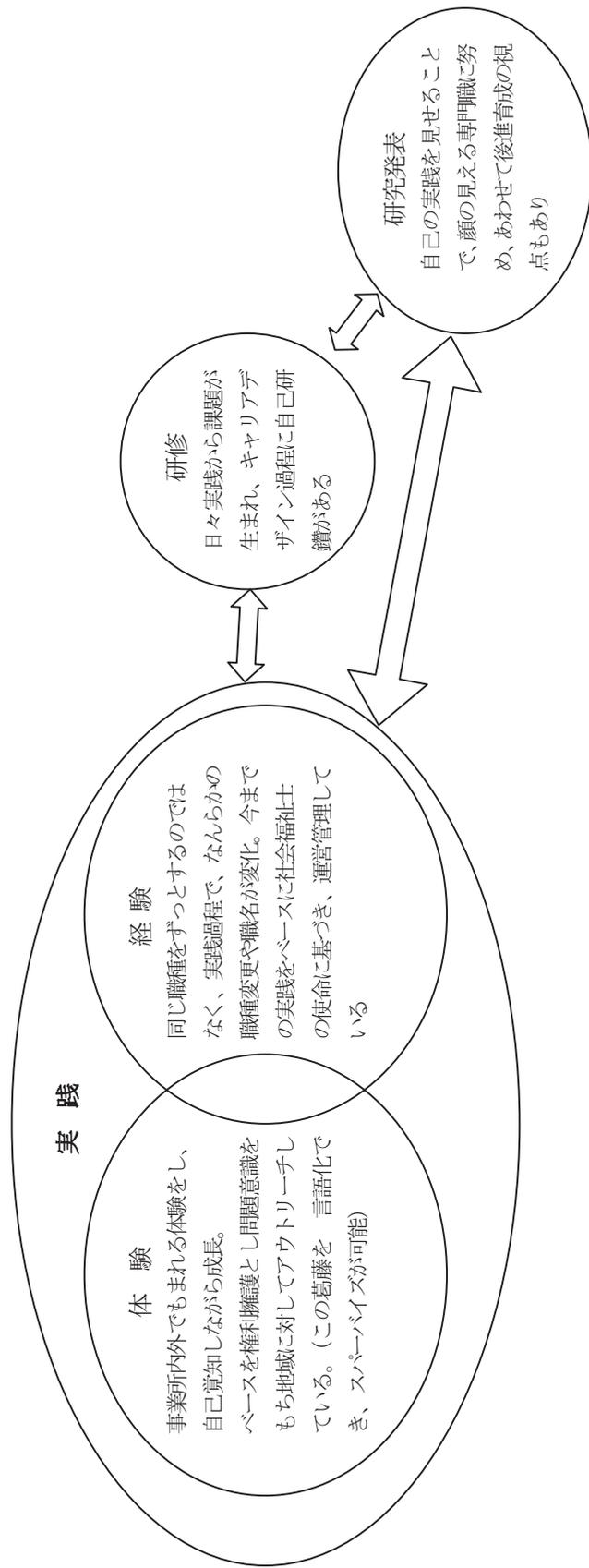
○共通するソーシャルワーク実践における中核的な要素

○中核的要素

実践は豊富 (16年~36年)

職場、職種が多彩

社会福祉士を取得している (8年~15年)



■専門性が身に付いたと感じる年数について

	倫理	運営管理	人材育成	実践の科学化	重要語句等	必要年数等
A氏 (50代前半) →実践31年 ・4つの職場 ・社会福祉士取得後14年 (H7年～) ・大学院 (社会人) 卒	高度な専門性のレベルではない (現状:真ん中より少し上)	高度な専門性のレベルではない (現状:真ん中より少し上) ※まだ未開拓	高度な専門性のレベルではない (現状:真ん中より少し上) ※まだ未開拓	高度な専門性のレベルではない (現状:真ん中より少し上)	・4つの年数が各々違い、一概に一定年数を定められない ・2つの領域 (分野:精神、高齢者) がマッチしたところ	必要年数等 17年は必要 →社会福祉士取得からだと0年目から専門性あり
B氏 (50代前半) →実践32年 ・2つの事業所 (法人内異動多い) ・社会福祉士取得後8年 (H13年～) ・大卒					・高度な専門性がついたからこの商売で飯が食えると思ったのではない ・利用者を通して私自身の人生や社会を見ていくのだからということに感覚として気づいた ・「自分はこの商売が好きなんだ」「この人たちと一緒にいるのが好きなんだ」と思った自分を発見したという意味での成長過程	22年はベースで必要 →社会福祉士取得からだと0年目から専門性あり ※大体2年か1年で転職又は異動
C氏 (50代前半) →実践29年 ・7つの事業所 ・社会福祉士取得後12年 (H9年～) ・大卒	倫理綱領に則って、本人の立場に立ってその人の生き方を支援していく				・専門性が身についたと感じられた時期といっても、いまだに感じていない ・トータルでこんな支援を必要としている人の支援ができる、それを専門性と言っているのであれば、専門性なのだろう ・若いだけではあしらわれる (＝同じ事をしても30代と50代ではまた別扱いされ易い) ・組織を辞めて独立したとき	17年 (成年後見人養成研修修了後) →社会福祉士取得からだと2年目から専門性あり しかし、成熟していくのは、10年後 6～7年
D氏 (40代前半) →実践16年 ・3つの事業所 (一般企業、異動経験あり) ・大学院卒						

■自身の考える実務経験年数について

	倫理	運営管理	人材育成	実践の科学化	実務経験年数	重要語句等
A氏 (50代前半) →実践31年 ・4つの職場 ・社会福祉士取得後14年 (H7年～) ・大学院 (社会人) 卒	運営管理 ・もう少し広く運営管理という点での経験 ・運営管理の中でも、部下が自分の部下を上手に育てられる条件づくりという点	人材育成 ・後輩、部下の指導、部下を一定に鍛え上げるという年数	実践の科学化 ・自分の実践のプレゼンができるぐらいのこは	実務経験年数 ・一仕事5年だから10年～15年。 3つの領域だと15年になるし、2つだったら10年	重要語句等 ・実際の要件で轉るときに1つの部分だけで専門性を主張するのはなかなか難しく、4つ全部というのは難しいと思いますけど、それぞれの分野で重点的に実践というか、やってきた期間が最低それぞれ何年くらいずつあるか、複数あるのかなど ・個別支援なり、そういう部分で一定の年限 ・少なくともそれぞれ一定の経験があるのかなど。最低2つはいる ・最低2つの領域で一定の年数があるのではないかなと。それを3つにするか4つにするかは別にしても、4つはまず無理だろうと思います	
B氏 (50代前半) →実践32年 ・2つの事業所 (法人内異動多い) ・社会福祉士取得後8年 (H13年～) ・大卒				実践ベースで最低は10～15年 ※社会福祉士取得以後の経験年数にこだわらずに	ある程度違う価値、違う世代の価値観、違う地域、違う状態像を背負った人たちについてイメージネーションを膨らませることができる、あるいは同僚とできる力を持つというのは、ある程度の期間しかかかるとは思いません ・社会福祉士を取ってからという前提では、就職しても5年くらいは新人さんだと思っただけです。その中でもまれながら、自分自身の声を聞いていくということや、葛藤を繰り返す、仲間ともいろいろな議論をする、というようなことを経ていけば、やはり5年から10年かかるのではないかなという気がしています。早いかからだめだという意味ではなく、自分が支援する対象者について理解ができるという意味で言えば年数的な要素というのは必ず出てくる気がするんです。想像力が豊かな方とかだったら年齢関係なく、繊細な方だったらもっと前にできるかもしれません	
C氏 (50代前半) →実践29年 ・7つの事業所 ・社会福祉士取得後12年 (H9年～) ・大卒				実践経験とは社会人になってからの経験か。社会福祉士を取得してからか	・社会福祉士の制度自体が無かったから… ・今の学生さんは卒業と同時に資格を取得してくる ・1つの職場で3つのことを経験するというのは、日本の制度上なかなか難しい ・知的障害の施設の中で異動がないところだと20年だと30年いても30年だと現職の人かいて、その中でも社会福祉士を途中で取っている人もいますのでそれだけでも、社会福祉士としての専門性よりも職場のケアワーカーだけで埋没してしまう。 ・個別支援といっても、入所施設のワーカーで、「個別支援のしようがないし」というような話になる。だから、なかなか規定するのが難しい	
D氏 (40代前半) →実践16年 ・3つの事業所 (一般企業、異動経験あり) ・大学院卒					・年数という量が、専門はやはり質なので、量が質に与える影響というのはやはりある ・1人の人が資格を取得して育つまでに、「あ、この人に任せ大丈夫だな」「本質をとらえるようになってたな」というのはやはり5年くらいかかる。 ・要件というか、年数があれば専門性が高まる、イコールではない	

■専門社会福祉士に求められるスキルについて

	具体的スキル等	重要語句等
<p>A氏 (50代前半) →実践31年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4つの職場 ・社会福祉士取得後14年(H7年～) ・大学院(社会人)卒 		<ul style="list-style-type: none"> ・倫理綱領に基づいて仕事をするというのを専門の要件にするというのは、ラインとしては違うのだなと。(ミニマムなもの) ・運営管理の専門性をひとまずどの辺の段階に位置づけるのかというのは、この4つの領域の中で一番難しい部分 ・社会福祉士は、資格マニア、研修マニアが多くて、全部受けたりしている人もいて、だから専門社会福祉士を認定するときに「これとこの研修を受けた人は」というのだけはやめてほしい
<p>B氏 (50代前半) →実践32年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2つの事業所(法人内異動多い) ・社会福祉士取得後8年(H13年～) ・大卒 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的実践を見せる(可視化、一般化させる) ・社会変容能力 ・社会および組織に対する社会福祉士のミッションの共有化 ・グラントデザインの設定力 ・利用者寄り添う ・スーパーバイザーの経験 	<ul style="list-style-type: none"> ・「本当に言ったことはやる連中だ」というふうに思っていただけのようなつながり方 ・専門性以前の人間性の大事さ ・事業をやる人たちが「僕らはこの地域社会を変えていくのだ」というふうな思いをどこまで共有できているかということがとても大事 ・社会福祉士としてのアイデンティティというか志 ・同じ生活者としての視座
<p>C氏 (50代前半) →実践29年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7つの事業所 ・社会福祉士取得後12年(H9年～) ・大卒 	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護者の代弁 ・コミュニケーションソーシャルワーク(＝地域診断、再組織化、社会開発) ・ネットワークキングの力 ・相談技術 ・プレゼン能力 	<ul style="list-style-type: none"> ・座学から、実際に技術の取得と実践ができてきているかどうか ・全部できる人がいたらスーパー社会福祉士になってしまうので、ある水準できなければ認定するのは難しいことになってくるので、やはりソーシャルワークの個別技術をきちんと取得して、なおかつ実践できているというあたりが重要な要素になるのではないかな
<p>D氏 (40代前半) →実践16年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3つの事業所(一般企業、異動経験あり) ・大学院卒 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分から外に向けて発信する力 ・スーパービジョンを受けた経験 ・メンタルケアのマネジメント力 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権とか権利ということが出てきていますけれども、それはかなり深い話ですね。だから、援助技術のベースにあるのが権利擁護だと思います。位置づけとしては何をすることも権利擁護がベース ・1つの要素は、ソーシャルワークというのは何なのかということと体系的に理解できていること、そして自分自身が今どんな状態にあるかということがわかっていること、そのギャップと向き合いながら実践できていること。それを協力者、スーパーバイザーとのやりとりの中で常に点検をしている過程にあるというのですかね。だからその過程を、例えば5年なら5年かければ専門になってもいいのかなというふうなイメージ

■専門社会福祉士が持つ専門性について

	重要語句等	専門社会福祉士を取得するか 具体的なイメージがつかない (→よくわからぬ)
<p>A氏 (60代前半) →実践31年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4つの職場 ・社会福祉士取得後14年(H7年～) ・大学院(社会人)卒 	<p>重要語句等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念がきちんと共有されていることと、それから現場のスタッフの専門性が高いこと、レベルアップをしている。そして現場のスタッフは、自分の組織の中での立ち位置、自分が何をすべきか判断する力を養成しておくこと。かなり息の長い取り組みになるのですけれども、そういうことをしなくてはいけません ・社会福祉士がこれだけ増えている、社会福祉士が運営管理にかかわるときは、少なくとも社会福祉士が運営管理にかかわっているときはこういう組織を指すべきであらうとか、もしくはそのためのプロセスはこういう点で考えられるのではないかとか、5年や3段階などそういうものもうちよっちはつきりしない、やはり世の中の方から見ると社会福祉士が管理者であることの意味合いが明確に感じ取れないのではないかと、全国の専門社会福祉士の中に取り込んで欲しい ・平たく言えば「優秀な社会福祉士が一体何をしてくれているのかもつきりしてくれれば、少なくとも一定程度の頭脳が出て、なおかつ産業界として増大していくとすると一定の筋をつくらざるを得ない宿命にあるのだと思いますけれども、制度とか資格というのはそういうものです ・そのため専門職は何ができるのかということを方法論として押さなければいけない。そういうときに、好き嫌いや勘弁して、専門という言葉がいかにどうかわかっている、それが出てくるというのは必然だろうと。私は基本勘弁して、社会福祉士、法制度をつくったときからもうわかっていたことなのだろうというふうにも思います。それが時代が一番沿ったやり方で社会的な認知を受けて、なおかついい支援ができるような体制とはいかなくなる、というふうなことをおそらく皆さんが検討されておられるのだと思います ・社会福祉士会としてやれるところはどこまで、ここから先はできないとすれば、他人のふんどしを借りるために「ほかの団体とのこういう関係をつくらう」とかいうことも並行的に考えていかないと行けない。その考え方の一つの論点整理をして、そして提示をしていく役割を社会福祉士会が担っているのだらうというふうにも思いますので、そういう観点でお作りいただければありがたい 	<p>具体的なイメージがつかない (→よくわからぬ)</p>
<p>B氏 (60代前半) →実践32年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2つの事業所(法人内異動多い) ・社会福祉士取得後8年(H13年～) ・大卒 	<p>重要語句等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やはりこの「実践能力」の中をもうちょっと細分化して、先ほどおっしゃった経営能力なども含めてきちんと押さえる必要があるのかなという気はしています ・5年とか10年という要件ラインもあってよいかもしれない 	<p>具体的なイメージがつかない (→よくわからぬ)</p>
<p>C氏 (60代前半) →実践29年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7つの事業所 ・社会福祉士取得後12年(H9年～) ・大卒 	<p>重要語句等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に力のあるワーカーさんは、揺るがしながら、強度なストレスの状態にあっても健康を保ち続けることができる工夫をしたり、ネットワークがあつたりということがあるので、その辺はやはり本当に大事なところではないかと、専門だから技量を専門的に、ということだけで進んでしまうとまた遠ざかってしまう ・「専門」とつくからには、日本社会福祉士会とリンクするところもあると思うのですけれども、リンクというのは生涯研修も含めてですけれども、やはり社会福祉士というのは現場の資格ですから、資格を取った後に知識をリニューアルしていくのは個人の使命なのでしようけれども、現場の職員が生き生きと、自立成長支援をしているわけで、自分自身が自立成長している支援や環境を整える役割を職能団体には期待したい 	<p>具体的なイメージがつかない (→よくわからぬ)</p>
<p>D氏 (40代前半) →実践16年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3つの事業所(一般企業、異動経験あり) ・大学院卒 	<p>重要語句等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分で取るものなのかなという感じがすよね、おこがましくとてという感じになつてしまう 	<p>具体的なイメージがつかない (→よくわからぬ)</p>

(3) 専門社会福祉士制度設計への示唆

本章では、アンケート調査及びフォーカスグループインタビューの調査結果の内容を確認するとともに、それらの調査結果から示唆を受けて、制度設計を行うための課題の抽出を図ることを目的としたが、とりわけアンケート調査では、結果と課題点の整理はすでにまとめておいた。内容の詳細は、そちらを参考にしてもらいたいが、本章の最後にあたって、アンケート調査及びフォーカスグループインタビューの結果全体を通して示唆された点、及び、検討課題のポイントを整理しておきたい(表 23 を参照のこと。なお、フォーカスグループインタビューを、ここでは「FI」と表現する)。

表 23 専門社会福祉士の制度設計に対する課題(全体のまとめ)

内容	調査結果からの示唆及び検討課題
<p>中核的機能 (専門性のレベル)</p>	<p>「実践力(個別支援、連絡調整、地域福祉の増進)」「運営管理」「人材育成(指導力)」「実践の科学化(研究力)」の4要素については、FIにより「専門性」の構成要素ごとに年数は異なるという意見が確認されたが、4つの要素すべて最も高いレベルを備えている回答した人は全体の約1%であった。専門社会福祉士の対象はこの1%あたりか。専門性を測定するにあたっては、具体的な基準の検討が必要。基準を検討するにあたっては、FIによるインタビューの意見やアンケートの自由回答結果を参考に検討することも必要。</p>
<p>相談援助経験年数</p>	<p>社会福祉士が、実践経験の中で、専門性をどのように獲得していくかについては、FIの調査によって確認ができ、専門性が身についたと感じる年数は、それぞれ異なるものであったが、アンケート調査結果を踏まえると、資格取得前の相談援助経験年数まで網羅できる「資格取得後の相談援助経験を持つ10年以上」が、ひとまずは対象となり、そこからさらに別の要件で絞り込んでいくことが望ましいのではないかと。</p> <p>ただし、年数という量的な要件と、経験・体験内容の質的な要件の必要性が、FIの結果から示唆されており、経験年数だけでなく、今後は「相談援助」を具体的にどこまでの範囲を認めるのか、相談援助経験の証明をどのように行うかなどの検討が必要。</p>
<p>研修</p>	<p>認定の要件として日本社会福祉士会の生涯研修センターの研修の修了が必要ではないか。検討すべき課題は、他の研修を認定の要件として入れるべきか否かということになるかと思われる。また、日本社会福祉士会以外の行う研修をどのように認めるか、都道府県社会福祉士会との関係も含め、今後検討が必要。</p>
<p>研究発表</p>	<p>研究発表について、仮に2本以上を要件とすると、文章による発表経験者は1割強、口頭発表経験者は約2割。3本以上では、文章での発表経験者約1割、口頭での発表経験者は1割強となる。認定要件として、発表本数及び発表の場の要件をどのように設定するか、今後検討が必要。</p>
<p>他の専門職団体との関連性</p>	<p>他の専門職団体への所属が多かったのは「日本介護支援専門協会」「日本医療社会事業協会」「日本精神保健福祉士協会」「日本介護福祉士会」「日本ソーシャ</p>

	<p>ルワーカー協会」「日本看護協会」「日本保育協会」であったが、他の専門職団体が持っている認証制度や研修制度との相互の関係性をどのように保っていくか、今後検討が必要。</p>
<p>スーパービジョン の経験</p>	<p>FIの調査結果によって認定要件として、スーパービジョンの実施経験を含めることは必要であるといえるが、認定要件として「職場の部下、同僚」に対する経験のレベルを要件として設定するか、あるいは「研修講師」レベルを要件とするかといった経験内容の検討が必要。</p>
<p>意見・要望</p>	<p>回答者の意見・要望を参考にして制度設計する必要がある。例えば回答者の意見では「優れた人格」を要件に設定する意見が出されたが、認定要件に設定するのであれば、実践能力のみでなく、人物評価が可能となるようなシステム(例えば面接試験など)の検討が必要。また、否定的な意見も確認された。これらの意見も踏まえ、検討を行う必要がある。また、専門社会福祉士の意義や必要性などについても、社会福祉士に対し、具体的イメージがつくような形で説明することが求められる。</p>

10. 他団体ヒアリング

(1) ヒアリング調査の概要

①ヒアリングの目的

2008（平成 20）年 8 月から 2010（平成 22）年 1 月にかけて、専門社会福祉士の制度設計の参考資料を得るために、7 つの関係団体にヒアリング調査を実施した。

平成 20 年度のヒアリングの目的は、国家資格の上に団体独自の専門認定システムを構築している他の専門職における専門資格等認定システムの実態を把握し、専門社会福祉士認定のシステム構築のための参考資料とすることである。（「中間報告書」参照）

2009（平成 21）年度のヒアリングの目的は、対人援助サービス関係団体に対して、団体の研修・教育システムとその評価方法について聞き取りを行い、専門社会福祉士認定制度の設計を行う上で、特に研修について各団体の研修及び研修制度をどのように関係づけていくことができるかの情報収集をすることである。なお、研修制度の中で認定を行うシステムを持っている団体については、その認定についてもあわせて聞き取りを行った。

基本的には委員 2 人と事務局員とで先方の指定した場所に伺い、1 時間から 1 時間半程度、話を聴いた。

②ヒアリング対象の選定基準

2008（平成 20）年度は社会福祉士と同じヒューマンサービス分野の専門職団体で、2 階建ての資格認定制度がある「日本理学療法士協会」「日本病院薬剤師会」「日本看護協会」に対してヒアリングを実施した。

2009（平成 21）年度は社会福祉士のソーシャルワーク及びその隣接領域の団体であり、研修や資格制度を構築している「全国社会福祉協議会」「日本医療社会事業協会」「日本精神保健福祉士協会」「日本臨床心理士資格認定協会」に対してヒアリングを実施した。

③ヒアリング項目

2008（平成 20）年度のヒアリング項目は、概ね以下のとおりである。

1. 専門資格制度の設立経緯
2. 団体の現状
 - ・団体の組織率
 - ・専門資格所持率
3. 認定・専門資格制度の枠組
 - ・認定・専門資格制度の骨子
 - ・専門分野の分類方法（設定の仕方）
 - ・認定の申請要件
対象（団体会員、有資格者 等）
 - ・費用
 - ・資格の認定方法（試験、研修のみ）
 - ・更新制（更新年、更新申請の要件、費用、更新認定の方法）

- ・ 専門資格取得者の需要（実践現場で求められるシステムづくり）
- 4. システム構築に関する事項（運営体制、要員、経費、財政基盤など）
 - ・ 認定における具体的事務処理上の課題
 - ・ 申請手続き方法
 - ・ 受付事務（受理・却下）
 - ・ 認定のための作業
 - ・ 認定の決定
 - ・ 書類の保管
 - ・ システム管理
 - ・ 事務処理量及び事務処理費用
- 5. 団体のもつ生涯研修・生涯学習制度との関係
- 6. 他団体が認定している専門資格について
- 7. その他

2009（平成 21）年度のヒアリング項目は、概ね以下のとおりである。ただし、団体によっては多少項目を変更した。

1. 生涯研修制度について
2. 認定資格について
 - ・ 認定レベルの設定
 - ・ 認定証の発行と登録の仕方
3. 更新作業について
 - ・ 研修のポイント
 - ・ 研修内容
 - ・ 研修のレベル設定
 - ・ 研修に参加できない場合
 - ・ 手続きについて
4. 制度の運営・管理について
 - ・ 研修修了履歴管理について
 - ・ 広報等について
 - ・ 書類の保管やシステム管理について
 - ・ 事務局の運営体制
 - ・ 会費
5. その他

（2）7 団体のヒアリング調査結果のまとめ

7 団体のヒアリング調査結果をまとめたのが、表 24 である。「キャリアパスの設定」「本部・支部関係」「研修・資格の質の担保」「更新手続き等」の 4 項目に沿って整理を行った。

7 団体のうち、2008（平成 20）年度に調査を実施した日本理学療法士協会、日本病院薬剤師会、日本看護協会と、2009（平成 21）年度に調査を行った 4 団体とでは調査主旨が異なるため、平成 20 年度の調査内容で 4 項目が網羅できていない場合もある。その際は「聞き取り無し」と記した。

表 24 7 団体のヒアリング調査結果

	キャリアパスの設定	本部・支部関係	研修・資格の質の担保	更新手続き等
全国社会福祉協議会	積み上げ型ではないが、各研修の受講対象者をレベル設定。2009 年度はキャリアパス 5 段階における研修プログラムと多様な実施主体が研修実施するための実施要領作成予定。	各都道府県へ補助金は出しているが、中央福祉学院と各都道府県の実施機関に上下関係は無い。	研修における講師の力量差あり。新任研修の受講者が多く、上級クラスの受講者は少なくなる。	該当無し
日本医療社会事業協会	研修体系の見直しを行っている。一定の研修等のポイントを取得することで、認定社会福祉士（保健医療分野）（仮称）を認定する予定。	基幹研修Ⅰ、Ⅱのシラバスを都道府県医療ソーシャルワーカー協会に伝達し、都道府県協会で実施予定。	基幹研修Ⅰ、Ⅱのシラバスを作成。講師養成講座を行い都道府県担当者が受講する。認定社会福祉士（保健医療分野）（仮称）の到達要件を明示。	認定社会福祉士（保健医療分野）（仮称）では、5 年更新制を導入予定。
日本精神保健福祉士協会	基幹研修Ⅰ～Ⅲを修了し申請すると研修認定精神保健福祉士となり認定成年後見人養成研修の受講が可能。更新 2 回目で認定スーパーバイザー養成研修の受講が可能。Ⅰ～Ⅲを修了するのに概ね 9 年必要。	基幹研修Ⅰは日本協会が都道府県精神保健福祉士協会等に委託開催。参加者名簿の管理、費用等全体的な運営は日本協会が実施。契約書を交わし、委託費を各都道府県に渡す。	講師の要件を設定。更新に際してポイント制は設けておらず、更新研修のみ。	研修認定精神保健福祉士の申請時には個人票を提出する。更新は 5 年ごとに基幹研修Ⅲの受講が要件。
日本臨床心理士資格認定協会	臨床心理士になった後も、資格を維持するために 5 年間で 15 ポイントを取得する資格更新が義務付けられている。	該当無し	他の関連学会への参加や研究論文等も認められており、幅広い知識・技術の修得が可能。協会でスーパーバイザーの名簿を公開しており、そ	5 年ごとの資格更新申請が必要で、5 年間に協会が認めた研修や関連学会への参加、研究論文、著書の出版等を行うことが必要。5 年

	る。		の者のスーパービジョンを受けることも更新要件の一つ。指定大学院でスーパービジョンを行う教員も指定。	で 15 ポイント取得できない場合には、レポート提出によるポイント制も許可。
日本理学療法士協会	第1ステップ「新人教育プログラム」は3年18単位、第2ステップ「生涯学習基礎プログラム」は5年ごとに10単位の取得更新、「専門領域研究会」は7領域から登録し、専門理学療法士申請には登録年数が7年以上必要。10年以上の研修実施。	聞き取り無し	専門理学療法士の申請要件は、専門領域研究会登録後7年以上経過していることに加え、所属する研究会での2題以上の演題発表か2編以上の論文発表、もしくはそれらに準ずる業績があると認めた場合。認定は書類審査だが、申請要件自体が厳しいため質的担保は可能。	5年ごとに更新手続きを行う。手続きがなされない場合には資格を失う。
日本病院薬剤師会	生涯研修受講後に「認定薬剤師」となり「専門薬剤師」となる。同一年度に両方を同時に取得できる。いずれも5分野。	聞き取り無し	他の学会での学会発表や学会誌への論文執筆が申請や更新要件となっている。5分野での認定要件の厳しさが異なる。	5年ごとの更新は50単位の講習受講、学会発表が2回以上かつ査読を受けた学術論文が1編以上必要で書類審査実施。
日本看護協会	「専門看護師」「認定看護師」「認定看護管理者」の3資格があり、それぞれが独立しており目的に合わせて取得。	認定看護管理者資格は日本看護協会の教育基本指針において定められた教育計画の枠組みの中に位置づけられており、12領域ある生涯研修制度の一領域。3つあるファーストレベルの教育機関は47都道府県看護協会で開催している。	専門看護師制度に関連する3つの委員会が制度の実施、改善の検討等を行っている。試験の審査は、実践者、教育者、管理者の3人によって行い、どの角度からみても質が担保されているかを確認できる体制となっている。	専門看護師資格、認定看護師共に5年ごとの更新制で、資格取得後も継続して研鑽を行う必要あり。認定看護管理者は5年ごとの更新制で、更新要件は看護管理者実務時間が2000時間以上、研修会、学会への参加、発表、論文等、自己研鑽の実績が規定の内容で50点以上。

(3) 7団体のヒアリング考察

①全国社会福祉協議会

ア. 各論

i. キャリアパスをどう考えるのか

- ・ 全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）の中央福祉学院の研修では、積み上げ型の体系は設定していないが、各研修の受講対象者のレベルを設定している。なお、都道府県・指定都市単位で行っている「福祉職員生涯研修課程」は、カリキュラムについては一応、積み上げ型にはなっている。4課程あり、①管理職、②指導的職員、③中堅職員、④新任職員となっている。受講管理や認証は、都道府県の実施機関に任せている状態である。仮に、受講者は、②指導員研修③中堅職員研修を受講する場合、一方を全社協で受講したら、もう一方を都道府県社協研修3日間のところ、研修を期間短縮して受講するような形を取ることも可能である。
- ・ 全社協の「社会福祉事業に従事する者のキャリアパスに対応した生涯研修体系構築検討」では5段階に分けている。どのような段階に分けたら適切なものか。あまりにも段階を細分化すると、各受講者が自己のキャリアパスの全体像を把握できない可能性がある。
- ・ 専門社会福祉士のキャリアパスについては、家庭の事情や本人の体調不良により、キャリアパスを一旦外れた者が、再度復帰できる仕組みが必要である。（休会制度）

ii. 研修体系を支える本部と支部の情報共有のあり方

- ・ 全社協の中央福祉学院と各都道府県の実施機関の間には上下関係はない。ゆえに、実施の状況報告はあるものの強制力はない。
- ・ 都道府県の実施機関は受講者名簿が存在しても、全社協へは提出の義務はない。
- ・ 各都道府県に補助金が出ている。都道府県の実施機関は、財団や事業団、NPO等が実施機関になることもある。
- ・ 専門社会福祉士では、日本社会福祉士会と都道府県社会福祉士会との間に契約を交わす方法が考えられる。その中に講師の要件も盛り込むことも考えられる。また、可能ならばできるだけ研修費を安価にしたい。（受講者数のアップのため）

iii. 研修（内容や講師）の質の担保及び研修修了認証の手続き

（事務手続き）

- ・ 1993（平成5）年に認証の体系化の見直しをした。法制度化されていないので強制力はない。
- ・ 中央福祉学院と各都道府県の実施機関の間には上下関係はない。ゆえに、実施の状況報告はあるが強制力はない。

（研修の質の担保）

- ・ 全社協の研修講師は、学会での著名な先生に依頼するケースが多い。研修において、講師の力量の差は出やすい。例えば、デスクッションひとつを例にとっても、講師個人の教え方や得意分野、その講師の背景により、研修の細部内容や印象が個々の受講者にとって不揃いなものになってしまう場合がある。

- ・ 効果測定で評価が悪い場合、受講者本人に原因があるのか、研修内容そのものが悪いのか、講師の質に問題があるのか検証が必要である。
- ・ 全社協の新任研修は受講者ニーズが高い。転職者が多く、転職をする度に新任研修を受講しているのが要因か。全社協では上級の研修を受講する者の数が少ないのが現状である。研修制度はピラミッド型でいうと、上級クラスの実施は受講者が少ないと実施するのに経費がかかるのでこれも問題である。
- ・ 専門社会福祉士では、研修そのものの測定をするためには工夫が必要である。例えば、研修には必ず、「演習」を取り入れる、受講者による講師に対するアンケート評価をする、研修の最後に試験を実施する。あるいは、参加するための事前課題の提出を受講者に義務付ける、受講事後課題のレポート提出をする。さらに、受講した研修内容を実践に結び付け、その結果を研究発表する場を設定する、というのも一方法である。しかし、専門社会福祉士に関するすべての研修において、受講者が現場や地域等において実践に結びつけて、研修発表するのは、現実には厳しいだろう。加えて、修了認定については、更新率をアップするための方策を考えないといけない。

イ 総論

i. 専門社会福祉士の目指す方向性

- ・ 社会福祉士研修体系（キャリアパス）のゴール（到達すべき姿）としての専門社会福祉士のあるべき姿をいかに考えるか。社会福祉士は専門職であって、組織管理を行う施設長には必ずしも直結しないのではないか。もちろん社会福祉士の専門性の一つとして組織運営管理が挙げられることは確かだが、後進の育成も視野に入れた相談支援を担う者を支援する専門職（「スーパーバイザー」）として位置づけられないか。同時に、熟練者（「エキスパート」）として質を向上するということがどういうことなのかを検討する必要がある。
- ・ 研修体系を整備し、社会福祉士個人が研鑽し続けた結果としての到達度を設定すると、職場でのポストや給与体系等、待遇にも反映されることが期待される。つまり、そのことも考慮して専門社会福祉士及び研修体系を整備していくのか否かを問われることになる。

ii. 全社協の生涯研修体系との連携の可能性

- ・ 全社協では2008（平成20）年度、社会福祉事業に従事する者のキャリアパスに対応した生涯研修体系構築検討についての委員会が設置され、初年度はキャリアパスに対応した研修体系モデルを整理した。2009（平成21）年度はこれらを踏まえキャリアパスの各5段階における研修プログラムと、それをもとに多様な実施主体が研修を行うための実施要領の作成を行う予定とのこと。
- ・ 現状では、福祉職場においてすべてが有資格者ではなく、資格を持たない者、あるいは他の専門職が類似の業務を行っている場合もある。また雇用形態も常勤職員だけでなく、非常勤職員や契約職員も増えている。全社協ではこの多様な状況すべてを網羅する生涯研修体系を構築することを目標としているが、各々が想定しているキャリアパスにちがいがあり、困難を来すだろう。専門社会福祉士

の議論は有資格者を想定しているため、研修内容の整合性をいかに図るかは検討課題だが、研修についての連携の可能性は期待できる。

②日本医療社会事業協会

i. 生涯研修制度について

- ・ 研修体系の見直しを行っている最中である。
- ・ 医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅰ及び医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅱはシラバスを作成し、それに基づいて研修を行うことで医療ソーシャルワーカーとして必要な知識を身につけるようにしている。
- ・ 今後はシラバスを各都道府県協会の研修担当者に伝える、またシラバスを出版することで一定の質を担保した内容の研修を各地域で行えるようなシステムを作る予定である。

ii. 認定制度について

- ・ 研修制度と連動して認定社会福祉士（保健医療分野）（仮称）を創設する予定である。
- ・ 認定社会福祉士（保健医療分野）（仮称）になる要件として、研修参加の他、学会参加、学会発表、論文発表、講師経験、実習指導者経験、協会の理事・委員会経験等により一定のポイントを積み重ねていく必要がある。
- ・ 要件が研修だけではないのは、認定するには実践を言語化できる力を必要としていること、また、実習指導者経験や日本医療社会事業協会の理事・委員経験もポイントとして認めるなど実践を評価するような工夫をしているからであるが、研修ポイントだけでも認定される。
- ・ ポイントに達することができれば、個人で申請を行う。
- ・ 認定は日本医療社会事業協会が組織する「認定機構」で行う予定。申請者は職能団体等への加入は要件としていない。
- ・ 研修は、日本医療社会事業協会の研修だけではなく、各都道府県協会の研修、他の関連団体の研修、学会等もポイントとして認められる。しかし日本医療社会事業協会への入会者を増やすために、日本医療社会事業協会主催の研修への参加は、ポイントが高くなるようにしている。
- ・ 認定社会福祉士（保健医療分野）（仮称）のポイントには、全国会長会に加盟している各都道府県協会主催の研修参加でも認められる。

iii. 研修体系を支える日本医療社会事業協会と各都道府県協会の情報共有のあり方

- ・ 医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅰ及び医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅱのシラバスを各都道府県協会の研修担当者に伝えていく「講師養成講座」を2010（平成22）年度に実施する予定。シラバスを伝えていくことで、全国で一定の研修を行うことができる体制を構築しようとしている。

iv. 研修の質の担保

- ・ 医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅰ及び医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅱのシラバ

スを作成し、医療ソーシャルワーカーとして必要な知識・技術を明確にした。

- ・ 認定社会福祉士（保健医療分野）（仮称）に達するために必要な到達要件を明確にし、研修もそれに見合った内容を設定している。
- ・ 講師養成講座を行い、各都道府県協会の研修担当者が受講することで、シラバスに基づいた研修を都道府県単位で行えるような体制を構築する予定。日本医療社会事業協会主催の研修に参加できない者でも、各都道府県協会の研修に参加することで、質の向上が図れるようにしている。

v. その他事務手続き

- ・ 日本医療社会事業協会主催の研修の事務関係は、事務局で全て行っている。
- ・ 認定に関する受付、書類の管理等は日本医療社会事業協会で行う予定。
- ・ 運営経費は個人の登録料で行えるよう検討している。金額は現在検討中。

③日本精神保健福祉士協会

ア. 各論

i. 生涯研修制度について

- ・ 生涯研修制度は2008（平成20）年4月からスタートしている。まだ新しい制度である。
- ・ 研修認定精神保健福祉士は、必要な研修を受けることが要件となっている。また、研修認定精神保健福祉士資格更新においても研修を受けることが要件になる。専門社会福祉士においても、更新制を検討する必要がある。
- ・ 日本精神保健福祉士協会においても会員組織率の低さが課題になる。それは日本社会福祉士会でも同様で、会員組織率が低い状況では、会に入会している者は生涯研修制度に参加でき、専門研修等の受講ができるが、未加入者はその機会がない。
- ・ 研修認定精神保健福祉士をとるためのメリットが会員に分かるようにすることが課題となっている。専門社会福祉士においても、資格を取得するメリットを明らかにしていくことが必要である。
- ・ 日本精神保健福祉士協会では、スーパーバイザーに認定されるまでに1年間の養成期間がある。3日間及び1日の集合研修への参加と、スーパービジョンの実践に関するレポートが必要になる。更新時には実践経験が必要になる。このようなスーパーバイザーの養成方法は、専門社会福祉士制度でも参考になる。

ii. 研修体系を支える本部と支部の情報共有のあり方

- ・ 基幹研修Ⅰは、日本精神保健福祉士協会が都道府県精神保健福祉士協会等（以下、「都道府県協会」という。）に委託し開催している。参加者名簿の管理、費用等全体的な運営は日本精神保健福祉士協会が行っている。契約書を交わし、委託費を各都道府県協会に支払っている。委託費を超える研修を行った場合、超える額は都道府県協会の負担になる。
- ・ 研修のカリキュラムは、日本精神保健福祉士協会が定めている。また研修講師にも要件があり、各都道府県で行う研修でも一定の質を担保する工夫をしている。
- ・ 研修の名簿管理、研修認定精神保健福祉士の登録等は日本精神保健福祉士協会が一括

して行っているため、今後、対象者が増えてきたときの事務局体制の負担が大きくなることが予測されている。

iii. 研修の質の担保及び研修修了認定の手続き

- ・ 研修の質を統一するために、講師の要件を設定しているという方法は研修実施のあり方として参考になる。
- ・ 精神保健という一つの領域で活動を行う精神保健福祉士と比較して、幅広い職場で活動する社会福祉士の場合、研修内容を統一していくことが可能なのか検討課題である。
- ・ 「基幹研修Ⅰ」「基幹研修Ⅱ」「基幹研修Ⅲ」を修了し申請すると「研修認定精神保健福祉士」となり、継続的な研修受講と研修での一定の知識は確保される。
- ・ 「研修認定精神保健福祉士」は「認定成年後見人養成研修」の受講が可能となり、更新2回目では「認定スーパーバイザー養成研修」の受講が可能となる。このように、スーパーバイザーもしくは研修講師養成研修を行うこと、その受講要件を明らかにすることは重要である。
- ・ ポイント制は設けておらず、更新研修の受講で更新を行っている。

iv. その他事務手続き

- ・ 「生涯研修制度共通テキスト(全3巻)」を受講者が購入しているかどうかを会員管理システムで管理している点では、テキストの普及とその確認ができるという利点がある。
- ・ 日本精神保健福祉士協会では、休会制度は設けておらず再入会の場合は最初からのスタートとなる。日本社会福祉士会でも同様である。

イ. 総論

i. 更新制の参考

- ・ 研修認定精神保健福祉士の更新制の方法は、5年ごと基幹研修Ⅲの講義を受講することを要件としている。更新期間の5年間は、専門社会福祉士制度の更新制の期間を検討する上でも参考になる。
- ・ 更新研修は日本精神保健福祉士協会で行っているが、専門社会福祉士の制度設計では、増えていく人数を考慮に入れて、更新要件や更新期間、事務局体制等の設定を検討する必要がある。

ii. 連携の可能性

専門社会福祉士になるための要件の一つに研修受講が入れば、その部分での相互乗り入れは可能ではないか。ただし、その際に研修が基幹研修Ⅰ～Ⅲと積み上げになっていることに考慮は必要である。社会福祉士と精神保健福祉士のダブルライセンス取得者もいる中で、お互いの研修の連携が図れば、社会福祉士の研修の受講機会も増えることになる。

④日本臨床心理士資格認定協会

ア. 各論

i. 日本臨床心理士資格認定協会の位置づけ

- ・ 日本臨床心理士資格認定協会は資格認定団体であり、他に職能団体である日本臨床心理士会（日本臨床心理士認定協会で認定された臨床心理士が任意加入する）、日本心理臨床学会（任意加入で臨床心理士ではなくても入会が可能）がある。
- ・ 日本臨床心理士資格認定協会、日本臨床心理士会、日本心理臨床学会の3つの団体がそれぞれに研修を実施しており、認定・更新の際に単位の互換性もある。この3つの間には三者協議会があり、さまざまな調整を行っている。

ii. キャリアパスの段階設定をどのように考えるか

- ・ 臨床心理士の資格は更新制であり、資格の維持には5年ごとに資格更新申請を行わなければならない。そのため有資格者のほとんどが更新申請を行っている。専門社会福祉士の更新制導入を検討する際、更新期間や更新方法、更新要件等については参考になる。
- ・ 更新のためには、5年の間に日本臨床心理士資格認定協会が認めた研修等を受講することが義務づけられており、一定の質を担保する機会を作っている。専門社会福祉士も質の担保が問われるため、研修等の受講を更新の要件とする必要がある。
- ・ 更新要件になる研修が、日本臨床心理士会主催研修、関連学会への参加、研究論文、著者の出版なども要件としている。その要件は細かく決まっており、専門社会福祉士の更新要件設定において参考になる。
- ・ 臨床心理士は、資格更新申請ができなかった場合には、再度資格を取得しなければならない。専門社会福祉士でも、資格更新できなかった場合の再取得要件を検討していく必要がある。
- ・ 5年間で更新要件の15ポイントが取得できなかった場合、レポートの提出でポイントにすることも認めている。また出産・育児、海外留学等で更新申請できなかった場合、最長2年間の更新年限の延長を認めている。専門社会福祉士でも、更新期限の延長は検討したほうがよい。
- ・ 臨床心理士資格を取得する際、面接試験を行っている。面接試験で問われるのは、「臨床心理士としての志」そして「対人援助していくためのパーソナリティ」を重視している。この要件は、資格取得の段階から臨床心理士としての資質が問われているといえる。

iii. 資格認定業務について

- ・ 日本臨床心理士資格認定協会が資格認定から更新までの業務を行っている。すべての業務を日本臨床心理士資格認定協会の事務局員4名で行っているため、事務量や人材確保、役員の負担等の負担は大きい。これを専門社会福祉士認定会で行う場合、どのような方法が適切か検討が必要である。
- ・ レポートの添削は日本臨床心理士資格認定協会の役員が無償（実費交通費のみ支払い）で行っている。このような業務をどのように行うか実施体制の検討が必要である。

- ・ 日本臨床心理士資格認定協会では、資格取得の際に、面接の試験官を役員が中心になり無償（実費交通費のみ支払い）で行っている。専門社会福祉士の資格要件に面接試験を導入する場合には、その人件費などの経費や人材確保、日程・会場の確保、評価基準の統一などさまざまな課題が出てくると予測される。

iv. 研修の質の担保及び資格認定の手続き

- ・ 資格の更新要件には他の関連学会への参加や研究論文等も認められており、幅広く知識や技術を得ることができるため質の担保には有効と考えられる。専門社会福祉士制度でも関係団体で行う研修への参加なども、更新要件に入れていくほうが効果的と考えられる。
- ・ 更新要件の一つに「スーパーバイザー経験」がある。このためスーパーバイザーについては日本臨床心理士資格認定協会で名簿を明らかにしている。つまりスーパービジョン体制が可視化されている。この取り組みは、社会福祉士においても参考になる。
- ・ スーパービジョンについて、臨床心理士はスーパーバイザー経験が問われるが、専門社会福祉士はスーパーバイザー経験が問われることになる。その際にスーパーバイザー経験は行っているという自己申告だけではなく、その質をどう担保していくかが課題になると予測される。
- ・ 専門社会福祉士認定のためには、スーパーバイザーの存在がかわかるシステムを作ること、スーパービジョンが会員の中で定着することが大きな課題になる。スーパービジョン体制が可視化されている日本臨床心理士資格認定協会の活動は参考になる。
- ・ 更新が資格継続に直結するので、更新率が高いのが臨床心理士の特徴といえる。専門社会福祉士で高い更新率を維持していくためにはどうしたらよいかの検討が必要である。

v. その他

・ 試験の作成方法及び面接について

試験問題の作成及び面接は、日本臨床心理士資格認定協会において選定された人員（基本的に大学教員）が、ボランティアに行っている。これにより、試験問題と面接の質の確保及び謝金等の節約が可能となっている。専門社会福祉士認定においても可能であれば採用したい方法である。しかし、試験作成と面接は大変な労力であり、これを無償で行う人材を見つけるのは困難と思われ、制度の安定的継続のためには人材確保についての検討が必要である。

・ スーパービジョンの体制について

スーパービジョン制度の構築について、日本臨床心理士資格認定協会では、指定大学院においてスーパービジョンを行う教員が確保されており、臨床心理士の有資格者は無料でスーパービジョンを受けられるようになっている。現在、社会福祉士のスーパービジョンの制度が構築されていないことが課題とされているが、専門社会福祉士制度の一環として、日本社会福祉士養成校協会とともに職能団体がスーパービジョン制度の構築を図ることの検討が望まれる。

イ. 総論

更新制について

- ・ 臨床心理士は資格を維持していくためには更新することが条件となるため、更新制度が定着している。そのため専門社会福祉士の更新制導入を検討する際、日本臨床心理士資格認定協会の取り組みは大きな参考になる。資格要件は、日本臨床心理士資格認定協会主催の研修の受講だけでなく、日本臨床心理会の研修の受講、関連学会への参加、スーパーバイザー経験や研究論文の執筆など細かく要件を設定している点は、質の担保を図る上でも参考になると思われる。特にスーパーバイザー経験については、スーパーバイザー名簿を会として明らかにしており、スーパービジョンが定着する体制を整備している。このようにスーパービジョン体制を社会福祉士でも定着できるよう体制整備する必要がある。また、5年間で更新できなかった場合の代替レポートや2年間の更新年限延長などきめ細かい制度設計は、専門社会福祉士制度でも参考になる。
- ・ 臨床心理士は、5年の更新制度としているが、更新性は専門職として常に新しい知識や技術を習得していることの確認になる。これを厳密に行うことにより、有資格者の質の担保が図られる。
- ・ 5年と設定されている更新年限は原則であり、日本臨床心理士資格認定協会が認める理由がある場合は5年で資格の更新ができなくても延長を認めている。ただし、延長した場合は、次の5年のから、延長した年数分が差し引かれ、その年限内に次の更新を行わなくてはならない。これは、5年の倍数で更新を図らない会員をできるだけ少なくすることにより、事務局の事務作業を極力軽減する工夫となっている。この事務量を極力軽減する方法は、専門社会福祉士制度の検討においても参考になる。

⑤日本理学療法士協会

i. キャリアパスの段階設定をどのように考えるか

- ・ 第1ステップの「新人教育プログラム」は3年間18単位取得が条件、第2ステップの「生涯学習基礎プログラム」は5年ごとに10単位の取得更新、「専門領域研究会」は7領域のなかから登録し、専門理学療法士の申請には登録年数が7年以上必要である。「専門領域研究会」登録は「生涯学習基礎プログラム」と並行して行うことができる。専門理学療法士申請の条件の一つが10年以上の研修実施は妥当であろう。
- ・ 専門分野の分類は7領域であり、時代の流れのなかで新たな領域が追加されることが考えられる。
- ・ なお、制度の変更が行われる予定で、新しい制度では試験を導入する予定である。

ii. 研修体系を支える本部と支部の情報共有のあり方

- ・ 新人教育プログラム（第1ステップ）は、都道府県又はブロックで実施される。

iii. 資格認定の質の担保及び資格認定の手続き

- ・ 専門理学療法士の申請要件としては、専門領域研究会登録後7年以上経過していることに加え、所属する研究会での2題以上の演題発表か、2編以上の論文発表もしくはそれらに準ずる業績があると認めた場合である。この点では、厳しく質の管理を行っ

ている様子である。

- ・ 資格の認定方法は書類審査のみであり、試験や面接は行っていない。しかしながら、上記のように申請要件自体が厳しいため、書類審査のみでも耐えうる仕組みになっているといえよう。(新しい制度では試験を導入予定。)
- ・ 専門資格取得者は特にメリットがなく、「医療広告ガイドライン」に合致していないため広告が出せない状況であり、対応できる制度に改正予定である。これにより取得のインセンティブを高める仕組みとする予定である。

⑥日本病院薬剤師会

i. キャリアパスの段階設定をどのように考えるか

- ・ 専門薬剤師までの道筋は、「生涯研修」を受けた後に、「認定薬剤師」となり、「専門薬剤師」となる。ただし、同一年度に「認定薬剤師」と「専門薬剤師」を取得することも可能である。
- ・ 現在、「専門薬剤師」も「認定薬剤師」も共に同じ5分野であり、時代の要請に応じて分野が検討されてきている。

ii. 研修体系を支える本部と支部の情報共有のあり方

- ・ 都道府県病院薬剤師会の主催する研修について所定の単位の中に取り込んでいる。
- ・ 本部支部の関係は該当しないが、他の学会(日本医療薬学会、日本薬学会、日本薬剤師学会、日本癌学会、日本癌治療学会、日本臨床腫瘍学会等)での学会発表や学会誌への論文執筆が申請や更新要件になっており、連携をはかっている。
- ・ 学会の他、薬剤師認定制度認証機構が認証した研修を単位として取り込んでいる。薬剤師認定制度認証機構は、各種の認定制度とその実施母体を認証する機関であり、薬学全セクターが参加した自主的で中立の相互評価機関としての性格を有している。

iii. 資格認定の質の担保及び資格認定の手続き

- ・ 専門薬剤師の認定要件は厳しいものである。例えば、「がん専門薬剤師」認定申請資格としては、「がん薬物療法認定薬剤師」であり、かつ「定められた学会の会員であること、定められた学会においてがん領域の関する学会発表が3回以上あり、複数査読制の学会誌等にごん領域に関する学術論文が2編以上あること、病院長等の推薦があること」である。それぞれの領域でこのような申請要件が定められている。
- ・ 5年ごとの認定更新は50単位の講習の受講、学会発表が2回以上かつ査読を受けた学術論文が1編以上必要で、書類審査を行うこととなっているため、一度専門薬剤師と認定された後も質の担保が図られるようになっている。

iv. その他

- ・ 認定審査料・登録料の合計が52,000円と高額である。

⑦日本看護協会

i. キャリアパスの段階設定をどのように考えるか

専門看護師、認定看護師、認定看護管理者の3資格がある。3つの資格が相互関連していて資格を積み重ねるという枠組みではなく、それぞれが独立しているため、目的に合わせて取得する資格を選択するようになる。認定申請に必要な要件はそれぞれ下記のとおり。

【専門看護師】

- ・看護系大学院修士課程修了者で日本看護系大学協議会が定める専門看護分野の専門看護師カリキュラム総計26単位を取得する。
- ・実務研修が通算5年以上。そのうち3年以上は専門看護分野の実務研修。このうち1年は修士課程終了後の実務研修であること。
- ・口頭試問

【認定看護師】

- ・実務経験5年以上（うち3年以上は認定看護分野の実務研修）
- ・認定看護師教育課程（6ヶ月・600時間以上）
- ・筆記試験

【認定看護管理者】

- ・5年以上の実務経験
- ・認定看護管理者教育ファーストレベル（150時間）
- ・認定看護管理者教育セカンドレベル（180時間）
- ・認定看護管理者教育サードレベル（180時間）
- ・筆記試験

ii. 研修体系を支える本部と支部の情報共有のあり方

専門看護師、認定看護師については特になく、認定看護管理者資格は、日本看護協会の教育基本指針において定められた教育計画の枠組みの中に位置づけられており、12領域ある生涯研修制度の一領域となっている。3つあるレベルでファーストレベルの教育機関については47都道府県看護協会において行っている。

iii. 資格認定の質の担保及び資格認定の手続き

専門看護師制度に関連する委員会として、「専門看護師制度委員会」「専門看護師認定委員会」「専門看護師認定実行委員会」の3つの委員会が制度の実施、改善の検討等を行っている。

【専門看護師】

- ・試験（口頭試問）の審査は、実践者、教育者、管理者の3人によって行い、どの角度からみても質が担保されているかを確認できる体制となっている。
- ・資格は5年ごとの更新制としており、資格取得後も継続して研鑽を行わなければならない仕組みとなっている。

【認定看護師】

- ・日本看護協会は、認定看護師の水準を均質にするため、認定看護師の育成にふさわ

しい条件を備えた教育機関を認定看護師教育機関として認定している。また、認定した教育機関に対して教育課程発足から1年後に認定確認、以後5年ごとに認定更新を行っている。

- ・資格は5年ごとの更新制としており、資格取得後も継続して研鑽を行わなければならない仕組みとなっている。

【認定看護管理者】

- ・認定看護管理者の水準を均質にするため、認定看護管理者の教育にふさわしい条件を備えたセカンドレベル教育機関、サードレベル教育機関及び都道府県看護協会以外のファーストレベル教育機関を認定看護管理者の教育機関として日本看護協会に認定している。
- ・質の担保のため、資格取得者は5年ごとに更新を受ける必要がある。更新要件は、看護管理者実務時間が2000時間以上、研修会、学会への参加、発表、論文など、自己研鑽の実績が規定の内容で50点以上に達していること。

iv. その他

- ・認定審査料・登録料の合計が100,000円と高額である。(更新時の審査料・登録料の合計は50,000円)

(4) 専門社会福祉士制度設計への示唆

①キャリアパスの設定

- ・多くの団体は積み上げ方式でキャリアパスを設定している。専門社会福祉士も3段階くらいのステップを設定するのが望ましい。
- ・日本精神保健福祉士協会ではすべての研修修了まで9年、日本理学療法士協会では最低10年は必要であるため、専門社会福祉士の要件として10年前後の研修受講が考えられる。
- ・専門社会福祉士のキャリアパスについては、家庭の事情や本人の体調不良によりキャリアを一旦離れた者が、再度復帰できる制度が必要である。

②本部・支部関係

- ・全国組織の団体は、都道府県組織と契約を交わし研修を委託する方式を取っているところが多い。団体間の連携においては、都道府県組織における研修の実施と管理についての工夫も必要であろう。

③研修・資格の質の担保

- ・専門社会福祉士養成に関する研修を各都道府県組織等に委託する場合には、講師やスーパーバイザー養成が不可欠である。
- ・スーパービジョンに関しては、日本精神保健福祉士協会や日本臨床心理士資格認定協会の方式が参考になる。日本精神保健福祉士協会では、認定されるまでに1年間の養成期間があり、3日間及び1日の集合研修への参加とスーパービジョンの実施に関するレポートが必要になる。また、日本臨床心理士資格認定協会のように、スーパーバ

イザー認定を受けた者を会員に公開し、その者の下でのスーパービジョンを受けることを認定・更新要件にすることも考えられる。

- ・ 研修の質の担保のためには研修には必ず「演習」を取り入れる、研修の最後に試験を実施する、受講した内容を実践に結びつけその結果を研究発表する場を設ける等の方法があげられる。しかしながら、すべての専門社会福祉士の研修において受講者が現場や地域等で実践に結び付けて研究発表するのは現実的ではないので、必修要件ではなく選択要件とする。
- ・ 研修講師の質の担保のためには受講者による講師に対するアンケート評価をする。

④更新手続等

- ・ どの団体も、概ね更新までの期間は5年となっている。その間に研修の受講や学会発表、論文執筆での単位等を積み上げることが必要である。生涯研修制度等とリンクさせるのであれば、各職能団体及びそれらと同程度と認められる他団体の研修受講も要件に入れるようにするために研修単位等の互換性を持たせるための統一基準をとることが必要である。
- ・ 日本臨床心理士資格認定協会のように、5年間で更新できなかった場合の代替レポートの設定や、2年間の更新年限延長などきめ細かい制度設計を検討する必要がある。

⑤その他

- ・ 研修受講料や認定審査料は可能な限り安価に押さえて、取得しやすい条件を整備する。
- ・ 各団体の生涯研修制度と相互乗り入れや研修の単位認証など関係団体との調整を図っていく必要がある。
- ・ 専門社会福祉士取得による職場でのポストや給与体系、待遇等に反映されるよう、施設経営者等への折衝、厚生労働省等への任用資格への働きかけなど、専門社会福祉士取得へのインセンティブを高める活動も職能団体には望まれる。

資 料

1. アンケート結果

- (1) アンケート集計結果
- (2) アンケート調査票

2. ヒアリング結果

- (1) 社会福祉法人全国社会福祉協議会
- (2) 社団法人日本医療社会事業協会
- (3) 社団法人日本精神保健福祉士協会
- (4) 財団法人日本臨床心理士資格認定協会

問1 性別

	全体	男性	女性	無回答
全体	685	260	423	2
	100.0	38.0	61.8	0.3

問2 年齢

	全体	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	無回答	平均値	標準偏差
全体	685	85	220	173	143	55	7	2	42.8	11.3
	100.0	12.4	32.1	25.3	20.9	8.0	1.0	0.3		

問3 社会福祉士資格の登録年

	全体	平成元年～5年	平成6年～10年	平成11年～15年	平成16年～21年	無回答
全体	685	59	105	213	291	17
	100.0	8.6	15.3	31.1	42.5	2.5

問4 あなたの最終学歴

	全体	福祉系大学院	福祉系以外の大学院	福祉系以外の福祉系大学(旧制大学を含む)	福祉系大学(旧制大学を含む)	短大(旧制高校を含む)	高等専門学校	専門学校	高等学校(旧制中学を含む)	その他	無回答
全体	685	43	20	356	184	28	5	33	12	3	1
	100.0	6.3	2.9	52.0	26.9	4.1	0.7	4.8	1.8	0.4	0.1

問5 相談援助職(社会福祉士資格取得前含む)の経験年数

	全体	従事したことがない	1年以上1年未満	3年以上3年未満	5年以上5年未満	8年以上8年未満	10年以上10年未満	15年以上15年未満	20年以上20年未満	25年以上25年未満	30年以上30年未満	無回答	平均値	標準偏差
全体	685	96	13	70	111	52	114	64	45	21	12	13	106.3	95.4
	100.0	14.0	1.9	10.2	16.2	7.6	16.6	9.3	6.6	3.1	1.8	1.9		

問6 社会福祉士資格取得後の相談援助職としての経験年数

全体	従事したことがない	1年以上 3年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 8年未満	8年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	無回答	平均値	標準偏差
全体	685 100.0	119 17.4	32 4.7	127 18.5	97 14.2	135 19.7	59 8.6	78 11.4	24 3.5	1 0.1	-	-	13 1.9	59.2 54.2

問7 社会福祉士以外の資格・免許

全体	弁護士	司法書士	行政書士	社会保険労務士	医師・歯科医師	看護師・助産師、保健師	薬剤師	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	臨床心理士	精神保健福祉士	介護福祉士	介護支援専門員	
全体	685 100.0	1 0.1	7 1.0	3 0.4	32 4.7	-	-	-	3 0.4	3 0.4	1 0.1	118 17.2	160 23.4	362 52.8	
全体	障害者相談支援専門員	児童自立支援専門員	教科「福祉」の教員免許状	管理栄養士・栄養士	保育士	手話通訳士	持っていない	その他	無回答	延回答					
全体	685 100.0	33 4.8	4 0.6	21 3.1	2 0.3	72 10.5	1 0.1	105 15.3	165 24.1	10 1.5	1,101 160.7				

問8 全国組織の専門職団体への所属（日本社会福祉士会以外）

全体	日本精神保健福祉士協会	日本介護福祉士会	日本介護福祉社	日本ソーシャルワーカー協会	日本医師会	日本医療社会事業協会	日本介護支援専門員協会	日本保育協会	日本看護協会	所屬していない	その他	無回答	延回答
全体	685 100.0	33 4.8	25 3.6	19 2.8	36 5.3	75 10.9	2 0.3	8 1.2	411 60.0	68 9.9	48 7.0	725 105.8	

問9 現在働いているか（非常勤・パート・アルバイト含む）

全体	はい	いいえ	以前働いていた	無回答	
全体	685 100.0	629 91.8	14 2.0	41 6.0	1 0.1

問10 現在の就業先の主な分野

全体	生活保護分野	児童福祉分野	障害児・者福祉分野	高齢者福祉分野	指導員・生活指導員	福祉・介護分野	保健医療分野	地域福祉分野	福祉・介護教育分野	司法分野	その他	無回答
629	12	36	110	268	4	66	54	29	8	39	3	
100.0	1.9	5.7	17.5	42.6	0.6	10.5	8.6	4.6	1.3	6.2	0.5	

問11 現在従事している主な職種・役職

全体	相談員	判定員	現業員	指導員・生活指導員	児童福祉司	身体障害者福祉司	知的障害者福祉司	老人福祉指導主事	福祉・介護教育分野	児童福祉司	介護支援専門員	コミュニケーション・ワーカー	障害者相談支援専門員	児童自立支援専門員
629	160	-	5	58	4	5	-	-	1	46	33	7	135	26
100.0	25.4	-	0.8	9.2	0.6	0.8	-	-	0.2	7.3	5.2	1.1	21.5	4.1
全体	教職・研究職	介護職	事務職	経営者	施設長・管理者	サニイズ管理責任者	リハビリ職	その他	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答
629	34	40	61	21	84	26	10	3	66	4	829	4	829	131.8
100.0	5.4	6.4	9.7	3.3	13.4	4.1	1.6	0.5	10.5	0.6	131.8	0.6	131.8	21.5

問12 以前の就業先の主な分野

全体	生活保護分野	児童福祉分野	障害児・者福祉分野	高齢者福祉分野	指導員・生活指導員	福祉・介護分野	保健医療分野	地域福祉分野	福祉・介護教育分野	司法分野	その他	無回答
41	1	2	6	16	-	8	2	1	1	5	-	
100.0	2.4	4.9	14.6	39.0	-	19.5	4.9	2.4	2.4	12.2	-	

問13 以前従事していた主な職種・役職

全体	相談員	判定員	現業員	指導員・生活指導員	児童福祉司	身体障害者福祉司	知的障害者福祉司	老人福祉指導主事	福祉・介護教育分野	児童福祉司	介護支援専門員	コミュニケーション・ワーカー	障害者相談支援専門員	児童自立支援専門員
41	10	2	2	9	2	-	1	2	1	6	1	1	9	-
100.0	24.4	4.9	4.9	22.0	4.9	-	2.4	4.9	2.4	14.6	2.4	4.9	22.0	-
全体	教職・研究職	介護職	事務職	経営者	施設長・管理者	サニイズ管理責任者	リハビリ職	その他	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答
41	4	7	4	1	3	-	2	1	3	-	72	-	72	175.6
100.0	9.8	17.1	9.8	2.4	7.3	-	4.9	2.4	7.3	-	175.6	-	175.6	21.5

問14 自身の「実践力」レベル

全体	指導を受けながら行うことができる	155	22.6	144	21.0	172	25.1	110	16.1	36	5.3	66	9.6	2	0.3
全体	685	100.0													

問16 自身の「運営管理」レベル

全体	与えられた役割は指導の上で行動できる	101	14.7	230	33.6	74	10.8	134	19.6	75	10.9	68	9.9	3	0.4
全体	685	100.0													

問18 自身の「人材育成」レベル

全体	後進育成の意義を理解できる	108	15.8	185	27.0	139	20.3	120	17.5	37	5.4	86	12.6	10	1.5
全体	685	100.0													

問20 自身の「実践の科学化」レベル

全体	指導を受けながら課題を明確化できる	123	18.0	133	19.4	218	31.8	74	10.8	16	2.3	100	14.6	21	3.1
全体	685	100.0													

問23 現在、研修しやすい環境にあると思うか

全体	非常にそう思う	80	11.7	306	44.7	195	28.5	93	13.6	386	56.4	288	42.0	11	1.6
全体	685	100.0													

問24 福祉士会生涯研究制度共通研修課程修了申請をしているか

	全体	はい	いいえ	無回答
全体	685	135	543	7
	100.0	19.7	79.3	1.0

問24 修了申請していない理由

全体	543	90	32	43	35	42	14	27	18	4	37	5	12	15	4
全体	100.0	16.6	5.9	7.9	6.4	7.7	2.6	5.0	3.3	0.7	6.8	0.9	2.2	2.8	0.7

全体	申請方法など が分からない	その他	無回答	延回答
全体	543	24	28	155
	100.0	4.4	5.2	28.5
				600
				110.5

問25 a. 成年後見人養成研修

全体	受講修了	内 認定申請 しい	受講していない 無回答	延回答
全体	685	167	35	465
	100.0	24.4	5.1	67.9
				53
				7.7
				720
				105.1

問25 b. 障害者の地域生活支援研修

全体	受講修了	内 認定申請 しい	受講していない 無回答	延回答
全体	685	7	2	552
	100.0	1.0	0.3	80.6
				126
				18.4
				687
				100.3

問25 c. 保健医療分野におけるソーシャルワーク専門研修

	全体	受講修了	内 認定申請 い	受講していない	無回答	延回答
全体	685	10	4	550	125	689
	100.0	1.5	0.6	80.3	18.2	100.6

問25 d. 独立型社会福祉士養成研修

	全体	受講修了	内 認定申請 い	受講していない	無回答	延回答
全体	685	14	2	550	121	687
	100.0	2.0	0.3	80.3	17.7	100.3

問25 e. 虐待対応専門研修

	全体	受講修了	内 認定申請 い	受講していない	無回答	延回答
全体	685	20	6	544	121	691
	100.0	2.9	0.9	79.4	17.7	100.9

問25 f. 自立に向けての就労支援研修

	全体	受講修了	内 認定申請 い	受講していない	無回答	延回答
全体	685	3	1	552	130	686
	100.0	0.4	0.1	80.6	19.0	100.1

問25 g. 現場実習指導者養成研修（通信）

	全体	受講修了	内 認定申請 い	受講していない	無回答	延回答
全体	685	32	7	529	124	692
	100.0	4.7	1.0	77.2	18.1	101.0

問26 これまでに受けた研修分野

全体	生活保護関係	児童福祉関係	身体障害者福祉関係	知的障害者福祉関係	精神障害者福祉関係	高齢者福祉関係	介護保険関係	婦人保護関係	保健医療関係	地域福祉関係	司法関係	学校関係	その他	研修は受けていない	無回答	延回答	
全体	685	112	118	123	169	169	357	329	30	144	176	78	60	56	129	35	2,085
	100.0	16.4	17.2	18.0	24.7	24.7	52.1	48.0	4.4	21.0	25.7	11.4	8.8	8.2	18.8	5.1	304.4

問27 受けた経験のある研修実施主体

全体	所属の施設・機関	日本社会福祉士会	北海道福祉士会	身体障害者福祉協会	知的障害者福祉協会	日本医療社会福祉協会	日本精神保健福祉士協会	高齢者福祉協会	日本ソシヤルワーカー協会	全国社会福祉協議会	その他	無回答	延回答
全体	521	266	257	260	45	30	198	33	33	216	7	1,312	
	100.0	51.1	49.3	49.9	8.6	5.8	38.0	6.3	6.3	41.5	1.3	251.8	

問28 研修を受ける動機

全体	所属施設・機関実地・受講義務あり	所属施設・機関で他機関の研修に派遣	知識、技術を習得したい	資格取得(更新を含む)のため	実践についてアドバイスを得たい	研修会場で知り合いを作りたい	その他	無回答	延回答	
全体	521	164	131	480	167	273	159	10	7	1,391
	100.0	31.5	25.1	92.1	32.1	52.4	30.5	1.9	1.3	267.0

問29 スーパービジョンを受けた経験の有無

全体	ある	ない	無回答	
全体	685	261	403	21
	100.0	38.1	58.8	3.1

問30 スーパービジョンは、誰から受けたか

全体	職場の上司、同僚	実習先の指導者	社会福祉士会以外の所属団体	社会福祉士会社員(先輩など)	社会福祉士会社会福祉士の研修	他の研修他機関の職員、同業者	その他	無回答	延回答	
全体	261	127	61	7	9	23	17	44	10	309
	100.0	48.7	23.4	2.7	3.4	8.8	6.5	16.9	3.8	118.4

問31 スーパービジョンの実施経験有無

	全体	ある	ない	無回答
全体	685	180	455	50
	100.0	26.3	66.4	7.3

問32 スーパービジョンを誰に対して行ったか

全体	職場の部下、同僚	実習生、学生	社会福祉士会 会員（後輩な ど）	研修の講師と して	他機関の職 員、同業者	その他	無回答	延回答
全体	180	105	26	6	26	34	14	212
	100.0	58.3	14.4	3.3	14.4	18.9	7.8	117.8

問33・34 社会福祉士取得後、自身の文章による発表

全体	発表したこと がない	発表したこと がある	無回答
全体	685	355	164
	100.0	51.8	23.9

問34 実践や研究に関する自身の文章による発表本数

全体	していない	1本	2本	3本	4本	5本	6本以上 10本未満	10本以上 15本未満	15本以上 20本未満	20本以上	無回答	平均値	標準偏差
全体	685	355	40	38	22	7	12	4	14	5	4	184	1.3
	100.0	51.8	5.8	5.5	3.2	1.0	1.8	0.6	2.0	0.7	0.6	26.9	3.4

問35・36 社会福祉士取得後、実践や研究の口頭による発表

全体	発表したこと がない	発表したこと がある	無回答
全体	685	312	209
	100.0	45.5	30.5

問36 実践や研究に関する自身の口頭による発表本数

全体	していない	1本	2本	3本	4本	5本	6本以上 10未満	10本以上 15未満	15本以上 20未満	20本以上	無回答	平均値	標準偏差
全体	312	44	37	22	11	24	12	25	5	13	180	2.9	11.9
全体	100.0	45.5	6.4	5.4	3.2	1.6	1.8	3.6	0.7	1.9	26.3		

基本軸

全体	社福士資格登録年						相談援助職経験 含資格無									
	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	平成元年～5年	平成6年～10年	平成11年～15年	平成16年～21年	～5年未満	～10年未満	～15年未満	～20年未満	20年以上	
全体	85	220	173	143	55	7	59	105	213	291	96	157	163	114	64	78
全体	100.0	12.4	32.1	25.3	20.9	1.0	8.6	15.3	31.1	42.5	14.0	22.9	23.8	16.6	9.3	11.4

全体	就業形態		主な就業分野		現就労者		過去就労者		働いたことはない		過去就労者		働いたことはない		過去就労者		働いたことはない			
	現就労者	過去就労者	生活保護分野	児童福祉分野	児童福祉分野	児童福祉分野	児童福祉分野	児童福祉分野	児童福祉分野	児童福祉分野	児童福祉分野	児童福祉分野	児童福祉分野	児童福祉分野	児童福祉分野	児童福祉分野	児童福祉分野	児童福祉分野	児童福祉分野	
全体	629	41	14	12	36	110	268	4	66	54	29	8	39	29	4.2	1.2	5.7	1.2	5.7	
全体	100.0	91.8	6.0	1.8	5.3	16.1	39.1	0.6	9.6	7.9	4.2	1.2	5.7	4.2	1.2	5.7	1.2	5.7	1.2	5.7

全体	主な就業分野		過去就労者		延滞者	
	生活保護分野	児童福祉分野	児童福祉分野	児童福祉分野	児童福祉分野	児童福祉分野
全体	1	2	6	16	8	5
全体	100.0	0.1	0.3	2.3	1.2	0.7

問1 性別

	全 体	男性	女性	無回答		
全 体	685 100.0	260 38.0	423 61.8	2 0.3		
年 代	20代	85 100.0	21 24.7	64 75.3	-	
	30代	220 100.0	82 37.3	138 62.7	-	
	40代	173 100.0	80 46.2	92 53.2	1 0.6	
	50代	143 100.0	53 37.1	90 62.9	-	
	60代	55 100.0	22 40.0	33 60.0	-	
	70代以上	7 100.0	2 28.6	5 71.4	-	
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	33 55.9	26 44.1	-
平成6年～10年		105 100.0	35 33.3	69 65.7	1 1.0	
平成11年～15年		213 100.0	75 35.2	137 64.3	1 0.5	
平成16年～21年		291 100.0	112 38.5	179 61.5	-	
相 談 援 助 職 経 験	従事したことがない	96 100.0	36 37.5	60 62.5	-	
	～5年未満	157 100.0	54 34.4	103 65.6	-	
	～10年未満	163 100.0	47 28.8	116 71.2	-	
	～15年未満	114 100.0	42 36.8	72 63.2	-	
	～20年未満	64 100.0	29 45.3	33 51.6	2 3.1	
合 資 格 無	20年以上	78 100.0	50 64.1	28 35.9	-	
	就業形態					
現 就 労 者	現就労者	629 100.0	248 39.4	379 60.3	2 0.3	
	過去就労者	41 100.0	8 19.5	33 80.5	-	
	働いたことはない	14 100.0	3 21.4	11 78.6	-	
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	3 25.0	9 75.0	-	
	児童福祉分野	36 100.0	9 25.0	27 75.0	-	
	障害児・者福祉分野	110 100.0	58 52.7	51 46.4	1 0.9	
	高齢者福祉分野	268 100.0	99 36.9	169 63.1	-	
現 就 労 者	婦人保護分野	4 100.0	-	4 100.0	-	
	保健医療分野	66 100.0	21 31.8	45 68.2	-	
	地域福祉分野	54 100.0	23 42.6	31 57.4	-	
	福祉・介護教育分野	29 100.0	11 37.9	18 62.1	-	
	司法分野	8 100.0	7 87.5	1 12.5	-	
	その他	39 100.0	17 43.6	21 53.8	1 2.6	
	主 な 就 業 分 野	生活保護分野	1 100.0	1 100.0	-	-
		児童福祉分野	2 100.0	-	2 100.0	-
障害児・者福祉分野		6 100.0	2 33.3	4 66.7	-	
高齢者福祉分野		16 100.0	2 12.5	14 87.5	-	
過 去 就 労 者	婦人保護分野	-	-	-	-	
	保健医療分野	8 100.0	1 12.5	7 87.5	-	
	地域福祉分野	2 100.0	-	2 100.0	-	
	福祉・介護教育分野	-	-	-	-	
	司法分野	1 100.0	-	1 100.0	-	
	その他	5 100.0	2 40.0	3 60.0	-	

問2 年齢

	全 体	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	無回答	平均値	標準偏差		
全 体	685 100.0	85 100.0	220 32.1	173 25.3	143 20.9	55 8.0	7 1.0	2 0.3	42.8	11.3		
年 代	20代	85 100.0	85 100.0	-	-	-	-	-	27.1	1.6		
	30代	220 100.0	-	220 100.0	-	-	-	-	34.3	2.6		
	40代	173 100.0	-	-	173 100.0	-	-	-	44.5	2.9		
	50代	143 100.0	-	-	-	143 100.0	-	-	53.8	2.8		
	60代	55 100.0	-	-	-	-	55 100.0	-	62.6	2.8		
	70代以上	7 100.0	-	-	-	-	-	7 100.0	73.9	2.4		
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	-	4 6.8	26 44.1	23 39.0	3 5.1	2 3.4	1 1.7	50.2	8.4
平成6年～10年		105 100.0	-	33 31.4	28 26.7	28 26.7	12 11.4	3 2.9	1 1.0	47.3	10.4	
平成11年～15年		213 100.0	12 5.6	99 46.5	50 23.5	35 16.4	17 8.0	-	-	41.8	10.5	
平成16年～21年		291 100.0	71 24.4	76 26.1	68 23.4	54 18.6	20 6.9	2 0.7	-	40.5	11.6	
相 談 援 助 職 経 験		従事したことがない	96 100.0	21 21.9	27 28.1	16 16.7	16 16.7	13 13.5	3 3.1	-	42.6	13.6
～5年未満	157 100.0	46 29.3	53 33.8	37 23.6	15 9.6	6 3.8	-	-	37.3	10.3		
～10年未満	163 100.0	18 11.0	77 47.2	30 18.4	29 17.8	9 5.5	-	-	40.3	10.4		
～15年未満	114 100.0	-	49 43.0	30 26.3	28 24.6	5 4.4	2 1.8	-	43.9	9.7		
合 資 格 無	～20年未満	64 100.0	-	9 14.1	29 45.3	19 29.7	4 6.3	1 1.6	2 3.1	48.1	7.9	
	20年以上	78 100.0	-	-	26 33.3	34 43.6	17 21.8	1 1.3	-	53.3	6.7	
就 業 形 態	現就労者	629 100.0	81 12.9	202 32.1	165 26.2	134 21.3	41 6.5	4 0.6	2 0.3	42.3	10.9	
	過去就労者	41 100.0	3 7.3	14 34.1	7 17.1	4 9.8	11 26.8	2 4.9	-	47.5	14.2	
	働いたことはない	14 100.0	1 7.1	4 28.6	1 7.1	5 35.7	2 14.3	1 7.1	-	48.5	14.2	
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	2 16.7	4 33.3	2 16.7	3 25.0	1 8.3	-	-	42.2	10.7	
	児童福祉分野	36 100.0	8 22.2	8 22.2	4 11.1	10 27.8	5 13.9	1 2.8	-	43.6	13.1	
	障害児・者福祉分野	110 100.0	17 15.5	32 29.1	34 30.9	20 18.2	7 6.4	-	-	41.7	10.5	
	高齢者福祉分野	268 100.0	36 13.4	86 32.1	72 26.9	58 21.6	15 5.6	1 0.4	-	42.0	10.7	
	婦人保護分野	4 100.0	-	2 50.0	1 25.0	1 25.0	-	-	-	43.0	7.1	
現 就 労 者	保健医療分野	66 100.0	11 16.7	29 43.9	14 21.2	11 16.7	1 1.5	-	-	38.8	9.2	
	地域福祉分野	54 100.0	4 7.4	16 29.6	19 35.2	10 18.5	4 7.4	-	1 1.9	42.8	10.1	
	福祉・介護教育分野	29 100.0	1 3.4	7 24.1	6 20.7	9 31.0	4 13.8	2 6.9	-	49.5	12.9	
	司法分野	8 100.0	-	2 25.0	5 62.5	1 12.5	-	-	-	42.0	5.7	
	その他	39 100.0	2 5.1	15 38.5	7 17.9	10 25.6	4 10.3	-	1 2.6	44.8	11.5	
	主 な 就 業 分 野	生活保護分野	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	-	36.0	-
		児童福祉分野	2 100.0	-	1 50.0	1 50.0	-	-	-	-	37.0	3.0
		障害児・者福祉分野	6 100.0	-	1 16.7	2 33.3	-	3 50.0	-	-	51.5	9.8
		高齢者福祉分野	16 100.0	2 12.5	8 50.0	4 25.0	-	2 12.5	-	-	40.0	10.3
婦人保護分野		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
保健医療分野		8 100.0	1 12.5	3 37.5	-	2 25.0	2 25.0	-	-	45.1	14.0	
地域福祉分野		2 100.0	-	-	-	1 50.0	1 50.0	-	-	58.5	3.5	
福祉・介護教育分野		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
司法分野		1 100.0	-	-	-	-	-	1 100.0	-	75.0	-	
その他	5 100.0	-	-	-	1 20.0	3 60.0	1 20.0	-	66.8	4.1		

問3 社会福祉士資格の登録年

	全 体	平成元年～5年	平成6年～10年	平成11年～15年	平成16年～21年	無回答		
全 体	685 100.0	59 8.6	105 15.3	213 31.1	291 42.5	17 2.5		
年 代	20代	85 100.0	-	-	12 14.1	71 83.5	2 2.4	
	30代	220 100.0	4 1.8	33 15.0	99 45.0	76 34.5	8 3.6	
	40代	173 100.0	26 15.0	28 16.2	50 28.9	68 39.3	1 0.6	
	50代	143 100.0	23 16.1	28 19.6	35 24.5	54 37.8	3 2.1	
	60代	55 100.0	3 5.5	12 21.8	17 30.9	20 36.4	3 5.5	
	70代以上	7 100.0	2 28.6	3 42.9	-	2 28.6	-	
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	59 100.0	-	-	-	
平成6年～10年		105 100.0	-	105 100.0	-	-		
平成11年～15年		213 100.0	-	-	213 100.0	-		
平成16年～21年		291 100.0	-	-	-	291 100.0		
相 談 援 助 職 経 験		従事したことがない	96 100.0	3 3.1	10 10.4	18 18.8	61 63.5	4 4.2
～5年未満	157 100.0	3 1.9	5 3.2	32 20.4	115 73.2	2 1.3		
～10年未満	163 100.0	6 3.7	19 11.7	81 49.7	54 33.1	3 1.8		
～15年未満	114 100.0	7 6.1	32 28.1	40 35.1	34 29.8	1 0.9		
合 資 格 無	～20年未満	64 100.0	16 25.0	17 26.6	21 32.8	9 14.1	1 1.6	
	20年以上	78 100.0	23 29.5	20 25.6	20 25.6	13 16.7	2 2.6	
	就 業 形 態	現就労者	629 100.0	53 8.4	92 14.6	196 31.2	274 43.6	14 2.2
過去就労者	41 100.0	5 12.2	10 24.4	13 31.7	11 26.8	2 4.9		
働いたことはない	14 100.0	1 7.1	3 21.4	4 28.6	5 35.7	1 7.1		
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	1 8.3	-	5 41.7	6 50.0	-	
	児童福祉分野	36 100.0	4 11.1	5 13.9	7 19.4	16 44.4	4 11.1	
	障害児・者福祉分野	110 100.0	10 9.1	15 13.6	31 28.2	51 46.4	3 2.7	
	高齢者福祉分野	268 100.0	15 5.6	32 11.9	87 32.5	130 48.5	4 1.5	
	婦人保護分野	4 100.0	-	3 75.0	-	1 25.0	-	
現 就 労 者	保健医療分野	66 100.0	6 9.1	12 18.2	23 34.8	25 37.9	-	
	地域福祉分野	54 100.0	5 9.3	11 20.4	21 38.9	16 29.6	1 1.9	
	福祉・介護教育分野	29 100.0	6 20.7	7 24.1	9 31.0	6 20.7	1 3.4	
	司法分野	8 100.0	2 25.0	1 12.5	1 12.5	4 50.0	-	
	その他	39 100.0	4 10.3	6 15.4	11 28.2	17 43.6	1 2.6	
	主 な 就 業 分 野	生活保護分野	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-
		児童福祉分野	2 100.0	1 50.0	1 50.0	-	-	-
障害児・者福祉分野		6 100.0	1 16.7	2 33.3	2 33.3	1 16.7	-	
高齢者福祉分野		16 100.0	1 6.3	3 18.8	5 31.3	6 37.5	1 6.3	
婦人保護分野		-	-	-	-	-	-	
過 去 就 労 者	保健医療分野	8 100.0	1 12.5	2 25.0	2 25.0	2 25.0	1 12.5	
	地域福祉分野	2 100.0	1 50.0	-	1 50.0	-	-	
	福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-	
	司法分野	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	
	その他	5 100.0	-	1 20.0	2 40.0	2 40.0	-	

問4 あなたの最終学歴

	全 体	福祉系大学 院	福祉系以外 の大学院	福祉系大学 (旧制大学 を含む)	福祉系以外 の大学	短大(旧制 高校を含 む)	高等専門学 校	専門・専修 学校	高等学校 (旧制中学 を含む)	その他	無回答
全 体	685 100.0	43 6.3	20 2.9	356 52.0	184 26.9	28 4.1	5 0.7	33 4.8	12 1.8	3 0.4	1 0.1
年 代	20代	85 100.0	1 1.2	-	74 87.1	6 7.1	-	4 4.7	-	-	-
	30代	220 100.0	12 5.5	7 3.2	123 55.9	58 26.4	3 1.4	-	15 6.8	-	1 0.5
	40代	173 100.0	17 9.8	7 4.0	78 45.1	50 28.9	9 5.2	1 0.6	7 4.0	3 1.7	1 0.6
	50代	143 100.0	10 7.0	4 2.8	58 40.6	44 30.8	14 9.8	4 2.8	4 2.8	5 3.5	-
	60代	55 100.0	2 3.6	2 3.6	21 38.2	22 40.0	2 3.6	-	2 3.6	3 5.5	1 1.8
	70代以上	7 100.0	1 14.3	-	2 28.6	3 42.9	-	-	-	1 14.3	-
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	10 16.9	3 5.1	31 52.5	10 16.9	-	-	2 3.4	2 3.4
平成6年～10年		105 100.0	8 7.6	6 5.7	57 54.3	24 22.9	5 4.8	-	3 2.9	2 1.9	-
平成11年～15年		213 100.0	20 9.4	4 1.9	117 54.9	58 27.2	3 1.4	-	8 3.8	2 0.9	1 0.5
平成16年～21年		291 100.0	4 1.4	6 2.1	142 48.8	88 30.2	18 6.2	5 1.7	20 6.9	6 2.1	1 0.3
相 談 援 助 職 経 験	従事したことがない	96 100.0	6 6.3	3 3.1	48 50.0	33 34.4	1 1.0	1 1.0	2 2.1	1 1.0	1 1.0
	～5年未満	157 100.0	7 4.5	4 2.5	96 61.1	37 23.6	3 1.9	2 1.3	7 4.5	-	1 0.6
	～10年未満	163 100.0	7 4.3	5 3.1	86 52.8	42 25.8	8 4.9	-	14 8.6	-	1 0.6
	～15年未満	114 100.0	9 7.9	3 2.6	49 43.0	37 32.5	6 5.3	2 1.8	5 4.4	3 2.6	-
	～20年未満	64 100.0	4 6.3	4 6.3	33 51.6	13 20.3	4 6.3	-	2 3.1	4 6.3	-
20年以上	78 100.0	9 11.5	-	38 48.7	18 23.1	5 6.4	-	3 3.8	4 5.1	1 1.3	
就 業 形 態	現就労者	629 100.0	38 6.0	18 2.9	327 52.0	166 26.4	27 4.3	5 0.8	33 5.2	12 1.9	2 0.3
	過去就労者	41 100.0	4 9.8	-	25 61.0	11 26.8	-	-	-	-	1 2.4
	働いたことはない	14 100.0	1 7.1	2 14.3	4 28.6	6 42.9	1 7.1	-	-	-	-
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	1 8.3	-	6 50.0	3 25.0	1 8.3	-	1 8.3	-	-
	児童福祉分野	36 100.0	3 8.3	-	17 47.2	10 27.8	3 8.3	-	2 5.6	1 2.8	-
	障害児・者福祉分野	110 100.0	1 0.9	3 2.7	60 54.5	34 30.9	5 4.5	-	4 3.6	3 2.7	-
	高齢者福祉分野	268 100.0	11 4.1	4 1.5	147 54.9	67 25.0	12 4.5	3 1.1	18 6.7	4 1.5	1 0.4
現 就 労 者	婦人保護分野	4 100.0	-	-	2 50.0	2 50.0	-	-	-	-	-
	保健医療分野	66 100.0	2 3.0	2 3.0	38 57.6	15 22.7	2 3.0	1 1.5	6 9.1	-	-
	地域福祉分野	54 100.0	7 13.0	4 7.4	23 42.6	15 27.8	2 3.7	-	2 3.7	1 1.9	-
	福祉・介護教育分野	29 100.0	10 34.5	3 10.3	4 13.8	6 20.7	2 6.9	1 3.4	-	2 6.9	1 3.4
	司法分野	8 100.0	1 12.5	-	5 62.5	2 25.0	-	-	-	-	-
	その他	39 100.0	2 5.1	2 5.1	23 59.0	12 30.8	-	-	-	-	-
	生活保護分野	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	児童福祉分野	2 100.0	-	-	2 100.0	-	-	-	-	-	-
過 去 就 労 者	障害児・者福祉分野	6 100.0	-	-	2 33.3	4 66.7	-	-	-	-	-
	高齢者福祉分野	16 100.0	1 6.3	-	11 68.8	4 25.0	-	-	-	-	-
	婦人保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保健医療分野	8 100.0	1 12.5	-	7 87.5	-	-	-	-	-	-
	地域福祉分野	2 100.0	1 50.0	-	1 50.0	-	-	-	-	-	-
	福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	司法分野	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-
	その他	5 100.0	-	-	2 40.0	2 40.0	-	-	-	-	1 20.0

問5 相談援助職（社会福祉士資格取得前含む）の経験年数

	全 体	従事した ことがない	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 8年未満	8年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	無回答	平均値	標準偏差	
全 体	685 100.0	96 14.0	13 1.9	70 10.2	74 10.8	111 16.2	52 7.6	114 16.6	64 9.3	45 6.6	21 3.1	12 1.8	13 1.9	106.3	95.4	
年 代	20代	85 100.0	21 24.7	5 5.9	20 23.5	21 24.7	18 21.2	-	-	-	-	-	-	33.2	27.4	
	30代	220 100.0	27 12.3	5 2.3	23 10.5	25 11.4	48 21.8	29 13.2	49 22.3	9 4.1	-	-	5 2.3	79.6	55.6	
	40代	173 100.0	16 9.2	-	16 9.2	21 12.1	18 10.4	12 6.9	30 17.3	29 16.8	23 13.3	3 1.7	-	5 2.9	126.2	90.4
	50代	143 100.0	16 11.2	2 1.4	8 5.6	5 3.5	21 14.7	8 5.6	28 19.6	19 13.3	17 11.9	12 8.4	5 3.5	2 1.4	149.0	110.7
	60代	55 100.0	13 23.6	1 1.8	3 5.5	2 3.6	6 10.9	3 5.5	5 9.1	4 7.3	6 7.3	7 10.9	1 12.7	1 1.8	151.8	146.6
	70代以上	7 100.0	3 42.9	-	-	-	-	-	2 28.6	1 14.3	1 14.3	-	-	-	104.6	97.0
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	3 5.1	-	2 3.4	1 1.7	4 6.8	2 3.4	7 11.9	16 27.1	13 22.0	6 10.2	4 6.8	1 1.7	204.6
平成6年～10年		105 100.0	10 9.5	1 1.0	2 1.9	2 1.9	9 8.6	10 9.5	32 30.5	17 16.2	13 12.4	6 5.7	1 1.0	2 1.9	152.5	90.5
平成11年～15年		213 100.0	18 8.5	1 0.5	12 5.6	19 8.9	55 25.8	26 12.2	40 18.8	21 9.9	9 4.2	6 2.8	5 2.3	1 0.5	114.9	89.3
平成16年～21年		291 100.0	61 21.0	11 3.8	53 18.2	51 17.5	40 13.7	14 4.8	34 11.7	9 3.1	9 3.1	3 1.0	1 0.3	5 1.7	63.8	72.1
相談援助職経験 含資格無		96 100.0	96 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
就 業 形 態	～5年未満	157 100.0	-	13 8.3	70 44.6	74 47.1	-	-	-	-	-	-	-	32.4	14.7	
	～10年未満	163 100.0	-	-	-	-	111 68.1	52 31.9	-	-	-	-	-	83.9	18.0	
	～15年未満	114 100.0	-	-	-	-	-	-	114 100.0	-	-	-	-	142.7	17.0	
	～20年未満	64 100.0	-	-	-	-	-	-	-	64 100.0	-	-	-	202.2	18.9	
	20年以上	78 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	45 57.7	21 26.9	12 15.4	-	301.1	56.2
主 な 就 業 分 野	現就労者	629 100.0	81 12.9	10 1.6	64 10.2	68 10.8	104 16.5	48 7.6	110 17.5	62 9.9	43 6.8	18 2.9	9 1.4	12 1.9	107.8	93.0
	過去就労者	41 100.0	8 19.5	2 4.9	5 12.2	5 12.2	6 14.6	4 9.8	3 7.3	1 2.4	1 2.4	3 7.3	2 4.9	1 2.4	94.8	114.4
	働いたことはない	14 100.0	6 42.9	1 7.1	1 7.1	1 7.1	1 7.1	-	1 7.1	1 7.1	1 7.1	-	1 7.1	-	80.1	125.4
	生活保護分野	12 100.0	-	-	-	1 8.3	3 25.0	2 16.7	1 8.3	2 16.7	1 8.3	1 8.3	-	1 8.3	146.9	92.5
	児童福祉分野	36 100.0	7 19.4	2 5.6	3 8.3	3 8.3	8 22.2	1 2.8	4 11.1	1 2.8	2 5.6	2 5.6	2 5.6	1 2.8	106.3	116.9
	障害児・者福祉分野	110 100.0	19 17.3	1 0.9	8 7.3	12 10.9	12 10.9	4 3.6	19 17.3	10 9.1	14 12.7	4 3.6	3 2.7	4 3.6	123.8	110.0
	高齢者福祉分野	268 100.0	18 6.7	5 1.9	29 10.8	36 13.4	50 18.7	28 10.4	57 21.3	21 7.8	15 5.6	5 1.9	2 0.7	2 0.7	104.0	80.1
	婦人保護分野	4 100.0	-	-	1 25.0	-	-	-	3 75.0	-	-	-	-	-	124.0	61.6
	保健医療分野	66 100.0	7 10.6	1 1.5	10 15.2	6 9.1	15 22.7	6 9.1	8 12.1	10 15.2	1 1.5	2 3.0	-	-	96.0	79.3
	地域福祉分野	54 100.0	8 14.8	-	6 11.1	6 11.1	6 11.1	4 7.4	8 14.8	9 16.7	5 9.3	1 1.9	1 1.9	-	117.3	98.2
	福祉・介護教育分野	29 100.0	7 24.1	-	-	2 6.9	4 13.8	1 3.4	4 13.8	4 13.8	3 10.3	1 3.4	1 3.4	2 6.9	122.0	107.1
	司法分野	8 100.0	3 37.5	-	-	2 25.0	-	-	1 12.5	1 12.5	-	1 12.5	-	-	103.1	116.9
	その他	39 100.0	11 28.2	2 2.6	7 17.9	-	5 12.8	2 5.1	5 12.8	4 10.3	2 5.1	1 2.6	-	1 2.6	80.8	89.0
	過 去 就 労 者	生活保護分野	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	54.0	-
		児童福祉分野	2 100.0	1 50.0	-	-	-	-	1 50.0	-	-	-	-	-	48.5	48.5
障害児・者福祉分野		6 100.0	-	-	-	1 16.7	1 16.7	-	1 16.7	1 16.7	-	1 16.7	1 16.7	196.8	134.5	
高齢者福祉分野		16 100.0	3 18.8	2 12.5	4 25.0	3 18.8	2 12.5	1 6.3	-	-	-	-	1 6.3	31.5	28.1	
婦人保護分野		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
保健医療分野		8 100.0	1 12.5	-	1 12.5	-	2 25.0	2 25.0	-	-	1 12.5	-	1 12.5	-	125.8	126.4
地域福祉分野		2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2 100.0	-	-	319.0	17.0
福祉・介護教育分野		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
司法分野		1 100.0	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-	120.0	-
その他		5 100.0	3 60.0	-	-	-	1 20.0	-	1 20.0	-	-	-	-	-	44.8	63.3

問6 社会福祉士資格取得後の相談援助職としての経験年数

	全 体	従事した ことがない	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 8年未満	8年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	無回答	平均値	標準偏差	
全 体	685 100.0	119 17.4	32 4.7	127 18.5	97 14.2	135 19.7	59 8.6	78 11.4	24 3.5	1 0.1	-	-	13 1.9	59.2	54.2	
年 代	20代	85 100.0	21 24.7	6 7.1	27 31.8	16 18.8	15 17.6	-	-	-	-	-	-	-	29.0	25.2
	30代	220 100.0	29 13.2	11 5.0	39 17.7	34 15.5	55 25.0	24 10.9	22 10.0	1 0.5	-	-	5 2.3	58.3	45.5	
	40代	173 100.0	24 13.9	5 2.9	35 20.2	25 14.5	27 15.6	15 8.7	27 15.6	11 6.4	-	-	4 2.3	69.4	61.6	
	50代	143 100.0	24 16.8	6 4.2	21 14.7	17 11.9	26 18.2	13 9.1	23 16.1	9 6.3	1 0.7	-	-	3 2.1	69.4	61.0
	60代	55 100.0	16 29.1	4 7.3	5 9.1	4 7.3	11 20.0	7 12.7	5 9.1	2 3.6	-	-	-	1 1.8	53.5	54.3
	70代以上	7 100.0	5 71.4	-	-	1 14.3	1 14.3	-	-	-	-	-	-	-	17.1	27.9
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	4 6.8	-	2 3.4	4 6.8	8 13.6	3 5.1	13 22.0	22 37.3	1 1.7	-	2 3.4	135.9	70.9
平成6年～10年		105 100.0	14 13.3	3 2.9	3 2.9	6 5.7	8 7.6	12 11.4	56 53.3	1 1.0	-	-	2 1.9	102.3	58.0	
平成11年～15年		213 100.0	26 12.2	3 1.4	14 6.6	20 9.4	96 45.1	44 20.7	8 3.8	-	-	-	2 0.9	66.8	36.1	
平成16年～21年		291 100.0	71 24.4	26 8.9	107 36.8	65 22.3	21 7.2	-	-	-	-	-	1 0.3	23.6	20.7	
相 談 援 助 職 経 験		96 100.0	96 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 資 格 無	～5年未満	157 100.0	12 7.6	17 10.8	76 48.4	51 32.5	-	-	-	-	-	-	1 0.6	26.1	15.9	
	～10年未満	163 100.0	5 3.1	6 3.7	23 14.1	22 13.5	79 48.5	27 16.6	-	-	-	-	1 0.6	62.5	30.9	
	～15年未満	114 100.0	2 1.8	7 6.1	14 12.3	13 11.4	30 26.3	10 8.8	37 32.5	-	-	-	1 0.9	83.9	48.0	
	～20年未満	64 100.0	2 3.1	-	8 12.5	1 1.6	11 17.2	14 21.9	19 29.7	8 12.5	-	-	1 1.6	110.0	57.1	
	20年以上	78 100.0	1 1.3	1 1.3	4 5.1	8 10.3	15 19.2	8 10.3	22 28.2	16 20.5	1 1.3	-	2 2.6	119.2	61.7	
就 業 形 態	現就労者	629 100.0	100 15.9	29 4.6	121 19.2	94 14.9	126 20.0	51 8.1	74 11.8	23 3.7	-	-	11 1.7	60.1	54.1	
	過去就労者	41 100.0	11 26.8	2 4.9	5 12.2	3 7.3	8 19.5	7 17.1	3 7.3	1 2.4	-	-	1 2.4	52.2	48.9	
	働いたことはない	14 100.0	7 50.0	1 7.1	1 7.1	-	1 7.1	1 7.1	1 7.1	-	1 7.1	-	1 7.1	42.9	70.4	
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	-	2 16.7	4 33.3	1 8.3	3 25.0	1 8.3	1 8.3	-	-	-	-	46.3	36.4	
	児童福祉分野	36 100.0	7 19.4	3 8.3	6 16.7	4 11.1	8 22.2	3 8.3	3 8.3	1 2.8	-	-	1 2.8	55.0	53.9	
	障害児・者福祉分野	110 100.0	23 20.9	5 4.5	24 21.8	14 12.7	17 15.5	7 6.4	10 9.1	6 5.5	-	-	4 3.6	56.0	56.8	
	高齢者福祉分野	268 100.0	23 8.6	15 5.6	58 21.6	57 21.3	61 22.8	15 5.6	29 10.8	8 3.0	-	-	2 0.7	59.6	49.2	
	婦人保護分野	4 100.0	-	-	1 25.0	-	-	-	3 75.0	-	-	-	-	124.0	61.6	
	保健医療分野	66 100.0	9 13.6	3 4.5	10 15.2	5 7.6	16 24.2	10 15.2	9 13.6	3 4.5	-	-	1 1.5	72.0	58.4	
	地域福祉分野	54 100.0	9 16.7	-	5 9.3	9 16.7	10 18.5	9 16.7	11 20.4	1 1.9	-	-	-	72.4	49.8	
	福祉・介護教育分野	29 100.0	10 34.5	-	5 17.2	3 10.3	3 10.3	2 6.9	2 6.9	2 6.9	-	-	2 6.9	49.0	59.7	
	司法分野	8 100.0	3 37.5	-	1 12.5	1 12.5	-	-	2 25.0	1 12.5	-	-	-	76.1	85.5	
	その他	39 100.0	15 38.5	1 2.6	7 17.9	-	7 17.9	4 10.3	4 10.3	1 2.6	-	-	-	46.0	55.5	
	過 去 就 労 者	生活保護分野	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	30.0	-
		児童福祉分野	2 100.0	1 50.0	-	-	-	-	1 50.0	-	-	-	-	-	48.5	48.5
		障害児・者福祉分野	6 100.0	1 16.7	-	-	-	2 33.3	2 33.3	1 16.7	-	-	-	-	82.8	40.1
		高齢者福祉分野	16 100.0	3 18.8	2 12.5	4 25.0	3 18.8	2 12.5	1 6.3	-	-	-	-	1 6.3	29.9	28.0
婦人保護分野		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
保健医療分野		8 100.0	2 25.0	-	-	-	2 25.0	2 25.0	1 12.5	1 12.5	-	-	-	82.0	61.0	
地域福祉分野		2 100.0	-	-	-	-	1 50.0	1 50.0	-	-	-	-	-	85.0	11.0	
福祉・介護教育分野		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
司法分野		1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他		5 100.0	3 60.0	-	-	-	1 20.0	-	1 20.0	-	-	-	-	37.6	50.3	

問7 社会福祉士以外の
資格・免許

	全 体	弁 護 士	司 法 書 士	行 政 書 士	社 会 保 険 労 務 士	医 師 ・ 歯 科 医 師	看 護 師 ・ 助 産 師 ・ 保 健 師	薬 剤 師	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士	
全 体	685 100.0	1 0.1	1 0.1	7 1.0	3 0.4	-	32 4.7	-	-	3 0.4	
年 代	20代	85 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30代	220 100.0	-	1 0.5	1 0.5	-	3 1.4	-	-	-	
	40代	173 100.0	1 0.6	-	2 1.2	-	11 6.4	-	-	1 0.6	
	50代	143 100.0	-	-	-	2 1.4	12 8.4	-	-	1 0.7	
	60代	55 100.0	-	-	3 5.5	1 1.8	5 9.1	-	-	1 1.8	
	70代以上	7 100.0	-	-	-	-	1 14.3	-	-	-	
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	-	-	-	-	2 3.4	-	-	1 1.7
平成6年～10年		105 100.0	-	-	2 1.9	-	5 4.8	-	-	-	
平成11年～15年		213 100.0	-	1 0.5	4 1.9	2 0.9	6 2.8	-	-	2 0.9	
平成16年～21年		291 100.0	1 0.3	-	1 0.3	1 0.3	18 6.2	-	-	-	
相 談 援 助 職 経 験	従事したことがない	96 100.0	1 1.0	-	2 2.1	1 1.0	9 9.4	-	-	1 1.0	
	～5年未満	157 100.0	-	1 0.6	-	-	6 3.8	-	-	1 0.6	
	～10年未満	163 100.0	-	-	1 0.6	-	5 3.1	-	-	-	
	～15年未満	114 100.0	-	-	-	1 0.9	6 5.3	-	-	-	
	20年以上	64 100.0	-	-	2 3.1	-	2 3.1	-	-	-	
含 資 格 無	～20年未満	78 100.0	-	-	2 2.6	1 1.3	3 3.8	-	-	1 1.3	
	20年以上	78 100.0	-	-	2 2.6	1 1.3	3 3.8	-	-	1 1.3	
	就業形態	629 100.0	1 0.2	-	6 1.0	3 0.5	30 4.8	-	-	3 0.5	
	過去就労者	41 100.0	-	-	-	-	2 4.9	-	-	-	
主 な 就 業 分 野	働いたことはない	14 100.0	-	1 7.1	1 7.1	-	-	-	-	-	
	生活保護分野	12 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	
	児童福祉分野	36 100.0	-	-	-	-	2 5.6	-	-	-	
	障害児・者福祉分野	110 100.0	-	-	1 0.9	2 1.8	-	-	-	-	
	高齢者福祉分野	268 100.0	-	-	2 0.7	-	15 5.6	-	-	-	
	婦人保護分野	4 100.0	-	-	-	-	1 25.0	-	-	-	
	保健医療分野	66 100.0	-	-	-	-	4 6.1	-	-	2 3.0	
	地域福祉分野	54 100.0	-	-	-	-	1 1.9	-	-	-	
	福祉・介護教育分野	29 100.0	-	-	2 6.9	1 3.4	1 3.4	-	-	-	
	司法分野	8 100.0	1 12.5	-	-	-	2 25.0	-	-	-	
	その他	39 100.0	-	-	1 2.6	-	3 7.7	-	-	1 2.6	
	過 去 就 労 者	生活保護分野	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
		児童福祉分野	2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
障害児・者福祉分野		6 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	
高齢者福祉分野		16 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	
婦人保護分野		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
保健医療分野		8 100.0	-	-	-	-	1 12.5	-	-	-	
地域福祉分野		2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	
福祉・介護教育分野		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
司法分野		1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他		5 100.0	-	-	-	-	1 20.0	-	-	-	

問7 社会福祉士以外の
資格・免許

	全 体	言語聴覚士	臨床心理士	精神保健福祉士	介護福祉士	介護支援専門員	障害者相談支援専門員	児童自立支援専門員	教科「福祉」の教員免許状	管理栄養士・栄養士
全 体	685 100.0	-	1 0.1	118 17.2	160 23.4	362 52.8	33 4.8	4 0.6	21 3.1	2 0.3
年 代	20代	85 100.0	-	-	14 16.5	16 18.8	6 7.1	2 2.4	-	5 5.9
	30代	220 100.0	-	-	43 19.5	48 21.8	115 52.3	8 3.6	3 1.4	2 0.9
	40代	173 100.0	-	1 0.6	26 15.0	49 28.3	110 63.6	15 8.7	-	4 2.3
	50代	143 100.0	-	-	27 18.9	36 25.2	97 67.8	7 4.9	-	7 4.9
	60代	55 100.0	-	-	7 12.7	10 18.2	28 50.9	1 1.8	1 1.8	2 3.6
	70代以上	7 100.0	-	-	1 14.3	-	4 57.1	-	-	-
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	-	-	12 20.3	4 6.8	40 67.8	7 11.9	1 1.7
平成6年～10年		105 100.0	-	1 1.0	16 15.2	22 21.0	82 78.1	5 4.8	-	3 2.9
平成11年～15年		213 100.0	-	-	43 20.2	45 21.1	134 62.9	10 4.7	3 1.4	5 2.3
平成16年～21年		291 100.0	-	-	44 15.1	82 28.2	99 34.0	11 3.8	-	11 3.8
相 談 援 助 職 経 験	従事したことがない	96 100.0	-	-	12 12.5	15 15.6	14 14.6	-	1 1.0	3 3.1
	～5年未満	157 100.0	-	-	24 15.3	38 24.2	35 22.3	5 3.2	1 0.6	7 4.5
	～10年未満	163 100.0	-	-	33 20.2	47 28.8	96 58.9	4 2.5	1 0.6	2 1.2
	～15年未満	114 100.0	-	-	17 14.9	27 23.7	99 86.8	10 8.8	-	3 2.6
	～20年未満	64 100.0	-	1 1.6	11 17.2	15 23.4	53 82.8	5 7.8	-	1 1.6
	20年以上	78 100.0	-	-	20 25.6	12 15.4	59 75.6	9 11.5	1 1.3	4 5.1
就 業 形 態	現就労者	629 100.0	-	1 0.2	112 17.8	156 24.8	339 53.9	33 5.2	4 0.6	19 3.0
	過去就労者	41 100.0	-	-	2 4.9	4 9.8	18 43.9	-	-	1 2.4
	働いたことはない	14 100.0	-	-	4 28.6	-	5 35.7	-	-	1 7.1
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	-	-	4 33.3	4 33.3	6 50.0	-	-	-
	児童福祉分野	36 100.0	-	-	5 13.9	5 13.9	7 19.4	-	-	-
	障害児・者福祉分野	110 100.0	-	-	20 18.2	17 15.5	35 31.8	24 21.8	1 0.9	1 0.9
	高齢者福祉分野	268 100.0	-	-	38 14.2	90 33.6	185 69.0	5 1.9	-	10 3.7
現 就 労 者	婦人保護分野	4 100.0	-	-	-	-	3 75.0	-	-	-
	保健医療分野	66 100.0	-	1 1.5	22 33.3	11 16.7	36 54.5	-	1 1.5	3 4.5
	地域福祉分野	54 100.0	-	-	8 14.8	12 22.2	30 55.6	3 5.6	1 1.9	1 1.9
	福祉・介護教育分野	29 100.0	-	-	7 24.1	6 20.7	18 62.1	1 3.4	1 3.4	1 3.4
	司法分野	8 100.0	-	-	2 25.0	1 12.5	2 25.0	-	-	-
	その他	39 100.0	-	-	6 15.4	8 20.5	15 38.5	-	-	2 5.1
	主 な 就 業 分 野	生活保護分野	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-
児童福祉分野		2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	1 50.0
障害児・者福祉分野		6 100.0	-	-	1 16.7	-	4 66.7	-	-	-
高齢者福祉分野		16 100.0	-	-	-	4 25.0	7 43.8	-	-	-
婦人保護分野		-	-	-	-	-	-	-	-	-
保健医療分野		8 100.0	-	-	1 12.5	-	3 37.5	-	-	-
地域福祉分野		2 100.0	-	-	-	-	2 100.0	-	-	-
福祉・介護教育分野		-	-	-	-	-	-	-	-	-
司法分野		1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-
その他		5 100.0	-	-	-	-	1 20.0	-	-	-

問7 社会福祉士以外の
資格・免許

	全 体	保育士	手話通訳士	持っていない	その他	無回答	延回答		
全 体	685 100.0	72 10.5	1 0.1	105 15.3	165 24.1	10 1.5	1,101 160.7		
年 代	20代	85 100.0	7 8.2	-	27 31.8	19 22.4	1 1.2	97 114.1	
	30代	220 100.0	19 8.6	-	39 17.7	45 20.5	5 2.3	332 150.9	
	40代	173 100.0	15 8.7	-	14 8.1	47 27.2	-	297 171.7	
	50代	143 100.0	19 13.3	-	13 9.1	37 25.9	3 2.1	262 183.2	
	60代	55 100.0	9 16.4	1 1.8	11 20.0	14 25.5	1 1.8	95 172.7	
	70代以上	7 100.0	3 42.9	-	1 14.3	2 28.6	-	12 171.4	
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	4 6.8	-	9 15.3	10 16.9	-	92 155.9
平成6年～10年		105 100.0	19 18.1	1 1.0	13 12.4	13 12.4	-	183 174.3	
平成11年～15年		213 100.0	20 9.4	-	27 12.7	53 24.9	5 2.3	360 169.0	
平成16年～21年		291 100.0	27 9.3	-	52 17.9	83 28.5	4 1.4	435 149.5	
相 談 援 助 職 経 験	従事したことがない	96 100.0	7 7.3	-	34 35.4	22 22.9	1 1.0	123 128.1	
	～5年未満	157 100.0	8 5.1	-	35 22.3	50 31.8	5 3.2	216 137.6	
	～10年未満	163 100.0	18 11.0	1 0.6	21 12.9	38 23.3	2 1.2	270 165.6	
	～15年未満	114 100.0	17 14.9	-	5 4.4	20 17.5	1 0.9	206 180.7	
	～20年未満	64 100.0	9 14.1	-	4 6.3	15 23.4	-	119 185.9	
含 資 格 無	20年以上	78 100.0	11 14.1	-	4 5.1	16 20.5	-	143 183.3	
	20年以上	78 100.0	11 14.1	-	4 5.1	16 20.5	-	143 183.3	
就 業 形 態	現就労者	629 100.0	69 11.0	1 0.2	94 14.9	147 23.4	9 1.4	1,029 163.6	
	過去就労者	41 100.0	2 4.9	-	7 17.1	15 36.6	1 2.4	52 126.8	
	働いたことはない	14 100.0	1 7.1	-	3 21.4	3 21.4	-	19 135.7	
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	2 16.7	-	2 16.7	1 8.3	-	19 158.3	
	児童福祉分野	36 100.0	12 33.3	-	7 19.4	13 36.1	-	51 141.7	
	障害児・者福祉分野	110 100.0	14 12.7	-	26 23.6	18 16.4	3 2.7	162 147.3	
	高齢者福祉分野	268 100.0	27 10.1	-	27 10.1	64 23.9	3 1.1	466 173.9	
現 就 労 者	婦人保護分野	4 100.0	1 25.0	-	-	1 25.0	-	6 150.0	
	保健医療分野	66 100.0	4 6.1	-	7 10.6	17 25.8	1 1.5	110 166.7	
	地域福祉分野	54 100.0	5 9.3	-	9 16.7	17 31.5	-	87 161.1	
	福祉・介護教育分野	29 100.0	3 10.3	3 3.4	4 13.8	10 34.5	1 3.4	58 200.0	
	司法分野	8 100.0	-	-	2 25.0	-	-	10 125.0	
	その他	39 100.0	1 2.6	-	10 25.6	6 15.4	1 2.6	54 138.5	
	主 な 就 業 分 野	生活保護分野	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	1 100.0
	児童福祉分野	2 100.0	-	-	1 50.0	-	-	2 100.0	
過 去 就 労 者	障害児・者福祉分野	6 100.0	1 16.7	-	-	1 16.7	-	7 116.7	
	高齢者福祉分野	16 100.0	-	-	3 18.8	7 43.8	-	21 131.3	
	婦人保護分野	-	-	-	-	-	-	-	
	保健医療分野	8 100.0	-	-	1 12.5	4 50.0	-	10 125.0	
	地域福祉分野	2 100.0	-	-	-	1 50.0	-	3 150.0	
	福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-	-	
	司法分野	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	2 200.0	
その他	5 100.0	-	-	1 20.0	2 40.0	1 20.0	6 120.0		

問8 全国組織の専門職団体への所属（日本社会福祉士会以外）

	全 体	日本精神保健福祉士協会	日本介護福祉士会	日本ソーシャルワーカー協会	日本医療社会事業協会	日本介護支援専門員協会	日本保育協会	日本看護協会	所属していない	その他	無回答	延回答	
全 体	685 100.0	33 4.8	25 3.6	19 2.8	36 5.3	75 10.9	2 0.3	8 1.2	411 60.0	68 9.9	48 7.0	725 105.8	
年 代	20代	85 100.0	5 5.9	3 3.5	1 1.2	6 7.1	1 1.2	-	60 70.6	4 4.7	6 7.1	86 101.2	
	30代	220 100.0	15 6.8	5 2.3	5 2.3	15 6.8	21 9.5	1 0.5	143 65.0	12 5.5	14 6.4	232 105.5	
	40代	173 100.0	5 2.9	6 3.5	5 2.9	10 5.8	23 13.3	-	99 57.2	18 10.4	16 9.2	184 106.4	
	50代	143 100.0	7 4.9	9 6.3	6 4.2	5 3.5	22 15.4	1 0.7	71 49.7	22 15.4	10 7.0	158 110.5	
	60代	55 100.0	1 1.8	2 3.6	2 3.6	-	8 14.5	-	32 58.2	10 18.2	1 1.8	56 101.8	
	70代以上	7 100.0	-	-	-	-	-	-	4 57.1	2 28.6	1 14.3	7 100.0	
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	3 5.1	1 1.7	4 6.8	6 10.2	4 6.8	-	35 59.3	5 8.5	5 8.5	63 106.8
平成6年～10年		105 100.0	4 3.8	4 3.8	1 1.0	8 7.6	14 13.3	-	65 61.9	8 7.6	8 7.6	114 108.6	
平成11年～15年		213 100.0	15 7.0	3 1.4	8 3.8	15 7.0	30 14.1	-	120 56.3	22 10.3	15 7.0	229 107.5	
平成16年～21年		291 100.0	11 3.8	17 5.8	6 2.1	7 2.4	24 8.2	1 0.3	180 61.9	33 11.3	18 6.2	302 103.8	
相談援助職経験		96 100.0	4 4.2	3 3.1	-	-	3 3.1	1 1.0	3 3.1	64 66.7	12 12.5	9 9.4	99 103.1
合 資 格 無	～5年未満	157 100.0	5 3.2	6 3.8	5 3.2	6 3.8	9 5.7	1 0.6	107 68.2	15 9.6	6 3.8	164 104.5	
	～10年未満	163 100.0	12 7.4	7 4.3	6 3.7	10 6.1	17 10.4	-	96 58.9	10 6.1	13 8.0	171 104.9	
	～15年未満	114 100.0	6 5.3	3 2.6	1 0.9	9 7.9	27 23.7	-	59 51.8	11 9.6	10 8.8	127 111.4	
	～20年未満	64 100.0	5 7.8	3 4.7	4 6.3	6 9.4	9 14.1	-	34 53.1	4 6.3	6 9.4	71 110.9	
	20年以上	78 100.0	1 1.3	2 2.6	3 3.8	5 6.4	9 11.5	-	43 55.1	14 17.9	3 3.8	80 102.6	
就 業 形 態	現就労者	629 100.0	32 5.1	24 3.8	17 2.7	33 5.2	73 11.6	2 0.3	8 1.3	375 59.6	59 9.4	44 7.0	667 106.0
	過去就労者	41 100.0	1 2.4	1 2.4	2 4.9	3 7.3	1 2.4	-	-	26 63.4	6 14.6	3 7.3	43 104.9
	働いたことはない	14 100.0	-	-	-	-	1 7.1	-	-	9 64.3	3 21.4	1 7.1	14 100.0
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	1 8.3	1 8.3	-	-	-	-	-	9 75.0	1 8.3	1 8.3	13 108.3
	児童福祉分野	36 100.0	2 5.6	1 2.8	1 2.8	-	-	2 5.6	-	22 61.1	5 13.9	5 13.9	38 105.6
	障害児・者福祉分野	110 100.0	5 4.5	2 1.8	2 1.8	-	2 1.8	-	-	82 74.5	3 2.7	15 13.6	111 100.9
	高齢者福祉分野	268 100.0	8 3.0	16 6.0	4 1.5	4 1.5	62 23.1	-	2 0.7	157 58.6	20 7.5	11 4.1	284 106.0
	婦人保護分野	4 100.0	-	-	-	-	-	-	-	3 75.0	1 25.0	-	4 100.0
	保健医療分野	66 100.0	10 15.2	-	5 7.6	23 34.8	4 6.1	-	4 6.1	20 30.3	9 13.6	2 3.0	77 116.7
	地域福祉分野	54 100.0	1 1.9	1 1.9	-	-	2 3.7	-	-	41 75.9	4 7.4	6 11.1	55 101.9
	福祉・介護教育分野	29 100.0	2 6.9	2 6.9	3 10.3	3 10.3	2 6.9	-	1 3.4	10 34.5	7 24.1	2 6.9	32 110.3
	司法分野	8 100.0	1 12.5	-	-	1 12.5	-	-	-	5 62.5	1 12.5	-	9 112.5
	その他	39 100.0	2 5.1	1 2.6	2 5.1	2 5.1	1 2.6	-	-	24 61.5	7 17.9	2 5.1	41 105.1
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-	1 100.0
	児童福祉分野	2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	2 100.0	-	-	2 100.0
	障害児・者福祉分野	6 100.0	-	-	-	-	-	-	-	4 66.7	1 16.7	1 16.7	6 100.0
	高齢者福祉分野	16 100.0	-	1 6.3	1 6.3	1 6.3	-	-	-	11 68.8	3 18.8	-	17 106.3
	婦人保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保健医療分野	8 100.0	1 12.5	-	-	2 25.0	1 12.5	-	-	4 50.0	1 12.5	-	9 112.5
	地域福祉分野	2 100.0	-	-	1 50.0	-	-	-	-	1 50.0	-	-	2 100.0
	福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	司法分野	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-	1 100.0
	その他	5 100.0	-	-	-	-	-	-	-	2 40.0	1 20.0	2 40.0	5 100.0

問9 現在働いているか（非常勤・パート・アルバイト含む）

	全 体	はい	いいえ	以前働いてい た	無回答	
全 体	685 100.0	629 91.8	14 2.0	41 6.0	1 0.1	
年 代	20代	85 100.0	81 95.3	1 1.2	3 3.5	-
	30代	220 100.0	202 91.8	4 1.8	14 6.4	-
	40代	173 100.0	165 95.4	1 0.6	7 4.0	-
	50代	143 100.0	134 93.7	5 3.5	4 2.8	-
	60代	55 100.0	41 74.5	2 3.6	11 20.0	1 1.8
	70代以上	7 100.0	4 57.1	1 14.3	2 28.6	-
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	53 89.8	1 1.7	5 8.5
平成6年～10年		105 100.0	92 87.6	3 2.9	10 9.5	-
平成11年～15年		213 100.0	196 92.0	4 1.9	13 6.1	-
平成16年～21年		291 100.0	274 94.2	5 1.7	11 3.8	1 0.3
相 談 援 助 職 経 験	従事したことがない	96 100.0	81 84.4	6 6.3	8 8.3	1 1.0
	～5年未満	157 100.0	142 90.4	3 1.9	12 7.6	-
	～10年未満	163 100.0	152 93.3	1 0.6	10 6.1	-
	～15年未満	114 100.0	110 96.5	1 0.9	3 2.6	-
	～20年未満	64 100.0	62 96.9	1 1.6	1 1.6	-
合 資 格 無	20年以上	78 100.0	70 89.7	2 2.6	6 7.7	-
就 業 形 態	現就労者	629 100.0	629 100.0	-	-	-
	過去就労者	41 100.0	-	-	41 100.0	-
	働いたことはない	14 100.0	-	14 100.0	-	-
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	12 100.0	-	-	-
	児童福祉分野	36 100.0	36 100.0	-	-	-
	障害児・者福祉分野	110 100.0	110 100.0	-	-	-
	高齢者福祉分野	268 100.0	268 100.0	-	-	-
	婦人保護分野	4 100.0	4 100.0	-	-	-
	保健医療分野	66 100.0	66 100.0	-	-	-
	地域福祉分野	54 100.0	54 100.0	-	-	-
	福祉・介護教育分野	29 100.0	29 100.0	-	-	-
	司法分野	8 100.0	8 100.0	-	-	-
その他	39 100.0	39 100.0	-	-	-	
過 去 就 労 者	生活保護分野	1 100.0	-	-	1 100.0	-
	児童福祉分野	2 100.0	-	-	2 100.0	-
	障害児・者福祉分野	6 100.0	-	-	6 100.0	-
	高齢者福祉分野	16 100.0	-	-	16 100.0	-
	婦人保護分野	-	-	-	-	-
	保健医療分野	8 100.0	-	-	8 100.0	-
	地域福祉分野	2 100.0	-	-	2 100.0	-
	福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-
	司法分野	1 100.0	-	-	1 100.0	-
その他	5 100.0	-	-	5 100.0	-	

問10 現在の就業先の主な分野

	全 体	生活保護分野	児童福祉分野	障害児・者福祉分野	高齢者福祉分野	婦人保護分野	保健医療分野	地域福祉分野	福祉・介護教育分野	司法分野	その他	無回答	
全 体	629 100.0	12 1.9	36 5.7	110 17.5	268 42.6	4 0.6	66 10.5	54 8.6	29 4.6	8 1.3	39 6.2	3 0.5	
年 代	20代	81 100.0	2 2.5	8 9.9	17 21.0	36 44.4	- -	11 13.6	4 4.9	1 1.2	- -	2 2.5	- -
	30代	202 100.0	4 2.0	8 4.0	32 15.8	86 42.6	2 1.0	29 14.4	16 7.9	7 3.5	2 1.0	15 7.4	1 0.5
	40代	165 100.0	2 1.2	4 2.4	34 20.6	72 43.6	1 0.6	14 8.5	19 11.5	6 3.6	5 3.0	7 4.2	1 0.6
	50代	134 100.0	3 2.2	10 7.5	20 14.9	58 43.3	1 0.7	11 8.2	10 7.5	9 6.7	1 0.7	10 7.5	1 0.7
	60代	41 100.0	1 2.4	5 12.2	7 17.1	15 36.6	- -	1 2.4	4 9.8	4 9.8	- -	4 9.8	- -
	70代以上	4 100.0	- -	1 25.0	- -	1 25.0	- -	- -	- -	2 50.0	- -	- -	- -
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	53 100.0	1 1.9	4 7.5	10 18.9	15 28.3	- -	6 11.3	5 9.4	6 11.3	2 3.8	4 7.5
平成6年～10年		92 100.0	- -	5 5.4	15 16.3	32 34.8	3 3.3	12 13.0	11 12.0	7 7.6	1 1.1	6 6.5	- -
平成11年～15年		196 100.0	5 2.6	7 3.6	31 15.8	87 44.4	- -	23 11.7	21 10.7	9 4.6	1 0.5	11 5.6	1 0.5
平成16年～21年		274 100.0	6 2.2	16 5.8	51 18.6	130 47.4	1 0.4	25 9.1	16 5.8	6 2.2	4 1.5	17 6.2	2 0.7
相 談 援 助 職 経 験		81 100.0	- -	7 8.6	19 23.5	18 22.2	- -	7 8.6	8 9.9	7 8.6	3 3.7	11 13.6	1 1.2
合 資 格 無	～5年未満	142 100.0	1 0.7	8 5.6	21 14.8	70 49.3	1 0.7	17 12.0	12 8.5	2 1.4	2 1.4	8 5.6	- -
	～10年未満	152 100.0	5 3.3	9 5.9	16 10.5	78 51.3	- -	21 13.8	10 6.6	5 3.3	- -	7 4.6	1 0.7
	～15年未満	110 100.0	1 0.9	4 3.6	19 17.3	57 51.8	3 2.7	8 7.3	8 7.3	4 3.6	1 0.9	5 4.5	- -
	～20年未満	62 100.0	2 3.2	1 1.6	10 16.1	21 33.9	- -	10 16.1	9 14.5	4 6.5	1 1.6	4 6.5	- -
	20年以上	70 100.0	2 2.9	6 8.6	21 30.0	22 31.4	- -	3 4.3	7 10.0	5 7.1	1 1.4	3 4.3	- -
就 業 形 態	629 100.0	12 1.9	36 5.7	110 17.5	268 42.6	4 0.6	66 10.5	54 8.6	29 4.6	8 1.3	39 6.2	3 0.5	
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	12 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
	児童福祉分野	36 100.0	- -	36 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
	障害児・者福祉分野	110 100.0	- -	- -	110 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
	高齢者福祉分野	268 100.0	- -	- -	- -	268 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
	婦人保護分野	4 100.0	- -	- -	- -	- -	4 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	
	保健医療分野	66 100.0	- -	- -	- -	- -	66 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	
	地域福祉分野	54 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	54 100.0	- -	- -	- -	- -	
	福祉・介護教育分野	29 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	29 100.0	- -	- -	- -	
	司法分野	8 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	8 100.0	- -	- -	
	その他	39 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	39 100.0	- -	
過 去 就 業 分 野	生活保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	児童福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	障害児・者福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	高齢者福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	婦人保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	保健医療分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	地域福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	司法分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

問11 現在従事している
主な職種・役職

	全 体	相談員	判定員	現業員	指導員・生活 指導員	査察指導員	児童福祉司	身体障害者福 祉司	知的障害者福 祉司	老人福祉指導 主事
全 体	629 100.0	160 25.4	-	5 0.8	58 9.2	4 0.6	5 0.8	-	-	1 0.2
年 代	20代	81 100.0	26 32.1	-	1 1.2	16 19.8	-	-	-	1 1.2
	30代	202 100.0	51 25.2	-	-	21 10.4	2 1.0	-	-	-
	40代	165 100.0	44 26.7	-	3 1.8	9 5.5	1 0.6	1 0.6	-	-
	50代	134 100.0	28 20.9	-	-	9 6.7	2 1.5	2 1.5	-	-
	60代	41 100.0	10 24.4	-	1 2.4	3 7.3	1 2.4	-	-	-
	70代以上	4 100.0	1 25.0	-	-	-	-	-	-	-
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	53 100.0	7 13.2	-	1 1.9	3 5.7	-	2 3.8	-
平成6年～10年		92 100.0	17 18.5	-	-	8 8.7	-	2 2.2	-	-
平成11年～15年		196 100.0	54 27.6	-	2 1.0	14 7.1	2 1.0	1 0.5	-	-
平成16年～21年		274 100.0	79 28.8	-	2 0.7	29 10.6	2 0.7	-	-	1 0.4
相 談 援 助 職 経 験	従事したことがない	81 100.0	2 2.5	-	-	14 17.3	-	-	-	-
	～5年未満	142 100.0	63 44.4	-	1 0.7	8 5.6	-	1 0.7	-	1 0.7
	～10年未満	152 100.0	51 33.6	-	2 1.3	15 9.9	-	1 0.7	-	-
	～15年未満	110 100.0	24 21.8	-	1 0.9	8 7.3	1 0.9	2 1.8	-	-
	～20年未満	62 100.0	6 9.7	-	1 1.6	5 8.1	1 1.6	-	-	-
20年以上	70 100.0	12 17.1	-	-	7 10.0	2 2.9	1 1.4	-	-	
就 業 形 態	現就労者	629 100.0	160 25.4	-	5 0.8	58 9.2	4 0.6	5 0.8	-	1 0.2
	過去就労者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	働いたことはない	-	-	-	-	-	-	-	-	-
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	3 25.0	-	2 16.7	2 16.7	3 25.0	-	-	-
	児童福祉分野	36 100.0	11 30.6	-	-	11 30.6	-	4 11.1	-	-
	障害児・者福祉分野	110 100.0	16 14.5	-	2 1.8	35 31.8	1 0.9	-	-	-
	高齢者福祉分野	268 100.0	99 36.9	-	-	7 2.6	-	-	-	1 0.4
	婦人保護分野	4 100.0	3 75.0	-	-	-	-	1 25.0	-	-
	保健医療分野	66 100.0	6 9.1	-	-	-	-	-	-	-
	地域福祉分野	54 100.0	14 25.9	-	1 1.9	1 1.9	-	-	-	-
	福祉・介護教育分野	29 100.0	3 10.3	-	-	-	-	-	-	-
	司法分野	8 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	39 100.0	4 10.3	-	-	1 2.6	-	-	-	-
主 な 就 業 分 野 過 去 就 労 者	生活保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	児童福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	障害児・者福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	高齢者福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	婦人保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保健医療分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
司法分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

問11 現在従事している
主な職種・役職

	全 体	MSW	PSW	コミュニ ティ・ワー カー	介護支援専門 員	障害者相談支 援専門員	児童自立支援 専門員	教職・研究職	介護職	事務職	
全 体	629 100.0	46 7.3	7 1.1	33 5.2	135 21.5	26 4.1	-	34 5.4	40 6.4	61 9.7	
年 代	20代	81 100.0	13 16.0	1 1.2	3 3.7	4 4.9	3 3.7	-	1 1.2	12 14.8	7 8.6
	30代	202 100.0	21 10.4	2 1.0	12 5.9	46 22.8	7 3.5	-	7 3.5	17 8.4	24 11.9
	40代	165 100.0	6 3.6	3 1.8	11 6.7	40 24.2	9 5.5	-	7 4.2	5 3.0	14 8.5
	50代	134 100.0	5 3.7	-	6 4.5	35 26.1	6 4.5	-	12 9.0	4 3.0	12 9.0
	60代	41 100.0	1 2.4	1 2.4	1 2.4	10 24.4	1 2.4	-	5 12.2	2 4.9	2 4.9
	70代以上	4 100.0	-	-	-	-	-	-	2 50.0	-	-
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	53 100.0	1 1.9	2 3.8	2 3.8	7 13.2	3 5.7	-	9 17.0	-
平成6年～10年		92 100.0	9 9.8	2 2.2	8 8.7	20 21.7	5 5.4	-	9 9.8	2 2.2	11 12.0
平成11年～15年		196 100.0	16 8.2	1 0.5	15 7.7	55 28.1	6 3.1	-	10 5.1	14 7.1	20 10.2
平成16年～21年		274 100.0	20 7.3	2 0.7	8 2.9	50 18.2	12 4.4	-	5 1.8	24 8.8	23 8.4
相 談 援 助 職 経 験	従事したことがない	81 100.0	-	-	3 3.7	5 6.2	-	-	6 7.4	13 16.0	16 19.8
	～5年未満	142 100.0	15 10.6	1 0.7	8 5.6	13 9.2	7 4.9	-	4 2.8	14 9.9	11 7.7
	～10年未満	152 100.0	16 10.5	3 2.0	5 3.3	42 27.6	5 3.3	-	5 3.3	8 5.3	13 8.6
	～15年未満	110 100.0	6 5.5	1 0.9	8 7.3	41 37.3	9 8.2	-	5 4.5	2 1.8	6 5.5
	～20年未満	62 100.0	7 11.3	2 3.2	6 9.7	21 33.9	2 3.2	-	3 4.8	3 4.8	11 17.7
	20年以上	70 100.0	2 2.9	-	3 4.3	12 17.1	3 4.3	-	9 12.9	-	3 4.3
就 業 形 態	現就労者	629 100.0	46 7.3	7 1.1	33 5.2	135 21.5	26 4.1	-	34 5.4	40 6.4	61 9.7
	過去就労者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	働いたことはない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	-	-	-	-	-	-	-	2 16.7	1 8.3
	児童福祉分野	36 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	2 5.6
	障害児・者福祉分野	110 100.0	1 0.9	1 0.9	-	2 1.8	23 20.9	-	1 0.9	7 6.4	5 4.5
	高齢者福祉分野	268 100.0	3 1.1	-	3 1.1	119 44.4	2 0.7	-	4 1.5	27 10.1	12 4.5
	婦人保護分野	4 100.0	-	-	-	1 25.0	-	-	-	-	-
	保健医療分野	66 100.0	41 62.1	6 9.1	-	7 10.6	-	-	1 1.5	2 3.0	5 7.6
	地域福祉分野	54 100.0	-	-	28 51.9	5 9.3	1 1.9	-	-	2 3.7	17 31.5
	福祉・介護教育分野	29 100.0	-	-	-	-	-	-	23 79.3	-	3 10.3
	司法分野	8 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	2 25.0
	その他	39 100.0	1 2.6	-	2 5.1	1 2.6	-	-	5 12.8	-	14 35.9
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	児童福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	障害児・者福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	高齢者福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	婦人保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保健医療分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	司法分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

問11 現在従事している
主な職種・役職

	全 体	経営者	施設長・管理 者	サービス管理 責任者	看護職	リハビリ職	その他	無回答	延回答	
全 体	629 100.0	21 3.3	84 13.4	26 4.1	10 1.6	3 0.5	66 10.5	4 0.6	829 131.8	
年 代	20代	81 100.0	-	-	1 1.2	-	10 12.3	1 1.2	100 123.5	
	30代	202 100.0	2 1.0	9 4.5	7 3.5	1 0.5	19 9.4	1 0.5	249 123.3	
	40代	165 100.0	12 7.3	32 19.4	10 6.1	2 1.2	1 0.6	21 12.7	1 0.6	232 140.6
	50代	134 100.0	4 3.0	33 24.6	7 5.2	7 5.2	2 1.5	10 7.5	-	184 137.3
	60代	41 100.0	2 4.9	10 24.4	1 2.4	-	-	6 14.6	1 2.4	58 141.5
	70代以上	4 100.0	1 25.0	-	-	-	-	-	-	4 100.0
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	53 100.0	4 7.5	12 22.6	1 1.9	-	1 11.3	6 11.3	-
平成6年～10年		92 100.0	6 6.5	19 20.7	5 5.4	2 2.2	-	7 7.6	-	132 143.5
平成11年～15年		196 100.0	6 3.1	27 13.8	9 4.6	3 1.5	2 1.0	16 8.2	2 1.0	275 140.3
平成16年～21年		274 100.0	5 1.8	24 8.8	10 3.6	5 1.8	-	37 13.5	2 0.7	340 124.1
相 談 援 助 職 経 験	従事したことがない	81 100.0	2 2.5	4 4.9	2 2.5	4 4.9	1 1.2	16 19.8	-	88 108.6
	～5年未満	142 100.0	2 1.4	6 4.2	1 0.7	3 2.1	2 1.4	21 14.8	2 1.4	184 129.6
	～10年未満	152 100.0	3 2.0	9 5.9	7 4.6	-	-	14 9.2	-	199 130.9
	～15年未満	110 100.0	5 4.5	21 19.1	6 5.5	2 1.8	-	7 6.4	-	155 140.9
	～20年未満	62 100.0	4 6.5	16 25.8	5 8.1	-	-	4 6.5	-	97 156.5
含 資 格 無	20年以上	70 100.0	4 5.7	25 35.7	3 4.3	1 1.4	-	2 2.9	1 1.4	90 128.6
	20年以上	70 100.0	4 5.7	25 35.7	3 4.3	1 1.4	-	2 2.9	1 1.4	90 128.6
就 業 形 態	現就労者	629 100.0	21 3.3	84 13.4	26 4.1	10 1.6	3 0.5	66 10.5	4 0.6	829 131.8
	過去就労者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	働いたことはない	-	-	-	-	-	-	-	-	-
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	-	-	-	-	-	1 8.3	-	14 116.7
	児童福祉分野	36 100.0	-	4 11.1	-	-	-	7 19.4	1 2.8	40 111.1
	障害児・者福祉分野	110 100.0	3 2.7	23 20.9	17 15.5	-	-	8 7.3	-	145 131.8
	高齢者福祉分野	268 100.0	13 4.9	50 18.7	7 2.6	5 1.9	-	24 9.0	2 0.7	378 141.0
	婦人保護分野	4 100.0	-	-	-	-	-	-	-	5 125.0
	保健医療分野	66 100.0	-	1 1.5	1 1.5	4 6.1	3 4.5	2 3.0	-	79 119.7
	地域福祉分野	54 100.0	2 3.7	3 5.6	-	-	-	4 7.4	-	78 144.4
	福祉・介護教育分野	29 100.0	-	2 6.9	-	1 3.4	-	3 10.3	-	35 120.7
	司法分野	8 100.0	1 12.5	-	-	-	-	5 62.5	-	8 100.0
	その他	39 100.0	2 5.1	1 2.6	1 2.6	-	-	12 30.8	-	44 112.8
過 去 就 労 者	生活保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	児童福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	障害児・者福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	高齢者福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	婦人保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保健医療分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	司法分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-

問12 以前の就業先の主な分野

	全 体	生活保護分野	児童福祉分野	障害児・者福祉分野	高齢者福祉分野	婦人保護分野	保健医療分野	地域福祉分野	福祉・介護教育分野	司法分野	その他	無回答
全 体	41 100.0	1 2.4	2 4.9	6 14.6	16 39.0	-	8 19.5	2 4.9	-	1 2.4	5 12.2	-
年代	20代	3 100.0	-	-	-	2 66.7	-	1 33.3	-	-	-	-
	30代	14 100.0	1 7.1	1 7.1	1 7.1	8 57.1	-	3 21.4	-	-	-	-
	40代	7 100.0	-	1 14.3	2 28.6	4 57.1	-	-	-	-	-	-
	50代	4 100.0	-	-	-	-	-	2 50.0	1 25.0	-	-	1 25.0
	60代	11 100.0	-	-	3 27.3	2 18.2	-	2 18.2	1 9.1	-	-	3 27.3
	70代以上	2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	1 50.0	-	1 50.0
	社福士資格登録年	平成元年～5年	5 100.0	-	1 20.0	1 20.0	1 20.0	-	1 20.0	1 20.0	-	-
平成6年～10年		10 100.0	-	1 10.0	2 20.0	3 30.0	-	2 20.0	-	1 10.0	1 10.0	-
平成11年～15年		13 100.0	1 7.7	-	2 15.4	5 38.5	-	2 15.4	1 7.7	-	2 15.4	-
平成16年～21年		11 100.0	-	-	1 9.1	6 54.5	-	2 18.2	-	-	-	2 18.2
相 談 援 助 職 経 験		8 100.0	-	1 12.5	-	3 37.5	-	1 12.5	-	-	-	3 37.5
含資格無	～5年未満	12 100.0	1 8.3	-	1 8.3	9 75.0	-	1 8.3	-	-	-	-
	～10年未満	10 100.0	-	1 10.0	1 10.0	3 30.0	-	4 40.0	-	-	1 10.0	-
	～15年未満	3 100.0	-	-	1 33.3	-	-	-	-	1 33.3	1 33.3	-
	～20年未満	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-
	20年以上	6 100.0	-	-	2 33.3	-	-	2 33.3	2 33.3	-	-	-
就業形態	現就労者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	過去就労者	41 100.0	1 2.4	2 4.9	6 14.6	16 39.0	-	8 19.5	2 4.9	1 2.4	5 12.2	-
主な就業分野	働いたことはない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	生活保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	児童福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	障害児・者福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	高齢者福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	婦人保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保健医療分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	司法分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
過去の就労者	生活保護分野	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	児童福祉分野	2 100.0	-	2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	障害児・者福祉分野	6 100.0	-	-	6 100.0	-	-	-	-	-	-	-
	高齢者福祉分野	16 100.0	-	-	-	16 100.0	-	-	-	-	-	-
	婦人保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保健医療分野	8 100.0	-	-	-	-	8 100.0	-	-	-	-	-
	地域福祉分野	2 100.0	-	-	-	-	-	2 100.0	-	-	-	-
	福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	司法分野	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-
	その他	5 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	5 100.0	-

問13 以前従事していた
主な職種・役職

	全 体	相談員	判定員	現業員	指導員・生活 指導員	査察指導員	児童福祉司	身体障害者福 祉司	知的障害者福 祉司	老人福祉指導 主事
全 体	41 100.0	10 24.4	2 4.9	2 4.9	9 22.0	2 4.9	-	1 2.4	1 2.4	2 4.9
年 代	20代	3 100.0	2 66.7	-	-	1 33.3	-	-	-	-
	30代	14 100.0	5 35.7	-	1 7.1	3 21.4	-	-	-	-
	40代	7 100.0	1 14.3	1 14.3	-	3 42.9	-	-	-	-
	50代	4 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	60代	11 100.0	2 18.2	-	1 9.1	2 18.2	1 9.1	-	1 9.1	1 9.1
	70代以上	2 100.0	-	1 50.0	-	-	1 50.0	-	-	1 50.0
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	5 100.0	-	1 20.0	1 20.0	2 40.0	1 20.0	-	-
平成6年～10年		10 100.0	2 20.0	1 10.0	-	3 30.0	1 10.0	1 10.0	1 10.0	2 20.0
平成11年～15年		13 100.0	4 30.8	-	1 7.7	4 30.8	-	-	-	-
平成16年～21年		11 100.0	4 36.4	-	-	-	-	-	-	-
相 談 援 助 職 経 験	従事したことがない	8 100.0	-	1 12.5	-	1 12.5	-	-	-	-
	～5年未満	12 100.0	7 58.3	-	1 8.3	1 8.3	-	-	-	-
	～10年未満	10 100.0	3 30.0	-	-	4 40.0	-	-	-	-
	～15年未満	3 100.0	-	-	-	-	1 33.3	1 33.3	1 33.3	2 66.7
	～20年未満	1 100.0	-	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-
含 資 格 無	20年以上	6 100.0	-	-	1 16.7	2 33.3	1 16.7	-	-	-
就 業 形 態	現就労者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	過去就労者	41 100.0	10 24.4	2 4.9	2 4.9	9 22.0	2 4.9	1 2.4	1 2.4	2 4.9
	働いたことはない	-	-	-	-	-	-	-	-	-
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	児童福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	障害児・者福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	高齢者福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	婦人保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保健医療分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	司法分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-
	児童福祉分野	2 100.0	-	-	-	2 100.0	-	-	-	-
	障害児・者福祉分野	6 100.0	-	1 16.7	-	4 66.7	-	1 16.7	1 16.7	1 16.7
	高齢者福祉分野	16 100.0	8 50.0	-	-	2 12.5	-	-	-	-
	婦人保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保健医療分野	8 100.0	1 12.5	-	-	1 12.5	-	-	-	-
	地域福祉分野	2 100.0	-	-	1 50.0	-	1 50.0	-	-	-
	福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	司法分野	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	-	-	1 100.0
	その他	5 100.0	1 20.0	1 20.0	-	-	-	-	-	-

問13 以前従事していた
主な職種・役職

	全 体	MSW	PSW	コミュニティ ・ワーカー	介護支援専門 員	障害者相談支 援専門員	児童自立支援 専門員	教職・研究職	介護職	事務職
全 体	41 100.0	6 14.6	1 2.4	2 4.9	9 22.0	-	-	4 9.8	7 17.1	4 9.8
年代										
20代	3 100.0	1 33.3	1 33.3	-	-	-	-	-	1 33.3	-
30代	14 100.0	3 21.4	-	-	3 21.4	-	-	-	3 21.4	-
40代	7 100.0	-	-	-	4 57.1	-	-	1 14.3	3 42.9	1 14.3
50代	4 100.0	2 50.0	-	1 25.0	1 25.0	-	-	1 25.0	-	1 25.0
60代	11 100.0	-	-	-	1 9.1	-	-	1 9.1	-	2 18.2
70代以上	2 100.0	-	-	1 50.0	-	-	-	1 50.0	-	-
社 福 士 資 格 登 録 年										
平成元年～5年	5 100.0	1 20.0	-	-	3 60.0	-	-	-	-	-
平成6年～10年	10 100.0	2 20.0	-	1 10.0	2 20.0	-	-	1 10.0	1 10.0	1 10.0
平成11年～15年	13 100.0	1 7.7	1 7.7	1 7.7	3 23.1	-	-	1 7.7	2 15.4	1 7.7
平成16年～21年	11 100.0	1 9.1	-	-	1 9.1	-	-	2 18.2	2 18.2	2 18.2
相 談 援 助 職 経 験										
従事したことがない	8 100.0	-	-	-	-	-	-	3 37.5	1 12.5	1 12.5
～5年未満	12 100.0	1 8.3	-	-	3 25.0	-	-	1 8.3	4 33.3	1 8.3
～10年未満	10 100.0	3 30.0	1 10.0	-	2 20.0	-	-	-	2 20.0	-
～15年未満	3 100.0	-	-	1 33.3	-	-	-	-	-	-
～20年未満	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-
20年以上	6 100.0	2 33.3	-	1 16.7	2 33.3	-	-	-	-	2 33.3
就 業 形 態										
現就労者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過去就労者	41 100.0	6 14.6	1 2.4	2 4.9	9 22.0	-	-	4 9.8	7 17.1	4 9.8
働いたことはない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
主 な 就 業 分 野										
生活保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
児童福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
障害児・者福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
現 就 労 者										
高齢者福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
婦人保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保健医療分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
司法分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
主 な 就 業 分 野										
生活保護分野	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
児童福祉分野	2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
障害児・者福祉分野	6 100.0	-	-	-	1 16.7	-	-	-	-	1 16.7
過去 就 労 者										
高齢者福祉分野	16 100.0	1 6.3	-	-	6 37.5	-	-	1 6.3	6 37.5	1 6.3
婦人保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保健医療分野	8 100.0	5 62.5	1 12.5	-	1 12.5	-	-	-	1 12.5	1 12.5
地域福祉分野	2 100.0	-	-	1 50.0	1 50.0	-	-	-	-	1 50.0
福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
司法分野	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-
その他	5 100.0	-	-	-	-	-	-	3 60.0	-	-

問13 以前従事していた
主な職種・役職

	全 体	経営者	施設長・管理 者	サービス管理 責任者	看護職	リハビリ職	その他	無回答	延回答
全 体	41 100.0	1 2.4	3 7.3	-	2 4.9	1 2.4	3 7.3	-	72 175.6
年代									
20代	3 100.0	-	-	-	-	-	-	-	6 200.0
30代	14 100.0	-	-	-	-	-	-	-	18 128.6
40代	7 100.0	-	-	-	-	1 14.3	1 14.3	-	16 228.6
50代	4 100.0	-	1 25.0	-	-	-	-	-	7 175.0
60代	11 100.0	1 9.1	1 9.1	-	1 9.1	-	2 18.2	-	18 163.6
70代以上	2 100.0	-	1 50.0	-	1 50.0	-	-	-	7 350.0
社 福 士 資 格 登 録 年									
平成元年～5年	5 100.0	-	1 20.0	-	-	-	1 20.0	-	11 220.0
平成6年～10年	10 100.0	-	2 20.0	-	1 10.0	-	-	-	22 220.0
平成11年～15年	13 100.0	1 7.7	-	-	-	-	-	-	20 153.8
平成16年～21年	11 100.0	-	-	-	1 9.1	1 9.1	2 18.2	-	16 145.5
相 談 援 助 職 経 験									
従事したことがない	8 100.0	-	-	-	2 25.0	-	1 12.5	-	10 125.0
～5年未満	12 100.0	-	-	-	-	1 8.3	1 8.3	-	21 175.0
～10年未満	10 100.0	-	-	-	-	-	-	-	15 150.0
～15年未満	3 100.0	1 33.3	1 33.3	-	-	-	-	-	8 266.7
～20年未満	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	3 300.0
20年以上	6 100.0	-	2 33.3	-	-	-	1 16.7	-	14 233.3
就 業 形 態									
現就労者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過去就労者	41 100.0	1 2.4	3 7.3	-	2 4.9	1 2.4	3 7.3	-	72 175.6
働いたことはない	-	-	-	-	-	-	-	-	-
主 な 就 業 分 野									
生活保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
児童福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
障害児・者福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
現 就 労 者									
高齢者福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
婦人保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保健医療分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
司法分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
主 な 就 業 分 野									
生活保護分野	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0
児童福祉分野	2 100.0	-	-	-	-	-	-	-	2 100.0
障害児・者福祉分野	6 100.0	-	-	-	-	1 16.7	1 16.7	-	12 200.0
高齢者福祉分野	16 100.0	-	-	-	-	-	1 6.3	-	26 162.5
婦人保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保健医療分野	8 100.0	-	1 12.5	-	1 12.5	-	-	-	13 162.5
地域福祉分野	2 100.0	-	1 50.0	-	-	-	1 50.0	-	7 350.0
福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
司法分野	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	-	4 400.0
その他	5 100.0	1 20.0	-	-	1 20.0	-	-	-	7 140.0

問14 自身の「実践力」レベル

	全 体	指導を受けながら行うことができる	指示がなくても一人でできる	自身の実践を振り返り改善ができる	エキスパートとしてモデルとされる	福祉課題の実践・指導をすべて行える	上記1～5のレベルに達していない	無回答
全 体	685 100.0	155 22.6	144 21.0	172 25.1	110 16.1	36 5.3	66 9.6	2 0.3
年代	20代	85 100.0	39 45.9	18 21.2	11 12.9	1 1.2	15 17.6	-
	30代	220 100.0	55 25.0	53 24.1	58 26.4	23 10.5	5 2.3	26 11.8
	40代	173 100.0	34 19.7	31 17.9	47 27.2	44 25.4	11 6.4	5 2.9
	50代	143 100.0	15 10.5	30 21.0	40 28.0	31 21.7	13 9.1	14 9.8
	60代	55 100.0	11 20.0	11 20.0	12 21.8	10 18.2	5 9.1	5 9.1
	70代以上	7 100.0	1 14.3	1 14.3	2 28.6	1 14.3	1 14.3	1 14.3
	社福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	6 10.2	14 23.7	17 28.8	16 27.1	5 8.5
平成6年～10年		105 100.0	13 12.4	19 18.1	23 21.9	34 32.4	9 8.6	7 6.7
平成11年～15年		213 100.0	33 15.5	52 24.4	60 28.2	38 17.8	15 7.0	14 6.6
平成16年～21年		291 100.0	96 33.0	57 19.6	67 23.0	20 6.9	7 2.4	43 14.8
相談 援 助 職 経 験	従事したことがない	96 100.0	39 40.6	7 7.3	11 11.5	-	3 3.1	36 37.5
	～5年未満	157 100.0	63 40.1	39 24.8	27 17.2	7 4.5	2 1.3	18 11.5
	～10年未満	163 100.0	29 17.8	49 30.1	57 35.0	17 10.4	5 3.1	6 3.7
	～15年未満	114 100.0	9 7.9	24 21.1	43 37.7	24 21.1	10 8.8	4 3.5
	～20年未満	64 100.0	6 9.4	13 20.3	16 25.0	26 40.6	2 3.1	1 1.6
20年以上	78 100.0	4 5.1	10 12.8	16 20.5	32 41.0	14 17.9	1 1.3	
就業 形 態	現就労者	629 100.0	134 21.3	137 21.8	164 26.1	105 16.7	32 5.1	56 8.9
	過去就労者	41 100.0	15 36.6	5 12.2	8 19.5	4 9.8	4 9.8	4 9.8
	働いたことはない	14 100.0	6 42.9	2 14.3	-	1 7.1	-	5 35.7
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	5 41.7	1 8.3	4 33.3	1 8.3	1 8.3	-
	児童福祉分野	36 100.0	11 30.6	6 16.7	9 25.0	3 8.3	3 8.3	4 11.1
	障害児・者福祉分野	110 100.0	24 21.8	27 24.5	23 20.9	25 22.7	4 3.6	7 6.4
	高齢者福祉分野	268 100.0	54 20.1	69 25.7	68 25.4	42 15.7	9 3.4	26 9.7
現 就 労 者	婦人保護分野	4 100.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0	-	-	-
	保健医療分野	66 100.0	19 28.8	14 21.2	19 28.8	8 12.1	4 6.1	2 3.0
	地域福祉分野	54 100.0	7 13.0	7 13.0	19 35.2	14 25.9	4 7.4	3 5.6
	福祉・介護教育分野	29 100.0	3 10.3	6 20.7	7 24.1	7 24.1	3 10.3	3 10.3
	司法分野	8 100.0	1 12.5	-	1 12.5	2 25.0	3 37.5	1 12.5
	その他	39 100.0	8 20.5	4 10.3	12 30.8	3 7.7	1 2.6	10 25.6
	2 6							
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	1 100.0	-	-	-	-	-	1 100.0
	児童福祉分野	2 100.0	-	1 50.0	-	-	-	1 50.0
	障害児・者福祉分野	6 100.0	3 50.0	1 16.7	1 16.7	-	-	-
	高齢者福祉分野	16 100.0	9 56.3	2 12.5	1 6.3	3 18.8	-	1 6.3
過 去 就 労 者	婦人保護分野	-	-	-	-	-	-	-
	保健医療分野	8 100.0	3 37.5	1 12.5	2 25.0	1 12.5	1 12.5	-
	地域福祉分野	2 100.0	-	-	1 50.0	-	1 50.0	-
	福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-	-
	司法分野	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	-
	その他	5 100.0	-	-	3 60.0	-	1 20.0	1 20.0
	1 -							

問16 自身の「運営管理」レベル

	全 体	与えられた役割は指導の上行動できる	自分の役割を見だし行動できる	チームリーダーとして行動できる	チーム活動を通じて業務を運営できる	助言・指導をすべて行える	上記1～5のレベルに達していない	無回答	
全 体	685 100.0	101 14.7	230 33.6	74 10.8	134 19.6	75 10.9	68 9.9	3 0.4	
年代	20代	85 100.0	34 40.0	30 35.3	4 4.7	1 1.2	15 17.6	1 1.2	
	30代	220 100.0	39 17.7	93 42.3	27 12.3	30 13.6	8 3.6	23 10.5	
	40代	173 100.0	17 9.8	54 31.2	17 9.8	44 25.4	32 18.5	8 4.6	
	50代	143 100.0	8 5.6	37 25.9	19 13.3	42 29.4	26 18.2	11 7.7	
	60代	55 100.0	3 5.5	15 27.3	7 12.7	14 25.5	7 12.7	8 14.5	
	70代以上	7 100.0	- -	1 14.3	- -	2 28.6	2 28.6	2 28.6	- -
	社福士資格登録年	平成元年～5年	59 100.0	2 3.4	17 28.8	2 3.4	23 39.0	13 22.0	2 3.4
平成6年～10年		105 100.0	8 7.6	30 28.6	9 8.6	28 26.7	21 20.0	9 8.6	
平成11年～15年		213 100.0	18 8.5	82 38.5	27 12.7	47 22.1	24 11.3	14 6.6	
平成16年～21年		291 100.0	66 22.7	95 32.6	35 12.0	34 11.7	17 5.8	42 14.4	
相談援助職経験	従事したことがない	96 100.0	24 25.0	21 21.9	5 5.2	7 7.3	5 5.2	34 35.4	
	～5年未満	157 100.0	45 28.7	64 40.8	13 8.3	11 7.0	4 2.5	18 11.5	
	～10年未満	163 100.0	19 11.7	83 50.9	23 14.1	24 14.7	8 4.9	6 3.7	
	～15年未満	114 100.0	2 1.8	35 30.7	19 16.7	35 30.7	18 15.8	5 4.4	
合資格無	～20年未満	64 100.0	4 6.3	15 23.4	5 7.8	24 37.5	13 20.3	3 4.7	
	20年以上	78 100.0	2 2.6	9 11.5	9 11.5	30 38.5	26 33.3	1 1.3	
就業形態	現就労者	629 100.0	87 13.8	213 33.9	72 11.4	127 20.2	71 11.3	57 9.1	
	過去就労者	41 100.0	10 24.4	16 39.0	1 2.4	6 14.6	3 7.3	4 9.8	
	働いたことはない	14 100.0	4 28.6	1 7.1	1 7.1	1 7.1	1 7.1	6 42.9	
主な就業分野	生活保護分野	12 100.0	2 16.7	5 41.7	2 16.7	2 16.7	- -	1 8.3	
	児童福祉分野	36 100.0	7 19.4	10 27.8	5 13.9	5 13.9	2 5.6	6 16.7	
	障害児・者福祉分野	110 100.0	19 17.3	34 30.9	14 12.7	23 20.9	13 11.8	7 6.4	
	高齢者福祉分野	268 100.0	38 14.2	96 35.8	29 10.8	51 19.0	32 11.9	22 8.2	
現就労者	婦人保護分野	4 100.0	- -	3 75.0	- -	1 25.0	- -	- -	
	保健医療分野	66 100.0	10 15.2	28 42.4	6 9.1	14 21.2	4 6.1	4 6.1	
	地域福祉分野	54 100.0	3 5.6	16 29.6	6 11.1	15 27.8	11 20.4	3 5.6	
	福祉・介護教育分野	29 100.0	1 3.4	8 27.6	5 17.2	8 27.6	5 17.2	2 6.9	
	司法分野	8 100.0	1 12.5	1 12.5	- -	2 25.0	3 37.5	1 12.5	
	その他	39 100.0	5 12.8	10 25.6	5 12.8	6 15.4	1 2.6	11 28.2	
	2.6								
主な就業分野	生活保護分野	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	1 100.0	
	児童福祉分野	2 100.0	- -	1 50.0	- -	- -	- -	1 50.0	
	障害児・者福祉分野	6 100.0	1 16.7	3 50.0	- -	1 16.7	- -	- 16.7	
	高齢者福祉分野	16 100.0	8 50.0	6 37.5	- -	1 6.3	- -	1 6.3	
過去就労者	婦人保護分野	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
	保健医療分野	8 100.0	1 12.5	5 62.5	- -	1 12.5	1 12.5	- -	
	地域福祉分野	2 100.0	- -	- -	- -	2 100.0	- -	- -	
	福祉・介護教育分野	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
	司法分野	1 100.0	- -	- -	- -	- -	1 100.0	- -	
	その他	5 100.0	- -	1 20.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	

問18 自身の「人材育成」レベル

	全 体	後進育成の意義を理解できる	新任職員に対して助言・指導ができる	中堅職員に対して助言・指導をできる	指導者として実習指導などができる	相談援助実践の環境づくりができる	上記1～5のレベルに達していない	無回答	
全 体	685 100.0	108 15.8	185 27.0	139 20.3	120 17.5	37 5.4	86 12.6	10 1.5	
年代	20代	85 100.0	23 27.1	31 36.5	2 2.4	1 1.2	1 1.2	26 30.6	1 1.2
	30代	220 100.0	38 17.3	85 38.6	42 19.1	21 9.5	3 1.4	29 13.2	2 0.9
	40代	173 100.0	24 13.9	35 20.2	43 24.9	43 24.9	15 8.7	9 5.2	4 2.3
	50代	143 100.0	14 9.8	22 15.4	39 27.3	38 26.6	14 9.8	14 9.8	2 1.4
	60代	55 100.0	7 12.7	10 18.2	11 20.0	15 27.3	4 7.3	7 12.7	1 1.8
	70代以上	7 100.0	2 28.6	1 14.3	1 14.3	2 28.6	-	1 14.3	-
	社福士資格登録年	平成元年～5年	59 100.0	2 3.4	15 25.4	10 16.9	22 37.3	7 11.9	3 5.1
平成6年～10年		105 100.0	10 9.5	22 21.0	28 26.7	28 26.7	11 10.5	6 5.7	-
平成11年～15年		213 100.0	28 13.1	66 31.0	45 21.1	45 21.1	10 4.7	15 7.0	4 1.9
平成16年～21年		291 100.0	65 22.3	75 25.8	54 18.6	24 8.2	9 3.1	59 20.3	5 1.7
従事したことがない		96 100.0	25 26.0	18 18.8	11 11.5	3 3.1	2 2.1	34 35.4	3 3.1
相談援助職経験	～5年未満	157 100.0	46 29.3	42 26.8	20 12.7	10 6.4	-	35 22.3	4 2.5
	～10年未満	163 100.0	24 14.7	79 48.5	27 16.6	19 11.7	3 1.8	8 4.9	3 1.8
	～15年未満	114 100.0	5 4.4	27 23.7	42 36.8	22 19.3	12 10.5	6 5.3	-
	～20年未満	64 100.0	4 6.3	9 14.1	22 34.4	22 34.4	5 7.8	2 3.1	-
	20年以上	78 100.0	1 1.3	7 9.0	14 17.9	42 53.8	14 17.9	-	-
就業形態	現就労者	629 100.0	93 14.8	174 27.7	130 20.7	115 18.3	36 5.7	73 11.6	8 1.3
	過去就労者	41 100.0	10 24.4	10 24.4	7 17.1	5 12.2	1 2.4	6 14.6	2 4.9
	働いたことはない	14 100.0	5 35.7	1 7.1	2 14.3	-	-	6 42.9	-
主な就業分野	生活保護分野	12 100.0	2 16.7	4 33.3	2 16.7	3 25.0	-	1 8.3	-
	児童福祉分野	36 100.0	6 16.7	15 41.7	1 2.8	6 16.7	1 2.8	6 16.7	1 2.8
	障害児・者福祉分野	110 100.0	10 9.1	32 29.1	26 23.6	25 22.7	6 5.5	9 8.2	2 1.8
	高齢者福祉分野	268 100.0	45 16.8	68 25.4	61 22.8	44 16.4	16 6.0	32 11.9	2 0.7
	婦人保護分野	4 100.0	1 25.0	2 50.0	1 25.0	-	-	-	-
	保健医療分野	66 100.0	12 18.2	22 33.3	14 21.2	8 12.1	2 3.0	7 10.6	1 1.5
	地域福祉分野	54 100.0	5 9.3	16 29.6	10 18.5	13 24.1	2 3.7	6 11.1	2 3.7
	福祉・介護教育分野	29 100.0	3 10.3	4 13.8	6 20.7	8 27.6	6 20.7	2 6.9	-
	司法分野	8 100.0	2 25.0	2 25.0	-	3 37.5	1 12.5	-	-
	その他	39 100.0	6 15.4	8 20.5	9 23.1	4 10.3	2 5.1	10 25.6	-
過去就労者	生活保護分野	1 100.0	-	-	-	-	-	1 100.0	-
	児童福祉分野	2 100.0	-	1 50.0	-	-	-	1 50.0	-
	障害児・者福祉分野	6 100.0	1 16.7	1 16.7	3 50.0	-	-	-	1 16.7
	高齢者福祉分野	16 100.0	5 31.3	4 25.0	3 18.8	-	-	3 18.8	1 6.3
	婦人保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-
	保健医療分野	8 100.0	3 37.5	3 37.5	-	2 25.0	-	-	-
	地域福祉分野	2 100.0	-	-	-	2 100.0	-	-	-
	福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-	-	-
	司法分野	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-	-
	その他	5 100.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	-	1 20.0	1 20.0	-

問20 自身の「実践の科学化」レベル

	全 体	指導を受けながら課題を明確化できる	自身で課題を明確化できる	課題解決に取り組むことができる	研究活動等に取り組むことができる	科学化に関しての助言・指導ができる	上記1～5のレベルに達していない	無回答	
全 体	685 100.0	123 18.0	133 19.4	218 31.8	74 10.8	16 2.3	100 14.6	21 3.1	
年代	20代	85 100.0	30 35.3	17 20.0	9 10.6	4 4.7	24 28.2	1 1.2	
	30代	220 100.0	46 20.9	50 22.7	62 28.2	18 8.2	2 0.9	37 16.8	5 2.3
	40代	173 100.0	25 14.5	29 16.8	67 38.7	23 13.3	6 3.5	15 8.7	8 4.6
	50代	143 100.0	14 9.8	26 18.2	57 39.9	22 15.4	3 2.1	17 11.9	4 2.8
	60代	55 100.0	8 14.5	8 14.5	19 34.5	7 12.7	5 9.1	6 10.9	2 3.6
	70代以上	7 100.0	-	3 42.9	2 28.6	-	-	1 14.3	1 14.3
	社福士資格登録年	平成元年～5年	59 100.0	10 16.9	7 11.9	25 42.4	11 18.6	3 5.1	3 5.1
平成6年～10年		105 100.0	11 10.5	22 21.0	40 38.1	18 17.1	4 3.8	8 7.6	2 1.9
平成11年～15年		213 100.0	31 14.6	46 21.6	73 34.3	28 13.1	3 1.4	24 11.3	8 3.8
平成16年～21年		291 100.0	67 23.0	56 19.2	77 26.5	15 5.2	6 2.1	60 20.6	10 3.4
相談援助職経験	従事したことがない	96 100.0	25 26.0	5 5.2	14 14.6	5 5.2	3 3.1	36 37.5	8 8.3
	～5年未満	157 100.0	41 26.1	34 21.7	30 19.1	8 5.1	1 0.6	38 24.2	5 3.2
	～10年未満	163 100.0	32 19.6	50 30.7	53 32.5	12 7.4	1 0.6	11 6.7	4 2.5
	～15年未満	114 100.0	15 13.2	23 20.2	47 41.2	16 14.0	3 2.6	7 6.1	3 2.6
	～20年未満	64 100.0	4 6.3	10 15.6	31 48.4	12 18.8	2 3.1	5 7.8	-
含資格無	20年以上	78 100.0	4 5.1	8 10.3	38 48.7	20 25.6	6 7.7	1 1.3	1 1.3
就業形態	現就労者	629 100.0	109 17.3	122 19.4	203 32.3	71 11.3	15 2.4	91 14.5	18 2.9
	過去就労者	41 100.0	11 26.8	9 22.0	12 29.3	1 2.4	1 2.4	5 12.2	2 4.9
	働いたことはない	14 100.0	2 14.3	2 14.3	3 21.4	2 14.3	-	4 28.6	1 7.1
主な就業分野	生活保護分野	12 100.0	2 16.7	4 33.3	3 25.0	2 16.7	-	1 8.3	-
	児童福祉分野	36 100.0	5 13.9	9 25.0	8 22.2	5 13.9	1 2.8	6 16.7	2 5.6
	障害児・者福祉分野	110 100.0	20 18.2	20 18.2	45 40.9	10 9.1	2 1.8	9 8.2	4 3.6
	高齢者福祉分野	268 100.0	51 19.0	62 23.1	83 31.0	23 8.6	2 0.7	41 15.3	6 2.2
現就労者	婦人保護分野	4 100.0	-	1 25.0	2 50.0	1 25.0	-	-	-
	保健医療分野	66 100.0	12 18.2	12 18.2	19 28.8	8 12.1	1 1.5	12 18.2	2 3.0
	地域福祉分野	54 100.0	9 16.7	4 7.4	24 44.4	6 11.1	4 7.4	6 11.1	1 1.9
	福祉・介護教育分野	29 100.0	1 3.4	5 17.2	7 24.1	10 34.5	3 10.3	3 10.3	-
	司法分野	8 100.0	3 37.5	1 12.5	-	2 25.0	1 12.5	1 12.5	-
	その他	39 100.0	5 12.8	4 10.3	11 28.2	4 10.3	1 2.6	12 30.8	2 5.1
	過去就労者	生活保護分野	1 100.0	-	-	-	-	-	1 100.0
児童福祉分野		2 100.0	-	1 50.0	-	-	-	1 50.0	-
障害児・者福祉分野		6 100.0	2 33.3	1 16.7	2 33.3	-	-	-	1 16.7
高齢者福祉分野		16 100.0	6 37.5	3 18.8	4 25.0	-	-	2 12.5	1 6.3
婦人保護分野		-	-	-	-	-	-	-	-
保健医療分野		8 100.0	3 37.5	2 25.0	2 25.0	1 12.5	-	-	-
地域福祉分野		2 100.0	-	-	2 100.0	-	-	-	-
福祉・介護教育分野		-	-	-	-	-	-	-	-
司法分野		1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	-
その他		5 100.0	-	2 40.0	1 20.0	-	1 20.0	1 20.0	-

問23 現在、研修しやすい環境にあると思うか

	全 体	非常にそう思 う	ある程度そう 思う	あまりそう思 わない	全くそう思わ ない	そう思う (計)	そう思わない (計)	無回答	延回答	
全 体	685 100.0	80 11.7	306 44.7	195 28.5	93 13.6	386 56.4	288 42.0	11 1.6	1,359 198.4	
年 代	20代	85 100.0	9 10.6	32 37.6	28 32.9	15 17.6	41 48.2	43 50.6	1 1.2	169 198.8
	30代	220 100.0	26 11.8	86 39.1	70 31.8	37 16.8	112 50.9	107 48.6	1 0.5	439 199.5
	40代	173 100.0	20 11.6	75 43.4	51 29.5	22 12.7	95 54.9	73 42.2	5 2.9	341 197.1
	50代	143 100.0	15 10.5	79 55.2	33 23.1	14 9.8	94 65.7	47 32.9	2 1.4	284 198.6
	60代	55 100.0	8 14.5	29 52.7	13 23.6	3 5.5	37 67.3	16 29.1	2 3.6	108 196.4
	70代以上	7 100.0	2 28.6	5 71.4	-	-	7 100.0	-	-	14 200.0
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	9 15.3	25 42.4	13 22.0	11 18.6	34 57.6	24 40.7	1 1.7
平成6年～10年		105 100.0	12 11.4	44 41.9	33 31.4	14 13.3	56 53.3	47 44.8	2 1.9	208 198.1
平成11年～15年		213 100.0	23 10.8	92 43.2	61 28.6	35 16.4	115 54.0	96 45.1	2 0.9	424 199.1
平成16年～21年		291 100.0	31 10.7	140 48.1	84 28.9	30 10.3	171 58.8	114 39.2	6 2.1	576 197.9
相 談 援 助 職 験 経 験	従事したことがない	96 100.0	9 9.4	33 34.4	37 38.5	14 14.6	42 43.8	51 53.1	3 3.1	189 196.9
	～5年未満	157 100.0	13 8.3	65 41.4	49 31.2	27 17.2	78 49.7	76 48.4	3 1.9	311 198.1
	～10年未満	163 100.0	16 9.8	83 50.9	39 23.9	23 14.1	99 60.7	62 38.0	2 1.2	324 198.8
	～15年未満	114 100.0	21 18.4	49 43.0	34 29.8	10 8.8	70 61.4	44 38.6	-	228 200.0
	～20年未満	64 100.0	7 10.9	30 46.9	17 26.6	10 15.6	37 57.8	27 42.2	-	128 200.0
合 資 格 無	20年以上	78 100.0	11 14.1	41 52.6	17 21.8	6 7.7	52 66.7	23 29.5	3 3.8	153 196.2
就 業 形 態	現就労者	629 100.0	71 11.3	292 46.4	179 28.5	77 12.2	363 57.7	256 40.7	10 1.6	1,248 198.4
	過去就労者	41 100.0	6 14.6	9 22.0	13 31.7	12 29.3	15 36.6	25 61.0	1 2.4	81 197.6
	働いたことはない	14 100.0	2 14.3	5 35.7	3 21.4	4 28.6	7 50.0	7 50.0	-	28 200.0
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	-	6 50.0	3 25.0	3 25.0	6 50.0	6 50.0	-	24 200.0
	児童福祉分野	36 100.0	2 5.6	19 52.8	9 25.0	6 16.7	21 58.3	15 41.7	-	72 200.0
	障害児・者福祉分野	110 100.0	12 10.9	51 46.4	34 30.9	11 10.0	63 57.3	45 40.9	2 1.8	218 198.2
	高齢者福祉分野	268 100.0	36 13.4	129 48.1	72 26.9	28 10.4	165 61.6	100 37.3	3 1.1	533 198.9
	婦人保護分野	4 100.0	1 25.0	3 75.0	-	-	4 100.0	-	-	8 200.0
	保健医療分野	66 100.0	9 13.6	22 33.3	22 33.3	10 15.2	31 47.0	32 48.5	3 4.5	129 195.5
	地域福祉分野	54 100.0	4 7.4	24 44.4	16 29.6	8 14.8	28 51.9	24 44.4	2 3.7	106 196.3
	福祉・介護教育分野	29 100.0	3 10.3	19 65.5	4 13.8	3 10.3	22 75.9	7 24.1	-	58 200.0
	司法分野	8 100.0	2 25.0	2 25.0	4 50.0	-	4 50.0	4 50.0	-	16 200.0
	その他	39 100.0	2 5.1	16 41.0	13 33.3	8 20.5	18 46.2	21 53.8	-	78 200.0
過 去 就 労 者	生活保護分野	1 100.0	-	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	2 200.0
	児童福祉分野	2 100.0	-	-	1 50.0	1 50.0	-	2 100.0	-	4 200.0
	障害児・者福祉分野	6 100.0	1 16.7	1 16.7	2 33.3	2 33.3	2 33.3	4 66.7	-	12 200.0
	高齢者福祉分野	16 100.0	1 6.3	3 18.8	5 31.3	6 37.5	4 25.0	11 68.8	1 6.3	31 193.8
	婦人保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保健医療分野	8 100.0	1 12.5	2 25.0	2 25.0	3 37.5	3 37.5	5 62.5	-	16 200.0
	地域福祉分野	2 100.0	-	1 50.0	1 50.0	-	1 50.0	1 50.0	-	4 200.0
	福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	司法分野	1 100.0	1 100.0	-	-	-	1 100.0	-	-	2 200.0
	その他	5 100.0	2 40.0	1 20.0	2 40.0	-	3 60.0	2 40.0	-	10 200.0

問24 福祉士会生涯研究制度共通研修課程修了申請の有無

	全 体	はい	いいえ	無回答	
全 体	685 100.0	135 19.7	543 79.3	7 1.0	
年 代	20代	85 100.0	13 15.3	72 84.7	- -
	30代	220 100.0	34 15.5	185 84.1	1 0.5
	40代	173 100.0	31 17.9	140 80.9	2 1.2
	50代	143 100.0	38 26.6	102 71.3	3 2.1
	60代	55 100.0	16 29.1	38 69.1	1 1.8
	70代以上	7 100.0	3 42.9	4 57.1	- -
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	16 27.1	43 72.9
平成6年～10年		105 100.0	27 25.7	76 72.4	2 1.9
平成11年～15年		213 100.0	51 23.9	160 75.1	2 0.9
平成16年～21年		291 100.0	39 13.4	249 85.6	3 1.0
相 談 援 助 職 経 験	従事したことがない	96 100.0	14 14.6	82 85.4	- -
	～5年未満	157 100.0	18 11.5	138 87.9	1 0.6
	～10年未満	163 100.0	38 23.3	123 75.5	2 1.2
	～15年未満	114 100.0	29 25.4	83 72.8	2 1.8
	～20年未満	64 100.0	12 18.8	51 79.7	1 1.6
合 資 格 無	78 100.0	24 30.8	53 67.9	1 1.3	
就 業 形 態	現就労者	629 100.0	124 19.7	498 79.2	7 1.1
	過去就労者	41 100.0	9 22.0	32 78.0	- -
	働いたことはない	14 100.0	2 14.3	12 85.7	- -
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	2 16.7	10 83.3	- -
	児童福祉分野	36 100.0	7 19.4	29 80.6	- -
	障害児・者福祉分野	110 100.0	21 19.1	89 80.9	- -
	高齢者福祉分野	268 100.0	58 21.6	206 76.9	4 1.5
現 就 労 者	婦人保護分野	4 100.0	1 25.0	3 75.0	- -
	保健医療分野	66 100.0	10 15.2	54 81.8	2 3.0
	地域福祉分野	54 100.0	10 18.5	43 79.6	1 1.9
	福祉・介護教育分野	29 100.0	5 17.2	24 82.8	- -
	司法分野	8 100.0	2 25.0	6 75.0	- -
	その他	39 100.0	8 20.5	31 79.5	- -
	主 な 就 業 分 野	生活保護分野	1 100.0	-	1 100.0
児童福祉分野		2 100.0	-	2 100.0	- -
障害児・者福祉分野		6 100.0	1 16.7	5 83.3	- -
高齢者福祉分野		16 100.0	1 6.3	15 93.8	- -
婦人保護分野		-	-	-	- -
保健医療分野		8 100.0	2 25.0	6 75.0	- -
地域福祉分野		2 100.0	1 50.0	1 50.0	- -
福祉・介護教育分野		-	-	-	- -
司法分野		1 100.0	-	1 100.0	- -
その他		5 100.0	4 80.0	1 20.0	- -

問24 修了申請
していない理由

	全 体	時間がない、 忙しい	制度をよく知 らない	研修に参加し にくい(日程 ・場所等)	研修未受講・ 未修了	意義・必要性 を感じられな い	仕事との関連 が薄い	入会・資格取 得したばかり	費用がかかる	他の資格取得 を目指してい る	点数・単位が 足りない	
全 体	543 100.0	90 16.6	32 5.9	43 7.9	35 6.4	42 7.7	14 2.6	27 5.0	18 3.3	4 0.7	37 6.8	
年 代	20代	72 100.0	8 11.1	7 9.7	10 13.9	5 6.9	1 1.4	1 1.4	5 6.9	2 2.8	- -	10 13.9
	30代	185 100.0	39 21.1	8 4.3	20 10.8	17 9.2	18 9.7	5 2.7	6 3.2	8 4.3	1 0.5	11 5.9
	40代	140 100.0	18 12.9	10 7.1	8 5.7	6 4.3	11 7.9	2 1.4	7 5.0	5 3.6	2 1.4	9 6.4
	50代	102 100.0	16 15.7	7 6.9	4 3.9	3 2.9	5 4.9	5 4.9	6 5.9	2 2.0	1 1.0	3 2.9
	60代	38 100.0	7 18.4	- -	1 2.6	3 7.9	5 13.2	1 2.6	3 7.9	1 2.6	- -	3 7.9
	70代以上	4 100.0	1 25.0	- -	- -	1 25.0	1 25.0	- -	- -	- -	- -	- -
	平成元年～5 年	43 100.0	13 30.2	2 4.7	3 7.0	1 2.3	6 14.0	3 7.0	- -	1 2.3	- -	1 2.3
平成6年～10 年	76 100.0	13 17.1	4 5.3	2 2.6	7 9.2	11 14.5	2 2.6	- -	2 2.6	- -	2 2.6	
平成11年～15 年	160 100.0	28 17.5	9 5.6	17 10.6	15 9.4	11 6.9	6 3.8	1 0.6	3 1.9	- -	1 0.6	
平成16年～21 年	249 100.0	35 14.1	17 6.8	20 8.0	12 4.8	12 4.8	3 1.2	26 10.4	12 4.8	4 1.6	33 13.3	
相 談 援 助 職 経 験	従事したことが ない	82 100.0	13 15.9	3 3.7	6 7.3	7 8.5	3 3.7	3 3.7	6 7.3	3 3.7	1 1.2	9 11.0
	～5年未満	138 100.0	23 16.7	7 5.1	17 12.3	8 5.8	7 5.1	2 1.4	11 8.0	8 5.8	3 2.2	14 10.1
	～10年未満	123 100.0	26 21.1	8 6.5	11 8.9	9 7.3	8 6.5	2 1.6	6 4.9	3 2.4	- -	6 4.9
	～15年未満	83 100.0	9 10.8	4 4.8	4 4.8	6 7.2	10 12.0	2 2.4	1 1.2	2 2.4	- -	5 6.0
	～20年未満	51 100.0	9 17.6	5 9.8	2 3.9	3 5.9	10 19.6	1 2.0	- -	2 3.9	- -	1 2.0
	20年以上	53 100.0	10 18.9	3 5.7	3 5.7	2 3.8	2 3.8	3 5.7	2 3.8	- -	- -	1 1.9
就 業 形 態	現就労者	498 100.0	80 16.1	32 6.4	40 8.0	33 6.6	39 7.8	13 2.6	25 5.0	17 3.4	3 0.6	35 7.0
	過去就労者	32 100.0	8 25.0	- -	3 9.4	2 6.3	3 9.4	1 3.1	1 3.1	1 3.1	1 3.1	1 3.1
	働いたことは ない	12 100.0	2 16.7	- -	- -	- -	- -	- -	1 8.3	- -	- -	- -
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	10 100.0	1 10.0	2 20.0	2 20.0	- -	- -	1 10.0	2 20.0	- -	- -	- -
	児童福祉分野	29 100.0	7 24.1	2 6.9	1 3.4	2 6.9	3 10.3	2 6.9	3 10.3	1 3.4	- -	- -
	障害児・者福 祉分野	89 100.0	15 16.9	6 6.7	7 7.9	3 3.4	4 4.5	2 2.2	5 5.6	2 2.2	- -	6 6.7
	高齢者福祉分 野	206 100.0	34 16.5	12 5.8	19 9.2	17 8.3	18 8.7	4 1.9	10 4.9	8 3.9	2 1.0	16 7.8
	婦人保護分野	3 100.0	1 33.3	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	保健医療分野	54 100.0	6 11.1	3 5.6	4 7.4	4 7.4	4 7.4	3 5.6	1 1.9	1 1.9	- -	5 9.3
	地域福祉分野	43 100.0	7 16.3	2 4.7	3 7.0	5 11.6	2 4.7	- -	1 2.3	1 2.3	- -	6 14.0
	福祉・介護教 育分野	24 100.0	4 16.7	- -	- -	2 8.3	3 12.5	- -	1 4.2	1 4.2	1 4.2	- -
	司法分野	6 100.0	1 16.7	1 16.7	1 16.7	- -	- -	- -	- -	3 50.0	- -	- -
	その他	31 100.0	4 12.9	4 12.9	3 9.7	- -	5 16.1	1 3.2	2 6.5	- -	- -	1 3.2
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	1 100.0	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	児童福祉分野	2 100.0	1 50.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	障害児・者福 祉分野	5 100.0	2 40.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 20.0	- -
	高齢者福祉分 野	15 100.0	3 20.0	- -	3 20.0	2 13.3	1 6.7	- -	- -	1 6.7	- -	1 6.7
	婦人保護分野	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	保健医療分野	6 100.0	1 16.7	- -	- -	- -	1 16.7	- -	1 16.7	- -	- -	- -
	地域福祉分野	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	1 100.0	- -	- -	- -	- -
	福祉・介護教 育分野	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
司法分野	1 100.0	- -	- -	- -	- -	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	
その他	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	

問24 修了申請
していない理由

	全 体	休職中／仕事を していない	研修内容に不 満	面倒	きっかけ、タ イミングが合 わない	申請準備中	申請方法など が分からない	その他	無回答	延回答		
全 体	543 100.0	5 0.9	12 2.2	15 2.8	15 2.8	4 0.7	24 4.4	28 5.2	155 28.5	600 110.5		
年 代	20代	72 100.0	-	1 1.4	1 1.4	1 1.4	2 2.8	4 5.6	19 26.4	78 108.3		
	30代	185 100.0	3 1.6	3 1.6	5 2.7	2 1.1	1 0.5	9 4.9	8 22.7	206 111.4		
	40代	140 100.0	2 1.4	7 5.0	6 4.3	6 4.3	1 0.7	6 4.3	7 5.0	43 30.7	156 111.4	
	50代	102 100.0	-	1 1.0	3 2.9	5 4.9	1 1.0	5 4.9	4 3.9	42 41.2	113 110.8	
	60代	38 100.0	-	-	-	1 2.6	-	2 5.3	5 13.2	8 21.1	40 105.3	
	70代以上	4 100.0	-	-	-	-	-	-	-	1 25.0	4 100.0	
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5 年	43 100.0	2 4.7	2 4.7	1 2.3	2 4.7	-	-	2 4.7	14 32.6	53 123.3
平成6年～10 年		76 100.0	-	2 2.6	3 3.9	3 3.9	-	5 6.6	3 3.9	23 30.3	82 107.9	
平成11年～15 年		160 100.0	3 1.9	2 1.3	6 3.8	6 3.8	-	10 6.3	9 5.6	46 28.8	173 108.1	
平成16年～21 年		249 100.0	-	6 2.4	5 2.0	4 1.6	4 1.6	8 3.2	12 4.8	64 25.7	277 111.2	
相 談 援 助 職 験 経 験	従事したことが ない	82 100.0	2 2.4	3 3.7	-	2 2.4	1 1.2	2 2.4	4 4.9	24 29.3	92 112.2	
	～5年未満	138 100.0	1 0.7	2 1.4	2 1.4	4 2.9	2 1.4	6 4.3	9 6.5	29 21.0	155 112.3	
	～10年未満	123 100.0	1 0.8	2 1.6	5 4.1	4 3.3	-	5 4.1	4 3.3	34 27.6	134 108.9	
	～15年未満	83 100.0	-	1 1.2	5 6.0	2 2.4	1 1.2	6 7.2	5 6.0	26 31.3	89 107.2	
	～20年未満	51 100.0	1 2.0	2 3.9	-	3 5.9	-	2 3.9	2 3.9	16 31.4	59 115.7	
20年以上	53 100.0	-	2 3.8	3 5.7	-	-	1 1.9	4 7.5	21 39.6	57 107.5		
就 業 形 態	現就労者	498 100.0	-	10 2.0	14 2.8	14 2.8	4 0.8	23 4.6	25 5.0	146 29.3	553 111.0	
	過去就労者	32 100.0	2 6.3	1 3.1	1 3.1	-	-	1 3.1	2 6.3	5 15.6	33 103.1	
	働いたことは ない	12 100.0	3 25.0	1 8.3	-	1 8.3	-	-	1 8.3	4 33.3	13 108.3	
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	10 100.0	-	-	-	-	-	1 10.0	-	2 20.0	11 110.0	
	児童福祉分野	29 100.0	-	2 6.9	1 3.4	1 3.4	-	3 10.3	1 3.4	7 24.1	36 124.1	
	障害児・者福 祉分野	89 100.0	-	2 2.2	2 2.2	-	1 1.1	3 3.4	4 4.5	32 36.0	94 105.6	
	高齢者福祉分 野	206 100.0	-	2 1.0	9 4.4	10 4.9	10 0.5	10 4.9	15 7.3	45 21.8	232 112.6	
	婦人保護分野	3 100.0	-	1 33.3	-	-	-	-	-	1 33.3	3 100.0	
	保健医療分野	54 100.0	-	1 1.9	2 3.7	2 3.7	1 1.9	2 3.7	-	20 37.0	59 109.3	
	地域福祉分野	43 100.0	-	-	-	1 2.3	-	1 2.3	2 4.7	14 32.6	45 104.7	
	福祉・介護教 育分野	24 100.0	-	1 4.2	-	-	-	1 4.2	-	13 54.2	27 112.5	
	司法分野	6 100.0	-	1 16.7	-	-	-	1 16.7	1 16.7	1 16.7	10 166.7	
	その他	31 100.0	-	-	-	-	1 3.2	1 3.2	2 6.5	9 29.0	33 106.5	
	主 な 就 業 分 野	生活保護分野	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0
		児童福祉分野	2 100.0	1 50.0	-	-	-	-	-	-	-	2 100.0
		障害児・者福 祉分野	5 100.0	1 20.0	-	-	-	-	-	1 20.0	-	5 100.0
高齢者福祉分 野		15 100.0	-	1 6.7	1 6.7	-	-	1 6.7	-	2 13.3	16 106.7	
婦人保護分野		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
保健医療分野		6 100.0	-	-	-	-	-	-	-	3 50.0	6 100.0	
地域福祉分野		1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0	
福祉・介護教 育分野		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
司法分野		1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0	
その他		1 100.0	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-	1 100.0	

問25 a. 成年後見人養成研修

	全 体	受講修了	内 認定申請	受講していない	無回答	延回答	
全 体	685 100.0	167 24.4	35 5.1	465 67.9	53 7.7	720 105.1	
年 代	20代	85 100.0	2 2.4	1 1.2	79 92.9	4 4.7	86 101.2
	30代	220 100.0	37 16.8	7 3.2	165 75.0	18 8.2	227 103.2
	40代	173 100.0	42 24.3	5 2.9	113 65.3	18 10.4	178 102.9
	50代	143 100.0	54 37.8	14 9.8	83 58.0	6 4.2	157 109.8
	60代	55 100.0	27 49.1	7 12.7	21 38.2	7 12.7	62 112.7
	70代以上	7 100.0	4 57.1	-	3 42.9	-	7 100.0
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	25 42.4	4 6.8	29 49.2	5 8.5
平成6年～10年		105 100.0	41 39.0	3 2.9	58 55.2	6 5.7	108 102.9
平成11年～15年		213 100.0	56 26.3	16 7.5	148 69.5	9 4.2	229 107.5
平成16年～21年		291 100.0	40 13.7	11 3.8	219 75.3	32 11.0	302 103.8
相 談 援 助 職 経 験	従事したことがない	96 100.0	11 11.5	2 2.1	78 81.3	7 7.3	98 102.1
	～5年未満	157 100.0	20 12.7	5 3.2	121 77.1	16 10.2	162 103.2
	～10年未満	163 100.0	41 25.2	12 7.4	111 68.1	11 6.7	175 107.4
	～15年未満	114 100.0	39 34.2	7 6.1	65 57.0	10 8.8	121 106.1
合 資 格 無	～20年未満	64 100.0	26 40.6	5 7.8	33 51.6	5 7.8	69 107.8
	20年以上	78 100.0	27 34.6	4 5.1	49 62.8	2 2.6	82 105.1
就 業 形 態	現就労者	629 100.0	148 23.5	29 4.6	433 68.8	48 7.6	658 104.6
	過去就労者	41 100.0	14 34.1	4 9.8	22 53.7	5 12.2	45 109.8
	働いたことはない	14 100.0	5 35.7	2 14.3	9 64.3	-	16 114.3
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	1 8.3	-	11 91.7	-	12 100.0
	児童福祉分野	36 100.0	5 13.9	1 2.8	29 80.6	2 5.6	37 102.8
	障害児・者福祉分野	110 100.0	20 18.2	5 4.5	78 70.9	12 10.9	115 104.5
	高齢者福祉分野	268 100.0	68 25.4	14 5.2	183 68.3	17 6.3	282 105.2
	婦人保護分野	4 100.0	1 25.0	-	3 75.0	-	4 100.0
	保健医療分野	66 100.0	11 16.7	1 1.5	48 72.7	7 10.6	67 101.5
	地域福祉分野	54 100.0	19 35.2	4 7.4	31 57.4	4 7.4	58 107.4
	福祉・介護教育分野	29 100.0	8 27.6	3 10.3	18 62.1	3 10.3	32 110.3
	司法分野	8 100.0	3 37.5	-	5 62.5	-	8 100.0
	その他	39 100.0	12 30.8	1 2.6	25 64.1	2 5.1	40 102.6
過 去 就 労 者	生活保護分野	1 100.0	-	-	1 100.0	-	1 100.0
	児童福祉分野	2 100.0	-	-	1 50.0	1 50.0	2 100.0
	障害児・者福祉分野	6 100.0	2 33.3	1 16.7	3 50.0	1 16.7	7 116.7
	高齢者福祉分野	16 100.0	5 31.3	2 12.5	9 56.3	2 12.5	18 112.5
	婦人保護分野	-	-	-	-	-	-
	保健医療分野	8 100.0	2 25.0	-	6 75.0	-	8 100.0
	地域福祉分野	2 100.0	1 50.0	-	1 50.0	-	2 100.0
	福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-
	司法分野	1 100.0	1 100.0	-	-	-	1 100.0
	その他	5 100.0	3 60.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	6 120.0

問25 b. 障害者の地域生活支援研修

	全 体	受講修了	内 認定申請	受講していな い	無回答	延回答		
全 体	685 100.0	7 1.0	2 0.3	552 80.6	126 18.4	687 100.3		
年 代	20代	85 100.0	1 1.2	- -	80 94.1	4 4.7	85 100.0	
	30代	220 100.0	- -	- -	191 86.8	29 13.2	220 100.0	
	40代	173 100.0	3 1.7	- -	136 78.6	34 19.7	173 100.0	
	50代	143 100.0	3 2.1	2 1.4	107 74.8	33 23.1	145 101.4	
	60代	55 100.0	- -	- -	33 60.0	22 40.0	55 100.0	
	70代以上	7 100.0	- -	- -	3 42.9	4 57.1	7 100.0	
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	1 1.7	1 1.7	42 71.2	16 27.1	60 101.7
平成6年～10年		105 100.0	1 1.0	1 1.0	80 76.2	24 22.9	106 101.0	
平成11年～15年		213 100.0	3 1.4	- -	177 83.1	33 15.5	213 100.0	
平成16年～21年		291 100.0	2 0.7	- -	239 82.1	50 17.2	291 100.0	
相 談 援 助 職 経 験		従事したことがない	96 100.0	- -	- -	81 84.4	15 15.6	96 100.0
	～5年未満	157 100.0	2 1.3	- -	132 84.1	23 14.6	157 100.0	
	～10年未満	163 100.0	- -	- -	133 81.6	30 18.4	163 100.0	
	～15年未満	114 100.0	3 2.6	2 1.8	88 77.2	23 20.2	116 101.8	
	～20年未満	64 100.0	1 1.6	- -	46 71.9	17 26.6	64 100.0	
合 資 格 無	20年以上	78 100.0	1 1.3	- -	63 80.8	14 17.9	78 100.0	
就 業 形 態	現就労者	629 100.0	7 1.1	2 0.3	513 81.6	109 17.3	631 100.3	
	過去就労者	41 100.0	- -	- -	28 68.3	13 31.7	41 100.0	
	働いたことはない	14 100.0	- -	- -	10 71.4	4 28.6	14 100.0	
	主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	- -	- -	11 91.7	1 8.3	12 100.0
児童福祉分野		36 100.0	- -	- -	33 91.7	3 8.3	36 100.0	
障害児・者福祉分野		110 100.0	6 5.5	1 0.9	84 76.4	20 18.2	111 100.9	
高齢者福祉分野		268 100.0	1 0.4	1 0.4	224 83.6	43 16.0	269 100.4	
婦人保護分野		4 100.0	- -	- -	4 100.0	- -	4 100.0	
保健医療分野		66 100.0	- -	- -	55 83.3	11 16.7	66 100.0	
地域福祉分野		54 100.0	- -	- -	42 77.8	12 22.2	54 100.0	
福祉・介護教育分野		29 100.0	- -	- -	21 72.4	8 27.6	29 100.0	
司法分野		8 100.0	- -	- -	7 87.5	1 12.5	8 100.0	
その他		39 100.0	- -	- -	30 76.9	9 23.1	39 100.0	
過 去 就 労 者		生活保護分野	1 100.0	- -	- -	1 100.0	- -	1 100.0
		児童福祉分野	2 100.0	- -	- -	1 50.0	1 50.0	2 100.0
		障害児・者福祉分野	6 100.0	- -	- -	4 66.7	2 33.3	6 100.0
	高齢者福祉分野	16 100.0	- -	- -	13 81.3	3 18.8	16 100.0	
	婦人保護分野	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
	保健医療分野	8 100.0	- -	- -	6 75.0	2 25.0	8 100.0	
	地域福祉分野	2 100.0	- -	- -	1 50.0	1 50.0	2 100.0	
	福祉・介護教育分野	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
	司法分野	1 100.0	- -	- -	- -	1 100.0	1 100.0	
	その他	5 100.0	- -	- -	2 40.0	3 60.0	5 100.0	

問25 c. 保健医療分野におけるソーシャルワーク専門研修

	全 体	受講修了	内 認定申請	受講していない	無回答	延回答	
全 体	685 100.0	10 1.5	4 0.6	550 80.3	125 18.2	689 100.6	
年 代	20代	85 100.0	1 1.2	- -	80 94.1	4 4.7	85 100.0
	30代	220 100.0	4 1.8	2 0.9	189 85.9	27 12.3	222 100.9
	40代	173 100.0	3 1.7	- -	136 78.6	34 19.7	173 100.0
	50代	143 100.0	1 0.7	1 0.7	107 74.8	35 24.5	144 100.7
	60代	55 100.0	1 1.8	1 1.8	33 60.0	21 38.2	56 101.8
	70代以上	7 100.0	- -	- -	3 42.9	4 57.1	7 100.0
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	1 1.7	1 1.7	41 69.5	17 28.8
平成6年～10年		105 100.0	3 2.9	1 1.0	77 73.3	25 23.8	106 101.0
平成11年～15年		213 100.0	3 1.4	1 0.5	178 83.6	32 15.0	214 100.5
平成16年～21年		291 100.0	2 0.7	1 0.3	240 82.5	49 16.8	292 100.3
相 談 援 助 職 経 験		従事したことがない	96 100.0	1 1.0	1 1.0	81 84.4	14 14.6
	～5年未満	157 100.0	- -	- -	133 84.7	24 15.3	157 100.0
	～10年未満	163 100.0	2 1.2	- -	133 81.6	28 17.2	163 100.0
	～15年未満	114 100.0	3 2.6	1 0.9	86 75.4	25 21.9	115 100.9
	～20年未満	64 100.0	2 3.1	1 1.6	46 71.9	16 25.0	65 101.6
合 資 格 無	20年以上	78 100.0	2 2.6	1 1.3	62 79.5	14 17.9	79 101.3
	就 業 形 態	現就労者	629 100.0	9 1.4	3 0.5	511 81.2	109 17.3
過去就労者		41 100.0	- -	- -	28 68.3	13 31.7	41 100.0
働いたことはない		14 100.0	1 7.1	1 7.1	10 71.4	3 21.4	15 107.1
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	- -	- -	11 91.7	1 8.3	12 100.0
	児童福祉分野	36 100.0	1 2.8	1 2.8	33 91.7	2 5.6	37 102.8
	障害児・者福祉分野	110 100.0	- -	- -	87 79.1	23 20.9	110 100.0
	高齢者福祉分野	268 100.0	5 1.9	1 0.4	221 82.5	42 15.7	269 100.4
	婦人保護分野	4 100.0	- -	- -	4 100.0	- -	4 100.0
	保健医療分野	66 100.0	3 4.5	1 1.5	54 81.8	9 13.6	67 101.5
	地域福祉分野	54 100.0	- -	- -	42 77.8	12 22.2	54 100.0
	福祉・介護教育分野	29 100.0	- -	- -	21 72.4	8 27.6	29 100.0
	司法分野	8 100.0	- -	- -	7 87.5	1 12.5	8 100.0
	その他	39 100.0	- -	- -	29 74.4	10 25.6	39 100.0
過 去 就 労 者	生活保護分野	1 100.0	- -	- -	1 100.0	- -	1 100.0
	児童福祉分野	2 100.0	- -	- -	1 50.0	1 50.0	2 100.0
	障害児・者福祉分野	6 100.0	- -	- -	4 66.7	2 33.3	6 100.0
	高齢者福祉分野	16 100.0	- -	- -	13 81.3	3 18.8	16 100.0
	婦人保護分野	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	保健医療分野	8 100.0	- -	- -	6 75.0	2 25.0	8 100.0
	地域福祉分野	2 100.0	- -	- -	1 50.0	1 50.0	2 100.0
	福祉・介護教育分野	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	司法分野	1 100.0	- -	- -	- -	1 100.0	1 100.0
	その他	5 100.0	- -	- -	2 40.0	3 60.0	5 100.0

問25 d. 独立型社会福祉士養成研修

	全 体	受講修了	内 認定申請	受講していな い	無回答	延回答	
全 体	685 100.0	14 2.0	2 0.3	550 80.3	121 17.7	687 100.3	
年 代	20代	85 100.0	-	80 94.1	5 5.9	85 100.0	
	30代	220 100.0	2 0.9	190 86.4	28 12.7	220 100.0	
	40代	173 100.0	5 2.9	135 78.0	33 19.1	174 100.6	
	50代	143 100.0	4 2.8	107 74.8	32 22.4	144 100.7	
	60代	55 100.0	3 5.5	-	33 60.0	19 34.5	55 100.0
	70代以上	7 100.0	-	-	3 42.9	4 57.1	7 100.0
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	3 5.1	-	40 67.8	16 27.1
平成6年～10年		105 100.0	3 2.9	-	80 76.2	22 21.0	105 100.0
平成11年～15年		213 100.0	5 2.3	2 0.9	177 83.1	31 14.6	215 100.9
平成16年～21年		291 100.0	3 1.0	-	239 82.1	49 16.8	291 100.0
相 談 援 助 職 経 験	従事したことがない	96 100.0	-	-	81 84.4	15 15.6	96 100.0
	～5年未満	157 100.0	3 1.9	-	133 84.7	21 13.4	157 100.0
	～10年未満	163 100.0	4 2.5	1 0.6	133 81.6	26 16.0	164 100.6
	～15年未満	114 100.0	2 1.8	-	86 75.4	26 22.8	114 100.0
	～20年未満	64 100.0	2 3.1	1 1.6	46 71.9	16 25.0	65 101.6
20年以上	78 100.0	3 3.8	-	62 79.5	13 16.7	78 100.0	
就 業 形 態	現就労者	629 100.0	14 2.2	2 0.3	511 81.2	104 16.5	631 100.3
	過去就労者	41 100.0	-	-	28 68.3	13 31.7	41 100.0
	働いたことはない	14 100.0	-	-	10 71.4	4 28.6	14 100.0
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	-	-	11 91.7	1 8.3	12 100.0
	児童福祉分野	36 100.0	1 2.8	-	33 91.7	2 5.6	36 100.0
	障害児・者福祉分野	110 100.0	3 2.7	1 0.9	86 78.2	21 19.1	111 100.9
	高齢者福祉分野	268 100.0	4 1.5	-	222 82.8	42 15.7	268 100.0
	婦人保護分野	4 100.0	-	-	4 100.0	-	4 100.0
	保健医療分野	66 100.0	1 1.5	-	54 81.8	11 16.7	66 100.0
	地域福祉分野	54 100.0	3 5.6	1 1.9	42 77.8	9 16.7	55 101.9
	福祉・介護教育分野	29 100.0	1 3.4	-	21 72.4	7 24.1	29 100.0
	司法分野	8 100.0	-	-	7 87.5	1 12.5	8 100.0
	その他	39 100.0	1 2.6	-	29 74.4	9 23.1	39 100.0
過 去 就 労 者	生活保護分野	1 100.0	-	-	1 100.0	-	1 100.0
	児童福祉分野	2 100.0	-	-	1 50.0	1 50.0	2 100.0
	障害児・者福祉分野	6 100.0	-	-	4 66.7	2 33.3	6 100.0
	高齢者福祉分野	16 100.0	-	-	13 81.3	3 18.8	16 100.0
	婦人保護分野	-	-	-	-	-	-
	保健医療分野	8 100.0	-	-	6 75.0	2 25.0	8 100.0
	地域福祉分野	2 100.0	-	-	1 50.0	1 50.0	2 100.0
	福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-
	司法分野	1 100.0	-	-	-	1 100.0	1 100.0
	その他	5 100.0	-	-	2 40.0	3 60.0	5 100.0

問25 e. 虐待対応専門研修

	全 体	受講修了	内 認定申請	受講していな い	無回答	延回答
全 体	685 100.0	20 2.9	6 0.9	544 79.4	121 17.7	691 100.9
年 代						
20代	85 100.0	2 2.4	1 1.2	79 92.9	4 4.7	86 101.2
30代	220 100.0	3 1.4	-	188 85.5	29 13.2	220 100.0
40代	173 100.0	8 4.6	1 0.6	134 77.5	31 17.9	174 100.6
50代	143 100.0	4 2.8	2 1.4	106 74.1	33 23.1	145 101.4
60代	55 100.0	3 5.5	2 3.6	32 58.2	20 36.4	57 103.6
70代以上	7 100.0	-	-	3 42.9	4 57.1	7 100.0
社 福 士 資 格 登 録 年						
平成元年～5年	59 100.0	1 1.7	-	42 71.2	16 27.1	59 100.0
平成6年～10年	105 100.0	2 1.9	-	78 74.3	25 23.8	105 100.0
平成11年～15年	213 100.0	11 5.2	3 1.4	171 80.3	31 14.6	216 101.4
平成16年～21年	291 100.0	6 2.1	3 1.0	239 82.1	46 15.8	294 101.0
相 談 援 助 職 経 験						
従事したことがない	96 100.0	1 1.0	1 1.0	81 84.4	14 14.6	97 101.0
～5年未満	157 100.0	3 1.9	1 0.6	132 84.1	22 14.0	158 100.6
～10年未満	163 100.0	8 4.9	2 1.2	128 78.5	27 16.6	165 101.2
～15年未満	114 100.0	2 1.8	1 0.9	88 77.2	24 21.1	115 100.9
～20年未満	64 100.0	1 1.6	-	46 71.9	17 26.6	64 100.0
20年以上	78 100.0	5 6.4	1 1.3	60 76.9	13 16.7	79 101.3
合 資 格 無						
20年以上	78 100.0	5 6.4	1 1.3	60 76.9	13 16.7	79 101.3
就 業 形 態						
現就労者	629 100.0	19 3.0	5 0.8	505 80.3	105 16.7	634 100.8
過去就労者	41 100.0	1 2.4	1 2.4	28 68.3	12 29.3	42 102.4
働いたことはない	14 100.0	-	-	10 71.4	4 28.6	14 100.0
主 な 就 業 分 野						
生活保護分野	12 100.0	-	-	11 91.7	1 8.3	12 100.0
児童福祉分野	36 100.0	1 2.8	-	32 88.9	3 8.3	36 100.0
障害児・者福祉分野	110 100.0	2 1.8	1 0.9	87 79.1	21 19.1	111 100.9
高齢者福祉分野	268 100.0	12 4.5	2 0.7	216 80.6	40 14.9	270 100.7
現 就 労 者						
婦人保護分野	4 100.0	-	-	4 100.0	-	4 100.0
保健医療分野	66 100.0	2 3.0	1 1.5	53 80.3	11 16.7	67 101.5
地域福祉分野	54 100.0	2 3.7	1 1.9	42 77.8	10 18.5	55 101.9
福祉・介護教育分野	29 100.0	-	-	21 72.4	8 27.6	29 100.0
司法分野	8 100.0	-	-	7 87.5	1 12.5	8 100.0
その他	39 100.0	-	-	30 76.9	9 23.1	39 100.0
主 な 就 業 分 野						
生活保護分野	1 100.0	-	-	1 100.0	-	1 100.0
児童福祉分野	2 100.0	-	-	1 50.0	1 50.0	2 100.0
障害児・者福祉分野	6 100.0	-	-	4 66.7	2 33.3	6 100.0
高齢者福祉分野	16 100.0	-	-	13 81.3	3 18.8	16 100.0
過 去 就 労 者						
婦人保護分野	-	-	-	-	-	-
保健医療分野	8 100.0	-	-	6 75.0	2 25.0	8 100.0
地域福祉分野	2 100.0	-	-	1 50.0	1 50.0	2 100.0
福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-
司法分野	1 100.0	-	-	-	1 100.0	1 100.0
その他	5 100.0	1 20.0	1 20.0	2 40.0	2 40.0	6 120.0

問25 f. 自立に向けての就労支援研修

	全 体	受講修了	内 認定申請	受講していな い	無回答	延回答	
全 体	685 100.0	3 0.4	1 0.1	552 80.6	130 19.0	686 100.1	
年 代	20代	85 100.0	-	80 94.1	5 5.9	85 100.0	
	30代	220 100.0	1 0.5	189 85.9	30 13.6	220 100.0	
	40代	173 100.0	-	139 80.3	34 19.7	173 100.0	
	50代	143 100.0	-	107 74.8	36 25.2	143 100.0	
	60代	55 100.0	2 3.6	32 58.2	21 38.2	56 101.8	
	70代以上	7 100.0	-	3 42.9	4 57.1	7 100.0	
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	-	42 71.2	17 28.8	59 100.0
平成6年～10年		105 100.0	-	80 76.2	25 23.8	105 100.0	
平成11年～15年		213 100.0	1 0.5	177 83.1	35 16.4	213 100.0	
平成16年～21年		291 100.0	2 0.7	239 82.1	50 17.2	292 100.3	
相 談 援 助 職 経 験	従事したことがない	96 100.0	1 1.0	80 83.3	15 15.6	96 100.0	
	～5年未満	157 100.0	-	133 84.7	24 15.3	157 100.0	
	～10年未満	163 100.0	-	133 81.6	30 18.4	163 100.0	
	～15年未満	114 100.0	-	88 77.2	26 22.8	114 100.0	
	～20年未満	64 100.0	-	47 73.4	17 26.6	64 100.0	
合 資 格 無	20年以上	78 100.0	2 2.6	1 1.3	76 79.5	79 101.3	
就 業 形 態	現就労者	629 100.0	3 0.5	1 0.2	513 81.6	113 18.0	630 100.2
	過去就労者	41 100.0	-	-	28 68.3	13 31.7	41 100.0
	働いたことはない	14 100.0	-	-	10 71.4	4 28.6	14 100.0
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	1 8.3	-	10 83.3	1 8.3	12 100.0
	児童福祉分野	36 100.0	-	-	33 91.7	3 8.3	36 100.0
	障害児・者福祉分野	110 100.0	1 0.9	1 0.9	87 79.1	22 20.0	111 100.9
	高齢者福祉分野	268 100.0	-	-	224 83.6	44 16.4	268 100.0
	婦人保護分野	4 100.0	-	-	4 100.0	-	4 100.0
	保健医療分野	66 100.0	-	-	54 81.8	12 18.2	66 100.0
	地域福祉分野	54 100.0	1 1.9	-	41 75.9	12 22.2	54 100.0
	福祉・介護教育分野	29 100.0	-	-	21 72.4	8 27.6	29 100.0
	司法分野	8 100.0	-	-	7 87.5	1 12.5	8 100.0
	その他	39 100.0	-	-	30 76.9	9 23.1	39 100.0
過 去 就 労 者	生活保護分野	1 100.0	-	-	1 100.0	-	1 100.0
	児童福祉分野	2 100.0	-	-	1 50.0	1 50.0	2 100.0
	障害児・者福祉分野	6 100.0	-	-	4 66.7	2 33.3	6 100.0
	高齢者福祉分野	16 100.0	-	-	13 81.3	3 18.8	16 100.0
	婦人保護分野	-	-	-	-	-	-
	保健医療分野	8 100.0	-	-	6 75.0	2 25.0	8 100.0
	地域福祉分野	2 100.0	-	-	1 50.0	1 50.0	2 100.0
	福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-
	司法分野	1 100.0	-	-	-	1 100.0	1 100.0
	その他	5 100.0	-	-	2 40.0	3 60.0	5 100.0

問25 g. 現場実習指導者養成研修（通信）

	全 体	受講修了	内 認定申請	受講していな い	無回答	延回答	
全 体	685 100.0	32 4.7	7 1.0	529 77.2	124 18.1	692 101.0	
年 代	20代	85 100.0	3 3.5	- -	77 90.6	5 5.9	85 100.0
	30代	220 100.0	9 4.1	1 0.5	183 83.2	28 12.7	221 100.5
	40代	173 100.0	11 6.4	5 2.9	130 75.1	32 18.5	178 102.9
	50代	143 100.0	8 5.6	1 0.7	101 70.6	34 23.8	144 100.7
	60代	55 100.0	1 1.8	- -	33 60.0	21 38.2	55 100.0
	70代以上	7 100.0	- -	- -	3 42.9	4 57.1	7 100.0
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	3 5.1	2 3.4	40 67.8	16 27.1
平成6年～10年		105 100.0	6 5.7	1 1.0	75 71.4	24 22.9	106 101.0
平成11年～15年		213 100.0	15 7.0	4 1.9	166 77.9	32 15.0	217 101.9
平成16年～21年		291 100.0	8 2.7	- -	234 80.4	49 16.8	291 100.0
相 談 援 助 職 経 験	従事したことがない	96 100.0	- -	- -	81 84.4	15 15.6	96 100.0
	～5年未満	157 100.0	4 2.5	- -	129 82.2	24 15.3	157 100.0
	～10年未満	163 100.0	7 4.3	1 0.6	127 77.9	29 17.8	164 100.6
	～15年未満	114 100.0	10 8.8	3 2.6	81 71.1	23 20.2	117 102.6
	～20年未満	64 100.0	3 4.7	2 3.1	46 71.9	15 23.4	66 103.1
20年以上	78 100.0	8 10.3	1 1.3	56 71.8	14 17.9	79 101.3	
就 業 形 態	現就労者	629 100.0	32 5.1	7 1.1	490 77.9	107 17.0	636 101.1
	過去就労者	41 100.0	- -	- -	28 68.3	13 31.7	41 100.0
	働いたことはない	14 100.0	- -	- -	10 71.4	4 28.6	14 100.0
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	- -	- -	11 91.7	1 8.3	12 100.0
	児童福祉分野	36 100.0	2 5.6	- -	31 86.1	3 8.3	36 100.0
	障害児・者福祉分野	110 100.0	4 3.6	- -	84 76.4	22 20.0	110 100.0
	高齢者福祉分野	268 100.0	16 6.0	4 1.5	209 78.0	43 16.0	272 101.5
	婦人保護分野	4 100.0	- -	- -	4 100.0	- -	4 100.0
	保健医療分野	66 100.0	2 3.0	2 3.0	53 80.3	11 16.7	68 103.0
	地域福祉分野	54 100.0	6 11.1	1 1.9	39 72.2	9 16.7	55 101.9
	福祉・介護教育分野	29 100.0	1 3.4	- -	20 69.0	8 27.6	29 100.0
	司法分野	8 100.0	- -	- -	7 87.5	1 12.5	8 100.0
	その他	39 100.0	1 2.6	- -	30 76.9	8 20.5	39 100.0
過 去 就 労 者	生活保護分野	1 100.0	- -	- -	1 100.0	- -	1 100.0
	児童福祉分野	2 100.0	- -	- -	1 50.0	1 50.0	2 100.0
	障害児・者福祉分野	6 100.0	- -	- -	4 66.7	2 33.3	6 100.0
	高齢者福祉分野	16 100.0	- -	- -	13 81.3	3 18.8	16 100.0
	婦人保護分野	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	保健医療分野	8 100.0	- -	- -	6 75.0	2 25.0	8 100.0
	地域福祉分野	2 100.0	- -	- -	1 50.0	1 50.0	2 100.0
	福祉・介護教育分野	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	司法分野	1 100.0	- -	- -	- -	1 100.0	1 100.0
	その他	5 100.0	- -	- -	2 40.0	3 60.0	5 100.0

問26 これまでに受けた
研修分野

	全 体	生活保護関係	児童福祉関係	身体障害者福 祉関係	知的障害者福 祉関係	精神障害者福 祉関係	高齢者福祉関 係	介護保険関係	婦人保護関係	保健医療関係	
全 体	685 100.0	112 16.4	118 17.2	123 18.0	169 24.7	169 24.7	357 52.1	329 48.0	30 4.4	144 21.0	
年 代	20代	85 100.0	10 11.8	10 11.8	8 9.4	12 14.1	7 8.2	35 41.2	16 18.8	- -	9 10.6
	30代	220 100.0	23 10.5	27 12.3	23 10.5	44 20.0	48 21.8	104 47.3	97 44.1	6 2.7	42 19.1
	40代	173 100.0	35 20.2	38 22.0	46 26.6	56 32.4	49 28.3	102 59.0	103 59.5	11 6.4	48 27.7
	50代	143 100.0	23 16.1	24 16.8	28 19.6	36 25.2	41 28.7	82 57.3	79 55.2	7 4.9	33 23.1
	60代	55 100.0	15 27.3	16 29.1	16 29.1	18 32.7	19 34.5	28 50.9	29 52.7	5 9.1	10 18.2
	70代以上	7 100.0	5 71.4	3 42.9	2 28.6	3 42.9	4 57.1	5 71.4	4 57.1	1 14.3	2 28.6
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	15 25.4	15 25.4	18 30.5	25 42.4	20 33.9	35 59.3	31 52.5	6 10.2
平成6年～10年		105 100.0	19 18.1	23 21.9	27 25.7	31 29.5	32 30.5	58 55.2	63 60.0	7 6.7	28 26.7
平成11年～15年		213 100.0	36 16.9	36 16.9	42 19.7	59 27.7	57 26.8	116 54.5	117 54.9	7 3.3	54 25.4
平成16年～21年		291 100.0	41 14.1	41 14.1	32 11.0	47 16.2	57 19.6	141 48.5	112 38.5	10 3.4	46 15.8
相 談 援 助 職 経 験 含 資 格 無	従事したことがない	96 100.0	7 7.3	14 14.6	4 4.2	15 15.6	5 5.2	18 18.8	10 10.4	3 3.1	4 4.2
	～5年未満	157 100.0	15 9.6	22 14.0	17 10.8	19 12.1	29 18.5	74 47.1	59 37.6	4 2.5	25 15.9
	～10年未満	163 100.0	34 20.9	20 12.3	31 19.0	28 17.2	46 28.2	104 63.8	94 57.7	8 4.9	44 27.0
	～15年未満	114 100.0	21 18.4	23 20.2	23 20.2	40 35.1	37 32.5	74 64.9	79 69.3	6 5.3	29 25.4
	～20年未満	64 100.0	13 20.3	18 28.1	22 34.4	24 37.5	22 34.4	43 67.2	41 64.1	2 3.1	22 34.4
	20年以上	78 100.0	18 23.1	19 24.4	24 30.8	37 47.4	26 33.3	39 50.0	41 52.6	6 7.7	19 24.4
就 業 形 態	現就労者	629 100.0	102 16.2	110 17.5	115 18.3	160 25.4	162 25.8	329 52.3	304 48.3	27 4.3	132 21.0
	過去就労者	41 100.0	7 17.1	8 19.5	7 17.1	8 19.5	5 12.2	22 53.7	20 48.8	3 7.3	10 24.4
	働いたことはない	14 100.0	3 21.4	- -	1 7.1	1 7.1	2 14.3	6 42.9	5 35.7	- -	2 14.3
	主な就業分野	12 100.0	6 50.0	2 16.7	3 25.0	3 25.0	5 41.7	5 41.7	3 25.0	3 25.0	3 25.0
現 就 労 者	児童福祉分野	36 100.0	6 16.7	23 63.9	5 13.9	10 27.8	9 25.0	10 27.8	6 16.7	4 11.1	4 11.1
	障害児・者福祉分野	110 100.0	15 13.6	23 20.9	33 30.0	71 64.5	33 30.0	28 25.5	28 25.5	3 2.7	14 12.7
	高齢者福祉分野	268 100.0	37 13.8	23 8.6	35 13.1	40 14.9	62 23.1	197 73.5	176 65.7	4 1.5	50 18.7
	婦人保護分野	4 100.0	2 50.0	2 50.0	- -	1 25.0	2 50.0	2 50.0	3 75.0	3 75.0	2 50.0
	保健医療分野	66 100.0	12 18.2	7 10.6	13 19.7	5 7.6	13 19.7	23 34.8	25 37.9	3 4.5	31 47.0
	地域福祉分野	54 100.0	10 18.5	7 13.0	8 14.8	9 16.7	18 33.3	30 55.6	30 55.6	3 5.6	9 16.7
	福祉・介護教育分野	29 100.0	3 10.3	8 27.6	6 20.7	8 27.6	9 31.0	14 48.3	16 55.2	3 10.3	7 24.1
	司法分野	8 100.0	2 25.0	4 50.0	3 37.5	3 37.5	4 50.0	3 37.5	3 37.5	1 12.5	2 25.0
	その他	39 100.0	9 23.1	11 28.2	9 23.1	9 23.1	7 17.9	17 43.6	14 35.9	- -	10 25.6
	過 去 就 労 者	生活保護分野	1 100.0	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
児童福祉分野		2 100.0	- -	1 50.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
障害児・者福祉分野		6 100.0	1 16.7	1 16.7	3 50.0	2 33.3	1 16.7	2 33.3	3 50.0	- -	- -
高齢者福祉分野		16 100.0	1 6.3	2 12.5	1 6.3	3 18.8	1 6.3	12 75.0	10 62.5	1 6.3	5 31.3
婦人保護分野		- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
保健医療分野		8 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	1 12.5	2 25.0	- -	2 25.0
地域福祉分野		2 100.0	1 50.0	1 50.0	2 100.0	2 100.0	2 100.0	2 100.0	2 100.0	1 50.0	1 50.0
福祉・介護教育分野		- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
司法分野		1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0
その他		5 100.0	2 40.0	2 40.0	- -	- -	- -	4 80.0	2 40.0	- -	1 20.0

問26 これまでに受けた
研修分野

	全 体	地域福祉関係	司法関係	学校関係	その他	研修は受けて いない	無回答	延回答		
全 体	685 100.0	176 25.7	78 11.4	60 8.8	56 8.2	129 18.8	35 5.1	2,085 304.4		
年 代	20代	85 100.0	16 18.8	7 8.2	2 2.4	3 3.5	27 31.8	5 5.9	167 196.5	
	30代	220 100.0	47 21.4	24 10.9	17 7.7	13 5.9	45 20.5	12 5.5	572 260.0	
	40代	173 100.0	57 32.9	25 14.5	19 11.0	22 12.7	21 12.1	9 5.2	641 370.5	
	50代	143 100.0	39 27.3	16 11.2	10 7.0	11 7.7	23 16.1	5 3.5	457 319.6	
	60代	55 100.0	13 23.6	5 9.1	8 14.5	5 9.1	11 20.0	4 7.3	202 367.3	
	70代以上	7 100.0	3 42.9	1 14.3	4 57.1	2 28.6	1 14.3	-	40 571.4	
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	18 30.5	11 18.6	5 8.5	8 13.6	6 10.2	2 3.4	230 389.8
平成6年～10年		105 100.0	38 36.2	15 14.3	13 12.4	12 11.4	14 13.3	3 2.9	383 364.8	
平成11年～15年		213 100.0	52 24.4	29 13.6	18 8.5	8 3.8	40 18.8	11 5.2	682 320.2	
平成16年～21年		291 100.0	66 22.7	20 6.9	24 8.2	26 8.9	65 22.3	17 5.8	745 256.0	
相 談 援 助 職 経 験	従事したことがない	96 100.0	12 12.5	3 3.1	8 8.3	5 5.2	44 45.8	9 9.4	161 167.7	
	～5年未満	157 100.0	35 22.3	13 8.3	16 10.2	15 9.6	36 22.9	9 5.7	388 247.1	
	～10年未満	163 100.0	36 22.1	22 13.5	8 4.9	9 5.5	25 15.3	8 4.9	517 317.2	
	～15年未満	114 100.0	38 33.3	15 13.2	10 8.8	10 8.8	9 7.9	3 2.6	417 365.8	
	～20年未満	64 100.0	28 43.8	13 20.3	5 7.8	5 7.8	8 12.5	1 1.6	267 417.2	
	20年以上	78 100.0	24 30.8	11 14.1	10 12.8	10 12.8	7 9.0	4 5.1	295 378.2	
就 業 形 態	現就労者	629 100.0	167 26.6	74 11.8	54 8.6	53 8.4	112 17.8	33 5.2	1,934 307.5	
	過去就労者	41 100.0	7 17.1	3 7.3	6 14.6	2 4.9	9 22.0	2 4.9	119 290.2	
	働いたことはない	14 100.0	2 14.3	1 7.1	-	1 7.1	7 50.0	-	31 221.4	
	主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	3 25.0	-	2 16.7	-	5 41.7	-	43 358.3
児童福祉分野	36 100.0	6 16.7	5 13.9	8 22.2	1 2.8	9 25.0	2 5.6	108 300.0		
障害児・者福祉分野	110 100.0	33 30.0	9 8.2	10 9.1	9 8.2	18 16.4	7 6.4	334 303.6		
現 就 労 者	高齢者福祉分野	268 100.0	68 25.4	29 10.8	11 4.1	19 7.1	37 13.8	14 5.2	802 299.3	
	婦人保護分野	4 100.0	1 25.0	1 25.0	-	1 25.0	-	-	20 500.0	
	保健医療分野	66 100.0	8 12.1	6 9.1	2 3.0	5 7.6	17 25.8	5 7.6	175 265.2	
	地域福祉分野	54 100.0	34 63.0	10 18.5	4 7.4	4 7.4	8 14.8	3 5.6	187 346.3	
	福祉・介護教育分野	29 100.0	5 17.2	4 13.8	8 27.6	5 17.2	3 10.3	1 3.4	100 344.8	
	司法分野	8 100.0	2 25.0	6 75.0	2 25.0	2 25.0	2 25.0	-	39 487.5	
	その他	39 100.0	7 17.9	4 10.3	6 15.4	7 17.9	12 30.8	1 2.6	123 315.4	
	主 な 就 業 分 野	生活保護分野	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	2 200.0
		児童福祉分野	2 100.0	-	-	-	-	1 50.0	-	2 100.0
		障害児・者福祉分野	6 100.0	-	-	-	-	1 16.7	1 16.7	15 250.0
高齢者福祉分野		16 100.0	2 12.5	-	1 6.3	1 6.3	2 12.5	1 6.3	43 268.8	
婦人保護分野		-	-	-	-	-	-	-	-	
保健医療分野		8 100.0	-	-	-	-	4 50.0	-	9 112.5	
地域福祉分野		2 100.0	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	18 900.0	
過 去 就 労 者	福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-	-	-	
	司法分野	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	-	-	13 1300.0	
	その他	5 100.0	2 40.0	-	3 60.0	-	1 20.0	-	17 340.0	

問27 受けた経験のある研修実施主体

	全 体	所属の施設・機関	日本社会福祉士会	都道府県社会福祉士会	日本医療社会事業協会	日本精神保健福祉士協会	日本ソーシャルワーカー協会	全国社会福祉協議会	その他	無回答	延回答	
全 体	521 100.0	266 51.1	257 49.3	260 49.9	45 8.6	30 5.8	33 6.3	198 38.0	216 41.5	7 1.3	1,312 251.8	
年 代	20代	53 100.0	30 56.6	19 35.8	27 50.9	8 15.1	2 3.8	3 5.7	17 32.1	19 35.8	- -	125 235.8
	30代	163 100.0	78 47.9	65 39.9	73 44.8	20 12.3	8 4.9	10 6.1	52 31.9	67 41.1	3 1.8	376 230.7
	40代	143 100.0	80 55.9	77 53.8	79 55.2	10 7.0	9 6.3	8 5.6	53 37.1	68 47.6	- -	384 268.5
	50代	115 100.0	55 47.8	64 55.7	55 47.8	5 4.3	7 6.1	8 7.0	55 47.8	39 33.9	3 2.6	291 253.0
	60代	40 100.0	21 52.5	27 67.5	22 55.0	2 5.0	4 10.0	3 7.5	20 50.0	20 50.0	- -	119 297.5
	70代以上	6 100.0	2 33.3	4 66.7	4 66.7	- -	- -	1 16.7	- -	2 33.3	1 16.7	14 233.3
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	51 100.0	29 56.9	26 51.0	24 47.1	6 11.8	1 2.0	7 13.7	24 47.1	26 51.0	- -
平成6年～10年		88 100.0	44 50.0	51 58.0	48 54.5	13 14.8	5 5.7	3 3.4	40 45.5	32 36.4	1 1.1	237 269.3
平成11年～15年		162 100.0	84 51.9	90 55.6	93 57.4	15 9.3	11 6.8	9 5.6	59 36.4	69 42.6	3 1.9	433 267.3
平成16年～21年		209 100.0	101 48.3	87 41.6	91 43.5	10 4.8	12 5.7	12 5.7	71 34.0	85 40.7	2 1.0	471 225.4
相 談 援 助 職 験 経 験	従事したことがない	43 100.0	20 46.5	16 41.9	16 37.2	2 4.7	1 2.3	2 4.7	13 30.2	15 34.9	1 2.3	88 204.7
	～5年未満	112 100.0	54 48.2	47 42.0	54 48.2	8 7.1	5 4.5	5 4.5	37 33.0	46 41.1	1 0.9	257 229.5
	～10年未満	130 100.0	69 53.1	65 50.0	68 52.3	11 8.5	7 5.4	7 5.4	37 28.5	60 46.2	1 0.8	325 250.0
	～15年未満	102 100.0	51 50.0	54 52.9	52 51.0	11 10.8	7 6.9	7 6.9	45 44.1	40 39.2	1 1.0	268 262.7
	～20年未満	55 100.0	24 43.6	32 58.2	29 52.7	8 14.5	4 7.3	5 9.1	30 54.5	22 40.0	2 3.6	156 283.6
20年以上	67 100.0	39 58.2	35 52.2	36 53.7	5 7.5	6 9.0	6 9.0	32 47.8	28 41.8	1 1.5	188 280.6	
就 業 形 態	現就労者	484 100.0	249 51.4	241 49.8	238 49.2	38 7.9	29 6.0	30 6.2	185 38.2	206 42.6	6 1.2	1,222 252.5
	過去就労者	30 100.0	15 50.0	13 43.3	17 56.7	5 16.7	- -	3 10.0	13 43.3	6 20.0	1 3.3	73 243.3
	働いたことはない	7 100.0	2 28.6	3 42.9	5 71.4	2 28.6	1 14.3	- -	- -	4 57.1	- -	17 242.9
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	7 100.0	6 85.7	4 57.1	2 28.6	- -	2 28.6	1 14.3	3 42.9	3 42.9	- -	21 300.0
	児童福祉分野	25 100.0	19 76.0	12 48.0	6 24.0	- -	2 8.0	1 4.0	7 28.0	9 36.0	- -	56 224.0
	障害児・者福祉分野	85 100.0	52 61.2	36 42.4	39 45.9	1 1.2	6 7.1	4 4.7	38 44.7	39 45.9	1 1.2	216 254.1
	高齢者福祉分野	217 100.0	99 45.6	115 53.0	111 51.2	11 5.1	9 4.1	14 6.5	78 35.9	91 41.9	3 1.4	531 244.7
現 就 労 者	婦人保護分野	4 100.0	3 75.0	2 50.0	1 25.0	- -	- -	- -	1 25.0	3 75.0	- -	10 250.0
	保健医療分野	44 100.0	24 54.5	22 50.0	20 45.5	19 43.2	4 9.1	3 6.8	12 27.3	21 47.7	1 2.3	126 286.4
	地域福祉分野	43 100.0	22 51.2	22 51.2	30 69.8	- -	2 4.7	- -	25 58.1	16 37.2	- -	117 272.1
	福祉・介護教育分野	25 100.0	8 32.0	15 60.0	12 48.0	4 16.0	2 8.0	4 16.0	9 36.0	8 32.0	- -	62 248.0
	司法分野	6 100.0	3 50.0	3 50.0	5 83.3	1 16.7	1 16.7	2 33.3	1 16.7	5 83.3	- -	21 350.0
	その他	26 100.0	12 46.2	10 38.5	12 46.2	2 7.7	1 3.8	1 3.8	11 42.3	10 38.5	1 3.8	60 230.8
	主 な 就 業 分 野	生活保護分野	1 100.0	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
児童福祉分野		1 100.0	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 100.0
障害児・者福祉分野		4 100.0	3 75.0	2 50.0	2 50.0	- -	- -	- -	3 75.0	1 25.0	- -	11 275.0
高齢者福祉分野		13 100.0	6 46.2	6 46.2	7 53.8	3 23.1	- -	2 15.4	6 46.2	4 30.8	- -	34 261.5
婦人保護分野		- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
保健医療分野		4 100.0	1 25.0	1 25.0	3 75.0	2 50.0	- -	1 25.0	- -	- -	- -	8 200.0
地域福祉分野		2 100.0	2 100.0	1 50.0	2 100.0	- -	- -	- -	2 100.0	1 50.0	- -	8 400.0
福祉・介護教育分野		- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
過 去 就 労 者	司法分野	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 100.0	1 100.0
	その他	4 100.0	1 25.0	3 75.0	3 75.0	- -	- -	- -	2 50.0	- -	- -	9 225.0

問28 研修を受ける動機

	全 体	所属施設・機 関実施、受講 義務あり	所属施設・機 関で他機関の 研修に派遣	知識、技術を 得たい	資格取得（更 新を含む）の ため	実践について のアドバイスを 得たい	研修会場で知 り合いを作り たい	その他	無回答	延回答	
全 体	521 100.0	164 31.5	131 25.1	480 92.1	167 32.1	273 52.4	159 30.5	10 1.9	7 1.3	1,391 267.0	
年 代	20代	53 100.0	12 22.6	12 22.6	49 92.5	5 9.4	18 34.0	19 35.8	1 1.9	- -	116 218.9
	30代	163 100.0	48 29.4	39 23.9	151 92.6	43 26.4	91 55.8	51 31.3	3 1.8	2 1.2	428 262.6
	40代	143 100.0	47 32.9	43 30.1	136 95.1	59 41.3	80 55.9	47 32.9	3 2.1	- -	415 290.2
	50代	115 100.0	38 33.0	24 20.9	99 86.1	39 33.9	57 49.6	32 27.8	3 2.6	4 3.5	296 257.4
	60代	40 100.0	17 42.5	12 30.0	39 97.5	20 50.0	24 60.0	10 25.0	- -	- -	122 305.0
	70代以上	6 100.0	2 33.3	1 16.7	5 83.3	1 16.7	2 33.3	- -	- -	1 16.7	12 200.0
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	51 100.0	21 41.2	14 27.5	46 90.2	22 43.1	23 45.1	9 17.6	1 2.0	1 2.0
平成6年～10年		88 100.0	25 28.4	24 27.3	84 95.5	30 34.1	48 54.5	24 27.3	3 3.4	1 1.1	239 271.6
平成11年～15年		162 100.0	58 35.8	40 24.7	148 91.4	62 38.3	84 51.9	45 27.8	2 1.2	3 1.9	442 272.8
平成16年～21年		209 100.0	56 26.8	49 23.4	195 93.3	49 23.4	112 53.6	79 37.8	4 1.9	1 0.5	545 260.8
相 談 援 助 職 経 験	従事したことがない	43 100.0	15 34.9	3 7.0	36 83.7	5 11.6	19 44.2	9 20.9	- -	1 2.3	88 204.7
	～5年未満	112 100.0	30 26.8	28 25.0	106 94.6	21 18.8	57 50.9	39 34.8	1 0.9	1 0.9	283 252.7
	～10年未満	130 100.0	39 30.0	32 24.6	123 94.6	50 38.5	69 53.1	46 35.4	1 0.8	- -	360 276.9
	～15年未満	102 100.0	33 32.4	30 29.4	96 94.1	38 37.3	59 57.8	29 28.4	4 3.9	1 1.0	290 284.3
	～20年未満	55 100.0	19 34.5	14 25.5	50 90.9	20 36.4	29 52.7	12 21.8	2 3.6	2 3.6	148 269.1
合 資 格 無	20年以上	67 100.0	23 34.3	18 26.9	59 88.1	27 40.3	31 46.3	19 28.4	1 1.5	2 3.0	180 268.7
就 業 形 態	現就労者	484 100.0	151 31.2	121 25.0	447 92.4	154 31.8	251 51.9	147 30.4	10 2.1	6 1.2	1,287 265.9
	過去就労者	30 100.0	12 40.0	9 30.0	26 86.7	11 36.7	18 60.0	11 36.7	- -	1 3.3	88 293.3
	働いたことはない	7 100.0	1 14.3	1 14.3	7 100.0	2 28.6	4 57.1	1 14.3	- -	- -	16 228.6
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	7 100.0	4 57.1	3 42.9	7 100.0	4 57.1	2 28.6	6 85.7	- -	- -	26 371.4
	児童福祉分野	25 100.0	11 44.0	9 36.0	25 100.0	6 24.0	10 40.0	5 20.0	- -	- -	66 264.0
	障害児・者福祉分野	85 100.0	30 35.3	31 36.5	79 92.9	24 28.2	49 57.6	24 28.2	1 1.2	1 1.2	239 281.2
	高齢者福祉分野	217 100.0	60 27.6	56 25.8	196 90.3	87 40.1	123 56.7	67 30.9	7 3.2	3 1.4	599 276.0
	婦人保護分野	4 100.0	1 25.0	- -	4 100.0	- -	3 75.0	- -	- -	- -	8 200.0
	保健医療分野	44 100.0	9 20.5	5 11.4	42 95.5	10 22.7	24 54.5	15 34.1	- -	1 2.3	106 240.9
	地域福祉分野	43 100.0	14 32.6	8 18.6	41 95.3	11 25.6	18 41.9	15 34.9	- -	- -	107 248.8
	福祉・介護教育分野	25 100.0	9 36.0	5 20.0	23 92.0	6 24.0	9 36.0	6 24.0	- -	- -	58 232.0
	司法分野	6 100.0	4 66.7	1 16.7	4 66.7	- -	1 16.7	3 50.0	- -	- -	13 216.7
	その他	26 100.0	8 30.8	3 11.5	25 96.2	6 23.1	11 42.3	6 23.1	2 7.7	1 3.8	62 238.5
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	1 100.0	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 100.0
	児童福祉分野	1 100.0	1 100.0	- -	1 100.0	- -	1 100.0	1 100.0	- -	- -	4 400.0
	障害児・者福祉分野	4 100.0	2 50.0	1 25.0	3 75.0	2 50.0	3 75.0	2 50.0	- -	- -	13 325.0
	高齢者福祉分野	13 100.0	4 30.8	5 38.5	12 92.3	4 30.8	9 69.2	6 46.2	- -	- -	40 307.7
	婦人保護分野	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	保健医療分野	4 100.0	1 25.0	1 25.0	4 100.0	2 50.0	2 50.0	2 50.0	- -	- -	12 300.0
	地域福祉分野	2 100.0	2 100.0	2 100.0	2 100.0	2 100.0	1 50.0	- -	- -	- -	9 450.0
	福祉・介護教育分野	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	司法分野	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 100.0	1 100.0
	その他	4 100.0	1 25.0	- -	4 100.0	1 25.0	2 50.0	- -	- -	- -	8 200.0

問29 スーパービジョンを受けた経験の有無

	全 体	ある	ない	無回答	
全 体	685 100.0	261 38.1	403 58.8	21 3.1	
年 代	20代	85 100.0	30 35.3	54 63.5	1 1.2
	30代	220 100.0	80 36.4	136 61.8	4 1.8
	40代	173 100.0	78 45.1	88 50.9	7 4.0
	50代	143 100.0	55 38.5	81 56.6	7 4.9
	60代	55 100.0	14 25.5	40 72.7	1 1.8
	70代以上	7 100.0	3 42.9	3 42.9	1 14.3
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	28 47.5	30 50.8
平成6年～10年		105 100.0	42 40.0	58 55.2	5 4.8
平成11年～15年		213 100.0	85 39.9	124 58.2	4 1.9
平成16年～21年		291 100.0	101 34.7	181 62.2	9 3.1
相 談 援 助 職 経 験	従事したことがない	96 100.0	16 16.7	77 80.2	3 3.1
	～5年未満	157 100.0	51 32.5	104 66.2	2 1.3
	～10年未満	163 100.0	64 39.3	94 57.7	5 3.1
	～15年未満	114 100.0	55 48.2	55 48.2	4 3.5
	～20年未満	64 100.0	26 40.6	34 53.1	4 6.3
合 資 格 無	20年以上	78 100.0	42 53.8	34 43.6	2 2.6
就 業 形 態	現就労者	629 100.0	246 39.1	363 57.7	20 3.2
	過去就労者	41 100.0	12 29.3	28 68.3	1 2.4
	働いたことはない	14 100.0	3 21.4	11 78.6	- -
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	7 58.3	5 41.7	- -
	児童福祉分野	36 100.0	20 55.6	15 41.7	1 2.8
	障害児・者福祉分野	110 100.0	47 42.7	59 53.6	4 3.6
	高齢者福祉分野	268 100.0	88 32.8	170 63.4	10 3.7
現 就 労 者	婦人保護分野	4 100.0	3 75.0	1 25.0	- -
	保健医療分野	66 100.0	28 42.4	37 56.1	1 1.5
	地域福祉分野	54 100.0	16 29.6	37 68.5	1 1.9
	福祉・介護教育分野	29 100.0	18 62.1	9 31.0	2 6.9
	司法分野	8 100.0	5 62.5	3 37.5	- -
	その他	39 100.0	13 33.3	25 64.1	1 2.6
	主 な 就 業 分 野	生活保護分野	1 100.0	1 100.0	- -
児童福祉分野		2 100.0	- -	2 100.0	- -
障害児・者福祉分野		6 100.0	1 16.7	5 83.3	- -
高齢者福祉分野		16 100.0	7 43.8	9 56.3	- -
婦人保護分野		- -	- -	- -	- -
保健医療分野		8 100.0	1 12.5	7 87.5	- -
地域福祉分野		2 100.0	1 50.0	1 50.0	- -
福祉・介護教育分野		- -	- -	- -	- -
司法分野		1 100.0	- -	- -	1 100.0
その他		5 100.0	1 20.0	4 80.0	- -

問30 スーパービジョンは、誰から受けたか

	全 体	職場の上 司、同僚	大学などの 教員、研究 者	実習先の指 導者	社会福祉士 会以外の所 属団体	社会福祉士 会会員(先 輩など)	社会福祉士 会の研修	その他の研 修	他機関の職 員、同業者	その他	無回答	延回答
全 体	261 100.0	127 48.7	61 23.4	5 1.9	7 2.7	9 3.4	6 2.3	23 8.8	17 6.5	44 16.9	10 3.8	309 118.4
年 代	20代	30 100.0	22 73.3	7 23.3	1 3.3	-	1 3.3	-	1 3.3	-	-	1 3.3
	30代	80 100.0	45 56.3	16 20.0	3 3.8	2 2.5	3 3.8	-	5 6.3	8 10.0	11 13.8	1 1.3
	40代	78 100.0	38 48.7	19 24.4	1 1.3	3 3.8	4 5.1	3 3.8	7 9.0	7 9.0	13 16.7	3 3.8
	50代	55 100.0	16 29.1	13 23.6	-	2 3.6	1 1.8	3 5.5	7 12.7	2 3.6	15 27.3	2 3.6
	60代	14 100.0	3 21.4	6 42.9	-	-	-	-	2 14.3	-	4 28.6	3 21.4
	70代以上	3 100.0	2 66.7	-	-	-	-	-	-	-	1 33.3	-
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	28 100.0	16 57.1	10 35.7	-	1 3.6	1 3.6	-	1 3.6	3 10.7	4 14.3
平成6年～10年	42 100.0	20 47.6	10 23.8	1 2.4	2 4.8	-	2 4.8	6 14.3	3 7.1	7 16.7	-	
平成11年～15年	85 100.0	38 44.7	20 23.5	1 1.2	3 3.5	4 4.7	2 2.4	10 11.8	5 5.9	14 16.5	5 5.9	
平成16年～21年	101 100.0	51 50.5	17 16.8	3 3.0	1 1.0	4 4.0	2 2.0	6 5.9	4 4.0	19 18.8	4 4.0	
相 談 援 助 職 験 経 験	従事したことがない	16 100.0	12 75.0	2 12.5	-	-	-	-	-	1 6.3	3 18.8	1 6.3
	～5年未満	51 100.0	28 54.9	11 21.6	2 3.9	-	4 7.8	2 3.9	-	1 2.0	8 15.7	1 2.0
	～10年未満	64 100.0	31 48.4	11 17.2	2 3.1	2 3.1	3 4.7	3 4.7	7 10.9	4 6.3	8 12.5	3 4.7
	～15年未満	55 100.0	26 47.3	9 16.4	1 1.8	1 1.8	1 1.8	-	9 16.4	5 9.1	10 18.2	1 1.8
	～20年未満	26 100.0	11 42.3	6 23.1	-	2 7.7	1 3.8	-	3 11.5	2 7.7	4 15.4	1 3.8
20年以上	42 100.0	16 38.1	18 42.9	-	2 4.8	-	1 2.4	4 9.5	2 4.8	9 21.4	3 7.1	
就 業 形 態	現就労者	246 100.0	120 48.8	57 23.2	3 1.2	6 2.4	9 3.7	6 2.4	22 8.9	17 6.9	43 17.5	9 3.7
	過去就労者	12 100.0	7 58.3	3 25.0	2 16.7	-	-	-	-	-	1 8.3	1 8.3
	働いたことはない	3 100.0	-	1 33.3	-	1 33.3	-	-	1 33.3	-	-	-
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	7 100.0	5 71.4	-	-	-	-	-	-	2 28.6	1 14.3	-
	児童福祉分野	20 100.0	10 50.0	8 40.0	1 5.0	-	1 5.0	-	2 10.0	1 5.0	5 25.0	-
	障害児・者福祉分野	47 100.0	35 74.5	8 17.0	1 2.1	-	1 2.1	-	1 2.1	-	5 10.6	3 6.4
	高齢者福祉分野	88 100.0	36 40.9	16 18.2	1 1.1	1 1.1	6 6.8	4 4.5	14 15.9	8 9.1	15 17.0	-
	婦人保護分野	3 100.0	1 33.3	-	-	-	-	-	1 33.3	-	1 33.3	-
	保健医療分野	28 100.0	10 35.7	10 35.7	-	3 10.7	-	-	1 3.6	2 7.1	4 14.3	2 7.1
	地域福祉分野	16 100.0	6 37.5	4 25.0	-	1 6.3	1 6.3	1 6.3	1 6.3	1 6.3	3 18.8	2 12.5
	福祉・介護教育分野	18 100.0	8 44.4	4 22.2	-	-	-	1 5.6	1 5.6	2 11.1	3 16.7	2 11.1
	司法分野	5 100.0	4 80.0	2 40.0	-	-	-	-	-	1 20.0	1 20.0	-
	その他	13 100.0	5 38.5	5 38.5	-	1 7.7	-	-	1 7.7	-	4 30.8	-
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	児童福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	障害児・者福祉分野	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-
	高齢者福祉分野	7 100.0	5 71.4	1 14.3	1 14.3	-	-	-	-	-	1 14.3	-
	婦人保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保健医療分野	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域福祉分野	1 100.0	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	司法分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0

問31 スーパービジョンの実施経験有無

	全 体	あ る	な い	無回答	
全 体	685 100.0	180 26.3	455 66.4	50 7.3	
年 代	20代	85 100.0	6 7.1	74 87.1	5 5.9
	30代	220 100.0	44 20.0	164 74.5	12 5.5
	40代	173 100.0	74 42.8	89 51.4	10 5.8
	50代	143 100.0	41 28.7	86 60.1	16 11.2
	60代	55 100.0	13 23.6	36 65.5	6 10.9
	70代以上	7 100.0	2 28.6	4 57.1	1 14.3
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	27 45.8	25 42.4
平成6年～10年		105 100.0	41 39.0	52 49.5	12 11.4
平成11年～15年		213 100.0	57 26.8	149 70.0	7 3.3
平成16年～21年		291 100.0	53 18.2	220 75.6	18 6.2
相 談 援 助 職 経 験	従事したことがない	96 100.0	7 7.3	78 81.3	11 11.5
	～5年未満	157 100.0	17 10.8	130 82.8	10 6.4
	～10年未満	163 100.0	40 24.5	116 71.2	7 4.3
	～15年未満	114 100.0	41 36.0	65 57.0	8 7.0
	～20年未満	64 100.0	27 42.2	33 51.6	4 6.3
合 資 格 無	20年以上	78 100.0	43 55.1	28 35.9	7 9.0
就 業 形 態	現就労者	629 100.0	172 27.3	410 65.2	47 7.5
	過去就労者	41 100.0	7 17.1	31 75.6	3 7.3
	働いたことはない	14 100.0	1 7.1	13 92.9	-
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	4 33.3	7 58.3	1 8.3
	児童福祉分野	36 100.0	8 22.2	23 63.9	5 13.9
	障害児・者福祉分野	110 100.0	35 31.8	68 61.8	7 6.4
	高齢者福祉分野	268 100.0	68 25.4	183 68.3	17 6.3
現 就 労 者	婦人保護分野	4 100.0	-	4 100.0	-
	保健医療分野	66 100.0	15 22.7	48 72.7	3 4.5
	地域福祉分野	54 100.0	14 25.9	37 68.5	3 5.6
	福祉・介護教育分野	29 100.0	14 48.3	10 34.5	5 17.2
	司法分野	8 100.0	6 75.0	2 25.0	-
	その他	39 100.0	8 20.5	25 64.1	6 15.4
	主 な 就 業 分 野	生活保護分野	1 100.0	-	1 100.0
児童福祉分野		2 100.0	-	1 50.0	1 50.0
障害児・者福祉分野		6 100.0	1 16.7	5 83.3	-
高齢者福祉分野		16 100.0	3 18.8	12 75.0	1 6.3
婦人保護分野		-	-	-	-
保健医療分野		8 100.0	1 12.5	7 87.5	-
地域福祉分野		2 100.0	1 50.0	1 50.0	-
福祉・介護教育分野		-	-	-	-
司法分野		1 100.0	-	-	1 100.0
その他		5 100.0	1 20.0	4 80.0	-

問32 スーパービジョンを誰に対して行ったか

	全 体	職場の部下、 同僚	実習生、学生	社会福祉士会 会員（後輩な ど）	研修の講師と して	他機関の職 員、同業者	その他	無回答	延回答
全 体	180 100.0	105 58.3	26 14.4	1 0.6	6 3.3	26 14.4	34 18.9	14 7.8	212 117.8
年 代	20代	6 100.0	4 66.7	1 16.7	-	-	-	1 16.7	6 100.0
	30代	44 100.0	24 54.5	13 29.5	-	-	4 9.1	10 22.7	52 118.2
	40代	74 100.0	46 62.2	11 14.9	-	3 4.1	13 17.6	10 13.5	88 118.9
	50代	41 100.0	23 56.1	1 2.4	-	3 7.3	7 17.1	11 26.8	49 119.5
	60代	13 100.0	6 46.2	-	1 7.7	-	2 15.4	3 23.1	15 115.4
	70代以上	2 100.0	2 100.0	-	-	-	-	-	2 100.0
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	27 100.0	15 55.6	1 3.7	-	1 3.7	4 14.8	6 22.2
平成6年～10年		41 100.0	22 53.7	5 12.2	1 2.4	-	9 22.0	10 24.4	2 4.9
平成11年～15年		57 100.0	33 57.9	12 21.1	-	3 5.3	7 12.3	9 15.8	4 7.0
平成16年～21年		53 100.0	34 64.2	7 13.2	-	2 3.8	6 11.3	9 17.0	4 7.5
相 談 援 助 職 験	従事したことがない	7 100.0	2 28.6	2 28.6	-	-	-	2 14.3	1 100.0
	～5年未満	17 100.0	10 58.8	5 29.4	-	-	2 11.8	3 17.6	2 11.8
	～10年未満	40 100.0	19 47.5	8 20.0	-	2 5.0	3 7.5	4 10.0	5 12.5
	～15年未満	41 100.0	28 68.3	5 12.2	-	2 4.9	9 22.0	8 19.5	-
	～20年未満	27 100.0	16 59.3	2 7.4	1 3.7	1 3.7	3 11.1	5 18.5	2 7.4
20年以上	43 100.0	27 62.8	3 7.0	-	1 2.3	8 18.6	11 25.6	4 9.3	
就 業 形 態	現就労者	172 100.0	102 59.3	22 12.8	1 0.6	6 3.5	25 14.5	33 19.2	14 8.1
	過去就労者	7 100.0	3 42.9	3 42.9	-	-	1 14.3	1 14.3	-
	働いたことはない	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-	-	-
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	4 100.0	2 50.0	-	-	-	1 25.0	2 50.0	-
	児童福祉分野	8 100.0	7 87.5	2 25.0	-	-	1 12.5	-	10 125.0
	障害児・者福祉分野	35 100.0	21 60.0	6 17.1	-	2 5.7	4 11.4	5 14.3	1 2.9
	高齢者福祉分野	68 100.0	43 63.2	9 13.2	-	3 4.4	13 19.1	11 16.2	3 4.4
	婦人保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-
	保健医療分野	15 100.0	8 53.3	1 6.7	1 6.7	-	1 6.7	6 40.0	2 13.3
	地域福祉分野	14 100.0	7 50.0	2 14.3	-	1 7.1	3 21.4	3 21.4	3 21.4
	福祉・介護教育分野	14 100.0	5 35.7	1 7.1	-	-	2 14.3	1 7.1	5 35.7
	司法分野	6 100.0	4 66.7	-	-	-	-	2 33.3	-
	その他	8 100.0	5 62.5	1 12.5	-	-	-	3 37.5	-
過 去 就 労 者	生活保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-
	児童福祉分野	-	-	-	-	-	-	-	-
	障害児・者福祉分野	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	1 100.0
	高齢者福祉分野	3 100.0	-	3 100.0	-	-	-	1 33.3	4 133.3
	婦人保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-
	保健医療分野	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	1 100.0
	地域福祉分野	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	1 100.0
	福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-	-	-
	司法分野	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	1 100.0	-	-	-	-	1 100.0	-	1 100.0

問33・34 社会福祉士取得後、自身の文章による発表

	全 体	発表したこと がない	発表したこと がある	無回答	
全 体	685 100.0	355 51.8	166 24.2	164 23.9	
年 代	20代	85 100.0	61 71.8	13 15.3	11 12.9
	30代	220 100.0	132 60.0	47 21.4	41 18.6
	40代	173 100.0	80 46.2	53 30.6	40 23.1
	50代	143 100.0	59 41.3	38 26.6	46 32.2
	60代	55 100.0	22 40.0	11 20.0	22 40.0
	70代以上	7 100.0	1 14.3	3 42.9	3 42.9
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	16 27.1	29 49.2
平成6年～10年		105 100.0	44 41.9	32 30.5	29 27.6
平成11年～15年		213 100.0	104 48.8	55 25.8	54 25.4
平成16年～21年		291 100.0	182 62.5	47 16.2	62 21.3
相 談 援 助 職 経 験	従事したことがない	96 100.0	60 62.5	13 13.5	23 24.0
	～5年未満	157 100.0	102 65.0	21 13.4	34 21.7
	～10年未満	163 100.0	93 57.1	38 23.3	32 19.6
	～15年未満	114 100.0	60 52.6	30 26.3	24 21.1
	～20年未満	64 100.0	17 26.6	29 45.3	18 28.1
合 資 格 無	20年以上	78 100.0	19 24.4	30 38.5	29 37.2
就 業 形 態	現就労者	629 100.0	322 51.2	156 24.8	151 24.0
	過去就労者	41 100.0	24 58.5	7 17.1	10 24.4
	働いたことはない	14 100.0	8 57.1	3 21.4	3 21.4
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	9 75.0	3 25.0	-
	児童福祉分野	36 100.0	22 61.1	6 16.7	8 22.2
	障害児・者福祉分野	110 100.0	55 50.0	27 24.5	28 25.5
	高齢者福祉分野	268 100.0	145 54.1	51 19.0	72 26.9
	婦人保護分野	4 100.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0
	保健医療分野	66 100.0	36 54.5	19 28.8	11 16.7
	地域福祉分野	54 100.0	23 42.6	20 37.0	11 20.4
	福祉・介護教育分野	29 100.0	5 17.2	17 58.6	7 24.1
	司法分野	8 100.0	3 37.5	4 50.0	1 12.5
	その他	39 100.0	22 56.4	7 17.9	10 25.6
現 就 労 者	生活保護分野	1 100.0	-	1 100.0	-
	児童福祉分野	2 100.0	1 50.0	1 50.0	-
	障害児・者福祉分野	6 100.0	3 50.0	1 16.7	2 33.3
	高齢者福祉分野	16 100.0	12 75.0	2 12.5	2 12.5
	婦人保護分野	-	-	-	-
	保健医療分野	8 100.0	5 62.5	1 12.5	2 25.0
	地域福祉分野	2 100.0	-	1 50.0	1 50.0
	福祉・介護教育分野	-	-	-	-
	司法分野	1 100.0	-	-	1 100.0
	その他	5 100.0	3 60.0	-	2 40.0
過 去 就 労 者	生活保護分野	1 100.0	-	-	1 100.0
	児童福祉分野	2 100.0	1 50.0	1 50.0	-
	障害児・者福祉分野	6 100.0	3 50.0	1 16.7	2 33.3
	高齢者福祉分野	16 100.0	12 75.0	2 12.5	2 12.5
	婦人保護分野	-	-	-	-
	保健医療分野	8 100.0	5 62.5	1 12.5	2 25.0
	地域福祉分野	2 100.0	-	1 50.0	1 50.0
	福祉・介護教育分野	-	-	-	-
	司法分野	1 100.0	-	-	1 100.0
	その他	5 100.0	3 60.0	-	2 40.0

問34 実践や研究に関する自身の文章による発表本数

	全体	していない	1本	2本	3本	4本	5本	6本以上 10本未満	10本以上 15本未満	15本以上 20本未満	20本以上	無回答	平均値	標準偏差	
全体	685 100.0	355 51.8	40 5.8	38 5.5	22 3.2	7 1.0	12 1.8	4 0.6	14 2.0	5 0.7	4 0.6	184 26.9	1.3	3.4	
年代	20代	85 100.0	61 71.8	3 3.5	5 5.9	1 1.2	- -	2 2.4	- -	- -	- -	13 15.3	0.4	1.0	
	30代	220 100.0	132 60.0	16 7.3	10 4.5	7 3.2	1 0.5	3 1.4	1 0.5	2 0.9	1 0.5	- -	47 21.4	0.7	2.1
	40代	173 100.0	80 46.2	14 8.1	11 6.4	8 4.6	2 1.2	3 1.7	3 1.7	6 3.5	1 0.6	2 1.2	43 24.9	1.7	3.8
	50代	143 100.0	59 41.3	6 4.2	10 7.0	3 2.1	3 2.1	2 1.4	- -	5 3.5	2 1.4	2 1.4	51 35.7	2.2	5.1
	60代	55 100.0	22 40.0	1 1.8	2 3.6	2 3.6	1 1.8	- -	- -	1 1.8	1 1.8	- -	25 45.5	1.3	3.2
	70代以上	7 100.0	1 14.3	- -	- -	- -	- -	2 28.6	- -	- -	- -	- -	4 57.1	3.3	2.4
	社福士 資格登録年	平成元年～5年	59 100.0	16 27.1	6 10.2	5 8.5	2 3.4	- -	3 5.1	1 1.7	5 8.5	3 5.1	1 1.7	17 28.8	4.0
平成6年～10年		105 100.0	44 41.9	5 4.8	11 10.5	6 5.7	- -	1 1.0	1 1.0	2 1.9	1 1.0	1 1.0	33 31.4	1.7	4.1
平成11年～15年		213 100.0	104 48.8	14 6.6	13 6.1	7 3.3	6 2.8	3 1.4	2 0.9	3 1.4	- -	1 0.5	60 28.2	1.2	3.1
平成16年～21年		291 100.0	182 62.5	14 4.8	9 3.1	7 2.4	1 0.3	5 1.7	- -	3 1.0	1 0.3	1 0.3	68 23.4	0.7	2.3
相談 援助 職経験		従事したことがない	96 100.0	60 62.5	5 5.2	2 2.1	2 2.1	1 1.0	- -	- -	- -	1 1.0	- -	25 26.0	0.5
	～5年未満	157 100.0	102 65.0	8 5.1	5 3.2	3 1.9	- -	2 1.3	- -	1 0.6	- -	- -	36 22.9	0.4	1.4
	～10年未満	163 100.0	93 57.1	10 6.1	10 6.1	10 6.1	- -	1 0.6	- -	2 1.2	- -	- -	37 22.7	0.7	1.7
	～15年未満	114 100.0	60 52.6	8 7.0	5 4.4	1 0.9	1 0.9	4 3.5	1 0.9	3 2.6	- -	2 1.8	29 25.4	1.6	4.3
	～20年未満	64 100.0	17 26.6	5 7.8	7 10.9	2 3.1	2 3.1	2 3.1	2 3.1	3 4.7	1 1.6	1 1.6	22 34.4	3.0	5.0
20年以上	78 100.0	19 24.4	3 3.8	7 9.0	4 5.1	3 3.8	3 3.8	1 1.3	4 5.1	2 2.6	1 1.3	31 39.7	3.5	5.1	
就業 形態	現就労者	629 100.0	322 51.2	38 6.0	35 5.6	21 3.3	6 1.0	11 1.7	4 0.6	14 2.2	4 0.6	4 0.6	170 27.0	1.3	3.4
	過去就労者	41 100.0	24 58.5	2 4.9	2 4.9	1 2.4	- -	1 2.4	- -	- -	1 2.4	- -	10 24.4	0.9	2.8
	働いたことはない	14 100.0	8 57.1	- -	1 7.1	- -	- -	1 7.1	- -	- -	- -	- -	4 28.6	0.6	1.3
主な 就業 分野	生活保護分野	12 100.0	9 75.0	- -	1 8.3	1 8.3	1 8.3	- -	- -	- -	- -	- -	- -	0.8	1.4
	児童福祉分野	36 100.0	22 61.1	2 5.6	1 2.8	- -	1 2.8	1 2.8	- -	- -	- -	9 25.0	0.5	1.2	
	障害児・者福祉分野	110 100.0	55 50.0	9 8.2	7 6.4	2 1.8	- -	3 2.7	- -	3 2.7	- -	1 0.9	30 27.3	1.2	3.3
	高齢者福祉分野	268 100.0	145 54.1	14 5.2	11 4.1	5 1.9	- -	3 1.1	2 0.7	6 2.2	- -	2 0.7	80 29.9	1.0	3.4
	婦人保護分野	4 100.0	2 50.0	1 25.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 25.0	0.3	0.5
	保健医療分野	66 100.0	36 54.5	1 1.5	5 7.6	4 6.1	1 1.5	2 3.0	- -	- -	1 1.5	- -	16 24.2	1.0	2.4
	地域福祉分野	54 100.0	23 42.6	6 11.1	6 11.1	2 3.7	2 3.7	- -	1 1.9	- -	1 1.9	- -	13 24.1	1.3	2.6
	福祉・介護教育分野	29 100.0	5 17.2	2 6.9	2 6.9	3 10.3	1 3.4	2 6.9	1 3.4	4 13.8	1 3.4	- -	8 27.6	4.8	5.1
	司法分野	8 100.0	3 37.5	1 12.5	- -	2 25.0	- -	- -	- -	- -	1 12.5	- -	1 12.5	2.4	3.3
	その他	39 100.0	22 56.4	1 2.6	2 5.1	2 5.1	- -	- -	- -	- -	1 2.6	1 2.6	10 25.6	1.8	5.4
過去 就労者	生活保護分野	1 100.0	- -	- -	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	2.0	-
	児童福祉分野	2 100.0	1 50.0	1 50.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	0.5	0.5
	障害児・者福祉分野	6 100.0	3 50.0	1 16.7	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	2 33.3	0.3	0.4
	高齢者福祉分野	16 100.0	12 75.0	- -	1 6.3	1 6.3	- -	- -	- -	- -	- -	- -	2 12.5	0.4	0.9
	婦人保護分野	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	保健医療分野	8 100.0	5 62.5	- -	- -	- -	- -	1 12.5	- -	- -	- -	- -	2 25.0	0.8	1.9
	地域福祉分野	2 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 50.0	- -	- -	1 50.0	15.0	-
	福祉・介護教育分野	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
	司法分野	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 100.0	- -	- -
	その他	5 100.0	3 60.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	2 40.0	- -	- -

問35・36 社会福祉士取得後、実践や研究の口頭による発表

	全 体	発表したこと がない	発表したこと がある	無回答	
全 体	685 100.0	312 45.5	209 30.5	164 23.9	
年 代	20代	85 100.0	55 64.7	21 24.7	9 10.6
	30代	220 100.0	113 51.4	61 27.7	46 20.9
	40代	173 100.0	68 39.3	67 38.7	38 22.0
	50代	143 100.0	55 38.5	42 29.4	46 32.2
	60代	55 100.0	19 34.5	15 27.3	21 38.2
	70代以上	7 100.0	2 28.6	2 28.6	3 42.9
	社 福 士 資 格 登 録 年	平成元年～5年	59 100.0	15 25.4	31 52.5
平成6年～10年		105 100.0	37 35.2	42 40.0	26 24.8
平成11年～15年		213 100.0	84 39.4	68 31.9	61 28.6
平成16年～21年		291 100.0	169 58.1	64 22.0	58 19.9
相 談 援 助 職 経 験	従事したことがない	96 100.0	59 61.5	14 14.6	23 24.0
	～5年未満	157 100.0	91 58.0	33 21.0	33 21.0
	～10年未満	163 100.0	75 46.0	53 32.5	35 21.5
	～15年未満	114 100.0	54 47.4	37 32.5	23 20.2
	～20年未満	64 100.0	17 26.6	30 46.9	17 26.6
20年以上	78 100.0	12 15.4	39 50.0	27 34.6	
就 業 形 態	現就労者	629 100.0	280 44.5	197 31.3	152 24.2
	過去就労者	41 100.0	22 53.7	10 24.4	9 22.0
	働いたことはない	14 100.0	9 64.3	2 14.3	3 21.4
主 な 就 業 分 野	生活保護分野	12 100.0	5 41.7	6 50.0	1 8.3
	児童福祉分野	36 100.0	19 52.8	10 27.8	7 19.4
	障害児・者福祉分野	110 100.0	46 41.8	38 34.5	26 23.6
	高齢者福祉分野	268 100.0	122 45.5	76 28.4	70 26.1
現 就 労 者	婦人保護分野	4 100.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0
	保健医療分野	66 100.0	35 53.0	20 30.3	11 16.7
	地域福祉分野	54 100.0	23 42.6	17 31.5	14 25.9
	福祉・介護教育分野	29 100.0	7 24.1	16 55.2	6 20.7
	司法分野	8 100.0	2 25.0	5 62.5	1 12.5
	その他	39 100.0	20 51.3	8 20.5	11 28.2
	主 な 就 業 分 野	生活保護分野	1 100.0	-	1 100.0
児童福祉分野		2 100.0	1 50.0	1 50.0	-
障害児・者福祉分野		6 100.0	3 50.0	1 16.7	2 33.3
高齢者福祉分野		16 100.0	11 68.8	3 18.8	2 12.5
婦人保護分野		-	-	-	-
保健医療分野		8 100.0	5 62.5	1 12.5	2 25.0
地域福祉分野		2 100.0	-	1 50.0	1 50.0
福祉・介護教育分野		-	-	-	-
司法分野		1 100.0	-	-	1 100.0
その他		5 100.0	2 40.0	2 40.0	1 20.0

問36 実践や研究に関する自身の口頭による発表本数

	全体	していない	1本	2本	3本	4本	5本	6本以上 10本未満	10本以上 15本未満	15本以上 20本未満	20本以上	無回答	平均値	標準偏差	
全体	685 100.0	312 45.5	44 6.4	37 5.4	22 3.2	11 1.6	24 3.5	12 1.8	25 3.6	5 0.7	13 1.9	180 26.3	2.9	11.9	
年代	20代	85 100.0	55 64.7	7 8.2	8 9.4	3 3.5	-	-	-	2 2.4	-	10 11.8	0.7	1.9	
	30代	220 100.0	113 51.4	18 8.2	9 4.1	11 5.0	4 1.8	5 2.3	4 1.8	2 0.9	1 0.5	2 23.2	1.3	3.0	
	40代	173 100.0	68 39.3	12 6.9	8 4.6	7 4.0	5 2.9	9 5.2	3 1.7	10 5.8	2 1.2	8 4.6	4.5	11.6	
	50代	143 100.0	55 38.5	3 2.1	11 7.7	-	2 1.4	5 3.5	3 2.1	11 7.7	2 1.4	1 0.7	50 35.0	2.8	5.0
	60代	55 100.0	19 34.5	4 7.3	-	1 1.8	-	5 9.1	1 1.8	-	-	1 1.8	24 43.6	7.7	35.2
	70代以上	7 100.0	2 28.6	-	1 14.3	-	-	-	1 14.3	-	-	-	3 42.9	2.0	2.4
	社福士資格登録年	平成元年～5年	59 100.0	15 25.4	2 3.4	6 10.2	2 3.4	2 3.4	3 5.1	2 3.4	8 13.6	1 1.7	1 1.7	17 28.8	4.5
平成6年～10年		105 100.0	37 35.2	6 5.7	7 6.7	3 2.9	2 1.9	5 4.8	3 2.9	6 5.7	1 1.0	4 3.8	31 29.5	4.7	13.2
平成11年～15年		213 100.0	84 39.4	16 7.5	11 5.2	5 2.3	5 2.3	10 4.7	3 1.4	6 2.8	3 1.4	5 2.3	65 30.5	3.7	16.9
平成16年～21年		291 100.0	169 58.1	19 6.5	12 4.1	11 3.8	2 0.7	6 2.1	3 1.0	5 1.7	-	3 1.0	61 21.0	1.6	7.7
相談援助職経験 含資格無		従事したことがない	96 100.0	59 61.5	6 6.3	2 2.1	3 3.1	-	-	-	-	-	1 1.0	25 26.0	0.5
	～5年未満	157 100.0	91 58.0	12 7.6	7 4.5	4 2.5	1 0.6	2 1.3	-	6 3.8	1 0.6	-	33 21.0	1.1	2.8
	～10年未満	163 100.0	75 46.0	13 8.0	10 6.1	6 3.7	2 1.2	9 5.5	5 3.1	2 1.2	1 0.6	1 0.6	39 23.9	1.8	5.0
	～15年未満	114 100.0	54 47.4	8 7.0	6 5.3	5 4.4	1 0.9	5 4.4	-	2 1.8	-	4 3.5	29 25.4	3.0	11.6
	～20年未満	64 100.0	17 26.6	2 3.1	6 9.4	2 3.1	3 4.7	3 4.7	4 6.3	4 6.3	-	3 4.7	20 31.3	6.0	15.4
20年以上	78 100.0	12 15.4	2 2.6	6 7.7	2 2.6	4 5.1	5 6.4	2 2.6	11 14.1	3 3.8	3 3.8	28 35.9	10.4	28.4	
就業形態	現就労者	629 100.0	280 44.5	42 6.7	35 5.6	20 3.2	11 1.7	23 3.7	12 1.9	23 3.7	4 0.6	13 2.1	166 26.4	3.1	12.4
	過去就労者	41 100.0	22 53.7	2 4.9	1 2.4	1 2.4	-	1 2.4	-	2 4.9	1 2.4	-	11 26.8	1.7	3.9
	働いたことはない	14 100.0	9 64.3	-	1 7.1	1 7.1	-	-	-	-	-	-	3 21.4	0.5	1.0
	主な就業分野	生活保護分野	12 100.0	5 41.7	2 16.7	1 8.3	-	1 8.3	1 8.3	-	1 8.3	-	-	1 8.3	2.1
児童福祉分野		36 100.0	19 52.8	3 8.3	2 5.6	-	-	3 8.3	-	-	1 2.8	1 2.8	7 19.4	2.0	4.5
障害児・者福祉分野		110 100.0	46 41.8	7 6.4	6 5.5	4 3.6	2 1.8	4 3.6	2 1.8	7 6.4	-	3 2.7	29 26.4	2.9	6.8
高齢者福祉分野		268 100.0	122 45.5	15 5.6	15 5.6	10 3.7	3 1.1	7 2.6	6 2.2	6 2.2	3 1.1	6 2.2	75 28.0	3.6	16.7
婦人保護分野		4 100.0	1 25.0	-	25.0	-	-	-	-	-	-	-	2 50.0	1.0	1.0
保健医療分野		66 100.0	35 53.0	2 3.0	5 7.6	4 6.1	3 4.5	1 1.5	1 1.5	1 1.5	1 1.5	-	14 21.2	1.1	2.0
地域福祉分野		54 100.0	23 42.6	4 7.4	1 1.9	-	2 3.7	5 9.3	-	2 3.7	-	1 1.9	16 29.6	2.4	5.5
福祉・介護教育分野		29 100.0	7 24.1	6 20.7	-	2 6.9	-	1 3.4	3 10.3	3 10.3	-	-	7 24.1	3.1	3.7
司法分野		8 100.0	2 25.0	2 25.0	12.5	-	-	-	-	2 25.0	-	-	1 12.5	3.4	4.2
その他		39 100.0	20 51.3	1 2.6	3 7.7	-	-	1 2.6	-	1 2.6	-	2 5.1	11 28.2	5.4	19.0
過去就労者	生活保護分野	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-	15.0	-
	児童福祉分野	2 100.0	1 50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	1 50.0	-	-	
	障害児・者福祉分野	6 100.0	3 50.0	-	-	-	-	-	-	1 16.7	-	2 33.3	2.5	4.3	
	高齢者福祉分野	16 100.0	11 68.8	1 6.3	1 6.3	1 6.3	-	-	-	-	-	2 12.5	0.4	0.9	
	婦人保護分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保健医療分野	8 100.0	5 62.5	-	-	-	-	-	-	1 12.5	-	-	2 25.0	2.2	4.8
	地域福祉分野	2 100.0	-	-	-	-	-	1 50.0	-	-	-	-	1 50.0	5.0	-
	福祉・介護教育分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	司法分野	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-
	その他	5 100.0	2 40.0	1 20.0	-	-	-	-	-	-	-	-	2 40.0	0.3	0.5

専門社会福祉士認定システムの構築にむけた基礎調査

平成 21 年度独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」助成事業

「専門社会福祉士認定システムの構築にむけた基礎研究事業」

2009 年 9 月

調査主体：社団法人 日本社会福祉士会
調査実施：株式会社 日本リサーチセンター

この調査では、専門社会福祉士認定システムの構築にむけて社会福祉士の実情を把握し、専門社会福祉士の認定に必要な条件、また今後目指すべき方向性と課題を明らかにすることを目的としています。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

◎ ご記入にあたってのお願い ◎

- ◆ この調査のご記入は、封筒のあて名の**社会福祉士ご自身**にお願いいたします。
- ◆ ご記入は、黒の鉛筆・ペン・ボールペンでお願いいたします。
- ◆ 問 1 から順番にお答えください。一部の方にだけお答えいただく質問もありますが、その場合は矢印（→）で示してありますので、矢印にしたがってお答えください。
- ◆ ご回答は、回答項目が用意されている質問では、あてはまる回答項目の番号（**1**、**2**……）を○で囲んでいただくものと、 に直接数字を記入していただく質問があります。お手数ですがよろしくお願いいたします。
- ◆ また、○の数は「1つ」のもの「あてはまるものすべて」のものがあります。各質問の指定にしたがってお答えください。
- ◆ 「その他」にあてはまる場合には、ご面倒でも○のほかに、その具体的内容を「(かっこ)」内にご記入ください。
- ◆ この調査には**無記名**でご回答ください。ご返送いただいたご回答は、すべて統計的に処理いたします。ご回答者名が特定・公表されることは一切ございません。ありのままをお答えください。
- ◆ 同封の返信用封筒にて、**2009 年 9 月 28 日（月）**までにご投函をお願いします。

この調査の郵送・回収は、㈱日本リサーチセンターに業務委託しております。

【調査実施】



株式会社日本リサーチセンター
ギャラップ・インターナショナル・アソシエーション・メンバー
調査部 担当：萩原、西村(康)

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 2-7-1

フリーダイヤル 0120-035-061（平日 10:00～12:00、13:00～17:00）

<http://www.nrc.co.jp>



JIS Q 9001, ISO 9001
JSAQ 473

国際標準化機構が認証している品質の国際規格です。弊社は2000年に取得いたしました。



「たいせつにしますプライバシーマーク」は、個人情報について十分な保護策を講じている企業・団体に対して(財)日本情報処理開発協会が与えているマークです。

【全員におうかがいします。】

I. まずは、あなたの基本的プロフィールについてお尋ねします。

問1 あなたの性別はどちらですか。(1つに○)

1 男
2 女

問2 あなたの年齢は何歳ですか。(カッコ内に数字を記入)

<table border="1"><tr><td> </td><td> </td></tr></table> 歳		

問3 あなたが社会福祉士資格を登録したのはいつですか。(カッコ内に数字を記入)

平成	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td></tr></table>			年

問4 あなたの最終学歴は、次のうち、どれですか。(1つに○)

1 福祉系大学院	6 高等専門学校
2 福祉系以外の大学院	7 専門・専修学校
3 福祉系大学(旧制大学を含む。)	8 高等学校(旧制中学を含む。)
4 福祉系以外の大学	9 その他
5 短大(旧制高校を含む。)	(具体的に)

問5 あなたの相談援助職としての経験は、社会福祉士資格取得前も含め何年ですか。

(カッコ内に数字を記入)。

※「相談援助職」とは、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(昭和63年2月12日付社庶第29号)」厚生労働省社会局長、厚生労働省児童家庭局長通知の別紙1に定める範囲

<table border="1"><tr><td> </td><td> </td></tr></table> 年			<table border="1"><tr><td> </td><td> </td></tr></table> か月			(従事したことがない場合は「0年」)

問6 あなたの社会福祉士資格取得後の相談援助職としての経験は、何年ですか。

(カッコ内に数字を記入)

※「相談援助職」とは、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(昭和63年2月12日付社庶第29号)」厚生労働省社会局長、厚生労働省児童家庭局長通知の別紙1に定める範囲

	年		か月 (従事したことがない場合は「0年」)
--	---	--	-----------------------

問7 あなたは社会福祉士以外にどのような資格・免許をお持ちですか。(あてはまるものすべてに○)

<p>1 弁護士</p> <p>2 司法書士</p> <p>3 行政書士</p> <p>4 社会保険労務士</p> <p>5 医師・歯科医師</p> <p>6 看護師・助産師、保健師</p> <p>7 薬剤師</p> <p>8 理学療法士</p>	<p>9 作業療法士</p> <p>10 言語聴覚士</p> <p>11 臨床心理士</p> <p>12 精神保健福祉士</p> <p>13 介護福祉士</p> <p>14 介護支援専門員</p> <p>15 障害者相談支援専門員</p> <p>16 児童自立支援専門員</p>	<p>17 教科「福祉」の教員免許状</p> <p>18 管理栄養士・栄養士</p> <p>19 保育士</p> <p>20 手話通訳士</p> <p>21 持っていない</p> <p>22 その他 (具体的に)</p>
---	---	---

問8 あなたは日本社会福祉士会以外に、どのような全国組織の専門職団体に所属していますか。

(あてはまるものすべてに○)

<p>1 日本精神保健福祉士協会</p> <p>2 日本介護福祉士会</p> <p>3 日本ソーシャルワーカー協会</p> <p>4 日本医療社会事業協会</p> <p>5 日本介護支援専門員協会</p> <p>6 日本保育協会</p> <p>7 日本看護協会</p> <p>8 所属していない</p> <p>9 その他 (具体的に)</p>
--

問9 あなたは現在働いていますか(非常勤・パート・アルバイトを含む。)(1つに○)

1 はい	→	4ページの間10にお進みください。
2 いいえ	→	5ページの間14にお進みください。
3 以前働いていた	→	4ページの間12にお進みください。

【問9で「1 はい」とお答えいただいた方におうかがいします。】

問10 あなたの現在の就業先は主に次のどれにあてはまりますか。(主なもの1つに○)

1 生活保護分野	6 保健医療分野
2 児童福祉分野	7 地域福祉分野
3 障害児・者福祉分野	8 福祉・介護教育分野
4 高齢者福祉分野	9 司法分野
5 婦人保護分野	10 その他(具体的に)

問11 あなたが現在従事している主となる職種・役職は、次のうち、どれですか。

(あてはまるものすべてに○)

1 相談員	9 老人福祉指導主事	16 教職・研究職
2 判定員	10 MSW(医療ソーシャルワーカー)	17 介護職
3 現業員	11 PSW	18 事務職
4 指導員・生活指導員	12 コミュニティ・ワーカー (社会福祉協議会等)	19 経営者
5 査察指導員	13 介護支援専門員	20 施設長・管理者
6 児童福祉司	14 障害者相談支援専門員	21 サービス管理責任者
7 身体障害者福祉司	15 児童自立支援専門員	22 看護職
8 知的障害者福祉司		23 リハビリ職
		24 その他 (具体的に)

次ページの間14 にお進みください。

【問9で「3 以前働いていた」とお答えいただいた方におうかがいします。】

問12 あなたの就業していたところは主に次のどれにあてはまりますか。(主なもの1つに○)

1 生活保護分野	6 保健医療分野
2 児童福祉分野	7 福祉・介護教育分野
3 障害児・者福祉分野	8 司法分野
4 高齢者福祉分野	9 地域福祉分野
5 婦人保護分野	10 その他(具体的に)

問13 あなたが従事していた主となる職種・役職は、次のうち、どれですか。

(あてはまるものすべてに○)

1 相談員	9 老人福祉指導主事	16 教職・研究職
2 判定員	10 MSW(医療ソーシャルワーカー)	17 介護職
3 現業員	11 PSW	18 事務職
4 指導員・生活指導員	12 コミュニティ・ワーカー (社会福祉協議会等)	19 経営者
5 査察指導員	13 介護支援専門員	20 施設長・管理者
6 児童福祉司	14 障害者相談支援専門員	21 サービス管理責任者
7 身体障害者福祉司	15 児童自立支援専門員	22 看護職
8 知的障害者福祉司		23 リハビリ職
		24 その他(具体的に)

【全員におうかがいします。】

Ⅱ. 「専門社会福祉士」の専門性を構成する要素について

現在、委員会としては、専門社会福祉士の専門性の構成要素として「実践力（個別支援、連絡調整、地域福祉の増進）」「運営管理」「人材育成（指導力）」「実践の科学化（研究力）」の4つがあると仮定しています。

次の問14～問22にお答えください。

問 14 あなたの「実践力（個別支援、連絡調整、地域福祉の増進）」は、どのレベルですか。（1つに○）

- 1 基本的な実践について、指導を受けながら行うことができる。
- 2 基本的な実践について、指示がなくても一人で行うことができる。
- 3 自身の実践を振り返り改善ができる。
- 4 自身の実践分野のエキスパートとして、後輩に対してのモデルとなることができる。
- 5 複雑で解決困難な福祉課題に対し、多様で高度な知識と卓越した技術を用いて個別支援、連携・調整及び地域福祉の増進の実践及び指導をすべて行うことができる。
- 6 上記1～5のレベルに達していない。

問 15 専門社会福祉士に求められる「実践力（個別支援、連絡調整、地域福祉の増進）」に対するあなたのイメージは、どのようなものですか。ご自由にご記入ください。

問 16 あなたの「運営管理」は、どのレベルですか。（1つに○）

- 1 チームの中で与えられた役割について指導を受けて行動することができる。
- 2 チームの中で自分の役割を見だし、行動することができる。
- 3 チームリーダーとして行動することができる。
- 4 業務の全体像を把握し、チーム活動を通じて業務を運営できる。
- 5 施設・事業所等の運営・経営環境を理解し、社会福祉士の視点を持って運営管理に参画しサービスの質の向上に関する助言及び指導のすべてを行うことができる。
- 6 上記1～5のレベルに達していない

問 17 専門社会福祉士に求められる「運営管理」に対するあなたのイメージは、どのようなものですか。ご自由にご記入ください。

問 18 あなたの「人材育成（指導力）」はどのレベルですか。（1つに○）

- 1 後進育成の意義を理解できる。
- 2 新任職員に対して、助言・指導ができる。
- 3 中堅職員に対し助言・指導を行うことができる。
- 4 指導者として実習指導、研修の企画・実施・評価することができる。
- 5 職能団体等における人材育成において指導的役割を果たすとともに、質の高い相談援助を実践するための環境づくりを行うことができる。
- 6 上記1～5のレベルに達していない

問 19 専門社会福祉士に求められる「人材育成（指導力）」に対するあなたのイメージは、どのようなものですか。ご自由にご記入ください

問 20 あなたの「実践の科学化（研究力）」はどのレベルですか。（1つに○）

- 1 自身の実践について指導を受けながら、課題を明確化することができる。
- 2 自身の実践について自身で課題を明確化できる。
- 3 自身の課題解決に取り組むことができる。
- 4 自身の実践の科学科を図り、研究活動・学会発表などに取り組むことができる。
- 5 専門知識及び技術の向上並びに開発を行い実践の科学化を図るとともに、科学化に関しての助言・指導を行うことができる。
- 6 上記1～5のレベルに達していない

問 21 専門社会福祉士に求められる実践の科学化（研究力）に対するあなたのイメージはどのようなものですか。ご自由にご記入ください。

問 22 専門社会福祉士に必要な専門性の要素として「実践力（個別支援、連絡調整、地域福祉の増進）」「運営管理」「人材育成（指導力）」「実践の科学化（研究力）」を仮定していますが、これについてあなたのご意見をお書きください。

Ⅲ. あなたの研修環境、研修受講の状況、実践研究の状況についておうかがいします。

現在のあなたの状況に照らして、次の問23～問36にお答えください。

問23 あなたは、現在、研修しやすい環境にあると思いますか。（1つに○）

- | |
|-------------|
| 1 非常にそう思う |
| 2 ある程度そう思う |
| 3 あまりそう思わない |
| 4 全くそう思わない |

問24 あなたは、(社)日本社会福祉士会生涯研修制度共通研修課程の修了申請をしていますか。

(1つに○)

- | | |
|-------------|----------|
| 1 はい | 【 具体的に 】 |
| 2 いいえ → 理由： | |

問25 あなたは、(社)日本社会福祉士会が主催する専門分野別研修の受講、認定申請をしていますか。

受講を修了している場合は「受講修了」に、受講を修了し認定申請している場合は「認定申請」に○をしてください。（あてはまるものすべてに○）

- | |
|-------------------------------------|
| 1 成年後見人養成研修（受講修了、認定申請） |
| 2 障害者の地域生活支援研修（受講修了、認定申請） |
| 3 保健医療分野におけるソーシャルワーク専門研修（受講修了、認定申請） |
| 4 独立型社会福祉士養成研修（受講修了、認定申請） |
| 5 虐待対応専門研修（受講修了、認定申請） |
| 6 自立に向けての就労支援研修（受講修了、認定申請） |
| 7 現場実習指導者養成研修（通信）（受講修了、認定申請） |
| 8 受講していない |

問26 あなたは、どのような分野の研修を受けていますか。（1つに○）

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 生活保護関係 | 7 介護保険関係 |
| 2 児童福祉関係 | 8 婦人保護関係 |
| 3 身体障害者福祉関係 | 9 保健医療関係 |
| 4 知的障害者福祉関係 | 10 地域福祉関係 |
| 5 精神障害者福祉関係 | 11 司法関係 |
| 6 高齢者福祉関係 | 12 学校関係 |
| | 13 その他（具体的に) |

問27 あなたが受けている研修は、どのような実施主体が行う研修ですか。

(あてはまるものすべてに○)

1 所属の施設・機関（勤務先が直接行うもの）	6 日本ソーシャルワーカー協会
2 日本社会福祉士会	7 全国社会福祉協議会
3 都道府県社会福祉士会	8 その他
4 日本医療社会事業協会	(具体的に)
5 日本精神保健福祉士協会	

問28 あなたの研修を受ける動機をお聞かせください。(あてはまるものすべてに○)

1 所属施設・機関の実施する研修で受けなければならない
2 所属施設・機関で他機関の研修に派遣される
3 知識、技術を得たい
4 資格取得（更新を含む）のため（例；介護支援専門員）
5 実践についてのアドバイスを得たい
6 研修会場で知り合いを作りたい、ネットワークを広げたい
7 その他（具体的に)

問29 あなたは、スーパービジョンを受けたことがありますか。(1つに○)

<input checked="" type="checkbox"/> 1 ある
<input type="checkbox"/> 2 ない

→ 問31へお進みください。

【問29で「ある」と回答された方におうかがいします。】

問30 スーパービジョンは、誰（どういう関係の方）から受けましたか。ご自由にご記入ください。

--

【全員におうかがいします。】

問31 あなたはスーパービジョンをしたことがありますか。(1つに○)

<input checked="" type="checkbox"/> 1 ある
<input type="checkbox"/> 2 ない

→ 次ページの問33へお進みください。

次ページの問32へお進みください。

【問31で「ある」と回答された方におうかがいします。】

問32 スーパービジョンは、誰（どういう関係の方）に対して行いましたか。ご自由にご記入ください。

【全員におうかがいします。】

問33 あなたは、社会福祉士取得後、実践や研究に関するご自身の発表(文章による発表)を主にどこでされていますか。ご自由にご記入ください。

記載の例) 法人内〇〇研修会 日本社会福祉士会『社会福祉士』、『月間福祉』など

問34 実践や研究に関するご自身の発表(文章による発表)は、何本程度していますか。

	本
--	---

問35 あなたは、社会福祉士取得後、実践や研究に関するご自身の発表(口頭による発表)を主にどこでされていますか。ご自由にご記入ください。

記載の例) 法人内〇〇研修会、〇〇実践報告会、〇〇学会など

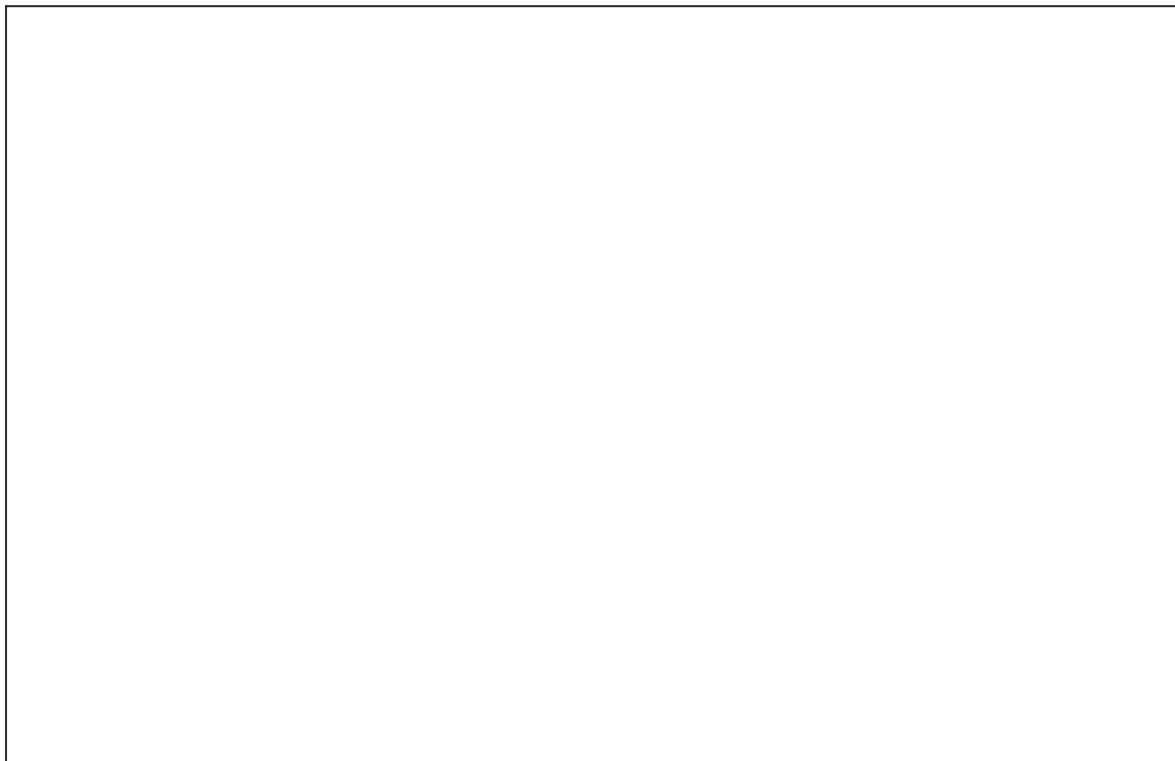
問36 実践や研究に関するご自身の発表(口頭による発表)は、何回程度発表していますか。

	回
--	---

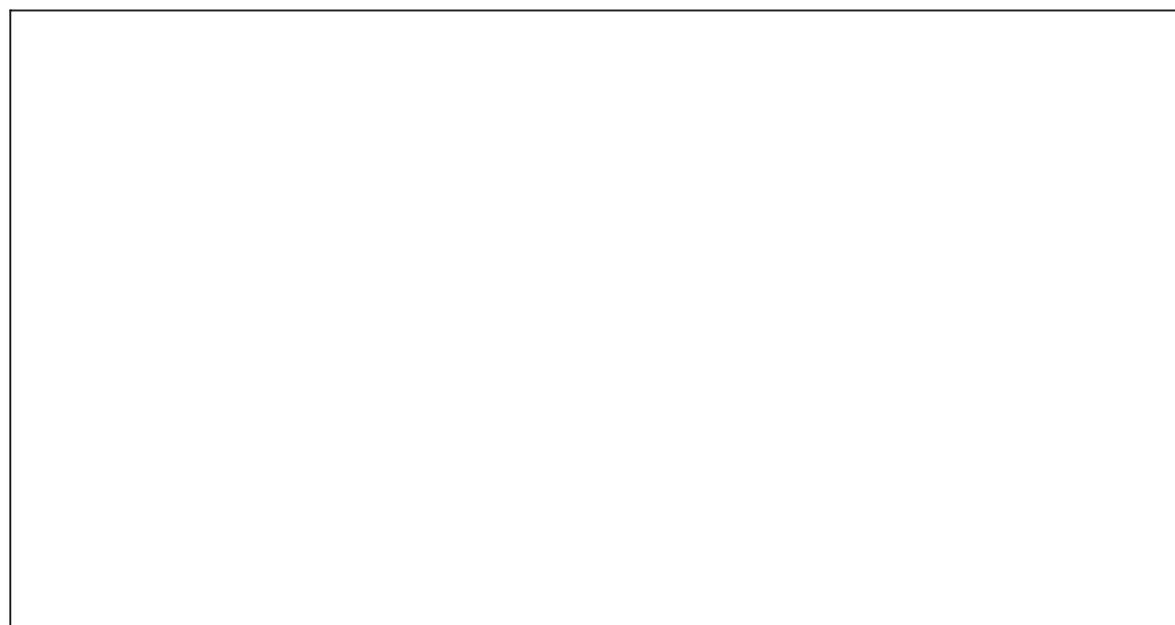
IV. 「専門社会福祉士」に関して

次に、「専門社会福祉士」の検討を行うにあたって、みなさんのご意見やご要望をお聞きます。次の問 37～問 40 にお答えください。

問 37 あなたが考える「専門社会福祉士」のイメージ、あるべき姿とは、どのようなものですか。
ご自由にご記入ください。



問 38 あなたが考える「専門社会福祉士」の専門性の水準とは、どのようなものですか。
ご自由にご記入ください。



問 39 あなたが「専門社会福祉士」制度へ期待することはどのようなことですか。
ご自由にご記入ください。

--

問 40 その他、「専門社会福祉士」についてご自由にご記入ください。

--

以上で質問は終わりです。

お答えいただいた事項について、さらに個別にお伺いしたい場合に、連絡を差し上げてもよい方は、下記にご連絡先のご記入をお願いいたします。

なお、ご記入内容に関しましては、本調査についての連絡以外では使用いたしません。また、この調査の回答は、すべて統計的に処理いたします。ご回答者名が特定・公表されることは一切ございません。

お名前		会員番号	
ご所属組織・機関		ご担当課・職	
ご住所	〒		
電話番号			

ご多忙の中、ご協力いただきましてありがとうございました。

同封の返送用封筒にて、**9月28日(日)**までにご投函をお願いいたします。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会	
団体名	
1. 団体の概要	<p>人材育成・研修についての機関について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局体制の中に、「中央福祉人材センター」「中央福祉学院」がある。 ・ 昭和50年に社会福祉研修センターとして社会事業大学から移管し、平成5年中央社会福祉研修センターに改称、平成7年に中央福祉学院と改称し、現在地に移転。自前の研修会場を持つこととなる。 ・ 「中央福祉人材センター」は、都道府県福祉人材センターの連絡調整、福祉事業従事者の確保について行う。 ・ 「中央福祉学院（ロフオス湘南）」は、社会福祉従事職員の養成・訓練を行う。 ・ 中央福祉学院の管理運営は学院サービス室が行う。 ・ 事務局の中の他の部門（「企画部」「地域福祉部」「民生部」「高年福祉部」「障害福祉部」「児童福祉部」など）も研修を実施している。
2. 研修の概要	<p>研修制度</p> <p>中央福祉学院が行う研修には、大きく分けて「厚生労働省委託研修」「独自研修」の二つの研修を実施している。</p> <p>委託研修の中には人材センター経由で実施するものもある。</p> <p>①厚生労働省委託研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉主事資格認定通信課程（公務員） ・ 社会福祉施設長資格認定講習課程（公立施設長） ・ 社会福祉法人経営者研修課程 ・ 社会福祉施設長等サービス管理研修課程（高齢者支援コース<介護保険制度、認知症介護>、スキルアップコース<マネジメント、人材育成>、障害者自立支援コース、子育て・次世代育成支援コース） ・ 介護福祉士実習指導者講習課程 ・ 社会福祉士実習指導者講習課程 <p>②厚生労働省補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉司資格認定通信課程 ・ 社会福祉施設指導職員特別研修課程（主任相談員コース、主任介護職員コース） ・ 「福祉職員生涯研修課程」指導者養成研修課程 <p>③独自研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉主事資格認定通信課程（民間社会福祉職員） ・ 社会福祉施設長資格認定講習課程（民間社会福祉施設長） ・ 福祉施設長専門講座

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉士通信課程（社会福祉士一般養成施設） ・ 都道府県・指定都市社会福祉協議会管理職員研修会 ・ 社会福祉協議会・社会福祉施設職員会計実務講座〔通信課程〕＜8年くらい開催している＞ ・ 都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関職員研修会 ・ 職場研修担当者研修 ＜自職場の研修体系を作る人たちのための研修＞ ・ 「保育実習」担当職員研修会
<p>研修体系</p>	<p>中央福祉学院の行う研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央福祉学院の研修では、積み上げ型の体系は設定していないが、各研修の受講対象者のレベルを設定している。 <p>都道府県・指定都市単位で実施する「福祉職員生涯研修課程」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「福祉職員生涯研修課程」は、カリキュラムについては積み上げ型となっている。 ・ カリキュラムは、①管理職、②指導的職員、③中堅職員、④新任職員の4課程。 ・ ただし、受講者の管理、認証（研修修了認定）は実施機関に任せている。 ・ 平成9年から、補助事業で開催に対しては補助金を出している。 ・ 都道府県の中には社会福祉協議会ではなく、事業団などが開催している場合もある。 ・ パッケージ化されたテキスト・手引（マニュアル）・ワークシートの提供、指導講師の派遣、指導講師の養成の研修を行っている。 ・ 5～6年前からは都道府県でやって欲しいとしているが、開催状況は都道府県によって異なる。 ・ 新任職員研修はニーズが高い。これはピラミッドの底辺に相当していることと、転職などするとまた新人になってしまうということがあるかと思う。当然の事ながら上に行くほど受講対象者数は減っていく。したがって、管理職研修など上の方の研修を県レベルで実施していくことは、受講対象者が少ないため実施者として難しい。ただし、受講ニーズはある。 <p>全国社会福祉協議会の行うその他の研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央福祉学院以外に、全国社会福祉協議会の中でも研修を行っているが、研修体系の整理がなされていない。 ・ 全国社会福祉協議会の事務局体制の中で、「国際部」「出版部」を除き研修を実施している。これは抱えている母体との関係により、「高年福祉部」では高齢者関係の、「障害福祉部」では障害者の、「児童福祉部」では児童のと、関連する研修を独自に行っている。 ・ 「高年福祉部」と「企画部」、「地域福祉部」と「企画部」というようなところでは、リーダー研修や組織管理研修などで研修内容自体が重なるような場合がある。これは少し整理が必要だと思われる。（「研修内容が似ている」と受講者からの指摘もある。）

<p>研修体系における個々の研修の位置付け</p>	<p>各研修の受講対象者のレベルを設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受講対象者は示しているが、ゆるやかなものである。 ・ 受講対象者を示しているが、レベルが合わない人が受講してしまうことはあり得る。事前課題などを出していただければそれなりに合致した対象者が受講するので、レベルがあわないことは少ない。
<p>その他、研修の実施について</p>	<p>＜全国社会福祉協議会の実施する研修＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成7年までは、研修会場が自前でなかった。それまでは国からの委託研修がメインであった。 ・ 平成14年に国立公衆衛生院と国立医療・病院管理研究所と国立感染症研究所・口腔科学部の一部を統合し国立保健医療科学院（和光市）ができて、「福祉事務所長研修」「査察指導員研修」など8研修が移管した。 ・ 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課から試行事業から試行事業が必要なもの話が来て委託される。その後、制度できると移管されて委託団体等が変わることもある。例えば、「社会福祉士現任研修（1998年まで）」は日本社会福祉士会が生涯研修制度を実施するようになり全社協としては終了、「介護教員養成研修」は介護福祉士養成校協会へ移管したという例がある。 ・ 独自研修は、研修ニーズを捉えて研修企画・実施につなげていく。 ・ 独自研修の企画については、以前は研修センターに運営委員会があり、そこで検討を行っていた。現在は運営委員会がなくなり、現在は学院事務局が本会各部との協力を得て検討し、対応している。しかし、今後は大局的に捉えて対応していく必要があると考え運営委員会を設置する予定である。現在人選に入っている。需要が多く定員を超える申込があった研修については、人員体制・施設の使用状況などを勘案して、可能であれば開催回数を増やしたいという方向で行って。ただ、同じ年度では2回の開催はできても3回は難しい。 ・ 研修講師の選定については、学会で著名な先生、その先生からの紹介、他の部署からの紹介、インターネットでの検索、自身が受講した研修の講師などから選んでいる。 ・ 研修内容（形式）は、全部が講義にならないように、演習を入れるなどの工夫をしている。ただ、演習はメインの講師以外のところとの差、チャーターに付く人によってグループに差が生じてしまうということがあり難しい。これについては実際に受講者の評価も分かれてくるところである。 ・ 内容のバラツキは演習だけではなく、講義の場合でも、講師自身の見方、考え方の違いなどがあり、必ずしも同じようにはならない。 ・ 内容をそろえて行くには、プログラムの定型化がないと難しい。直営でやっても講師による差が生じるくらいなので、研修を委託するとさらに差が生じるという状況にある。

	<p>＜都道府県社協の実施する「福祉職員生涯研修課程」＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成5年に福祉人材確保指針のときに検討したものである。しかし、法制度の中に規定されたものではないので受講に関して強制力がない。 研修対象者が「福祉職」という大きな括りなので、積み上げ型としたが、ジェネラリスト（企業で言う総合職）も専門職も事務の人も、現場に関わるすべての人を受講対象者に含めている形である。 研修内容としては「職員の向上」「組織の向上」という二つの側面があり、その両者が相まってサービスの向上へとつながると考えている。 積み上げ型になってはいるが、研修としてどこから受けてもかまわない。（初任職員から始める必要はない。）実際に今いる段階（職位）に合わせて、その部分の研修を受講している。したがって、研修自体は体系化しているが、受講が体系に従ってなされているかどうかはわからない。 モデルカリキュラムでやれないところもある。また、他の研修と組み合わせで実施しているところもある。そこについては実施主体の裁量に任せている。実施する自治体に裁量がある形で行っている。 開催を支援していた時より、実施県が減少している。 実施状況の把握については県の研修についてはあくまで協力関係であり、「状況を教えてください」というお願いの形で把握している。
<p>3. 研修の評価システム及び基準</p> <p>研修内容についての評価とその基準</p> <p>受講者についての評価とその基準（修了基準）</p>	<p>受講者アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> 「よかった」という評価でも、帰ってから現場でできるのかという疑問符が付く場合もある。 <p>修了テスト等</p> <p>①通信課程</p> <ul style="list-style-type: none"> スクーリング時のテスト 自宅学習によるレポート提出 合格基準は100点満点で60点程度 不合格の場合は、再テスト、次年度での再受講 <p>②短期研修（3日程度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 出席のみを修了判定の目安としている。（すべての時間受講修了） 修了証はその都度発行する。
<p>修了履歴の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> コンピュータ導入以前のは紙データベースで、導入以後はデータベースとして管理している。 研修では修了証を発行しているが、この修了証を紛失してしまった場合の再発行を研修実施主体として行っている。

	<p>例えば、介護教員養成研修を現在は行っていないが、かつての受講修了者から発行依頼が来る場合がある。これについては対応の必要があるため、発行を行っている。修了証明書の再発行の郵送料・手数料はもらっていない。(本来はもらった方がよいと思われる。年間の再発行数は少ない。) これは、現在の「現場実習指導者養成研修」もそうだが、どこで受講しても実習指導者になれるが、受講の修了した機関が履歴管理をして対応することになるので、それと同じである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県社会福祉協議会が実施する研修についての履歴は実施主体に任せている。 ・ 「認証」をデータベース登録するという構想もあったが、現在これは全社協側がやるべき事項ではないというふうになっている。全社協がやるのであれば、中央人材センターがやるか、国が関与してやるか、というふうに意見が分かれている状況である。
<p>研修の効果測定について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常に課題としてあがっているが、所定の技術習得に限られる場合は評価について可能であるが、専門知識や啓発等の研修については即時の評価に馴染まず、現在は短期研修においては効果測定を行っていない。 ・ 介護技術のようなのはやらせてみるということと判断できるので、価値や知識の中には、研修の中だけでは効果を測ることはできない。現場にもどっての行動変容までを見ることは難しい。 ・ 効果測定という場合、効果が上がらない時にどこに原因があるのかということがある。受講者の能力が低いのか、研修内容が悪いのか、講師に問題があるのか、どこに原因があるのかということがあり、それについても明らかにする必要がある。 ・ 都道府県社会福祉協議会が実施する研修についての履歴は実施主体に任せている。
<p>その他、研修の評価について</p>	
<p>4. 研修の認証（アクレディテーション）システムについて</p>	
<p>認定している研修</p>	<p>「介護福祉士ファーストステップ研修」 ※昨年度までは試行事業であった。</p>
<p>認定の経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年度から厚生労働省の補助により「介護サービス従事者の研修体系のあり方に関する研究会」事務局として、「介護職員基礎研修」「介護福祉士ファーストステップ研修」をはじめとする介護職員のキャリア開発支援システム創設の提言をとりまとめた。 ・ 平成18年度からは厚生労働省の補助により、介護サービス施設・事業所において小規模チームのリーダーとなる介護職員を養成するための介護福祉士ファーストステップ研修をさまざまな研修機関が試行的に実施、その普及を図るとともに、効果や研修体系の運営スキーム等の検証を行うための「介護福祉士ファーストステップ研修試行事業」を実施した。 ・ 厚生労働省の補助は平成21年3月をもって終了したが、全国社会福祉協議会は引き続き「介護福祉士ファーストステップ研修」を普及推進する。

<p>所管部署</p>	<p>全国社会福祉協議会担当事務局（中央福祉人材センター）</p>
<p>認定のあらまし</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「介護福祉士ファーストステップ研修」を実施する予定の研修機関で、全国社会福祉協議会が作成した「応募要綱」に定める要件を満たす場合は「介護福祉士ファーストステップ研修」として認定する。 他の目的で行われる研修であっても、必要な要件を満たせば介護福祉士ファーストステップ研修に読み替えたものとして認定を受けることができる。
<p>他の研修の読替</p>	<p>ガイドラインがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修対象者：原則として介護福祉士資格取得後2年を超える実務経験を持つ者 時間数：200時間（1時限を45分とすることができる） カリキュラム全体構成：ケア領域、連携領域、運営管理基礎領域 研修内容：ガイドラインにおいて領域ごとに定める「到達目標・評価の基準」の内容を網羅するもの 修了評価：ガイドラインに示す「修了時の評価のポイント」にそって各受講生の知識・技術等の取得度を評価すること。修了評価は、筆記試験、口頭試験、実技試験、レポート等により行う。 修了者には修了証を発行する。（所定の文言を含めること） 講師：外形的な要件はない。 教材：指定のテキストはない。
<p>受付申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> 読替は科目もしくは領域単位で行う。 他目的研修とは既に実施した実績があり、「認知症介護実践者研修」「認知症介護実践者リーダー研修」等内容が確立されたもの等であること。
<p>認定料</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「応募用紙」に「応募要綱」したがって必要事項を記載し、全国社会福祉協議会・中央福祉人材センターまで必要書類を送付する。 申請は研修実施1か月前を締切りとする。 前の年に申請をしても、翌年も実施する場合は、再度申請をする。 昨年度まで試行事業として補助金を活用していた。現在は全社協の独自財源で運用しており認定申請料は取っていない。
<p>認定のための作業 （受付・審査手順・決定方法）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 普及・認定等委員会は、認定のために必要な追加資料の提出や調査等を求める場合がある。
<p>認定機関 （委員会メンバー・基準）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申請研修の認定等にかかわる審査は、「介護福祉士ファーストステップ研修普及・認定等委員会」にて行う。 委員会メンバーは、元々の検討を行った委員会の委員がなっている。
<p>認定後の調査、認定の取消し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 普及・認定等委員会は、認定した研修に対する調査、研修の内容が応募要綱及びガイドラインに定める要件と著し

	<p>く異なると認められる場合には、調査、改善の助言、改善計画の提出を求められることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修機関が改善計画の策定、実効が行われない場合には、認定の取消しを行うことができる。 ・ 認定を受けた研修機関は、研修終了後1か月以内に、「修了者数等報告用紙」に必要事項を記入し、全国社会福祉協議会担当事務局まで提出する。 ・ 修了者名簿の管理までは行っていない。(数のみ報告を受ける)
<p>認定研修の終了報告 研修の修了履歴(受講者の管理の 扱い) 認定研修と介護福祉士会との関 係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本介護福祉士会生涯研修制度のファーストステップとして位置付けられる。 ・ 日本介護福祉士会は平成12年から、介護福祉士の職能団体として会独自の生涯研修制度の確立に取り組んできた。その後、全国社会福祉協議会が厚生労働省の補助を受けて、平成16年に「介護サービス従事者の研修体系のあり方に関する研究会」(委員長：堀田力氏)を設け、介護職員の能力開発とキャリア開発を支援する研修体系等のシステムのあり方について検討を始め、平成18年までに3回の提言を行った。日本介護福祉士会は、これらの提言と会独自の構想の整合性を図ることが必要だと考え、提言に盛り込まれていたファーストステップ研修を平成18年から試行的に実施している。実践的に生涯研修制度の体系づくりを行いながら、制度全体の構想を練り、生涯研修制度について発表した。その意味では、日本介護福祉士会の生涯研修制度は会独自のものです。介護従事者全体の生涯研修制度の一環をなすものでもある。(なお、介護福祉士会がポイントとして認めている他団体の研修は全国社会福祉協議会(県社協・市社協は除く)と長寿社会開発センターの2箇所のみ)
<p>この認定制度についての規程類 認定の書類の保管</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙での申請。紙での保管
<p>管理システムについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度(研修を開催するごと)に申請をしているので、システム的に申請履歴等を管理しているわけではない。
<p>事務処理量及び事務処理費用 (担当職員の体制)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の業務と兼務で担当。研修の開催時期との関係で、年度前半が忙しい。

認定を受けている研修機関

年	研修機関 (団体・学校) 名	実施領域	開催地	定員(実数)	開催期間
19	(社) 日本介護福祉士会 (東京都支部)	すべて	東京都	40(11)	約6か月
	(社) 日本介護福祉士会 (静岡県支部)	すべて	静岡県	40(26)	約6か月
	(社) 日本介護福祉士会 (新潟県支部)	すべて	新潟県	40(40)	約10か月
	(社) 日本介護福祉士会 (愛知県支部)	すべて	愛知県	40(44)	約6か月
	(社) 日本介護福祉士会 (長野県支部)	すべて	長野県	40(30)	約7か月
	(社) 日本介護福祉士会 (神奈川県支部)	ケア	神奈川県	40(32)	約2か月
	(社) 日本介護福祉士会 (京都府支部)	すべて	京都府	30(29)	約6か月
	(社) 日本介護福祉士会 (近畿ブロック)	すべて	大阪府	40(41)	約6か月
	(社) 日本介護福祉士会 (福岡県支部)	すべて	福岡県	30(15)	約9か月
	(福) 鹿児島県社会福祉協議会老人福祉施設協議会	すべて	鹿児島県	40(36)	約4か月
	(有) プロダレ総合研究所	すべて	埼玉県他	20(2)	約6か月
	(医) 啓信会	すべて	京都府	30	開催中止
	(有) QOLサービス	すべて	広島県	20	開催中止
	(学) 広島YMCA健康福祉専門学校 広島県介護福祉士会	すべて	広島県	40(28)	約7か月
	セキスイオアシス (株) オアシスセンター	連携	愛知県	10(12)	約2か月
	(NPO) 介護人材キャリア開発機構	ケア	新潟県	28(7)	約1か月
	大牟田市介護サービス事業者協会	ケア	福岡県	28(40)	約5か月
	受講定員 (実数合計)			556(393)	
	20	(学) 名古屋文理短期大学	すべて	名古屋市	40
(福) 山口県社会福祉協議会 山口県介護福祉士会		すべて	山口県	40	約6か月
(福) 鹿児島県社会福祉協議会老人福祉施設協議会 神奈川県高齢者福祉施設協議会		すべて	鹿児島県	50	約4か月
(NPO) 東京都介護福祉士会		ケア	神奈川県	20	約4か月
(社) 大阪介護福祉士会		すべて	東京都	20	約8か月
滋賀県介護福祉士会		すべて	大阪府	35	約6か月
		すべて	滋賀県	30	約6か月

	静岡県介護福祉士会	すべて	静岡県	40	約6か月
	宮崎県介護福祉士会	すべて	宮崎県	40	約7か月
	京都府介護福祉士会	すべて	京都府	30	約6か月
	愛知県介護福祉士会	すべて	愛知県	50	約6か月
	社団法人長野県介護福祉士会	すべて	長野県	40	約6か月
	(有) プログレ総合研究所	すべて	埼玉県他	80	約6か月
	(NPO) 介護キャリア開発機構	すべて	青森県	20	約5か月
	(社) 岡山県介護福祉士会	すべて	岡山県	30	約4か月
	(福) 旭川荘 旭川荘研修センター旭川荘厚生専門学院	すべて			
	近畿老人福祉施設協議会	ケア	大阪市	48	約2か月
	受講員合計			613	
ファーストステップ研修認定における課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の仕組みとしてガイドラインをみて実施主体となるところが研修の企画（シラバス作成等）をするが、統一のテキスト等があるわけではないので、申請された研修のどれがよいか悪いのかを判断するのが難しい。シラバスの判断基準が明確とは言えないので、外形的な基準は定められていても内容の基準が明確ではないので、審査する者が内容など含め専門性をもっていないと対応できないと思われる。 ・ テキストがないので、実施主体によるバラツキが出てしまう。しかし、知識を押さえるのにはテキストは有効だが専門職の研修なので知識だけで与えればいいわけではないので、テキストがあればいいということでもない。 ・ 今後は、この認証制度は都道府県（行政）に実施主体を移していく予定である。（介護職員基礎研修と同じような方向性を考えている。） 				
その他、認定に関する事項					
5. 他の組織・機関との関係					
研修について他組織・機関との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省委託の研修を行っている ・ 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課から試行事業のようなものが来て委託される。その後、制度が移管されて委託団体等が変わる。例えば、「社会福祉士現任研修（1998年まで）」は日本社会福祉士会が実施することになり（1999年現任研修、2000年より全国統一研修）、「介護教員養成研修」は介護福祉士養成校協会という例がある。 ・ 他の団体の研修との関係はない。 				
団体のもつ研修と他団体の研修の関係					

<p>社会福祉事業に従事する者のキャリアパスに対応した生涯研修体系構築検討について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度にキャリアパスに対応した研修体系モデルを整理した。 キャリアパスは5段階に設定。 																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="279 150 367 331">段階</th> <th data-bbox="279 331 367 763">想定する役割</th> <th data-bbox="279 763 367 1653">各段階に求められる能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="367 150 544 331">第5段階 20年以上</td> <td data-bbox="367 331 544 763">事業所全体の統括者</td> <td data-bbox="367 763 544 1653">自身の施設・事業所のサービスをモニタリングし、運営統括責任者として、組織運営を調整し、自組織を改善・向上させることができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 150 676 331">第4段階 15年以上</td> <td data-bbox="544 331 676 763">部門の責任者／熟練者／教育指導者</td> <td data-bbox="544 763 676 1653">①常に最新高度な技術により、当該エキスパートとして、後輩に対してモデルとなる。②施設・事業所等の運営・経営環境を理解し、他部門や地域の関係機関と連携・実践する。③教育指導者として教育プログラムを開発・実施・評価する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="676 150 809 331">第3段階 5～15年</td> <td data-bbox="676 331 809 763">チーム活動の企画・指導・調整・評価等</td> <td data-bbox="676 763 809 1653">高度な倫理観を持ち、自身の仕事を分析的に見ることができ、改善できる。研究活動・学会発表などにも取り組み。チームのリーダーとして後輩等に対し指導・育成等を行うなど役割を果たし、上位者を支援することができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="809 150 941 331">第2段階 2～5年</td> <td data-bbox="809 331 941 763">新任職員のロールモデル</td> <td data-bbox="809 763 941 1653">担当する業務において、一人で（指示無しで）行うことができる。自己啓発に取組み、自身の課題を解決できる。チームの中での自分の役割を見出し、行動することができる。新任職員に対し、助言・指導できる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="941 150 1152 331">第1段階 3年未満</td> <td data-bbox="941 331 1152 763">指導・指示を受け、安全な実践を行う</td> <td data-bbox="941 763 1152 1653">福祉の基本的な理念や法令等を理解し、指導・教育を受けながら、基本的実践を安全に行うことができる。法人・施設・事業所等の理念を理解するとともに、社会人としてのルール・マナー等を理解・実践する。</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 研修体系モデルの基本的考え方 <ul style="list-style-type: none"> ①体系的な外部研修による段階的継続教育のシステム ②キャリア形成に資するシステム ③有資格者を基本にしたシステム ④職能別の能力開発と、福祉・介護分野に共通する能力開発の2つの要素を組み合わせた研修体系。 	段階	想定する役割	各段階に求められる能力	第5段階 20年以上	事業所全体の統括者	自身の施設・事業所のサービスをモニタリングし、運営統括責任者として、組織運営を調整し、自組織を改善・向上させることができる。	第4段階 15年以上	部門の責任者／熟練者／教育指導者	①常に最新高度な技術により、当該エキスパートとして、後輩に対してモデルとなる。②施設・事業所等の運営・経営環境を理解し、他部門や地域の関係機関と連携・実践する。③教育指導者として教育プログラムを開発・実施・評価する。	第3段階 5～15年	チーム活動の企画・指導・調整・評価等	高度な倫理観を持ち、自身の仕事を分析的に見ることができ、改善できる。研究活動・学会発表などにも取り組み。チームのリーダーとして後輩等に対し指導・育成等を行うなど役割を果たし、上位者を支援することができる。	第2段階 2～5年	新任職員のロールモデル	担当する業務において、一人で（指示無しで）行うことができる。自己啓発に取組み、自身の課題を解決できる。チームの中での自分の役割を見出し、行動することができる。新任職員に対し、助言・指導できる。	第1段階 3年未満	指導・指示を受け、安全な実践を行う	福祉の基本的な理念や法令等を理解し、指導・教育を受けながら、基本的実践を安全に行うことができる。法人・施設・事業所等の理念を理解するとともに、社会人としてのルール・マナー等を理解・実践する。
段階	想定する役割	各段階に求められる能力																	
第5段階 20年以上	事業所全体の統括者	自身の施設・事業所のサービスをモニタリングし、運営統括責任者として、組織運営を調整し、自組織を改善・向上させることができる。																	
第4段階 15年以上	部門の責任者／熟練者／教育指導者	①常に最新高度な技術により、当該エキスパートとして、後輩に対してモデルとなる。②施設・事業所等の運営・経営環境を理解し、他部門や地域の関係機関と連携・実践する。③教育指導者として教育プログラムを開発・実施・評価する。																	
第3段階 5～15年	チーム活動の企画・指導・調整・評価等	高度な倫理観を持ち、自身の仕事を分析的に見ることができ、改善できる。研究活動・学会発表などにも取り組み。チームのリーダーとして後輩等に対し指導・育成等を行うなど役割を果たし、上位者を支援することができる。																	
第2段階 2～5年	新任職員のロールモデル	担当する業務において、一人で（指示無しで）行うことができる。自己啓発に取組み、自身の課題を解決できる。チームの中での自分の役割を見出し、行動することができる。新任職員に対し、助言・指導できる。																	
第1段階 3年未満	指導・指示を受け、安全な実践を行う	福祉の基本的な理念や法令等を理解し、指導・教育を受けながら、基本的実践を安全に行うことができる。法人・施設・事業所等の理念を理解するとともに、社会人としてのルール・マナー等を理解・実践する。																	
	<p>平成21年度事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 各段階における研修プログラム 多様な実施主体が研修を行うための実施要領の作成 整理するのが「社会福祉職」ということになっているが、介護福祉士ファーストステップ研修の方との整合性という点がある。介護職員の研修体系ともずれているので一緒にするのは難しいと感じる。 現場を考えるとすべてが有資格者ではない状況であるが、今回の検討では国家資格がない人についてははず 																		

れている点も現状との関係を考えてよいかということはある。

- 現場では、すべてが常勤職員ではなく、非常勤とか、契約社員というような雇用形態のこともある。介護保険になつてからの職員の状況からすると、想定しているキャリアパスにずれがあるのではないか。

(ヒアリング調査日：2009年8月14日)

団体名		社団法人 日本医療社会事業協会
1. 概要		
社団法人 日本医療社会事業協会とは		<ul style="list-style-type: none"> 日本医療社会事業協会は、医療ソーシャルワーカーや医療社会事業の普及・発展を支援する人々によって構成される団体。 1953年に全国組織として結成、1964年に社団法人として認可される。医療ソーシャルワークの実践と研究をおおして、社会福祉の増進と保健・医療・福祉の連携に貢献することを目的としている。 保健医療機関において、社会福祉の立場から患者や、その家族の方々の抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を行う。具体的には、経済的問題の解決、調整援助・療養中の心理的・社会的問題の解決、調整援助・受診・受療援助・退院（社会復帰）援助・地域活動を患者の主体性やプライバシーの尊重を重視しつつ行っている（厚生労働省『医療ソーシャルワーカー業務指針』より）。 会員の多くは、社会福祉系大学等の専門教育を修了した後、病院等で上記の業務に従事しており、（社会福祉系大学・大学院卒が、2001年3月現在71%→2004年現在84%）、近年は社会福祉士・精神保健福祉士等の国家資格取得者も増えている。また、医療と福祉の連携強化が求められている状況の中で、病院・保健所のみならず老人保健施設や在宅介護支援センターにも活躍の場が広がっている。
会員数		4,144名（うち、3,204名（77.3%）が社会福祉士取得）※2010年1月現在
日本医療社会事業協会の活動		<ol style="list-style-type: none"> 1. 全国大会 2. 学会 3. 研修 4. 社会活動 5. 出版・広報 6. 関係団体との連携
2. 研修体系		
研修体系について		<p>※研修体系図は後掲。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各研修がそれぞれ単体で開催されていた。そのため、研修体系の見直しを行い、研修シラバスの作成を行う。 基礎を学ぶ医療ソーシャルワーカー基幹研修とは別に、分野の研修も設けている（分野の研修は1泊の研修もあれば、1日の研修もある）。
研修体系の見直しの状況と今後の方向性について		<ul style="list-style-type: none"> 認定機構を立ち上げること、2009年度の総会で承認された。 2010年度の総会で実施内容の承認を得る予定。見直し後の研修体系は、2010年度からスタートする予定。 医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅰと、医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅱのシラバスを作成し、各都道府県協会

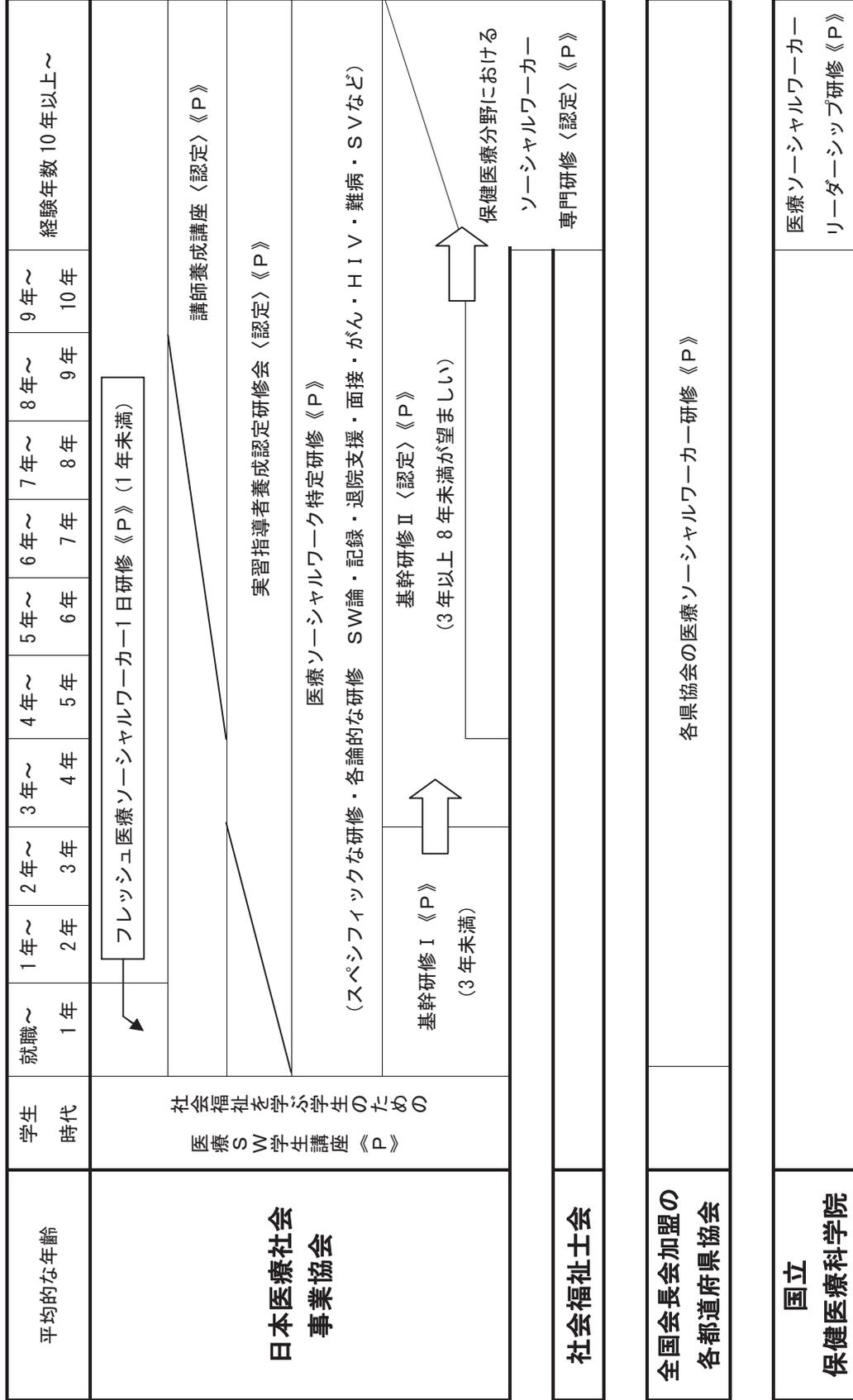
	<p>の研修担当者に伝達する。また、シラバスにそった教科書を出版し、同様の内容の研修を各地域で行えるようなシステムを作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療ソーシャルワーカー基幹研修のシラバスを、各都道府県協会に配布する。 ・全国会長会に加盟している各都道府県協会（2010年1月現在、40協会が加入）の研修は、研修のポイントとして認定される方向で検討中。
<p>3. 研修内容について</p> <p>研修内容</p>	<p>1. 日本医療社会事業協会で実施している研修</p> <p>①医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅰ</p> <p>実務経験3年未満の医療ソーシャルワーカーに対し、医療ソーシャルワーカーとしての必要な基礎的な知識・技術を取得することを目的とする。4泊5日で開催し、主として現役のソーシャルワーカーが講師を務める。全国のソーシャルワーカーの方々と出合える場である。</p> <p>②医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅱ</p> <p>実務経験3年を超えた保健医療分野のソーシャルワーカーが、標準的に行うべき業務を遂行できるよう、必要な知識、技術を身につけ実践力を高めることを目的とする。3泊4日で開催し、科目ごとのレポート評価を加味し「修了認定証」を授与され、協会で登録管理する。</p> <p>③実習指導者養成認定研修会</p> <p>社会福祉専門職の養成教育において、重要課程である実習現場での実習時に、有効な指導ができるように、現場のソーシャルワーカーを現場の実習指導スーパーバイザーとして養成する。2泊3日で開催し、事前・事後課題提出を経て「修了認定証」を授与され、協会で登録管理する。</p> <p>④保健医療分野におけるソーシャルワーク専門研修</p> <p>保健医療分野で特価される力量を獲得し、他機関・他職種との連携が図れ、管理能力を有する熟達したソーシャルワーカーの養成をすることを目的とする研修。1年を通して9課題のレポート提出と、3泊4日のスクリーニングを行う（本研修を修了した受講生は、翌年度よりスクリーニングで行われる講義などを受講することができる）。日本社会福祉士会からの委託を受けて、開催している。</p> <p>⑤医療ソーシャルワーク特定研修</p> <p>スペシフィックな研修・各論的な研修（SW論・記録・退院支援・面接・がん・HIV・難病・SVなど）である。また、外部講師等による単発の研修会で、その時々の特ピックスとなっているテーマを毎年行っている。研修は、積み上げ型ではないので、入会1年目から受講が可能である。研修によって、1日の開催であったり、1泊2日での開催であったりする。</p>

	<p>⑥フレッシュメンタルワーカー1日研修 入職したばかりの4月に、先輩や同期の仲間と交流を持ち、社会人の基礎や医療ソーシャルワーカーの心構えや知識、近隣の都道府県協会をすることを目的とする1日研修。</p> <p>⑦社会福祉を学ぶ学生のための医療ソーシャルワーク学生講座 社会福祉を学ぶ学生から「医療ソーシャルワーカーになりたい」「興味はあるが実際にどのような仕事かよくわからない」「医療ソーシャルワーカーの実習をしたいので事前に勉強」などの要望に応え、職業イメージを正しく持っていたりするための講習。医療ソーシャルワーカーの職能団体である、日本医療社会事業協会が学生向けにこの講座を実施する。 4年前より開催しており、関東、関西の2箇所で開催している。</p> <p>⑧講師養成講座 現在、企画中であり、2010年1月現在には開催していない。各都道府県協会の研修の質を担保するために、各県協会の担当者向けに開催する。2010年5月に第1回目の研修を開催する。</p> <p>2. 各都道府県協会で開催している研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県協会で開催している研修内容と時間数については、2010年1月現在、日本医療社会事業協会が、各都道府県協会に対して調査を行っている。 ・ 各都道府県協会で開催している研修については、研修シラバス等を日本医療社会事業協会へ提出し、認定社会福祉士(分野別)認定機関で研修プログラムの評価を行い、研修の質を担保していく予定。 <p>3. 医療社会事業協会以外で実施している研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立保健医療科学の主催で、「医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修」を実施している。従来は、「医療ソーシャルワーカー管理者研修」として開催されていた。現在は、年2回5日間の開催。
各研修プログラムの評価方法と評価基準について (2010年1月現在 検討中)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本医療社会事業協会が、各都道府県協会の研修プログラムの評価・認証を行い、各研修のポイントを設定する。 ・ 実習生の受け入れ、日本医療社会事業協会での活動もポイントになるよう設定をしている。また、IFSWへの参加もポイントになる。
研修の質の担保について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講師養成研修の実施、医療ソーシャルワーカー基幹研修の教科書を発行することで、各都道府県協会の研修の質を担保していく計画。

<p>4. その他</p>	<p>認定社会福祉士（保健医療分野）について （2010年1月現在 検討中）</p>	<p>1. 認定医療社会福祉士の目標数 制度開始1年目は、400人を想定している。最終的には、会員の3分の1が、認定社会福祉士（保健医療分野）を取得することを目標としている。</p> <p>2. 経過措置について 初年度は、研修の受講経験を自己申告制にしての対応を予定している。</p> <p>3. ポイントの取得について 研修受講だけでもポイントを取得すれば認定される。ただし、実践の言語化のためにも学会発表、論文、理事経験、実習指導者経験でのポイント取得も推奨している。また、各都道府県協会の研修、他の関連団体の研修、学会等もポイントとして認める。</p> <p>4. 認定試験等について 認定社会福祉士（保健医療分野）の質を担保するために、レポート執筆を課すかどうかは、現在検討中である</p> <p>5. 認定社会福祉士（保健医療分野）の申請について 研修ポイントが貯まり、認定社会福祉士の申請を行う場合は、個人で申請を行う。申請者は、職能団体等への加入は要件としていない。</p> <p>6. 運営経費について 認定登録料についても検討中であり、実際の金額については決定していないが、登録料で運営できるとような方向性で検討している。</p> <p>7. 更新制度について 5年ごとの更新制度の導入も検討しており、2010年度の総会では内容を明確に示す予定。</p>
	<p>認定機構について （2010年1月現在 検討中）</p>	<p>日本医療社会事業協会内に、認定機構（事務局員5名）を作り運営している。認定機構のメンバーの中には、第3者を招く予定。</p>
	<p>研修システム管理について （2010年1月現在 検討中）</p>	<p>申請管理は管理担当者を決めて、日本医療社会事業協会で一括して行う予定。</p>

（ヒアリング調査 実施日：2010年1月15日）

日本医療社会事業協会の研修体系図



生涯学び続ける機会の提供

ポイント制による

「認定医療ソーシャルワーカー(仮称)」認定・更新を行っていく

※《P》はポイントのつく研修
 ※ □ 積み上げの研修

団体名 日本精神保健福祉士協会	
1. 団体の概要	
目的	本協会は、精神保健福祉士の資質の向上を図るとともに、精神保健福祉士に関する普及啓発等の事業を行い、精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を進めることにより、国民の精神保健福祉の増進に寄与することを目的とする。
沿革	<p>1964年 日本精神医学ソシヤル・ワーカー協会設立（会員数88名）</p> <p>1965年 「PSW通信」、機関誌「精神医学ソシヤル・ワーク」創刊</p> <p>1982年 協会宣言採択「精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動をすすめる」ことを協会の基本方針とする。</p> <p>1988年 「倫理綱領」を制定</p> <p>1997年 「精神保健福祉士法」制定</p> <p>1999年 「日本精神保健福祉士協会」へ名称変更</p> <p>2004年 「社団法人日本精神保健福祉士協会」設立許可（6月1日付）</p> <p>2008年4月 生涯研修制度スタート</p>
事業	<p>(1) 精神障害者等の精神保健福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関する事業 障害者権利条約の情報提供や権利擁護に関するシンポジウムの開催、精神保健福祉士派遣事業の実施など</p> <p>(2) 精神保健福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業 生涯研修制度基本要綱に基づく研修の基幹研修、養成研修、課題別研修の実施、「研修センター」の設置及び運営など</p> <p>(3) 精神保健福祉士の倫理及び資質の向上に関する事業 倫理委員会や日本精神保健福祉学会の設置、全国大会・学術集会の開催、機関誌「精神保健福祉」及び構成員誌「PSW通信」の発行、国家試験の解答速報の作成など</p> <p>(4) 精神保健福祉士の資格制度の充実発展並びに普及啓発に関する事業 資格制度の充実発展や職域拡大に向けた要望活動、診療報酬改定に向けた情報収集・分析、精神保健福祉士及び精神保健福祉に関する情報を掲載したホームページの運営など</p> <p>(5) 精神保健福祉及び精神保健福祉士に関する調査研究に関する事業 各種委員会等の設置、精神保健福祉等に関する関係機関・団体が行う調査研究への協力など</p> <p>(6) 国内国外の社会福祉専門職団体やその他の関係団体との連携に関する事業 国内の社会福祉に係る関係団体との連携、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）への加盟及び国際会議へ</p>

	<p>の参加、その他関係団体との連携など</p> <p>(7) その他の事業</p> <p>精神保健福祉士の入会促進及び組織率の向上、精神保健福祉士全国統一模擬試験の開催、精神保健福祉士養成をはじめとした精神保健福祉に関する書籍等の編集など</p>
<p>会員</p>	<p>本協会の会員は、次の4種とし、正会員及び準会員（以下「構成員」という。）をもって民法上の社員とする。</p> <p>2009年8月現在の組織率は20%である。</p> <p>(1) 正会員</p> <p>精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）（以下、この定款において「法」という。）第28条の規定により精神保健福祉士の登録を受けた者及び大学等で精神保健福祉士の養成及び研究に従事する者であって、本協会の目的に賛同して入会した者。</p> <p>※2004年11月に制定された「社団法人日本精神保健福祉士協会構成員規則 第2条」により、「正会員のうち、『大学等で精神保健福祉士の養成及び研究に従事する者』については、本協会設立以前から、日本精神保健福祉士協会会員であった者に限る」としている。</p> <p>(2) 準会員</p> <p>本協会設立以前から、精神病院その他の施設において精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う業務に従事する者であって総会が別に定める基準によって入会したものの。</p> <p>(3) 賛助会員</p> <p>本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体。</p> <p>(4) 名誉会員</p> <p>本協会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者。</p>
<p>苦情申立システムについて</p> <p>組織</p> <p>2. 生涯研修制度について</p> <p>(1) 基幹研修</p>	<p>「社団法人日本精神保健福祉士協会苦情処理規程」がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在46都道府県に支部がある。 基幹研修Ⅰは、実施可能な都道府県精神保健福祉士協会等（以下、「都道府県協会」という。）に委託している。 <p>協会への入会からの経過年数に応じた積み上げ式の研修で、構成員を対象とする。</p> <p>[基礎研修]</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標：本協会の歴史及び精神保健福祉士の基本的な知識と倫理観等の獲得。 入会時に配布する「構成員ハンドブック」を活用した自主学習。

<ul style="list-style-type: none"> • レポート提出などは義務付けていない。 <p>[基幹研修Ⅰ]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 目標：本協会の歴史と役割、精神保健福祉士の価値と倫理、精神保健福祉士の活動領域と実践の実際を学び、専門職としての主体性を考える機会とするとともに、精神保健福祉士の基本的な「社会的責務」について理解する。 • 入会3年未満に受講（ただし、入会前でも次年度の入会を条件に受講可能）。 • 実施主体：各都道府県精神保健福祉士協会で開催。ブロック開催も可能。 • 2008年度は、40県31箇所で開催した。 • 研修時間：90分×4コマを基本の研修として行い、1コマが90分以上に増える分には構わない。 • 90分×4コマの研修に加えて各都道府県協会でのオリジナルの研修を実施しても構わない。 • 研修の委託契約は年度単位とし、都道府県協会からの契約解除の申し出がない限り更新を行う。研修事業実施計画書は、毎年提出する。 • テキスト：「生涯研修制度共通テキスト（全3巻）」を本部から都道府県協会へ3セット配布（初年度のみ）。 • 受講者がテキストを購入しているかどうかを、会員管理に入れて管理している。 • 都道府県協会が提出する研修事業実施計画書のプログラムには、基本の研修部分として、本協会が指定する科目が入っていることを原則とする。 • 基幹研修Ⅰ 参加費：各都道府県協会を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 目標：日常的な実践を専門性に基づく視点から再点検し、他職種等との連携・協働における精神保健福祉士としての知識・技術の発揮に役立てるための自己研鑽に努める意識付けを行う。 • 入会3年度以上で、基幹研修Ⅰを修了後、概ね3年以内であること。 • 実施主体：本協会主催 • 定員数：50名 • 研修時間：90分×4コマを基本の研修として行う。 • 開催県：東京都、宮城県、福岡県の3会場で実施（2009年度） • 2008年度は2回開催し、2009年度は3回開催する。 • 本協会作成のシラバスに基づき共通テキストを活用したプログラム。 • 基幹研修Ⅱ 参加費：5,000円 <p>[基幹研修Ⅲ]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 目標：職場の内外における関係多機関・多職種との協働におけるリーダーシップの発揮や後進の育成とともに
--	---

に、制度政策の成立背景を理解し、ソーシャルアクションにつなげる視点を醸成する。

・ 基幹研修Ⅱを修了後、概ね3年以内の者。

・ 実施主体：本協会主催

・ 定員数：80名

・ 研修時間：90分×4コマ、180分×1コマを基本の研修として行う。

・ 開催県：東京都、宮城県、福岡県の3会場で実施（2009年度）

・ 2008年度は2回開催し、2009年度は3回開催する。

・ 本協会作成のシラバスに基づき共通テキストを活用したプログラム。

・ 基幹研修Ⅲを修了すると、本協会の「研修認定精神保健福祉士」となる。

※認定は、精神保健福祉士の有資格者のみを対象とする。

・ 基幹研修Ⅲの修了時に「研修認定精神保健福祉士認定証、個人票（書式）、個人票返信用封筒」を配布する。個人票は、各種委員会の委員委嘱等、本協会の事業に構成員が参加する際の参考になっている。

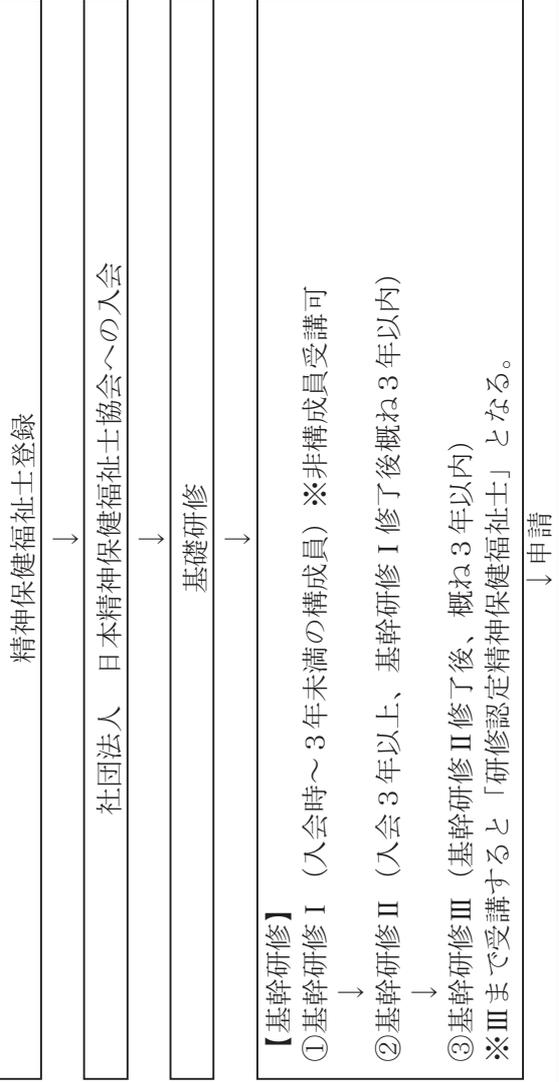
・ 研修講師の要件は、研修認定精神保健福祉士であることが望ましいとしている。

※基幹研修に関してはすべてに該当する。

・ 基幹研修Ⅲ 参加費：6,000円

[更新研修]

・ 「研修認定精神保健福祉士」の質を担保するために、5年ごとに実施し、修了者は認定を更新する。



	<div style="text-align: center;"> <p>↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">研修認定精神保健福祉士</div> <p>↓</p> <p>更新</p> <p>↑</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">更新者向け研修（基幹研修Ⅲの講義2、3の受講）※5年ごとの更新</div> </div>
<p>(2) 課題別研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹研修修了の有無は問わず、時宜に合った社会的要請の高いテーマで実施する。構成員を対象とするが、テーマにより非構成員にも対象を拡大する。 ・生活保護と精神障害者支援、ケアマネジメント、認知症、アルコール関連問題、災害時ケア、虐待、障害者自立支援法、診療報酬改定、自殺予防、各種領域・法制度から必要に応じ実施している（各種補助金事業や他団体との共催も含む）。
<p>(3) 養成研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本協会における各種事業への参画を期待し、特定のテーマに基づくエキスパートを養成する研修である。受講要件は、研修認定精神保健福祉士であることとし、養成テーマごとに所定経過年数を満たすことが別途必要である。 ・「研修認定精神保健福祉士」は、「認定成年後見人養成研修」の受講が可能となり、更新2回目で、「認定スーパーバイザー養成研修」の受講が可能となる。 ・[認定成年後見人養成研修] ・4日間で開催する。 ・研修修了者で実際の成年後見活動を行う者（予定も含む）は、認定成年後見人ネットワーク「クローバー」に名簿登録をする。 ・2008年度は、69名が受講し29名が名簿登録を行った。 ・継続研修の受講を義務付けている。 ・認定成年後見人養成研修参加費：20,000円、成年後見ネットワーク「クローバー」年間登録料：5,000円 ・[認定スーパーバイザー養成研修] ・定員：10～20名で設定している。 ・養成期間は1年間である。3日間及び1日の集合研修への参加と、スーパービジョンの実践に関するレポート提出を要する。 ・2009年度が、5回目の開催となり、現在までに40名が認定されている。 ・認定された者は名簿登録され、協会で隔月発行している「研修センターだより」で名簿を公開している。 ・入会から認定まで10年を想定している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・養成研修受講時には、スーパービジョンの実践経験がなくなっても受講できるが、5年後の更新時には実践経験が必要になる。 ・認定は5年ごとの更新制で、5年以内の更新研修の受講を要する。 ・受講要件：研修認定精神保健福祉士であること 精神保健福祉分野におけるソーシャルワークの実務経験が10年以上であること 基幹研修Ⅲを受講し修了していること（※読替による修了は認められない） 当年度までの会費を納入していること ・認定スーパーバイザー養成研修参加費 23,000 円、登録料 15,000 円 <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">基幹研修Ⅲ 修了</div> ↓ 申請 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">研修認定精神保健福祉士</div> → 受講可能 → <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">認定成年後見人養成研修</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">研修認定精神保健福祉士（更新 1 回目）</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">研修認定精神保健福祉士（更新 2 回目）</div> → 受講可能 → <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">認定スーパーバイザー養成研修</div> </div>
<p>読替認定申請</p> <p>3. 研修認定精神保健福祉士資格認定について</p> <p>認定レベルの設定（基準作り）</p> <p>認定証の発行と登録の仕方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・後掲「生涯研修制度『基幹研修』移行措置チャート」参照 ・職場内の後進の指導に加え、チームアプローチ、地域との連携、多分野との連携等、所属機関の枠を超えたソーシャルワーク実践を行える精神保健福祉士。 ・精神保健福祉士の現場が未だ少数職場であり、就職後短期間に役職となることも多いため、上記基準を早期に満たし、協会活動や後進育成等にも参画できる者を卒後に養成する観点から入会より3年度以上で認定者となる仕組みとした。 ・基幹研修Ⅰの修了証の発行について 基幹研修Ⅰについては、非構成員を含む修了者全員へ配布。ただし本部にて履歴管理をするのは構成員のみとする。

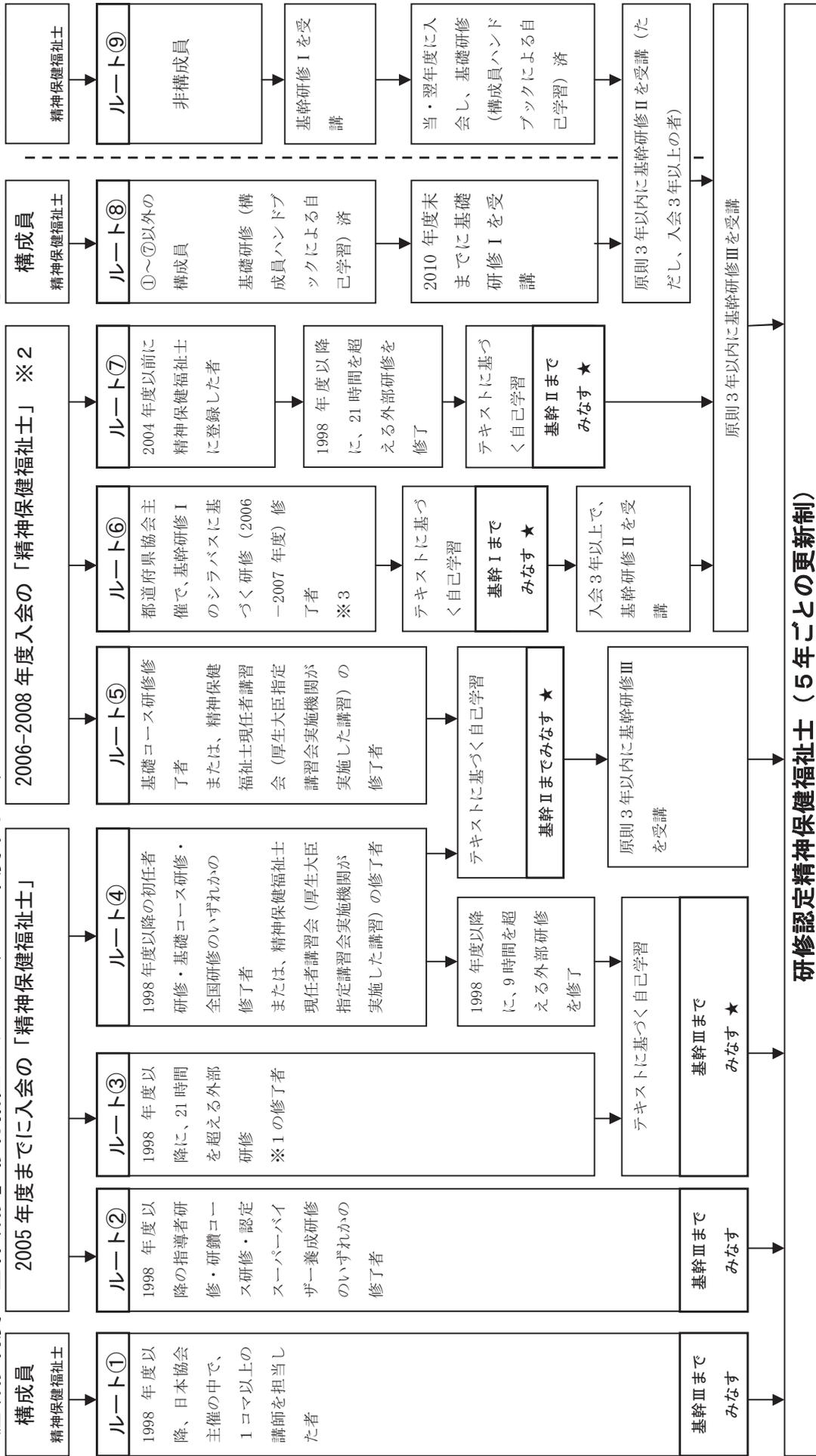
	<p style="text-align: center;"> 基幹研修Ⅰ修了 → 閉講式にて修了証書を発行 ↓ 基幹研修Ⅱ修了 → 閉講式にて修了証書を発行 ↓ 基幹研修Ⅲ修了 → 閉講式にて「研修認定精神保健福祉士認定証書」を発行 ※「研修認定精神保健福祉士シール」及び得意とする実践・研究領域や各種活動への参画状況を記載する「個別票様式」を添付。 </p>
<p>4. 研修認定精神保健福祉士の更新について</p> <p>研修のポイントの方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイント制は設けてはいない。更新研修修了をもって更新を行う。 ・他で研修受講や、論文発表等を行っても、本協会の研修を受講しなければならぬというのが、当初の理念である。 ・4年後には、3,000人が研修を受講するようになるので、実施体制など実務的な対応を検討中。
<p>研修の内容</p> <p>研修のレベル設定</p> <p>再入会した場合 手続き費用</p> <p>5. 制度の運営・管理について</p> <p>研修修了履歴管理について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・制度発足当初のシラバス上では、更新者向け研修（基幹研修Ⅲの講義2・精神保健福祉制度・政策論および演習の受講）※5年ごとの更新 ・準備のための委員会は、本協会構成員である学識者と従前の研修委員で構成した。 ・更新研修のレベル設定は現在検討中である。 ・一度退会をしての再入会の場合は、最初からのスタートとなる。休会制度は現在のところ設けてはいない。 ・更新手続きに係る経費の取扱いについては別途検討中。
	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員が本協会において修了した研修の履歴を会員管理システムと連動させて行うもので、2009年度からシステムを整備途上である。2008年度は、構成員に過去の本協会における研修修了履歴を通知するとともに、今後の研修修了履歴を会員自身でも管理するための「研修修了履歴管理シート」を全員に配布した。なお、ここで管理される履歴は、本協会を退会した段階ですべて破棄となる。 ・非構成員が、基幹研修Ⅰを修了してから翌年度までに入会した場合、本人からの申請があれば、研修履歴として登録する。しかし、修了後、2年が経過しても入会しない場合は基幹研修Ⅰの修了履歴は本協会では活用しない。

<p>広報等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> すべての研修会の開催案内を、研修センターより「Start Line」および本協会ホームページに掲載している。 基幹研修Ⅰの実施時期、定員、開催場所の公開について 都道府県協会から提出される「研修事業実施計画書」に基づき、①実施時期、②定員、③開催場所を、本協会のホームページに掲載している。
<p>書類の保管やシステム管理について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基幹研修Ⅰの「研修事業委託契約書」より（甲：委託者である本協会、乙：受託者である都道府県協会）（書類の保管） <p>第11条 乙は、この委託費を他の経費と区別して経理するとともに、委託費の収支を明らかにする帳簿を備えるほか、その証拠書類を委託事業終了後5年間整理保管するものとする。</p> <p>(報告書の提出)</p> <p>第12条 乙は、委託事業の終了した日から起算して60日以内に、研修実施報告書（以下「報告書」という。）（様式3）を作成し、必要書類と併せて、甲に報告するものとする。</p> <p>2 乙は、前項で提出する報告書及び必要書類の写しを事務所に備え付けるものとする。</p>
<p>事務局の運営体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務局内に「研修センター」を設置し、センター長（常勤理事）1人、事務局員2人で運営をしている。
<p>会費</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本協会：入会金 5,000 円、年会費 15,000 円 都道府県協会：各都道府県協会で定めている。概ね 3,000～6,000 円。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県協会では、本協会に入会していることを原則としているところもある。 都道府県支部と都道府県協会との関係：本協会の都道府県支部は、本協会の構成員を都道府県毎に組織した内部機関であり、本協会の事業及び組織運営のために設置している。本協会への入会により、本協会の構成員であると同時に都道府県支部の会員になる。一方、都道府県協会は、都道府県を単位として、それぞれ固有の会則等により設置運営されている団体である。設立の経緯や時期、背景もさまざまで、また、精神保健福祉士を正会員とする団体から、精神保健福祉士を含む精神科領域に勤務するソーシャルワーカーを会員とする団体など、会員要件も異なっている。多くの都道府県協会が都道府県支部の運営や事務局機能を担っている。また、本協会が都道府県単位で実施する事業（研修や全国統一模擬試験等）の委託や相互の情報交換・共有、入会促進などの連携を図っている。

(ヒアリング調査日：2009年8月28日)

生涯研修制度「基幹研修」移行措置チャート（2008年度末まで）

★のついた「みなし」による研修修了には申請が必要です。



※1 「外部研修」とは、都道府県協会主催の研修をはじめ、各精神科病院協会、各医療社会事業協会、国立精神・神経センターなど、精神保健福祉関連の他団体による研修を指す。学会はこれに含まない。

※2 2008年度末までの入会手続き者を含む。

※3 2006～2007年度に、山形県、神奈川県、新潟県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県の精神保健福祉士協会が実施した基幹研修Ⅰに相当する研修を受講した構成員。

財団法人 日本臨床心理士資格認定協会	
団体名	
1. 団体の概要	
資格認定制度の開始	<ul style="list-style-type: none"> 心の専門家である「臨床心理士」の資格認定制度は、日本では1953年に、衆・参両議会で「カウンセラー設置に関する建議」として国会決議がなされた。 1988年に日本臨床心理士資格認定協会を設立し、臨床心理士の資格認定を開始。（財団法人格の取得は1990年） 2009年現在の臨床心理士会の組織率は、87%である。 <p>※「日本臨床心理士資格認定協会」は、臨床心理士の資格認定並びに資格更新に関わる業務を行う文部科学省認可の財団法人。「日本臨床心理士会」は、資格認定協会の認定する臨床心理士資格をもつ会員からなる職能団体。「日本心理臨床学会」は、心理臨床に関する活動のための研究、研修、活動支援を行う学術団体。</p>
認定協会の業務	<ul style="list-style-type: none"> 認定協会の業務は、有能な心の専門家「臨床心理士」の資格審査をいかに適正に実施するかに主題がある。1988年12月に第1号の臨床心理士が誕生して以来、今日まで19年間(2007年4月現在)に16,732名の臨床心理士を世に送り出している。資格審査は、年に一度、一次試験の筆記試験と二次試験の口述面接試験が例年10月から12月にかけて実施され、毎年約3,000名が受験している。一次試験の合格率は60%前後である。 「臨床心理士の倫理に関する業務」 臨床心理士の倫理綱領の遵守に関するもので、認定協会には平成2年8月以降、倫理委員会が組織され、臨床心理士の専門業務が適正に行われているかどうか常に留意されている。 また、一般の方々から臨床心理士について質問がある場合、事務局に文書で問い合わせる。 「指定大学院の審査」 臨床心理士を養成するための大学院修士課程の充実を促進するために、1996年度から大学院指定審査委員会が設置されている。指定制度は、大学院修士課程の臨床心理学専攻コースをモデルとする指導教員、心理臨床訓練施設等の一定条件を満たす大学院修了者に臨床心理士の資格審査受験資格を与えるもので、2006年度までに156の大学院が指定されている。例年、指定審査のための説明会が7月に開かれ、当該年度の1月15日までに指定申請を受け付け、大学院指定審査委員会で審査される。翌年度の5月頃までに文部科学省の助言も得ながら結論が出される。 「大学院協議会にかかわる業務」 臨床心理士養成に関する指定大学院ならびに専門職大学院相互の情報交換と大学院教育体制の充実を図るために「日本臨床心理士養成大学院協議会」が組織されている。なお、この協議会の事務局は当分の間、財団法人日本臨床心理士資格認定協会事務局内に設けられている。

<p>受験資格基準</p>	<p>平成21年度における資格審査では、以下のスケジュールにより、7種(イ)～(ト)の受験資格基準いずれかに該当する者で、かつ、これらに関する所定の必要証明資料を提出できる者について実施される。</p> <p>(イ) 本協会が認可する第1種指定大学院(修了後の心理臨床経験不要)を修了し、受験資格取得のための所定条件を充足している者…「新1種指定校」という。</p> <p>(ロ) 本協会が認可する第1種指定大学院を修了し、修了後1年以上の心理臨床経験を含む受験資格取得のための所定条件を充足している者…「旧1種指定校」という。</p> <p>(ハ) 本協会が認可する第2種指定大学院を修了し、修了後1年以上の心理臨床経験を含まず受験資格取得のための所定条件を充足している者…「新2種指定校」という。</p> <p>(ニ) 本協会が認可する第2種指定大学院を修了し、修了後2年以上の心理臨床経験を含まず受験資格取得のための所定条件を充足している者…「旧2種指定校」という。</p> <p>(ホ) 学校教育法に基づく大学院において、臨床心理学又はそれに準ずる心理臨床に関する分野を専攻する専門職学位課程を修了した者…「専門職大学院」という。</p> <p>(ヘ) 諸外国で上記(イ)又は(ハ)のいずれかと同等以上の教育歴及び日本国内における2年以上の心理臨床経験を有する者。</p> <p>(ト) 医師免許取得者で、取得後2年以上の心理臨床経験を有する者。</p> <p>※「心理臨床経験」：教育相談機関、病院等の医療施設、心理相談機関等で心理臨床に関する従業者(心理相談員、カウンセラー等)としての勤務経験。なお、有給を原則とするので、「ボランティア」「研修員」等は認められない。また、大学、大学院修士課程(博士課程前期)在籍中の経験はこれに該当しない。</p>
<p>資格審査の実施方法</p>	<p>資格審査は毎年秋に1回実施される。審査内容は、臨床心理士として必要な臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理的地域援助及びそれらの研究調査等に関する基礎的知識及び技能について審査をする。審査は以下の要領で実施される。</p> <p>1. 試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験は以下の一次試験、二次試験に分れて行われる。 <ul style="list-style-type: none"> a. 筆記試験(一次試験) <ul style="list-style-type: none"> ・筆記試験は100題の設問(多肢選択法、マークシート方式)、および定められた字数の範囲内で論述する小論文の2種の試験からなる。ただし、専門職学位課程修了者は、小論文は課さない。 ・マークシートの結果で二次試験を受けるものを選出する。70%(約2,100名)を合格させる。 ・論文審査は、2,100名の論文を2名の審査委員で査読する。

	<p>b. 口述面接試験(二次試験)</p> <ul style="list-style-type: none"> 口述面接試験は多肢選択法(マークシート)による筆記試験の成績が一定の水準に達している人に対してのみ行い、2名の面接委員により実施される。 面接は、臨床心理士としての志や、対人援助をしてゆくためのパーソナリティーの部分を見てゆく。 面接は、A～Dの4段階評価で行い、AとDをつけた場合にはもう一度査読する。 面接委員は、約150名を準備する。面接委員には、事前に誰の面接を行うのか事前に知らせる。自分の担当の中に知人がいる場合には、別の審査委員に変更する。 <p>2. 審査</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査は筆記試験(マークシート・小論文)および口述面接試験の結果を総合的に判断して行われる。 面接審査は、面接官2名、受験生1名で行う。
<p>2. 資格認定について 審査委員会の形態、審査委員の選定について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資格審査委員は、「資格審査委員任用規定」によって選出された、資格審査委員12名によって構成されている。委員の任期は1年とし、再任は妨げない。委員の互選により委員長、副委員長各1名を選出する。 審査委員会は年2回開催する。 審査委員会の業務 ①資格審査の適正な実施 ②筆記試験問題の作成とその実施および評価 ③5年ごとに実施する「臨床心理士」資格の再確認
<p>3. 更新について 更新手続きについて</p>	<p>更新手続きは、資格の発効日から5年ごとに行われる。具体的には、それぞれの5年を経過するまでに、下記の①～⑥の研修等のうち①、②のいずれかを含めた3項目以上にわたって参加(発表)し、計15ポイント以上を取得していただければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本協会が主催する「臨床心理士のための研修会」「心の健康会議」等への参加 ②日本臨床心理士会が主催する「全国大会」及び地区または都道府県単位の当該臨床心理士会が主催して行う「研修会」等への参加 ③本協会が認める関連学会での諸活動への参加 ④本協会が認める臨床心理学に関するワークショップまたは研修会への参加 ⑤本協会が認めるスーパードバイジー経験 ⑥本協会が認める臨床心理学関係の研究論文の公刊及び著書の出版

登録者のうち、どのくらい更新するか (割合)	更新率は、ほぼ 100%である。
(1) ポイントの設定について ポイントのカウントの仕方 (ポイントの基準)	<p>「平成 18 年度版 臨床心理士関係例規集」より</p> <p>①本協会が主催する「臨床心理士のための研修会」、「心の健康会議」への参加 研修会：講師参加…4 P、発表者…4 P、受講者…3 P 健康会議：シンポジスト・指定討論者・司会者…3 P、参加者…2 P</p> <p>②日本臨床心理士会が主催する「全国大会」、及び地区または都道府県単位の当該臨床心理士会が主催して行う「研修会」への参加</p> <p>全国大会：口頭発表…4 P、シンポジスト・指定討論者・司会者…3 P、参加者…2 P ワークショップ：講師参加…4 P、発表者…4 P、受講者…2 P 研修会：年 6 回以上開催の研修会へ 1 年間の継続参加者…4 P</p> <p>③本協会が認める関連学会での諸活動への参加</p> <p>年次大会：口頭発表…4 P、シンポジスト・指定討論者・司会者…3 P、参加者…2 P ワークショップ：講師参加…4 P、発表者…4 P、受講者…2 P 研修会：年 6 回以上開催の研修会へ 1 年間の継続参加者…4 P 研究誌、機関誌への研究論文の発表：原著…10 P、小論文…6 P</p> <p>共著の場合は、その著者数で除したポイントを各自取得する。 学会等で論文の趣旨を口頭発表して、ポイントが既に取得されている場合は、原著…7 P、小論文…3 Pとする。</p> <p>④本協会が認める臨床心理学に関するワークショップまたは研修会への参加</p> <p>ワークショップ：講師参加…4 P、発表者…4 P、受講者…2 P 研修会：年 6 回以上開催の研修会へ 1 年間の継続参加者…4 P</p> <p>⑤本協会が認めるスーパーバイザー経験</p> <p>スーパービジョンの開始及び終了時に所定の報告書を本協会事務局に提出したもの…3 P</p> <p>⑥本協会が認める臨床心理学関係の著書の出版</p> <p>原著に準ずるもの…12 P、その他…10 P 講座等の場合は、各巻を一冊として評価する。 共著の場合は、その著者数で除したポイントを各自取得する。</p>
各ポイント配分の上限	ポイントの上限は設けていない。

(2) ポイント獲得ができない場合	5年で15ポイントを獲得できない場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイントが足りない場合（1年未満の延期を必要とする場合）には、レポート（ケース研究）を提出しポイントにする。レポートは、400字詰原稿用紙30枚以上40枚以内に、自験例のケース研究論文を延期事由に添えて申請する。 ・更新を延長する場合は、海外への留学等または出産・育児、病氣、家族の介護等の事実（期間も含む）を証明する資料を添えて、最大2年まで延長できる。しかし、2年延長した場合の次の更新は3年後になる。
特例措置について	指定大学院の指導者が、申請ができなかった場合に、特例措置で申請を認めた例が過去に3件ある。	<p>(3) スーパービジョンについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパーバイザーは、162校ある指定大学に登録をした人からスーパーバイザーを受ける。5年間でトータル300時間のスーパービジョンを受ける。1事例につき4ポイントになる。 ・スーパーバイズすることはポイントにはならない。
(4) 手続きについて	手続きに必要な提出書類について	<ul style="list-style-type: none"> ・資格審査申請書類 申請書類は1セット1,500円。郵便局備付の振替用紙を用い、指定の口座に送金する。送金してから1週間から10日で申請書類が届き手続をする。 ・提出書類： <ul style="list-style-type: none"> a. 資格更新手続書 b. 継続研修機会実績報告一覧表 c. 継続研修記録簿（証明書・領収書等のコピーを任意の用紙に貼付したもの） d. 資格更新受付票（提出書類の受領ハガキ：手続料送金控えのコピーを貼付） e. 現資格登録証明書（免許証サイズのIDカード） f. 顔写真1枚 ・研修に参加した場合は、参加証明書、領収書を添付して申請を行う。
手続きに必要な費用について	4. 協会のシステムについて	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得：50,000円 ・資格更新：20,000円 <p>※更新申請が認められない場合は、手数料5,000円を差し引いて返金をする。</p>
認定における事務処理上の課題について	更新制度の内容変更について	<p>事務局体制は、事務局4名で運営しており、申請から認定までの事務作業を行っており、人材が不足している。</p> <p>来年の初めに改訂を予定している。</p>

(ヒアリング調査日：2009年8月31日)

2009年度 専門社会福祉士研究委員会 委員名簿

(敬称略、五十音順)

(◎は委員長)

専門社会福祉士研究委員会

本委員会委員 (13名)	
氏名	所属
大橋 謙策	日本社会福祉教育学校連盟、日本社会事業大学
岡田 まり	立命館大学
木下 大生	のぞみの園
笹岡 真弓	日本医療社会事業協会、文京学院大学
潮谷 有二	長崎純心大学
白澤 政和	日本社会福祉士養成校協会、大阪市立大学
鈴木 五郎	日本ソーシャルワーカー協会
鈴木 智敦	名古屋市総合リハビリテーションセンター
武居 敏	全国社会福祉施設経営者協議会
竹中 秀彦	日本精神保健福祉士協会
栃本 一三郎	上智大学
◎橋本 正明	至誠ホーム、立教大学
松山 茂樹	新潟医療福祉大学
オブザーバー	
氏名	所属
諏訪 徹	厚生労働省社会・援護局

専門社会福祉士研究委員会企画調整委員会

企画調整委員会委員 (5名)	
氏名	所属
木下 大生	のぞみの園
潮谷 有二	長崎純心大学
◎鈴木 智敦	名古屋市総合リハビリテーションセンター
松山 茂樹	新潟医療福祉大学
山村 睦	天竜厚生会
オブザーバー	
氏名	所属
諏訪 徹	厚生労働省社会・援護局
村尾 俊明	

専門社会福祉士研究委員会作業委員会

作業委員会委員（10名）	
氏名	所属
沖倉 智美	大正大学
鹿嶋 隆志	大分共同社会福祉士事務所 鹿嶋隆志社会福祉士事務所
川上 富雄	駒沢大学
◎木下 大生	国立のぞみの園
白戸 一秀	旭川大学
関 秀司	早稲田速記医療福祉専門学校
高野 八千代	魚野の家
榎木 博之	身延山大学
保正 友子	立正大学
松永 公隆	長崎純心大学

専門社会福祉士研究委員会担当事務局

氏名	所属
山村 睦	日本社会福祉士会会長（*本委員会についてののみ）
小笹 知彦	日本社会福祉士会事務局
北村 裕美子	日本社会福祉士会事務局
北村 毅	日本社会福祉士会事務局

専門社会福祉士認定システム構築にむけた基礎研究事業報告書

2010年3月

社団法人 日本社会福祉士会 専門社会福祉士研究委員会

独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」助成事業



社団法人 日本社会福祉士会

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2F

TEL 03-3355-6541 FAX 03-3355-6543

<http://www.jacsw.or.jp/>